

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

第一節 昇格

一三四— 東洋大学設立認可申請書

[昭和三年一月二〇日]

大学設立認可申請

今般大学令第八条ニ依リ昭和三年四月一日ヲ以テ東洋大学ヲ設立致度候ニ付御認可相成度別紙大学規程第一条ノ事項並ニ副申書相添ヘ此段及申請候也
昭和三年一月二十日

東洋大学財団理事 中島徳蔵
文部大臣 水野鍊太郎殿

[別紙]

要項

一、大学ノ名称 東洋大学

二、学部ノ種類及名称 文学部

三、研究科及大学予科ノ設否 研究科及大学予科ヲ設置ス

四、学則 別冊ノ通り

五、位置及校地

(一) 位置 東京府東京市小石川区原町十七、十八番地

(二) 校地 地質第四紀古層洪積層

(三) 面積 參千九百六拾六坪余

(四) 附近ノ状況 近隣邸宅地閑静ニシテ修学ニ適ス

(五) 図面 別紙ノ通り

(六) 飲用水 水道

六、校舎ノ図面及建設ノ設計 別紙ノ通り

但シ其内容ニ関スル事項左ノ如シ

(イ) 既設校舎

(ロ) 総坪数 七百四坪

(二)教室数 拾六 四百拾坪

(四)新設計画

第一期 校舍延坪四百九拾坪五合七勺二才

教室十四 三百五十八坪五合

昭和三年七月迄ニ完成ノ予定

第二期 図書館延坪百八坪 閱覽室延坪百一

十坪

昭和三年十二月迄ニ完成ノ予定

七、学部及大学予科在学者定数

一、学部 三六〇名

一、大学予科 二四〇名

八、学部及大学予科教員数

学部専任十五名 兼任十四名

予科専任十六名 兼任六名

別紙ノ通り

九、大学予科、学部及研究科開設ノ期日

(イ)大学予科 昭和三年四月一日

(ロ)学 部 昭和四年四月一日

(ハ)研究科 昭和七年四月一日

十、經費及維持ノ方法

左ノ如シ

一、東洋大学財団基本金ヨリ生ズル果実ヲ以テ之ニ

充ツルコト

二、本学ノ諸収入ヲ以テ之ニ充ツルコト

三、雑収入ヲ以テ之ニ充ツルコト

以上ノ収入ヲ以テ本学ヲ經營維持スルモノトス、之

ニ関スル收支予算ハ別項ニ之ヲ詳記セリ

学則(別冊ノ通り)

一、学級編成予定表

部 科	学 部	学 年		昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
		第一年度	第二年度				
大学予科	学 部	第一年度	第二年度	三組一二〇名	三組一二〇名	四科一二〇名	四科一二〇名
		第三年度	計	三組一二〇名	三組一二〇名	四科一二〇名	四科一二〇名
大学予科	学 部	第一年度	第二年度	六組二四〇名	四科三六〇名	四科四八〇名	四科六〇〇名
		第三年度	計	三組一二〇名	三組一二〇名	三組一二〇名	三組一二〇名

備考 大学予科第二学

年ハ専門学校令ニ拠

ル東洋大学大学部印

度哲学倫理学科予科

第一学年ノ修了者ヨ

リ試験ノ上収容編成

スルモノトス

二、敷地及建物図面 別紙ノ通り
 (一)敷地 參千九百六拾六坪一合二勺
 千式百五拾五坪五合三勺

内訳

式百參拾八坪〇五勺 表通り貸地
 式千四百七拾式坪五合四勺 本学使用
 京北中学校及京 北実業学校使用

内三百二十五坪二合八天野
 源七尺ヨリ借地、ソノ貸借
 契約書写ハ別紙ノ通り

(二)建物

(イ)既設建物 小石川区原町十七番地所在

種類	一階坪数	室数	二階坪数	室数
木造瓦葺二階建一棟	四十二坪五合	三十八坪、学生控室 十八坪、教授室	四十二坪五合	三十八坪二合五勺、教 場一室
木造瓦葺二階建一棟	九十三坪七合五勺	二十九坪七合(事務室 五勺) 職員室 八坪七合五勺、社会事業科 研究室	九十三坪七合五勺	四十五坪五合、教場一室 十五坪七合五勺、教場一 室 十七坪五合、教場一室 四坪、学長室
木造瓦葺平家一棟	四十九坪五合	六坪二合五勺、応接室 十五坪七合五勺、教場二室 十四坪、教場一室	三十二坪	十二坪、書庫
鉄筋コンクリート造 並ニ木造瓦葺二階建 一棟	八十四坪五合	四十坪、教場一室 十二坪、書庫	六十坪七合五勺	二十坪、閱覽室 三十八坪、教場一室 十五坪七合五勺、教場 一室
木造瓦葺二階建一棟	六十坪七合五勺	二十五坪七合五勺、閱覽室 十四坪、教場二室 十五坪七合五勺、教場一室	七十二坪	六十坪、教場一室
木造瓦葺二階建一棟	七十二坪	三十坪、教場一室 二十坪、教場一室	七十二坪	六十坪、教場一室
計	四百參坪	參百十七坪七合五勺	參百一坪	二百六十六坪七合五勺

総計 延坪七百四坪、五百八十四坪五合、式拾六室

教場、四百十坪、十六室 (内四十五坪五合、三室、京北中学校使用)
書庫、二十四坪、二室

閲覧室、四十五坪七合五勺、二室
教授室、十八坪、一室

内訳 事務室、職員室、二十九坪七合五勺、一室

社会事業科研究室、八坪七合五勺、一室

応接室、六坪二合五勺、一室

学長室、四坪、一室

学生控室、三十八坪、一室

(ロ)新設計画分 階段廊下其他百十九坪五合

第一期工事、昭和三年七月迄ニ完成ノ予定

一、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟

一階 百七十七坪七合八勺四才、六室、三十六坪 教室

三十坪、三十坪、二十二坪五合、十八坪、十五坪 研究室兼教室

二階 百七十六坪七合三勺六才、六室、三十六坪 教室

三室、十二坪 事務室、教授室、学長室

三階 百三十四坪三合七勺九才、五室、十八坪 教室

室、二十二坪半 教室

塔家 二坪三合三勺三才

計 延坪 四百九十坪五合七勺二才、十七室、内教場十四室

三百九十四坪五合

外 休憩室 六坪
廊 一下其他 五拾三坪二合三勺九才
階段四個 三十四坪五合

第二期工事、昭和三年十二月迄ニ完成ノ予定

一、鉄筋コンクリート造三階建書庫

一階 三十六坪 一室

二階 三十六坪 一室

三階 三十六坪 一室

計 延坪 百八坪、三室、書冊拾万冊収容ノ予定

一、木骨鉄網モルタル塗造二階建図書閲覧室

一階 六十坪、事務室十八坪、研究室十八坪、新聞室六坪半等

二階 六十坪、閲覧室四十八坪、カタログ室七坪

計 延坪 百二十坪

内訳 閲覧室 四十八坪

カタログ室 七坪五合

事務室 十八坪

研究室 六、四、四、四ノ四室十八坪

新聞室 六坪五合

手洗所 一坪、外一ヶ所

内訳 手洗所 一坪、外一ヶ所

玄関広間 六坪
階段 九坪
廊下 六坪

三、教室図面 別紙ノ通り
(一)坪数 七百六十五坪五合

内 四百十坪既設
三百五十八坪五合未設

(二)室数 参拾 十三室、専門部用

内 三室、京北中学校用

十四室、学部及予科用

四、大学設立後ノ教室配当図対照表

部 科	学年		昭和三年度教室番号	昭和四年度教室番号	昭和五年度教室番号	昭和六年度教室番号
	第一学年	第二学年				
学 部	(第一年)	(第二年)	(回)七、十、十一 (回)十二、十三、十四	同 上	同 上	(回)一、二、三、四、 五、六、八、九
	(第二年)	(第三年)				
大学予科	第一学年	第二学年	(回)七、十、十一 (回)十二、十三、十四	同 上	同 上	(回)一、二、三、 四、五、六

五、校舎内訳表

一、学部教室 十四室 三百五十八坪五合

第一年(昭和四年度) (回)第一、二、三、四、五、

六、八、九室 二百二十三坪五合

第二年(昭和五年度) (回)第十二、十三、十四室 六

十三坪(第一年分ニ加ヘテ)

第三年(昭和六年度) 第一乃至十四室 参百五十八

坪五合

一、大学予科教室 (甲)昭和四年度迄、六室 百参十五坪

教室番号 坪 数

(回)七 三十六坪

(回)十 十八坪

(回)十一 十八坪

(回)十二 二十二坪半

(回)十三 十八坪

(回)十四 二十二坪半

年 級 別

大学予科第一学年一ノ組

同 二ノ組

同 三ノ組

大学予科第二学年一ノ組

同 二ノ組

同 三ノ組

教室番号	坪数	年級別
(イ)七	三十八坪	大学予科第一学年一ノ組
(イ)十二	十五坪七合五勺	同 二ノ組
(イ)十三	十七坪五合	同 三ノ組

校舎ノ図面並ニ説明、昭和四年度迄分

記号 番号

種別

(ロ)七、十、十一	大学予科第一学年三組
(ロ)十二、十三、十四	大学予科第二学年三組
(ロ)一、二、三、四、五、六	学部 第一年
(ロ)同上及八、九、十二	学部 第二年
(ロ)一乃至十四	学部 第三年

教室補充法

第一期工事ニ係ル新設校舎ハ昭和三年七月末日ニ竣功スル予定ナルヲ以テ昭和三年度第一学期ニ限り大学予科ニ左ノ教室ヲ一時使用ス

(一) 昭和三年八月取毀スベキ旧教室、(イ)

(イ)四	十四坪	大学予科第二学年一ノ組
(イ)五	十五坪七合五勺	同 二ノ組
(イ)六	十五坪七合五勺	同 三ノ組
一、研究室、七室		

内訳 (ロ)第四、五、六号三室 五十五坪五合十八坪 (闕覽室附属四室)

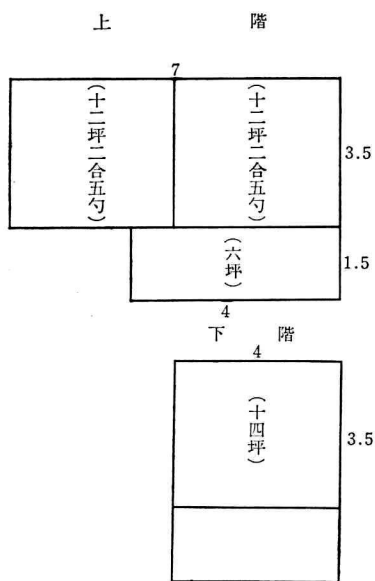
棟数

坪数

構

造

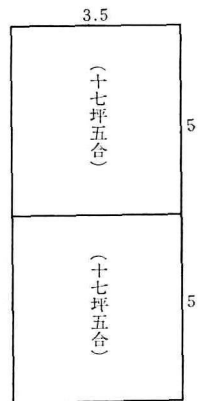
一	四百九十坪余	鉄筋コンクリート造、第二、三階
一	四百九十坪余	同上 第三階
一	四百九拾坪余	同上 第一階
一	四百九拾坪余	同上 第一、二、三階
一	四百九拾坪余	同上 第一、二、三階



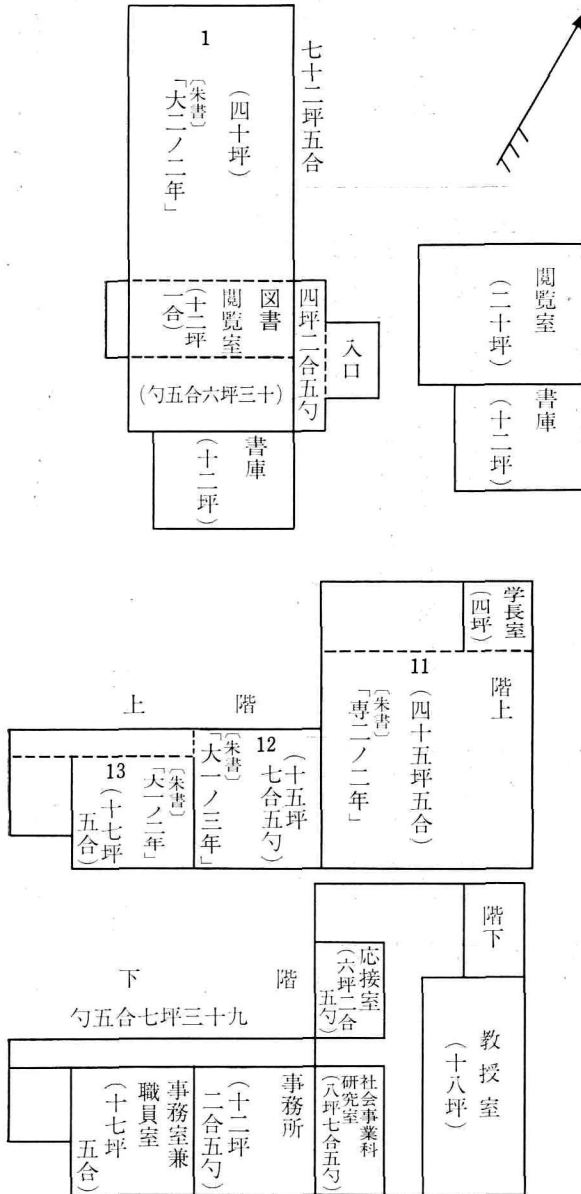
(二) 武術道場用バラック建物ヲ一時教室ニ転用スル
モノ

附 専門部教室配当表 略図参照

教室番号	坪数	年級組
(イ)八、十	(8) 三十坪、(10) 六十坪	専門部 第一学年 二組
(イ)一、九、十一、十三	(11) 四十坪、(9) 二十坪、(10) 四十五坪五合、(11) 十七坪五合	専門部 第二学年 四組
(イ)二、五、七、十二	(12) 三十八坪二合五勺、(5) 十五坪七合五勺、(7) 三十八坪、(12) 十五坪七合五勺	専門部 第三学年 四組
(イ)三、六	(3) 十四坪、(6) 十五坪七合五勺	大学部 第四学年 二組
(イ)四	(4) 十四坪	文化学科 第三学年 一組
昭和四年度		
(イ)八、十	(8) 三十坪、(10) 六十坪	専門部 第一学年 二組
(イ)九、十一	(9) 二十坪、(11) 四十五坪五合	専門部 第二学年 二組
(イ)二、五、七、十二	(12) 三十八坪二合五勺、(5) 十五坪七合五勺、(7) 三十八坪、(12) 十五坪七合五勺	専門部 第三学年 四組
(イ)三、六	(3) 十四坪、(6) 十五坪七合五勺	大学部 第四学年 二組
昭和五年度		
(イ)八、十	(8) 三十坪、(10) 六十坪	専門部 第一学年 二組
(イ)九、十一	(9) 二十坪、(11) 四十五坪五合	専門部 第二学年 二組
(イ)二、十三	(2) 三十八坪二合五勺、(13) 十七坪五合	専門部 第三学年 二組



専門部教室略図 (三分百一)
〔昭和三年年度分〕〔書末〕



- (イ) 三、十二
- (イ) 八、十
- (イ) 九、十一
- (イ) 三、三

備考、昭和三年年度ヲ以テ従来ノ文化学科ヲ、又昭和五年年度ヲ以テ従来ノ大学部ヲ修了セシムル予定ナリ、随テ此等ノ学級ノ使用セシ教室ハ空トナルヲ以テ之ヲ大学部予科用ニ充テタリ、夜間ノ専門部ハ配当表ニ加ヘズ、

階上三十二坪

- (3) 十四坪、(12) 十五坪七合五勺
- (8) 三十坪、(10) 六十坪
- (9) 二十坪、(11) 四十五坪五合
- (2) 三十八坪二合五勺、(3) 十四坪

大学部	第四学年 二組
専門部	第二学年 二組
専門部	第二学年 二組
専門部	第三学年 二組

備考

一、亜刺比亜数字ハ教室ヲ示ス
括弧内ハ各室ノ坪数ヲ示ス

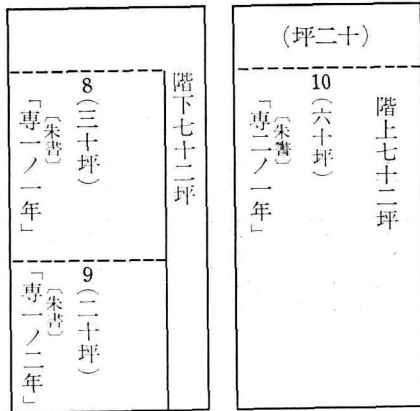
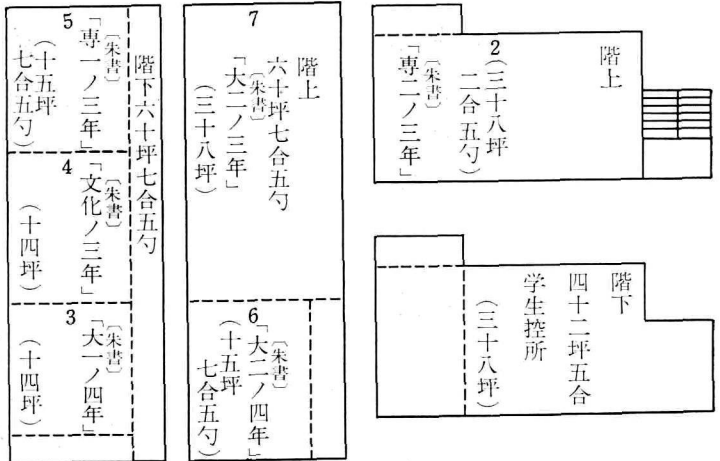
△教室合計四百拾坪

内四十五坪五合京北中学校使用

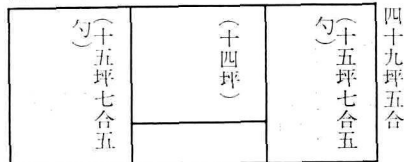
一、
 大学一科 || 印度哲学倫理学科 (二年、三年、四年ノ三組)
 大学二科 || 支那哲学東洋文学科 (二年、三年、四年ノ三組)
 専門一科 || 倫理哲学教育学科 (三組)
 専門二科 || 倫理哲学東洋文学科 (三組)
 文化学科 || 三学年ノミ一組

(編者注

判型の制約で原図より
小さくなっている)

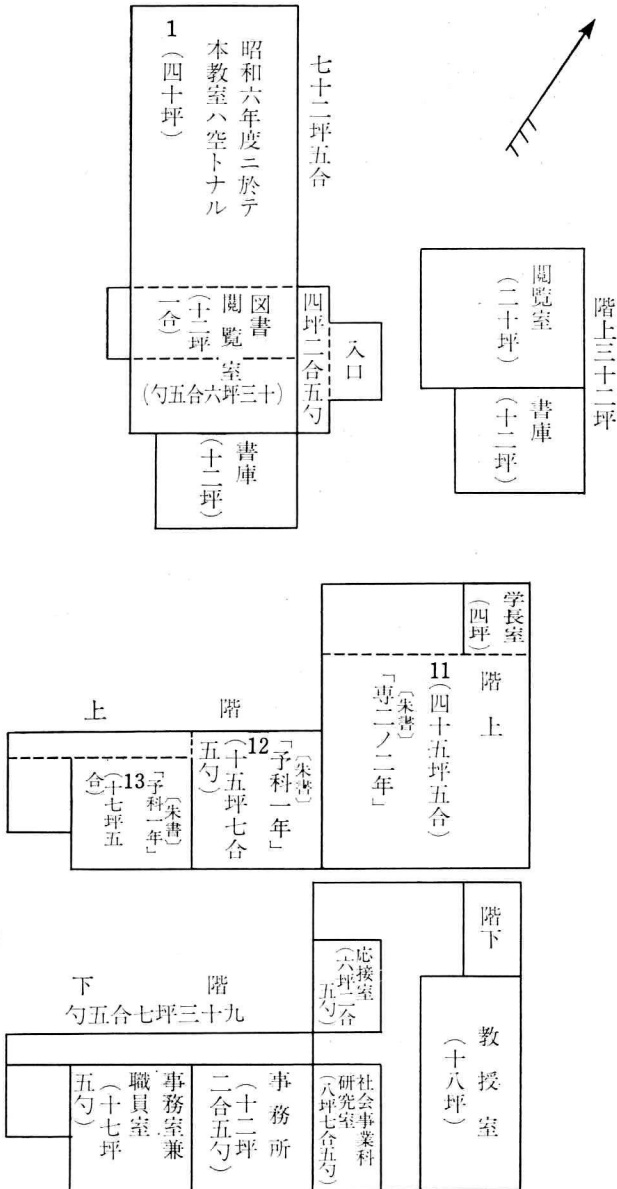


〔(用校学中北京) (書朱)〕



(一分百三) 図略室教部門専並科予

〔(度年六和昭)〕〔書朱〕



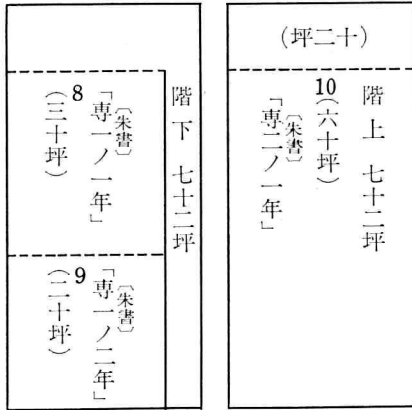
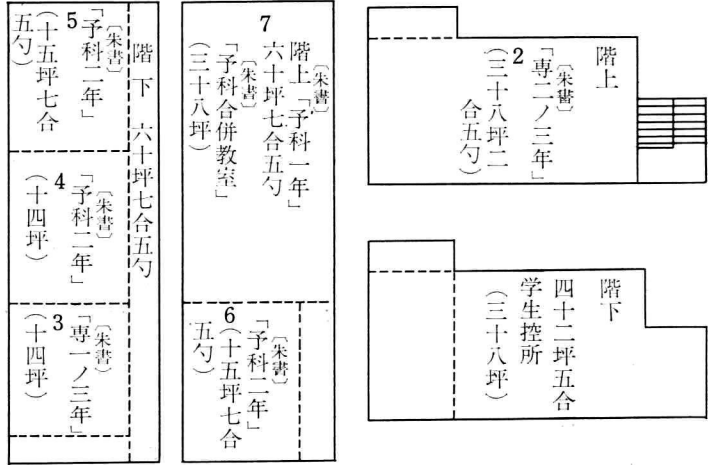
備考

一、亜刺比亞数字ハ教室ヲ示ス
括弧内ハ各室ノ坪数ヲ示ス

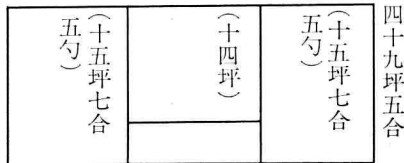
△教室合計四百拾坪

内四十五坪五合京北中学校使用

一、
 大学一科 || 印度哲学 倫理学科 (無シ)
 専門一科 || 支那哲学 東洋文学科 (無シ)
 文化学科 || 倫理学科 (三組)
 倫理学科 (三組)
 東洋文学科 (三組)
 (無シ)



〔(用校学中北京)〕
(書朱)



〔編者注 判型の制約で原図より
小さくなっている〕

学部教室(略図)(新設計画分)

備考 一、亜刺比亜数字ハ教室ヲ示ス

一、括弧内ハ各室ノ坪数ヲ示ス

(三百分一)
(昭和三、四年度分)



三階百三十四坪余

階 段	廊	下	廊	下	階 段
	11 (十八坪)	12 (二十二坪 五合)	13 (十八坪)	14 (二十二坪 五合)	
予科一年	予科二年	予科二年	予科二年	予科一年	
予科一年				予科一年	

予科六室(百三十五坪)

二階百七十六坪余

階 段	室務事 (坪二十)	階 段	室長学 (坪二十)	室授教 (坪二十)	階 段
	7 (三十六坪)	休息室 (三坪)	8 (三十六坪)	9 (三十六坪)	休息室 (三坪)
予科合併教室	予科一年		学部	学部	

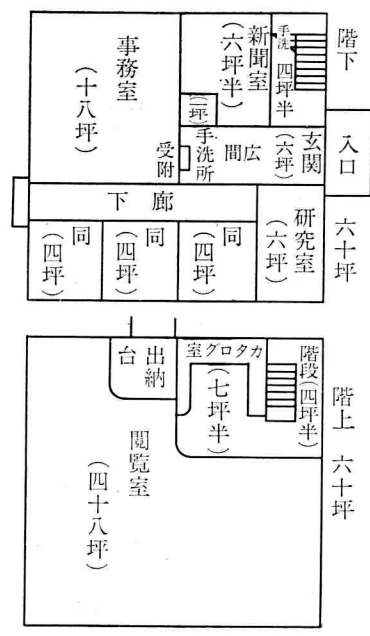
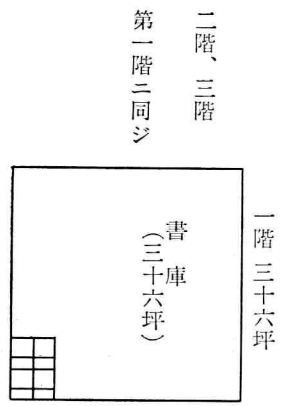
学部八室(二百二十三坪半)

一階百七十七坪余

階 段	研究室 兼教室	階 段	研究室 兼教室	研究室 兼教室	階 段
	4 (十五坪)		5 (十八坪)	6 (廿二坪半)	
学部	研究室 兼教室	学部	研究室 兼教室	学部	
1 (三十六坪)	2 (三十坪)	3 (三十坪)			

(編者注 判型の制約で原図より
小さくなっている)

書庫及図書閲覧室略図 (新設計画分)
(三百分一)



学部教室(略図)(新設計画分)

備考

- 一、亜刺比亜数字ハ教室ヲ示ス
- 二、括弧内ハ各室ノ坪数ヲ示ス

〔編者注

判型の制約で原図より
小さくなっている〕

〔三百分一〕
〔朱書〕
〔昭和六年度(完成年度)分〕



三階 百三十四坪余

階段	11 (十八坪)	下廊 12 (二十二坪 五合)	13 (十八坪)	下廊 14 (二十二坪 五合)	階段
	10 (十八坪)				

二階 百七十六坪余

階段	「室務事」 〔書朱〕 (坪二十)	階段	「室長学」 〔書朱〕 (坪二十)	階段	「室授教」 〔書朱〕 (坪二十)
	7 (三十六坪)		8 (三十六坪)		9 (三十六坪)
	休息室 〔朱書〕 (五坪)		休息室 〔朱書〕 (五坪)		休息室 〔朱書〕 (五坪)

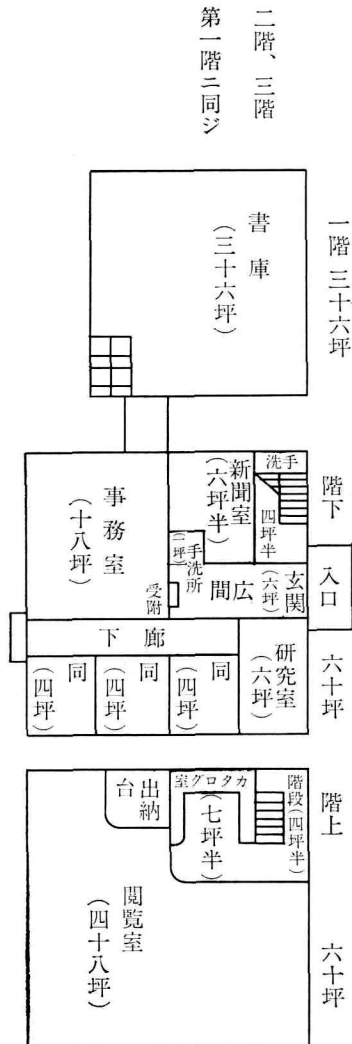
一階 百七十七坪余

階段	4 (十五坪)	階段	5 (十八坪)	階段	6 (廿二坪半)
	1 (三十六坪)		2 (三十坪)		3 (三十坪)
	研究室 〔朱書〕 兼教室		研究室 〔朱書〕 兼教室		研究室 〔朱書〕 兼教室
	入口		入口		入口

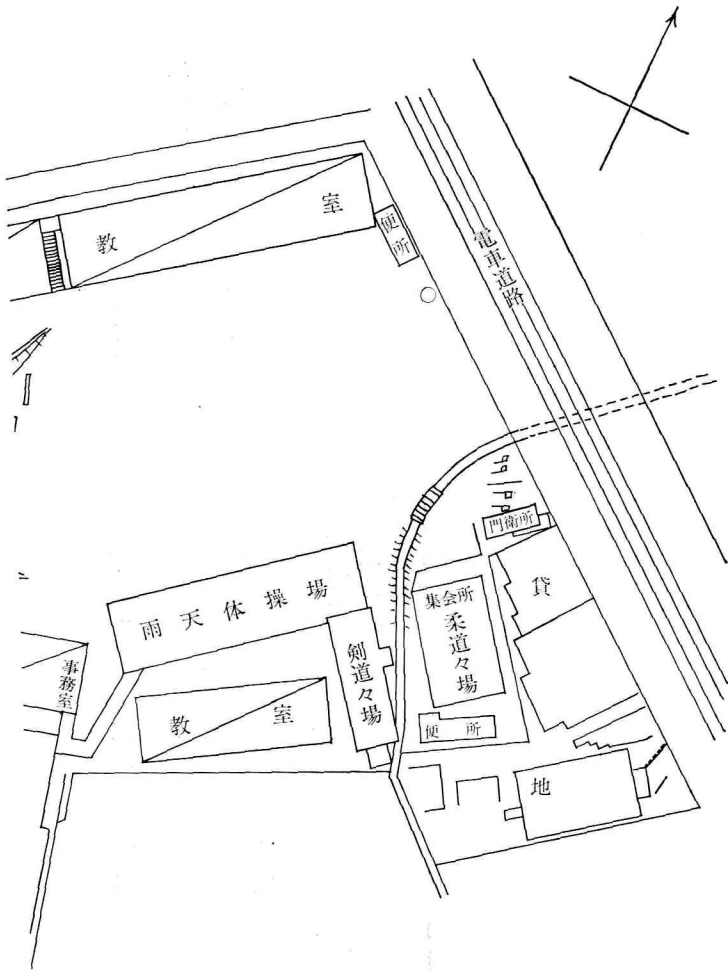
〔朱書〕
「学部」六室(百三十五坪)

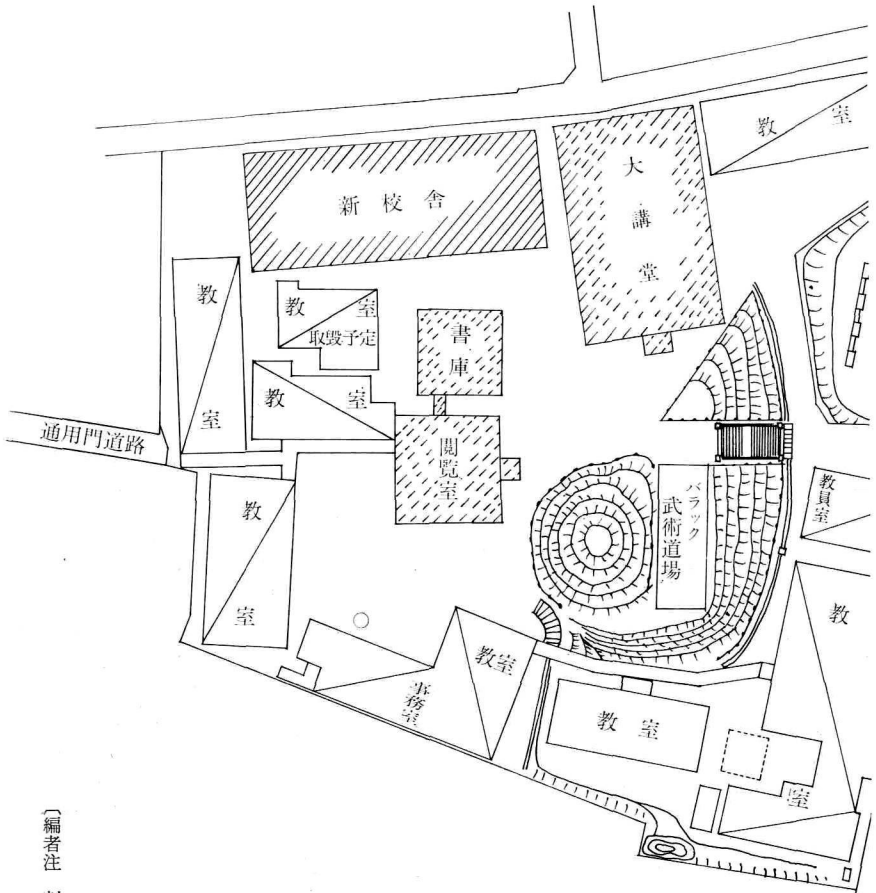
学部八室(二百二十三坪半)

書庫及図書閲覧室略図 (新設計画分)
(三百分一)



敷地配置図





(編者注 判型の制約で原図より
小さくなっている)

* 1 東洋大学校舎及図書館新設予定

一、校舎 鉄骨鉄筋コンクリート造三階建（塔屋附）

建坪壹百七十七坪壹合八勺四才

延坪四百九十坪五合七勺二才

此費用金八万壹千八百円也

一、図書閲覧室 木骨モルタル塗造二階建

建坪六十坪、車寄式坪半、延坪百貳拾貳坪五

合

書庫 鉄筋コンクリート造三階建

建坪參十六坪、延坪壹百八坪

此費用金五万四千四百四拾貳円五拾錢也

一、工事仕様書及設計図並ニ請負契約書写、別紙ノ通り

但シ校舎ノ設計図ハ昭和三年一月十日附校舎

増築申請書参照

一、教室設備費

塗板大_{二間}拾壹枚、代価金六百五円也

教壇_{四尺二間}拾壹個、代価金五百五拾円也

右卓子_{三尺}拾壹個、代価金百貳拾壹円也

学生用机腰掛三百六拾組、代価金參千貳百四拾

円也

研究室用卓子_{三尺}三個、代価金六十円也

右用藤張曲木椅子三十脚、代価金百五円也

右用塗板三枚代価金七拾五円也

計金四千七百五十六円也

一、以上費用合計金拾四万九百九十八円五拾錢也

一、費用支出ノ方法ハ臨時費予算表ノ通り

一、起工及竣功予定

校舎起工、昭和二年十二月一日、竣功、昭和三年七月

三十一日

図書館 起工、昭和三年七月二十一日、竣功、昭和三年

十二月二十日

以上

東洋大学増築工事設計仕様書〔略〕

東洋大学校舎増築工事請負契約書写〔略〕

図書閲覧室及書庫新築請負契約書写〔略〕

東洋大学 図書閲覧室及

書庫新築工事仕様書〔略〕

東洋大学大講堂新設予定

東洋大学大講堂ハ昭和六年度ニ新設スベキ計画ニシテ仕

様書及工事請負人ハ未定ナルモ大略左ノ通り予定仕候

一、建物 鉄骨鉄筋コンクリート造三階建

建坪壹百五拾坪 延坪四百五拾坪

略図面別紙ノ通り

一、建築費及設備費 金參拾參万參千五拾壹円五拾錢也

予算書別紙ノ通り

一、費用支出法 臨時費予算表ノ通り

一、起工及竣功予定 起工、昭和六年七月二十一日、竣功、昭和七年三月二十日 以上

東洋大学校大講堂設計図縮尺式百分之壹 [略]

東洋大学校講堂建築工事予算書 [略]

六、自昭和三年度(初年)至昭和六年度(完成年)経費収支予算

一、昭和三年度

収入ノ部

一、金参万九千六百式拾円也

内訳

一、金貳万四百円也 授業料大学予科在学者貳百四拾名

(一名ニ付金八拾五円也)

一、金壹千貳百五拾円也 試験料大学予科入学受験者貳

百五拾名(一名ニ付金五円也)

一、金壹千貳百円也 入学金大学予科入学者貳百四拾名

(一名ニ付金五円也)

一、金壹万五百円也 供託金貳拾五万円ノ利子

貳拾万円八四分利、五万円八五分利

一、金六千貳百七拾円也 雑収入

支出ノ部

一、金参万九千六百式拾円也

内訳

一、金貳万八百円也 大学予科教員俸給、専任十六名

(一名ニ付壹千参百円也)

一、金四千貳百円也 大学予科教員俸給、兼任六名(一

名ニ付七百円也)

一、金参千参百五拾円也 其他諸手当

一、金参千貳百七拾円也 校費及其他

一、金八千円也 図書費

二、昭和四年度

収入ノ部

一、金五万四千九百式拾円也

内訳

一、金貳万四百円也 授業料大学予科在学者貳百四拾名

(一名ニ付金八拾五円也)

一、金壹万貳千円也 授業料学部在学者百貳拾名(一名

ニ付金壹百円也)

一、金七百五拾円也 試験料大学予科入学受験者百五拾

名(一名ニ付金五円也)

一、金壹千貳百円也 入学金大学予科入学者百二十名

大学予科入学者部入学者 百二十名(一名ニ

付金五円也)

一、金六千貳百七拾円也 雑収入

一、金壹万四千参百円也 供託金参拾四万円ノ利子

式拾七万四千八分利、
七万四千八分利

支出ノ部

一、金五万四千九百貳拾円也

内訳

一、金貳万五千円也 大学予科教員俸給(前年度ニ同ジ)

一、金壹万貳千六百円也 学部教員俸給、専任九名(一

名ニ付壹千四百円也)

一、金七千貳百円也 学部教員俸給、兼任九名(一名ニ
付八百円也)

一、金參千五百五拾円也 其他諸手当

一、金四千五百七拾円也 校費及其他

一、金貳千円也 図書費

三、昭和五年度

收入ノ部

一、金七万壹百貳拾円也

内訳

一、金貳万四百円也 授業料大学予科在学者貳百四拾名

(一名ニ付金八拾五円也)

一、金貳万四千円也 授業料学部在学者貳百四拾名(一

名ニ付壹百円也)

一、金七百五拾円也 試験料大学予科入学受験者百五十

名(一名ニ付金五円也)

一、金壹千貳百円也 入学金^{大学予科入学者}百二十名(一名ニ

付金五円也)

一、金壹万七千五百円也 供託金四拾貳万円ノ利子

^{參拾五万四千八分利}
^{七万四千八分利}

一、金六千貳百七拾円也 雑收入

支出ノ部

一、金七万壹百貳拾円也

内訳

一、金貳万五千円也 大学予科教員俸給(前年度ニ同ジ)

一、金壹万九千六百円也 学部教員俸給専任十四名、一

名一千四百円也

一、金壹万四百円也 学部教員俸給兼任十三名、一名八

百円也

一、金四千七百貳拾円也 其他諸手当

一、金四千九百円也 校費及其他

一、金五千五百円也 図書費

四、昭和六年度

收入ノ部

一、金八万五千參百貳拾円也

内訳

一、金貳万四百円也 授業料大学予科在学者貳百四拾名

(一名金八十五円)

一、金參万六千円也 授業料学部在学者參百六拾名(一名金壹百円)

七、自昭和三年度至昭和六年度臨時費收支予算
昭和三年度

一、金七百五十拾円也 試験料大学予科入学受験者百五十五名(一名金五円)

收入ノ部

一、金壹千貳百円也

入学金^{大学予科}入学者百二十名(一名金五円)

学基金ニ繰入レタル分

五円)

一、金貳万七千七百円也 供託金五拾万円ノ利子^{四拾參万円四分}

^{利七万円八五分}

一、金參拾壹万五千五百拾円也 前年度迄ノ寄附金

一、金六千貳百七拾円也 雑收入

計金五拾五万四千五百拾円也

支出ノ部

支出ノ部

一、金八万五千參百貳拾円也

一、金貳拾五万円也 第一回供託金

内訳

一、金貳万四千円也 大学予科教員俸給、專任十六名、

一、金拾四万九百九十八円五拾錢也 校舍及図書館新築

一名一千五百円也

一、金壹万円也 図書特別購入費

一、金四千貳百円也 大学予科教員俸給、兼任六名、一

計金四拾万九百九十八円五拾錢也

名七百円也

昭和四年度

一、金貳万四千円也 学部教員俸給、專任十五名、一名

收入ノ部

一千六百円也

一、金拾五万參千五拾壹円五拾錢也 前年度剰余金

一、金壹万貳千六百円也 学部教員俸給、兼任十四名、

一、金拾五万円也 本年度寄附金予定

一名九百円也

計金參拾万參千五百壹円五十錢也

一、金六千六百貳拾円也 其他諸手当

支出ノ部

一、金五千四百円也 校費及其他

一、金九万円也 第二回供託金

一、金八千五百円也 図書費

一、金壹万円也 図書特別購入費

計金拾万円也

昭和五年度

収入ノ部

一、金式拾万参千五十円五十銭他

前年度剰余金

一、金拾五万円也

本年度寄附金予定

計金参拾五万参千五十円五十銭也

支出ノ部

一、金八万円也

第三回供託金

一、金五千元也

図書特別購入費

計金八万五千元也

昭和六年度

収入ノ部

一、金式拾六万八千五拾円五十銭也

前年度剰余金

一、金拾五万円也

本年度寄附金予定

計金四拾壹万八千五拾円五十銭也

支出ノ部

一、金八万円也

第四回供託金

一、金五千元也

図書特別購入費

一、金参拾参万参千五拾円五十銭也

大講堂新築及設備費

計金四拾壹万八千五拾円五十銭也

計金四拾壹万八千五拾円五十銭也

寄附金申込書写及寄附金収入予定表別冊ノ通り

八、大学設立後ノ現専門学校ノ処置及存続期間

(一) 大学設立後専門学校令ニ拠ル現大学部生徒ハ之ヲ募集セズ、全学年生徒卒業後之ヲ廃止ス

大学設立後現専門学校専門学部ハ東洋大学専門部トシテ之ヲ存続ス、但シ文化学科ハ昭和二年度ヨリ生徒ヲ募集セズ、全学年生徒卒業後之ヲ廃止ス

(二) 九、図書館備付書籍、種類、部数及冊数

A 洋書

類別	国語部		英語部		合計	
	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入
総記類	一三	〇	一四	〇	二七	〇
小計	一四	〇	一五	〇	二九	〇
哲学	一	〇	一	〇	二	〇
小計	二	〇	二	〇	四	〇
美術	二五	〇	二五	〇	五〇	〇
小計	二五	〇	二五	〇	五〇	〇
歴史、地理、伝記及小計	四三	三二	七五	七三	一一八	一〇八

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

B
和漢書

類 別	小計		教 育		宗 教		語 学		文 学		小 計		社 会 科 学		小 計		合 計		内 訳	
	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入
国語	四三	三二	一四	三二	四〇	〇	一〇	〇	二〇	〇	二四	〇	六五	二一	七二	〇	六三	七五	三	〇
部	三二	三二	四六	五	六一	〇	一〇	〇	二〇	〇	二八	〇	二八	〇	二八	〇	二八	二八	二八	〇
計	七五	七五	一四	三二	一〇	〇	一〇	〇	二〇	〇	二八	〇	二八	〇	二八	〇	二八	二八	二八	〇
冊	七三	三二	一四	三二	二二	〇	一〇	〇	二〇	〇	二六	〇	二六	〇	二六	〇	二六	二六	二六	〇
新購入	三五	三五	三五	〇	三五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	一〇八	四九	二二	三二	七二	〇	二一	〇	二一	〇	二九	〇	二九	〇	二九	〇	二九	二九	二九	〇

合計金参万円也

種別/年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
和漢書	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
英書	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
独書	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
仏書	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

図書特別購入予定表 (臨時費収支予算二計上ス)

購入費ニ振向ケル考ナリ

備考 右ノ表ニ依リテ之ヲ見ルニ至急図書館ノ充実ヲ計ル必
要アルヲ以テ差当リ左ニ示ス図書購入予定表ノ通り遂行シ
尚予算ノ実行ニ当リ剩余ヲ生シタル場合ニハ成ルベク図書
購入費ニ振向ケル考ナリ

類 別	国語		部		冊		数	
宗 教 附 神 道	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入	現在	新購入
哲 学	一五五	四	一五五	四	一五五	四	一五五	四
教 育	四二	二六	四二	二六	四二	二六	四二	二六
語 学	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
美 術	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
社 会	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
經 済	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
法 律	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
史 学	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
地 理	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
工 学	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
農 学	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
兵 学	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
医 学	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
総 計	四八三	一六	四八三	一六	四八三	一六	四八三	一六
雜 記	一	一	一	一	一	一	一	一
計	四八三	一六	四八三	一六	四八三	一六	四八三	一六

図書特別購入予定表（臨時費収支予算ニ計上ス）

種別	昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		計
	部	円	部	円	部	円	部	円	
英書	四〇〇	〇〇〇	四〇〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	九、九〇〇
独書	四〇〇	〇〇〇	四〇〇	〇〇〇	一、五〇〇	〇〇〇	一、二〇〇	〇〇〇	
仏書	三〇〇	〇〇〇	三〇〇	〇〇〇	一、五〇〇	〇〇〇	一、五〇〇	〇〇〇	九、〇〇〇
和漢書	四〇〇	〇〇〇	四〇〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	二〇〇	〇〇〇	
計	一、五〇〇	〇〇〇	一、五〇〇	〇〇〇	七、五〇〇	〇〇〇	七、五〇〇	〇〇〇	三〇、〇〇〇

備考 右ノ外經常費予算ニ於テモ四ヶ年度ニ約金貳万參千円ヲ計上セリ

十、昭和二年度収支予算書

科 目	収入之部		支出之部	
	金額	科 目	金額	科 目
授業料	一三〇、九六〇	給料及諸手当	一一三、九六〇	
入学金	三、一〇〇	校費及其他	三三、九五〇	
基本財産ヨリ生スル利益	六、九二〇	営繕費及其他	二、三〇〇	
雑収入	一、五〇〇	積立金	四、三〇〇	
計	一四二、四八〇	計	一四二、四八〇	

附、過去三年決算書
大正十三年度

科 目	収入之部		支出之部	
	金額	科 目	金額	科 目
授業料	一〇六、四三〇	給料及諸手当	七六、〇七〇	
入学金	三、四八〇	校費及其他	二四、〇一四	
基本財産ヨリ生スル利益	六、六二六	営繕費及其他	三、五八七	
雑収入	一、七六二	積立金	三、六五八	
計	一一八、三〇八	計	一一八、三〇八	

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

大正十四年度

収入之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
授業料	二二、八四〇・〇〇	給料及諸手当	八、二五八・〇〇
入学金	三、六二〇・〇〇	校費及其他	一六、四七〇・七七
基本財産ヨリ生スル利益	六、九三三・八六	営繕費及其他	一三、八六六・〇〇
雑収入	一、二五六・三三	積立金	三、〇五三・三三
計	三四、六八六・一九	計	三四、六八六・一九

大正十五年度

収入之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
授業料	二四、六八〇・〇〇	給料及諸手当	九、四一六・三三
入学金	四、五二〇・〇〇	校費及其他	一九、四四一・八六
基本財産ヨリ生スル利益	七、〇六二・四四	営繕費及其他	二、三四八・二二
雑収入	一、九四四・九四	積立金	四、〇六二・四四
計	三四、二〇六・二六	計	三四、二〇六・二六

附 自昭和三年度至昭和六年度専門部経費收支予算

一、昭和三年度

収入之部		支出之部		備考
科目	金額	科目	金額	
授業料	一〇七、八二五・〇〇	俸給及諸手当	八五、八〇〇・〇〇	専門部三八五名授業料 大学部五〇〇八十五円 (文化学科)二〇〇七十円 (夜間部)二〇〇七十円 新入生 専門部三五〇〇〇 (夜間部)二〇〇〇〇
試験料	二、五〇〇・〇〇	校費及其他	二八、四七五・〇〇	
雑収入	一、二〇〇・〇〇	計	一一四、二七五・〇〇	
計	一一四、二七五・〇〇	計	一一四、二七五・〇〇	

二、昭和四年度

収入ノ部		支出ノ部		備考
科目	金額	科目	金額	
授業料	一〇八、四五〇・〇〇	俸給及諸手当	八六、五〇〇・〇〇	専門部三八〇名 大学部二〇〇名 （夜間部）二〇〇名
試験料	二、五〇〇・〇〇	校費及其他	二八、四〇〇・〇〇	
入学料	二、七五〇・〇〇			新入生
雑収入	一、二〇〇・〇〇			専門部三五〇名 夜間部二〇〇名
計	一一四、九〇〇・〇〇	計	一一四、九〇〇・〇〇	

三、昭和五年度

収入ノ部		支出ノ部		備考
科目	金額	科目	金額	
授業料	一〇三、七五〇・〇〇	俸給及諸手当	八五、〇〇〇・〇〇	専門部三八〇名 大学部二〇〇名 （夜間部）二五〇名
試験料	二、五〇〇・〇〇	校費及其他	二五、三〇〇・〇〇	
入学料	二、七五〇・〇〇			新入生
雑収入	一、三〇〇・〇〇			専門部三五〇名 夜間部二〇〇名
計	一一〇、三〇〇・〇〇	計	一一〇、三〇〇・〇〇	

四、昭和六年度

収入ノ部		支出ノ部		備考
科目	金額	科目	金額	在學生
授業料	一〇二、二五〇・〇〇	俸給及諸手当	八五、〇〇〇・〇〇	専門部四〇〇名
試験料	二、五〇〇・〇〇	校費及其他	二四、〇五〇・〇〇	(夜間部)三〇〇名
入学料	三、〇〇〇・〇〇			新入生
雑収入	一、三〇〇・〇〇			(専門部三五〇名)
計	一〇九、〇五〇・〇〇	計	一〇九、〇五〇・〇〇	(夜間部)三五〇名

寄附金調査表一覽 甲一・二 (略)

寄附金調査表 乙 (略)

十一、沿革

一、東洋大学ハ元哲学館ト称シ東洋哲学ヲ主トシ兼ネテ西洋哲学ヲ教授スル為メニ明治二十年九月東京市本郷区湯島麟祥院内ニ井上円了ノ創設シタルモノニ係ル井上円了館主タリ

一、明治二十三年十一月東京市本郷区駒込蓬萊町ニ校舎及ヒ寄宿舎ヲ新築シ同所ニ移転ス

一、明治二十七年学科ヲ教育学部ト宗教学部ニ分ツ

一、明治二十九年十二月校舎及ヒ寄宿舎全部焼失シ一時東京市本郷区湯島麟祥院ニ仮教場ヲ設ケ同所ニ於テ授業ヲ継続ス

一、明治三十年八月思召ヲ以テ宮内省ヨリ金三百円ヲ下

賜セラル

一、明治三十一年七月東京市小石川区原町ニ校舎ヲ新築シ同所ニ移転ス

一、明治三十一年学科ヲ改メテ教育学部及哲学部トス

一、明治三十二年四月京北中学校ヲ附設シ井上円了校長トナル

一、明治三十二年徴兵令第十三条ニ依リ認定ヲ受ク

一、明治三十五年八月哲学館大学ト改称シ井上円了学長トナル

一、明治三十七年大学部ヲ開設シ之ヲ第一科(主トシテ哲学宗教ヲ教授ス)及ヒ第二科(主トシテ国文学及ヒ支那文学ヲ教授ス)ニ分ツ

一、明治三十七年七月文部大臣ヨリ卒業者ニ中等教員無試験検定ノ資格ヲ附与セラル

一、明治三十七年七月教育学部ヲ教育部ト改称シ之ヲ第一科（主トシテ倫理及教育ヲ教授ス）及第二科（主トシテ国語及ヒ漢文ヲ教授ス）ニ分ツ

一、明治三十九年一月学長井上円了辞職シ前田慧雲学長トナル

一、明治三十九年六月東洋大学ト改称ス

一、明治三十九年七月私立東洋大学財団トナス

一、大正二年一月私立東洋大学財団私立京北財団ヲ合併シ東洋大学財団トナシ東洋大学京北中学校京北実業学校京北幼稚園ヲ経営ス

一、大正三年六月学長前田慧雲辞職シ大内青巒学長トナル

一、大正六年十一月思召ヲ以テ宮内省ヨリ金五百円下賜セラル

一、大正七年六月学長大内青巒辞職シ境野哲学長トナル

一、大正十年四月専門学部ニ文化学科及ヒ社会事業科ヲ開設ス

一、大正十年四月大学部第一科ヲ印度哲学伦理学科、大学部第二科ヲ支那哲学東洋文学科、専門学部第一科ヲ伦理学教育学科、専門学部第二科ヲ伦理学東洋文

学科ト改称ス

一、大正十二年六月学長境野哲学長ノ認可ヲ取り消サル同年八月岡田良平学長トナル

一、大正十三年六月学長岡田良平辞職シ中島徳藏臨時学長事務取扱トナル

一、大正十四年四月専門学部伦理学東洋文学科ノ夜間部ヲ開設ス

一、大正十五年三月臨時学長事務取扱中島徳藏学長トナル

十二、出身者総数

壹千八百參拾參名

種別

一、百三十八名

自明治二十三年七月卒業者
至明治二十七年七月

一、百三十九名

自明治二十七年八月教育部卒業者
至明治三十九年四月

一、百三十三名

自明治二十七年八月哲学宗教部卒業者
至明治三十九年四月

一、二百四十四名

自明治三十九年五月大学部一科卒業者
至大正十五年三月

一、二百三十四名

自明治三十九年五月大学部二科卒業者
至大正十五年三月

一、百八十三名

自明治三十九年五月 専門学部一科卒業者
至大正十五年三月

一、五百九十四名

自明治三十九年五月 専門学部二科卒業者
至大正十五年三月

一、百六名

自大正十年四月 専門学部文化学科卒業者
至大正十五年三月

一、六十二名

自大正十年四月 専門学部社会事業科卒業者
至大正十五年三月

以上ノ外卒業者ニ非サル校友二千八百八十余名アリ

十三、出身者活動ノ方面

本学出身ノ多クハ教育宗教政治実業等ノ方面ニ活動セ

リ

十四、出身者中相当地位アルモノ、職業姓名

文部省政務次官	田中 善立
衆議院議員	安藤 正純
前日蓮宗顕本法華宗管長	本田 日生
日蓮宗顕本法華宗管長	井村 日咸
真言宗豊山派管長	加藤 精神
真言宗泉涌寺派管長	棕本 竜海
日蓮宗教学部長	山田 一英
曹洞宗教学部長	祥雲 晚成
成田山新勝寺貫主	荒木 照定

神道本局管長

東京帝国大学講師

東京帝国大学講師

東京帝国大学史料編纂官

駒沢大学教授

松山高等学校教授

松山高等学校教授

出版業者

出版業者

師範学校長

中学校長、高等女学校長

中学校長

中学校長

中学校主

高等女学校長

高等女学校長

高等女学校長

高等女学校長

高等女学校長

高等女学校長

高等女学校長

神崎 一作

河口 慧海

佐々木信綱

文学博士

文学博士

驚尾 順敬

立花 俊道

大江 文城

重松 俊章

都河 竜

高島 米峰

土井 喜市

伊賀駒吉郎

近藤 寿雄

小林 力弥

大久保直広

水野 惟之

岡村 憲三

広瀬 太平

森脇 俊作

田島 教恵

吉岡 佑

小林芳次郎

高等女学校長

市村 与市

実業学校長

等々力義信

小学校長

西山 哲治

満州日々新聞社長

小山内大六

其他

十五、現在生徒数

千七百余名

*1 (欄外) 本校舎昭和三年二月八日付認可セリ目下基礎工事

ニ着手シ居レリ

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三四—二 東洋大学(大学令に依る大学)

設立認可の件〔昭和三年二月八日〕

昭和三年二月八日

学務課長

印 印

専門学務局長

印 印

督学官

印

東洋大学(大学令ニ依ル大学) 設立認可ノ件

首題ノ件設立者ヨリ申請有之調査シタル処内容設備資産
関係等左記要項ノ通ナルニ付一応本省吏員ヲシテ視察セ

シメタル上何分ノ儀御詮議相成度
〔別紙〕

東洋大学設立要項

一、目的 哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用ヲ教

授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

二、名称 東洋大学

三、学部 文学部

四、研究科及大学予科

研究科及大学予科ヲ設置ス

五、修業年限

研究科 二年以上三年以下

学部 三年以上

大学予科 二年

六、入学資格

研究科

(一)学部卒業者

(二)右ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ教授会ニ

於テ適當ト認メタル者

学部

(一)本大学予科終了者

(二)高等学校高等科終了者

(三)大学令ニ依ル大学予科終了者

大学予科

(一) 中学校卒業者

(二) 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

(三) 同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

七、学士称号及授業料

学士称号 文学士

授業料

研究科 五十円

学部 百円

大学予科 八十五円

八、位置及校地

位置 東京市小石川区原町十七、十八番地

校地面積 参千九百六十六坪一合二勺

内 訳

千貳百五十五坪五合三勺 京北中学校及
京北実業学校使用

貳百参拾八坪 五勺表通貸地

貳千四百七十式坪五合四勺 (内三百二十五坪二合八
本学使用 借地) 別紙契約書写ノ通

校舎

(イ) 既設校舎 (書庫ヲ除ク
外木造建築) 七百四坪

内 訳

教室 三百六十四坪五合 十三室 京北中学校使用

四十五坪五合

書庫 二十四坪 二室

図書閲覧室 四十五坪七合五勺 二室

教授室 十八坪 一室

事務室職員室 二十九坪七合五勺 一室

社会事業科研究室 八坪七合五勺 一室

応接室 六坪二合五勺 一室

学長室 四坪 一室

学生控室 三十八坪 一室

便所階段廊下其他百十九坪五合

備考 右既設校舎ノ教室ハ昭和五年度迄ハ專

門部ニ使用シ昭和六年度以降ニ於テ六教

室百三十坪七合五勺ヲ大学予科ニ七教室

ヲ専門部ニ使用スル予定(別紙図面参照)

(ロ) 仮校舎

旧校舎 四十四坪五合 四室

武術道場 三十五坪 二室

備考 右仮校舎ハ第一期工事新設校舎ノ昭和

三年七月末日竣功スル予定ナルヲ以テ昭

和三年第一期ニ限り大学予科仮教室ト

シテ一時使用スルモノトス

(ハ) 未設校舎

(a) 第一期工事大学本館 昭和三年七月迄ニ完成

延四百九十坪五合七勺二才 (別紙圖
面参照)

鉄骨鉄筋コンクリート造三階建一棟

内 訳

学部教室	百六十八坪	五室
大学予科教室	百三十五坪	六室
教室兼研究室	五十五坪五合	三室
事務室	十二坪	一室
教授室	十二坪	一室
学長室	十二坪	一室
休憩室	六坪	一室
廊 下	五十三坪二合三勺九才	
階 段	三十四坪五合	

(b) 第二期工事図書館 昭和三年十二月迄ニ完成ノ

〔(宋書) 予定
(工事請負契約別紙ノ通)〕

- 一、鉄筋コンクリート造三階建
- 書庫 百八坪 三室 書籍拾万冊
収容ノ予定
- 一、木骨鉄網モルタル塗造三階建

図書閲覧室 百二十坪

内 訳

ノ予定
◎(本校舎建築ハ昭和三年二月八日付ニ
テ認可シ目下工事ニ着手シ居レリ)

閲覧室 四十八坪

カタログ室 七坪五合

事務室 十八坪

研究室 十八坪(六坪、四坪、四坪ノ)

新聞室 六坪五合

手洗所其他 二十五坪

〔九〕
大学完成年度ニ於ケル教室配当

初年度(昭和三年) ヨリ完成年度ニ至ル教室配当

ハ既設校舎並ニ新築校舎工事進行或ハ旧制東洋大

学大学部学生学年進行ニ伴ヒ年次ノ異動アリ昭和

六年ノ完成年度ニ於テ漸ク教室配当定マル即チ次

ノ如シ

学部教室 三百五十八坪五合 十四室(新築校舎)

大学予科 百十六坪七合五勺 六室(旧校舎)

研究室 七十三坪五合 七室

〔一〇〕(附記) 専門部 二百七坪七合五勺

一、学生生徒定員

学部 三六〇名(各学科一年生三〇名
四科)

予科 二四〇名(各学年三学級) 二年制

一、図書

現在図書(六、一二三部 一八、六一七冊)

内 合 社 文 語 宗 教 歴 美 哲 総												種 類 別				
計		学 科		学 学		教 育		史、伝記及地理 術		学 類			記 類			
仏語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語		英語	英語	国別
一、 二二八	一、 〇六一	一、 二九二	二、 八三三	二、 五五五	二、 二二八	一、 一〇三	一、 〇〇〇	一、 四一四	六、 六一五	四、 四六六	七、 七五五	二、 二五二	一、 四九九	二、 三三〇	一、 一三三	部 数
一、 四三二	一、 三九九	一、 七七四	二、 二八九	一、 一三三	二、 二六七	一、 一〇四	一、 一五五	九、 九三三	二、 二三三	四、 四九九	一、 一〇八	二、 二五二	二、 二六二	二、 二七四	一、 一四〇	冊 数

外国書

合 計		種 類 別	部 数	冊 数
総記、雑記	一、 八三〇			
教育	一、 三九〇	哲学	五、 四四二	一、 八六七
歴史、地理、伝記	六、 三三五	語学、文学、美術	一、 二六五	四、 七〇五
医学、工学、兵学、農学	一、 五二二	社会、法律、経済、政治	二、 二二六	二、 二四五
	一、 六七			九、 九九八
				一、 一六二
				一、 八一〇
				一、 八四三

和漢書

〔次頁につづく〕

購入予定ノ図書

種別	年度	
	昭和三年度	昭和四年度
英書	四〇〇部 〇〇〇円	四〇〇部 〇〇〇円
独書	三〇〇部 〇〇〇円	三〇〇部 〇〇〇円
仏書	二〇〇部 〇〇〇円	二〇〇部 〇〇〇円
和漢書	四〇〇部 〇〇〇円	四〇〇部 〇〇〇円
計	一、五〇〇部 一〇、〇〇〇円	一、五〇〇部 一〇、〇〇〇円
	昭和五年度	昭和六年度
英書	二〇〇部 〇〇〇円	二〇〇部 〇〇〇円
独書	二〇〇部 〇〇〇円	二〇〇部 〇〇〇円
仏書	一五〇部 〇〇〇円	一五〇部 〇〇〇円
和漢書	二〇〇部 〇〇〇円	二〇〇部 〇〇〇円
計	七五〇部 五、〇〇〇円	七五〇部 五、〇〇〇円
	計	計
	三〇、〇〇〇部 三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇部 三〇、〇〇〇円

備考 図書費トシテ經常費ニ計上シアルモノ完成年度迄ニ式万四千円ヲ支出セリ

一一、学生定数

学部 三百六十名

大学予科 二百四十名

計 六百名

一四、開設期日

大学予科 昭和三年四月

学部 同 四年四月

研究科 同 七年四月

一三、教員

学部

専任 兼任 計
一五 一四 二九

一五、經費及維持方法

一、東洋大学財団基本金ヨリ生スル果実

二、本学ノ授業料其他諸収入

大学予科

基本財産供託方法

供託金五拾万円ハ左記ノ通四ヶ年ニ分割供託ス

第一年度(昭和三年度) 金二十五万円也

第二年度 金 九万円也

第三年度 金 八万円也

資格ノ 區別	専任ノ 區別	
	専任	兼任
有資格	八	三
資格申請中	四	三
認可申請者	四	三
	計	計
	一七	一四

第四年度 金 八万円也

各年度分割供託充当方法左ノ如シ (臨時費予算)

第一年度

収入

前年度分迄ノ積立金ヨリ大学基金ニ繰入レタル

分 八五、〇〇〇円

前年度迄ノ寄附金 三一五、〇五〇円

本年度寄附金予定 一五四、〇〇〇円

計 五五四、〇五〇円

支出

第一回供託金 二五〇、〇〇〇円

校舎及図書館新築並設備費一四〇、九九八円五

図書特別購入費 一〇、〇〇〇円

次年度へ繰越金 一五三、〇五一円五

計 五五四、〇五〇円

第二年度

収入

前年度繰越金 一五三、〇五一円五

本年度寄附金予定 一五〇、〇〇〇円

計 三〇三、〇五一円五

支出

第二回供託金 九〇、〇〇〇円

図書特別購入費 一〇、〇〇〇円

次年度へ繰越金 二〇三、〇五一円五

計

三〇三、〇五一円五

第三年度

収入

前年度繰越金 二〇三、〇五一円五

本年度寄附金予定 一五〇、〇〇〇円

計 三五三、〇五一円五

支出

第三回供託金 八〇、〇〇〇円

図書特別購入費 五、〇〇〇円

次年度へ繰越金 二六八、〇五一円五

計 三五三、〇五一円五

第四年度

収入

前年度繰越金 二六八、〇五一円五

本年度寄附金予定 一五〇、〇〇〇円

計 四一八、〇五一円五

支出

第四回供託金 八〇、〇〇〇円

図書特別購入費 五、〇〇〇円

大講堂新築及設備費 三三三、〇五一円五

收支予算(經常費)

初年度

収入

授業料

予科二百四十名
一名八十五円

基本金利子

入学金其他

計

支出

教員給

図書費

其他

計

完成年度

収入

授業料

学部三百六十一名一人壹百円
予科百四十名一人八十五円

基本金利子

入学金其他

計

支出

教員給

図書費

四一八、〇五一円五

其他

計

一一、〇二〇円
八五、三二〇円

現在専門学校令ニ依ル東洋大学ノ処分

(イ)現在ノ東洋大学学部ハ本年度ヨリ生徒ヲ募集セス

全学年生徒卒業後ヲ待チテ之ヲ廃止ス

(ロ)専門学校令ニ依ル東洋大学学部印度哲学倫理学科

予科在学者ヲ本大学予科第二学年ニ編入ス

(ハ)現在ノ東洋大学専門学部ハ大学令ニ依ル東洋大学専

門部トシテ之ヲ存続ス

但シ文化学科ハ昭和二年度ヨリ生徒募集セス

全学年生徒卒業後之ヲ廃止ス

本大学経営者タル東洋大学財団ノ概略

(一)目的 教育事業ヲ経営ス

(二)事業 大学、専門学校、中学校、実業学校、幼稚園
ヲ経営ス

(三)事務所 東京市小石川区原町

(四)理事六名 内一名大学長、一名ハ京北諸学校長

(五)監事二名

(六)資産総額

資産総額 百二十五万六千九拾壹円九拾壹錢五厘

大学設立申請学校及既設単科大学比較表

校名	面積	校舍		定員	学生
		予科	学部		
東洋大学 ^{*1}	二、四七二・五四坪	三五八・五坪	一一六・七五坪	二四〇人	三六〇人
駒沢大学	一三、五三二坪	二三八坪	四四九坪	四八〇	四八〇人
立正大学	六、〇七六坪	一七八坪	一八四坪	二四〇	二四〇
国学院大学	一、二九六坪	二三六坪	四〇坪	一六〇	二四〇
竜谷大学	四、二七七坪	一五七坪	一一〇坪	二四〇	三〇〇
大谷大学	一一、二二四坪	一四四坪	一五六坪	二四〇	二四〇

内訳	土地建物	六十一万六千四百五十九円六	未収納金	六十三万一千九百四十七円五
	有価証券及現金	四十二万四千三百四十四円二		拾銭
計	圖書備品	十六銭	建物	九万四千四百六拾円
		七万四千六百七十三円	有価証券及現金	八千二百十四円二銭
		壹百一十一万五千四百七十六円八	圖書備品其他	三万七千九百四十一円三
		十六銭	計	錢五厘
				拾四万六百拾五円五錢五厘

支出 其他	教職員給 図書費	予算 総額	収入		図書特別購入計画	図書部 数	校名
			其他	財団 学校			
一、二、〇二〇	八、五〇〇	八五、三二〇	八、二二〇	二〇、七〇〇 五六、四〇〇 <small>円</small>	三〇、〇〇〇 <small>円</small>	六、一二三	東洋 ^{*2} 大学
三、四、二八〇	五、〇〇〇	一三三、五〇〇 <small>円</small>	四一、三〇〇	二五、〇〇〇 六七、二〇〇 <small>円</small>	四〇、〇〇〇 <small>円</small>	一七、四六五 <small>部</small>	駒沢大学
七、〇〇〇	五、〇〇〇	八七、四〇〇 <small>円</small>	二六、〇〇〇	三〇、〇〇〇 三一、二〇〇 <small>円</small>	三〇、〇〇〇 <small>円</small>	五、四二一 <small>部</small>	立正大学
一、二、八二〇	一、五〇〇	五一、二〇〇 <small>円</small>	一三、五〇〇	二五、〇〇〇 一二、七〇〇 <small>円</small>		一〇、四四一 <small>部</small>	国学院大学
五六、九六〇	一五、〇〇〇	一五八、四二〇 <small>円</small>	七〇、一八〇	六七、九〇〇 二〇、三四〇 <small>円</small>		二七、三一八 <small>部</small>	竜谷大学
三五、二〇〇	六、一〇〇	一二三、一六〇 <small>円</small>	六九、一二〇	二五、〇〇〇 二九、〇四〇 <small>円</small>		二八、八〇一 <small>部</small>	大谷大学

教員 予科	授業料 学部	予科	学部
二九人	四三人	六〇 <small>円</small>	八〇 <small>円</small>
二一	二五人	六〇	六〇
四	一〇人	八〇	一〇〇
二三	四六人	六〇	七五 <small>円</small>
二三	四二人	五〇	六〇 <small>円</small>

卒業 者 数	一、二五九	一、一八八	二、〇九八	八四
資 産 總 額	一、二五六、〇元、一九五 円	一、三六八、六四五、七五 円	一、六〇、八二五 円	
未収納寄附金	六三、九四七、五〇〇 円	六九六、九七七、四八 円	九四、〇〇〇 円	

* 1 [本欄朱書]

* 2 [本欄朱書]

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

『認可書等綴 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

一三四—三 東洋大学設立認可書

[昭和三年三月三〇日]

東專二四号

東洋大学財団

昭和三年一月二十日申請東洋大学ヲ大学令ニ依リ設立ス

ルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野鍊太郎

一三四—四 東洋大学設立認可告示

[昭和三年四月二日]

●文部省告示第二百三十四号

大学令ニ依リ左記ノ大学ヲ設立スルノ件認可セリ

昭和三年四月二日

文部大臣 水野鍊太郎

名 称 東洋大学

位 置 東京市小石川区原町

設 立 者 東洋大学財団

開 設 期 (大学予科) 昭和三年四月

『官報』第三七六号(昭和三年四月二日)

一三五 東洋大学学則制定認可申請書

〔昭和三年一月二〇日〕

学則制定認可申請

本大学学則ヲ別紙ノ通り制定致度候条御認可相成度大学
令第十二条ニ依リ此段及申請候也

昭和三年一月二十日

東洋大学財団理事 中島徳藏

文部大臣 水野錬太郎殿

〔別紙〕

東洋大学学則

第一章 総則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用
ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攷究セシムルヲ以テ目的
トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス
本学ニ専門部ヲ附置ス
専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通則

第一節 学年、学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条

学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入学

第七条

入学期ハ学年ノ始メヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此ノ限りニアラス

第八条

学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ終
了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ
許可スルコトアルベシ

一、高等学校高等科修了者

二、大学令ニ依ル大学予科修了者

研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業タル

第九条

研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業タル
コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ學歷アル者ニ対シテハ教授

会ノ議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルベシ
第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指
定ヲ受ケタル者

第十一条 大学予科第二学年ニ入学スルコトヲ許スベキ

者ハ第十条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差
出スヘシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選
抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規
定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第十五条 第三節 休学、退学、除籍及懲戒
学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ
スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其ノ学年休学ス
ルコトヲ得

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セントスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル
トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ又ハ成業ノ見込ナ
キトキ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ
除籍スルコトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス
懲戒ハ譴責、停学及放學トス

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研
究科ノ研究料年額左ノ如シ

第四節 授業料、研究料及聴講料
学部 金壹百円

大学予科 金八拾五円

研究科 金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム
第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放學
ヲ命セララルトキハ其ノ期ノ授業料ハ之ヲ徴収
ス

第二十二条 学生生徒休学シタルトキハ其ノ学期ノ授業
料ハ之ヲ徴収セス

但シ学期開始後休学シタルトキハ其期ノ授業料

ハ之ヲ徴収ス

第三章 学部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス、但シ他

ノ学科ノ授業科目ヲ随意修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表ニヨリ所属学科ノ授業科目及ヒ

外国語ヲ修了スヘシ

第二十六条 一授業科目、一外国語、一学年毎週各二時

間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上外国語一

単位以上ヲ学修スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語、独逸語ノ二種トシ学生

ヲシテ其ノ一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ

証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ

行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ之ヲ

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ終了スヘキ学年ノ一月

三十一日マデニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科ニ就キ選修セムトスル者ハ相当

ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコ

トアルヘシ

学生ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十八条 選科生其ノ選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合

格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第三十九条 学部ノ学科ニ就キ聴講セムトスル者ハ相当

ノ学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルヘシ

学生ニ関スル規定ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第四十条 聴講生其ノ聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合

格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ケ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムト

スル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ヅツ三ケ年マテ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以

外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生ニ年以上在学シタルトキハ其ノ

研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学科	第一学年、一週授業 時間数	第二学年、一週授業 時間数
修身	一	一
国語及漢文	五	五
第一外國語	四九	四九
第二外國語	四	四
歴史	二	二
哲学概説	二	二
心理及論理	二	二
法制及經濟	二	二
自然科学	二	二
体育	三	三
計	三二	三二

備考 外國語ハ英語及独逸語ノ二種トシ其中孰レヲ第一

第二トスルカハ生徒ノ選定ニ依ル

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトア

ルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条

試験評点ハ一科目壹百点ヲ以テ満点トス

第五十一条

各学期試験評点ノ和ヲ三除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第五十二条

学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条

第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程

(科目ノ下ノ数字ハ单位数ヲ示ス)

一、哲学科

授業科目

一 東洋哲学史概説

西洋哲学史概説

美学概論

社会学概論

支那哲学

教育学

二、仏教学科

授業科目

哲学概論

宗教学概論

哲学

支那哲学

梵語学、巴利語学

仏教学

三、国文学科

授業科目

哲学概論

文学概論

支那哲学支那文学

国史学

国語学国文学

四、支那哲学支那文学科

授業科目

哲学概論

文学概論

国語学国文学

支那史学

教育学

一 倫理学概論

一 社会学概論

二 倫理学

一 印度哲学

一 教育学

八

一 美学概論

一 言語学概論

三 仏教学

一 教育学

九

一 美学概論

一 言語学概論

三 仏教学

一 支那語学

二 支那哲学支那文学

一

一

四

一

二

一

一

二

二

一

一

一

二

九

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三六一— 東洋大学基本金分割供託願書

〔昭和三年一月二〇日〕

基本金分割供託願

今般大学令ニ抛リ本学設立認可相成タルニ就テハ基本財産供託金左記ノ通り分割供託致度候条御認可相成度此段及申請候也

記

初年度 金貳拾五万円也

第二年度 金九万円也

第三年度 金八万円也

第四年度 金八万円也

昭和三年一月二十日

東洋大学財団理事 中島徳藏印

文部大臣 水野鍊太郎殿

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三六一— 東洋大学基本金分割供託認可書

〔昭和三年三月三〇日〕

東專二四号

東洋大学財団

昭和三年一月二十日申請東洋大学基本財産供託金左記ノ通分割スルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野鍊太郎印

記

初年度 (昭和三年度) 貳拾五万円

第二年度 (昭和四年度) 九万円

第三年度 (昭和五年度) 八万円

第四年度 (昭和六年度) 八万円

計 五拾万円

『認可書等綴 法人』

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

一三六—三 東洋大学基本金分割供託認可書

〔昭和六年九月一七日〕

学專四九六号

東洋大学財団

昭和六年七月二十三日申請東洋大学基本財産供託金分納期ヲ左記ノ通變更スルノ件認可ス

昭和六年九月十七日

記

文部大臣 田中隆三郎

金額	年 度	金額	年 度
金壹万円也	昭和六年度	金壹万円也	昭和八年度
金壹万円也	昭和七年度	金壹万円也	昭和九年度
金壹万円也	昭和十年度	金四万円也	昭和十三年度
金四万円也	昭和十一年度	金四万円也	昭和十四年度
金四万円也	昭和十二年度	金四万円也	昭和十五年度

以上

『認可書等級 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

一三六—四 東洋大学基本金分割供託認可書

〔昭和九年一月一三日〕

学專八〇三号

東洋大学財団

昭和九年七月 日申請東洋大学基本財産供託方左記ノ通變更ノ件認可ス

昭和九年十二月十三日

記

文部大臣 松田源治郎

自昭和七年度至昭和九年度 猶予
 自昭和十年度至昭和十四年度 毎年度一万円
 自昭和十五年度至昭和二十年度 毎年度四万円
 『認可書等級 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月』

東洋大学秘書課所蔵

一三六―五 東洋大学基本金分割供託認可書

〔昭和十三年一月二十九日〕

学專五三八号

東洋大学財団

昭和十三年十二月二日附庶第二八八号申請東洋大学基本
財産供託金分納ヲ左記ノ通變更スルノ件認可ス

昭和十三年十二月十九日

文部大臣 男爵荒木貞夫閣

記

昭和十五年度	金貳万円	昭和十六年度	金四万円
昭和十七年度	金五万円	昭和十八年度	金五万円
昭和十九年度	金六万円	昭和二十年度	金七万円
合計	金貳拾九万円		

〔認可書等綴 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月〕

東洋大学秘書課所蔵

一三六―六 東洋大学基本金分割供託認可書

〔昭和十七年一月一七日〕

学專二四号

東洋大学財団

昭和十六年十二月二十三日附庶第一一四号申請東洋大学
基本財産供託金分納ヲ左記ノ通變更スルノ件認可ス

昭和十七年一月十七日

文部大臣 橋田邦彦閣

記

昭和十七年度	金八千円
昭和十八年度	金三万円
昭和十九年度	金四万五千元
昭和二十年	年度 金四万五千元
昭和二十一年度	金四万五千元
昭和二十二年度	金四万五千元
昭和二十三年度	金六万七千元
合計	金二十八万五千元

〔認可書等綴 法人

自大正九年二月至昭和四十六年二月〕

東洋大学秘書課所蔵

一三六一七 東洋大学設立に関する通牒

〔昭和三年五月一日〕

辰学第五三七号

昭和三年五月一日

東京府知事 閣

東洋大学設立者 殿

東洋大学設立ニ関スル件

本年一月二十日付ヲ以テ申請相成候標記ノ件ニ関シテハ
左記条件ヲ履行スルモノトシテ認可相成リタル趣キニ付
篤ト御承知相成度此段及通牒候也

記

一、基本財産分割供託及校舍建築設備図書購入等既定計

画ヲ違漏^(遺)ナク遂行スルコト

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一三七一一 東洋大学大学予科合併教授

認可申請書〔昭和三年一月二〇日〕

大学予科合併教授認可申請

本大学予科ニ於テハ別記学科目ヲ教授スル場合ニ同一学
年生ノ合併教授ヲ致度候条御認可相成度高等学校規程第
二十八条第二項ニ依リ此段及申請候也

昭和三年一月二十日

東洋大学財団理事 中島徳藏 閣

文部大臣 水野鍊太郎 殿

別記

合併教授科目

一、修身

一、歴史

一、哲学概説

一、心理及論理

一、法制及経済

一、自然科学

一、体操

以上

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

メ度候条御認可相成度此段及申請候也
昭和三年一月二十日

東洋大学財団理事 中島徳蔵印

一三七―二 東洋大学予科合併教授認可書

〔昭和三年三月三〇日〕

別記

文部大臣 水野鍊太郎殿

一、学部教員数

初年度 拾八名

二年度 貳拾七名

完成年度 貳拾九名

二、同専任兼任ノ別

専任 兼任

初年度 九名 九名

二年度 十四名 十三名

完成年度 十五名 十四名

以上

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三八―一 東洋大学学部教員数・専任兼任教員

割合認可申請書

〔昭和三年一月二〇日〕

一三八―二 東洋大学予科教員数・専任兼任

教員割合認可申請書

〔昭和三年一月二〇日〕

学部教員数並ニ専兼任教員ノ割合認可申請書

本学学部教員数並ニ専任兼任教員ノ割合別記ノ如ク相定

大学予科教員数並ニ専任兼任教員割合認可申請
 大学予科教員数並ニ専任及兼任教員ノ割合ヲ左ノ通り定
 メ候条御認可相成度高等学校規程第二十九条ニ依リ此段
 及申請候也

兼任教員数 十六名
 昭和三年一月二十日
 東洋大学財団理事 中島徳藏印

教員数 二十一名

〔別紙〕
 文部大臣 水野鍊太郎殿

大学予科教員並担任学科目予定

担任学科目	免許状ノ種類	出身学校又ハ経歴	兼任 専任別	受持時数	学位称号	氏名
修身	〔朱書〕 〔検定出願〕	東京帝国大学文学部	専	二	文学士	小野 正康
国語	〔朱書〕 〔検定出願〕	東京帝国大学文科	専	九	文学士	小林 好日
国語	〔朱書〕 〔認定出願〕	東京帝国大学文学部	専	九	文学士	松浦 貞俊
漢文	〔朱書〕 〔認定出願〕	東京帝国大学文科	専	六	文学士	村上 竜英
漢文	漢文科	東京帝国大学文科	兼	六	文学士	佐久 節
英語	英語科	慶応義塾別科	専	六	文学士	宮森麻太郎
英語	英語科	コロンビヤ大学	専	二	マスター・アーツ	熊野吉次郎
英語	英語科	東京帝国大学文学部	兼	二	文学士	加藤 猛夫
英語	英語科	東京帝国大学文学部	専	二	文学士	広瀬 茂雄
英語	英語科	東京帝国大学文学部	専	二	文学士	川村南海男
独語	〔朱書〕 〔認定出願〕	東京帝国大学文科	兼	九	文学博士	山岸 光宣
独語	〔朱書〕 〔認定出願〕	東京帝国大学文学部	専	二	文学士	斎藤 响

独 語	英語科、哲学、 心理、論理 〔朱書〕	東京帝国大学文学部	専	一二	文学士	山際 靖
歴 史	〔認定出願〕 〔朱書〕	東京帝国大学文科	兼	四	文学博士	笹川 種郎
歴 史	〔検定出願〕 〔朱書〕	東京帝国大学文学部	専	四	文学士	志田不動磨
哲 学、 心 理	修身、哲学概 説 〔朱書〕	東京帝国大学文科	専	二二	文学士	橋高 倫一
独 語	〔検定出願〕 〔朱書〕	東京外国語学校独語科	専	一二		別府千代太郎
独 論 語 理	修身、論理、 心理 〔朱書〕	東京帝国大学文科	兼	九二	文学士	鈴木 俊行
法 制	〔認定出願〕 〔朱書〕	東京帝国大学法科	兼	二	法学士	西郷 陽
経 済	〔検定出願〕 〔朱書〕	コロンビヤ大学	専	二	マスター・ オウ・アーツ 理 学 士	石川 義昌
自 然 科 学	自 然 科 学	東京帝国大学理科	専	二	理 学 士	石井 重美
体 操	体 操 (特 任)	陸軍士官学校	専	六	陸軍騎兵少佐	馬場 孚
教 練						配属将校

以上二十二名ノ履歴書及戸籍抄本ハ別紙ノ通り

〔添付書類〕

〔履歴書・戸籍抄本〕〔略〕

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三八—三

東洋大学予科教員採用認可

申請書(昭和三年一月二〇日)

東洋大学予科教員採用認可申請

文学士 村上 竜 英
 文学博士 山岸 光 宣
 文学博士 笹川 種 郎
 法学士 西郷 陽

マスター・オ
ブ・アーツ・オ
石川義昌

右五名大学予科教員トシテ採用ノ件御認可相成度担任学
科及時間表並ニ履歴書及戸籍抄本相添へ此段及申請候也

昭和三年一月二十日 東洋大学財団理事

中島徳蔵印

文部大臣 水野錬太郎殿

〔添付書類〕

担任学科及時間表

担任学科	毎週時間	氏名
漢文	六	村上竜英
歴史 <small>日本史 東洋史</small>	四	笹川種郎
独逸語	九	山岸光宣
法制	二	西郷陽
経済	二	石川義昌
以上		

〔履歴書・戸籍抄本〕〔略〕

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三八—四

東洋大学学部及び大学予科の教員数

・専任教員及び兼任教員割合について

ての認可書〔昭和三年三月三〇日〕

東專二四号

東洋大学財団

昭和三年一月二十日申請学部及大学予科ノ教員数並専任
教員及兼任教員ノ割合左記ノ通り定ムルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野錬太郎印

記

学部教員数

初年度	専任	九名
十八名	兼任	九名
二年度	専任	十四名
二十七名	兼任	十三名
完成年度	専任	十五名
二十九名	兼任	十四名
予科教員数	専任	十六名
二十二名	兼任	六名

『認可書等綴 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一三九 一 東洋大学大学予科第二学年編入

認可願書 (昭和三年一月二〇日)

大学予科第二学年編入認可願

昭和二年四月更正ノ学則ニ抛ル東洋大学大学部印度哲学倫理学科予科在学者ヲ本学大学予科第二学年ニ編入致度候間格別ノ御詮議相願度別紙学則及成績表相添此段申請候也

昭和三年壹月二十日

東洋大学財団理事

中島徳蔵印

文部大臣 法学博士水野錬太郎殿

〔別紙〕

昭和二年度第一学期

大学部印度哲学倫理学科予科試験成績表

東洋大学〔略〕

〔添付書類〕

〔表紙〕
「東洋大学学則」

学 則

第一章 總 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術技芸ヲ教授ス

ル所トス

第二条 本学ヲ分チテ大学部専門学部ノ二部トシ大学部

印度哲学倫理学科ニ予科ヲ附設ス

第三条 大学部ニ印度哲学倫理学科支那哲学東洋文学科

ノ二科及研究科ヲ置ク

第四条 専門学部ニ倫理学教育学科倫理学東洋文学科

(昼間部 夜間部) 文化学科社会事業科専攻科ノ五

科ヲ置ク

第五条 修業年限ハ大学部四箇年専門学部三箇年トシ大

学部研究科二箇年専門学部専攻科一箇年予科一箇年

トス

第六条 本学学生ヲ分チテ第一種生第二種生トス

第七条 本学学生ハ徴兵令ニ依リ入営延期ノ取扱ヲ受ク

ル特典アリ但シ第一種生ニ限ル

第八条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ教員檢定ニ関ス

ル規程ニヨリ本章第九条ノ学科目ニ就キ無試験檢定

ヲ受クルコトヲ得

一、第一種生ニシテ本学ヲ卒業シタル者

二、教員檢定ニ関スル規程第五条第一号第三号乃

至第八号ニ該当スルモノニシテ第二種生トシ

テ本学ヲ卒業シタルモノ

第九条 本学カ卒業者ノ教員無試験檢定ニ関シ文部大臣

ノ許可ヲ受ケタル学科目左ノ如シ

大学部印度哲学倫理学科卒業者ハ修身科

大学部支那哲学東洋文学科卒業者ハ国語科漢文科

専門学部倫理学教育学科卒業者ハ修身科教育科

専門学部倫理学東洋文学科卒業者ハ修身科国語科

漢文科

第二章 学科及課程

第一条 大学部ノ学科及課程左ノ如シ(表中ノ数字ハ毎

週ノ授業時間数ヲ示ス)

大学部印度哲学倫理学科ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一
ヲ学修セシム

大学部印度哲学倫理学科(第一)

科目	予	科	身	一	年	二	年	三	年	四	年
西洋哲学	二	印度哲学	五	八	四	二	三	二	八	四	八
倫理学	四	印度哲学 サンスクリット語 パリー語 演習	二	二	四	二	三	三	八	二	八
認識論	四	印度哲学 サンスクリット語 パリー語 演習	二	二	四	二	三	三	八	二	八
西洋哲学史	二	印度哲学 演習	五	三	四	二	三	三	八	二	八
社会学	八	印度哲学 演習	二	二	四	二	三	三	八	二	八

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

科目 学然	及法 經 濟制	及心 論 理理	歴 史	(第一 外 國 語 逸 語)	(第一 外 國 語 英 語)	及国 漢 文語	修 身	予 科
西洋哲学		印度哲学		汉文学及	国文学及	教育	倫理	
二 論理学		八 俱舍論哲学 仏教概論 日本仏教思想史	サンスクリット パリ語	二 国文学	二 心理学	四 東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳	第一 年
二 西洋哲学史		六 唯識哲学 三論哲学 支那仏教思想史	パリ サンスクリ (随意科)	一 国文学	二 教育学	四 東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳	第二 年
二 西洋哲学史		六 起信論哲学 華嚴哲学 印度仏教思想史	パリ サンスクリ (随意科)	二 漢文学	三 教授法 実地教授	五 日本倫理史 倫理学	実践道徳	第三 年
六 西洋哲学史 宗教哲学	認識論	八 印度哲学 欧米ノ仏教	真言哲学 天台哲学	二 漢文学		二 倫理学		第四 年

大学部印度哲学倫理学科 (第二)

計	体 操	
	三 三 二	三
計	英文学 英語及	歴史
三一	六 講読	二 日本文化史
三三	八 講読	二 支那文化史
三一	六 講読	二 西洋文化史
二六	二 英文学	一 日本民俗史
		美学 宗教哲学

大学部支那哲学東洋文学科

支那哲学 及文学	国文学	文教 学育	倫 理	
九	一〇	二 四	二	第 一 年
講 読 作文詩 演 習	講 読 文 史 演 習 作文作歌	心理學 論理學 文學概論	實踐道德 東洋倫理史	
一三	一〇	二	二	第 二 年
講 読 文 典 支那文學史 支那文學概論 作文詩 演 習	講 読 國語學 日本文學史 作文作歌 演 習	教育學	實踐道德 東洋倫理史	
一一	九	二 三	二	第 三 年
講 読 支那文學史 支那哲學史 作文詩 演 習	講 読 言語學 日本文學史 作文作歌 演 習	教授法 實地授業 現代文學 (隨意科)	實踐道德 日本倫理史	
一三	四	二	二	第 四 年
講 読 支那哲學 說文學 作文詩 演 習	講 読 作文作歌 演 習	現代文學	倫理學	

計	體 操	
三二二	三	
計	英語及 英文學	歷史
三二二	二二	二
	講 読 文 典 會 話 作 文	日本文化史
三〇	一二 同上	二 支那文化史
三二二	一二 同上	二 西洋文化史
三二二	一四 同上	言語學

第二条 専門学部ノ科学及課程左ノ如シ(表中ノ数字ハ
〔学科〕
毎週ノ授業時間数ヲ示ス)

専門学部倫理哲学教育学科

哲学	国文学及 漢文学	教育	倫理	
八 西洋哲学史 印度哲学	三講 読	四 心理学 教育史	四 実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第一 年
六 西洋哲学史 印度哲学	三講 読	六 教育学 応用心理学	四 実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第二 年
八 西洋哲学史 支那哲学 印度哲学 社会学		六 高等教育学 教授法 実地教授 社会教育	五 実践道徳 日本倫理史 倫理学	第三 年

計						
三一						
		西洋哲学史		印度哲学		
			日本文化史			
			二	支那文化史		
		西洋哲学史		印度哲学		
三〇						
		西洋哲学史		印度哲学		
			二	西洋文化史		
				一		
		社会学		印度哲学		
三〇						
		西洋哲学史		印度哲学		
				四		
二六						
		社会学		印度哲学		
				四		

専門学部倫理哲学東洋文学科

教育	倫理		計	歴史 (随意科)	英語	生理衛生	法制経済
四 心理学 論理学	四 実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第一 年	二七	日本文化史	六 文 講 読	二 生 衛 生 生 理	
二 教育学	四 実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第二 年	三〇	支那文化史	八 講 読		三 法 經 制 濟
三 教授法 実地教授	五 実践道徳 日本倫理史 倫理学	第三 年	二七	西洋文化史 日本民族史	六 講 読	六 教 育 病 理 学	

計	英語 (隨意科)	哲学及文学 (隨意科)	歴史	漢文学	国文学
二九	講 讀	仏教概論 文学概論	二 日本文化史	九 講 作 演 習	一〇 講 文 作 演 習
三〇	講 讀	支那仏教史	二 支那文化史	二 講 支那文学史 支那文学概 論 作 演 習	一〇 講 国語学 日本文学史 作 演 習
三一		印度仏教史	二 西洋文化史	二 講 支那文学史 支那哲学 作 演 習	二 講 言語学 日本文学史 現代文学 作 演 習

専門学部文化学科

計	科学概論	外国語 英語英文学 独語独文学 仏語(隨意)	新聞学及 司書学	社会学及 社会問題	法学及 経済学	文学	哲学	倫理	
元		三 文法 三 會話 作文 講讀		二 社会学		四 文学概論 日本文化史	二 儒学概論 仏教概論 西洋哲学史	一 実践道德 心理学 論理学	第一年
元		三 同上		二 経済学		四 日本文学史 欧州文化史	八 美 学 教育 学 西洋哲学史	三 実践道德 倫理学	第二年
元		三 同上	二 新聞学及 司書学		二 近世社会問 題	二 文芸思潮	二 西洋哲学史 宗教哲学 歴史哲学 教授法 哲学演習 英独	一 実践道德	第三年
元	二 科学概論	四 同上 言語学			四 国家学 法学通論	二 芸術論	四 哲学 哲学演習	二 倫理学	専攻科

専門学部社会事業科

実践道徳 一 実践道徳 一 実践道徳 一 実践道徳	第一年	基礎学 二 六 経済学 社会学 児童学 論理学 心理学 仏教概論
	第二年	七 教育病理学 犯罪心理学 変態心理学 仏教概説
	第三年	三 社会心理学 宗教学 社会心理学 民族心理学 仏教概論
実際学科 三 社会政策 統計学	社会政策 社会事業論 社会事業史 社会衛生 児童衛生 女性生理 女性衛生 母性保護 女性心理 労働衛生 労働生理	社会政策各論 社会教育 職業倫理 社会問題 人種衛生学 社会衛生学 児童保護実習 母性保護実習 労働者保護実習 免囚保護

計	外国語		
一六	四英語		
一四	四英語	労働者保護 保護教育 感化制度少年 法 精神検査法 人体検査法	精神薄弱者教育
一三	四英語		

第三章 学年 学期及休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期ハ四月ヨリ八月ニ至リ第二学期ハ九月ヨリ

十一月ニ至リ第三学期ハ一月ヨリ三月ニ至ル

第三条 春季休業ハ四月一日ヨリ十日ニ至リ夏季休業ハ

七月十一日ヨリ九月十日ニ至リ冬季休業ハ十二月二

十五日ヨリ翌年一月七^日ニ至ル其他日曜日大祭日記

念日(十二月十三日)ハ休業トス

第四章 入学 在学 退学

第一条 大学部支那哲学東洋文学科及専門学部各第一学
年並ニ大学部印度哲学倫理学科予科ニ入学シ第一種
生タルヘキ者ハ身体健全品行方正ニシテ左記ノ資格

ヲ有スルモノニ限ル

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生トシテ大
学部又ハ専門学部各科第一学年ニ入学スルコトヲ得
但シ大学部印度哲学倫理学科第一学年ノ入学者ハ予
科ヲ修了シタルモノニ限ル

一、教員検定ニ関スル規程第一号第二号乃至第八号
ニ該当スル者

二、本学ニ於テ中学校卒業ノ程度ニヨリ施行スル左
記ノ学科目ノ試験ニ合格シタル者

三、入学試験委員ノ銓衡ニヨリ講義ヲ解シ得ル学力
アリト認定シタル者

第三条 学生入学期ハ毎年一回四月一日ヨリ同三十日迄
トス

但第二種生ニ欠員アル時ハ学年ノ中途ニ於テ編入ス
ルコトアルヘシ此場合ニハ本章第二条ノ試験又ハ銓
衡ヲ經タル者ニシテ更ニ其学級ノ既修シタル程度ノ

試験ニ合格シタル者ニ限ル

第四条 大学部及専門学部第二学年以上ニ入学セントス
ル者ハ本学第一学年ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有
シ更ニ其学級ノ既修シタル程度ノ試験ニ合格シタル
者ニ限ル

第五条 本学ト同程度ノ専門学校ニ在学シタル者ニシテ
本学ニ入ラントスル者ハ同程度ト認定シタル同一科
ヲ除キ試験ノ上合格スルコトヲ要ス

第六条 入学志願者ハ左式ノ入学願書及履歷書ヲ差出ス
ヘシ

中学校卒業者又ハ専門学校入学者検定規程第八条第
一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタ
ル学校ノ卒業者ハ入学願書履歷書ノ外ニ其卒業試験
点数及品行ニ関スル当該学校長ノ証明書ヲ添付シ師
範学校卒業者ニアリテハ右ノ外服務義務終了ニ関ス
ル地方長官ノ証明書ヲ添付スヘシ、専門学校入学者
検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者ニアリテハ
其試験点数ニ関スル当該学校長ノ証明書教員検定ニ
関スル規程第五条第五号及第八号ノ該当者ニアリテ
ハ当該学校長ノ卒業証明書同条第六号ノ該当者ニア
リテハ免許状ヲ授与セラレタル地方長官ノ証明書ヲ
添付スヘシ

入学願 (用紙美濃紙)

私儀今般御校何部何科へ入学志願ニ付御檢定ノ上御許可被成下度履歷書相添此段奉願候也

現住所

年月日 何 某 印

東洋大学長 何 某 殿

履歷書 (用紙美濃紙)

原籍 身分

父兄及戸主ノ氏名、職業

何 某

年月日生

学業

一、年月日何学校ニ入学年月日何科卒業

一、年月日何何ヨリ何免状ヲ受ク

業務 (業務ヲ取リタルコトナキ者ハ

記入ニ及ハス)

一、年月日何職拜命或ハ何業ニ従事等

賞罰

一、年月日何何ヨリ賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右之通相違無之候也

年月日 右 何 某 印

第七条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ東京市内若クハ附近ノ

郡部ニ於テ一家計ヲ立ツル身元確實ナル者ヲ保証人トシ左式ノ在学証書ヲ差出スヘシ

在学証書 (証書用紙ハ事務所ヨリ交付ス)

何府何国何郡何町村何番地

三錢 戸主或ハ何某何男兄弟等華士族

収入紙 何 某

年月日生

私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ就キテハ御規

則堅ク遵守可仕候也

年月日 右 何 某 印

年月日

前書之通相違無之候ニ付拙者証人ニ相立チ本人一

身上ヨリ相起リ候事件ハ一切引受ケ可申候也

住所族籍職業及本人トノ關係

年月日 保証人 何 某 印

年月日生

東洋大学長 何 某 殿

第八条 学生宿所又ハ保証人住所ヲ転シタルトキハ直ニ

届出ツヘシ

第九条 三日以上欠席セント欲スルトキハ其旨保証人ヨ

リ届出ツヘシ

第十条 疾病其他ノ事故ニ依リ退学セント欲スルモノハ
其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出テ本学ノ許可ヲ
受クヘシ

第五章 入学金及授業料

第一条 学生入学ノ節ハ束修トシテ金五円ヲ納ムヘシ
(但社会事業科倫理学東洋文学科夜間部ハ金參円ト
ス)

第二条 学生ハ左ノ授業料ヲ納ムヘシ

第一学期 金參拾貳円 四月十五日マテ

第二学期 金參拾貳円 九月十五日マテ

第三学期 金貳拾參円 一月十五日マテ

但シ倫理学東洋文学科夜間部、社会事業科ニ限り左
ノ通り定ム

第一学期 金貳拾五円

第二学期 金貳拾五円

第三学期 金貳拾円

第三条 学期ノ始メニ於テ授業料ヲ前納シ得サル者ハ左
ノ通り分納スルコトヲ得

種別	学 別		
	第一学期	第二学期	第三学期
各科(夜間部ヲ除ク)	四五六七九〇二二	三三三三三三三三	一一二二三
社会事業科	七八八八八八八八	八八八八八八八八	七七七七七
倫理学東洋文学科夜間部	七六六六六六六六	六六六六六六六六	七七七六

但納付期日ハ其授業開始後五日間トス

第四条 在学中ハ仮令休学停学等ヲ為スモ授業料ヲ免除
セス但兵役ノ為メ休学スル者ハ月割ヲ以テ免除ス

第五条 退学除名ト雖モ既納ノ授業料ハ還付セス未納ノ
者ハ直ニ納付セシム

第六条 授業料滞納一ヶ月以上ニ及フ者ハ未納中停学ヲ
命シ或ハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第六章 試験及得業

第一条 試験ヲ分チテ臨時試験学年試験ノ二種トス

第二条 臨時試験ハ教授ノ見込ニ依リ臨時之ヲ施行シ学
年試験ハ毎学年ノ終ニ於テ其一年間修学シタル所ノ
全科目ニ就キテ之ヲ執行スルモノトス

臨時試験ヲ經タル科目ハ臨時試験学年試験ノ両得点
ヲ合算折半ス

第三条 總テ評点ノ一科目ニ付壹百点ヲ以テ定限トス

第四条 学科点ハ受持教授ノ評定スル所ニ依リ品行点ハ

別ニ査定規則ヲ設ケテ之ヲ定ム

第五條 試験ノ成績ハ学科点数各科五十点以上全科平均

六十点以上ヲ得ルトキハ及第トシ其以下ヲ落第トシ
各科六十点以上全科平均八十点以上品行八十点以上
ヲ得ルトキハ優等トス

第六條 得業ノ成績ハ総学年ノ得点ヲ通算シ教授會議ニ

於テ前條ニ準シ之ヲ評定ス

第七條 正当ト認ムヘキ事故アリテ学年試験ニ欠席シタ

ル者ハ更ニ次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ受クルコト
ヲ得但何等ノ理由アリトモ補欠試験ニ欠席シタル者
ハ更ニ補欠試験ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 補欠試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金拾円ヲ納

ム可シ

第九條 専門学部第一学年第二学年ノ学年試験ニ及第シ

タル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第三学年試験
ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍

何 某

年 月 日 生

右者本学所定ノ専門学部何科ノ課程ヲ全修シ定期
ヲ経テ其業ヲ卒ヘ考試完成ス仍テ茲ニ其得業ヲ証
ス

年 月 日

東洋大学長 何 某 印

第十條 大学部第一学年ヨリ第三学年マテノ学年試験ニ
及第シタル者ニハ各学年ノ修業証書ヲ授与シ第四次
年試験ニ及第シタル者ニハ左式ノ得業証書ヲ授与ス

族籍

何 某

年 月 日 生

右者本学大学部何科課程ヲ全修シ定期ヲ経テ其業
ヲ卒ヘ考試完成ス
仍テ此得業証書ヲ授与ス

年 月 日

東洋大学長 何 某 印

第十一條 第二種生ニシテ学年試験ニ応シ全学課ノ半数

以上ニ合格シタルトキハ選科修業証書ヲ授与ス

第七章 処 分

第一條 学生其本分ニ背キタル行為アリタルトキハ其輕

重ニ抛リ左ノ罰科ニ処ス

一、懲戒 二、停学 三、除名

第二條 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ除名ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一箇年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シ

タル者

第八章 研究科

第一条 研究科ハ本学大学院部卒業者ニシテ既修学科ニ就

キ更ニ深ク研究セントスル者ノ為ニ設ク

第二条 研究科ニ入学セントスル者ハ其研究科目ヲ具シ

タル入学願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第三条 研究科学生ハ本学ノ指定シタル教授ノ指導ヲ受

ケ研究ニ従事スルモノトス

第四条 研究科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ

演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 研究科学生ノ在学期間ヲ二箇年トス但シ研究上

特別ノ事情アルモノニ限り願出ニヨリ詮議ノ上在学

期間ヲ尚一ヶ年延期スルコトアルヘシ

第六条 研究科学生ハ学費トシテ一箇年五拾円ヲ学年ノ

始ニ納付スヘシ在学延期ノ場合亦同シ

第七条 研究科学生ハ在学期ノ終ニ於テ其研究シタル科

目ニツキ論文ヲ提出スヘシ

第八条 研究科学生ノ提出シタル論文ハ之ヲ審査シ学力

相当ト認メタル者ハ東洋大学文学士ノ称号ヲ認許ス

第九条 研究科学生ニハ本章ノ外本学一般ノ規定ヲ準用

ス

第九章 専攻科

第一条 専攻科ハ専門学部文化学科卒業者ニシテ既修ノ

学科ニ就キ更ニ深ク研究セントスル者ノ為メニ設ク

但シ文化学科以外ノ卒業者ニシテ入学志望ノ者アル

トキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第二条 専攻科ノ修業年限ハ一ヶ年トス

第三条 専攻科ノ学科課程ハ第二章第二条中文化学科並

同専攻科ノ課程表ニ依ル

第四条 専攻科学生ハ本学ノ許可ヲ得テ本学ノ講義又ハ

演習ニ出席スルコトヲ得

第五条 専攻科学生ニシテ学年試験ニ及第シタル者ニハ

専攻科卒業証書ヲ授与ス

第六条 専攻科学生ニハ本章ノ外授業料其他本学一般ノ

規定ヲ準用ス

第十章 図書館

第一条 図書館ハ本学ノ図書館ヲ蔵置スル所トス

第二条 本学学生得業生教授ニ限り図書ノ閲覧ヲ許ス

第三条 閲覧ヲ欲スル者ハ必ス本学所定ノ図書借覧証ヲ

図書係ヘ差出スヘシ

第四条 図書借覧証ヲ請求スル者ハ学生ハ一冊金貳拾錢

得業生ハ一冊金參拾錢ヲ図書係ヘ収ムヘシ

第五条 借覽証ハ他人ヘ転貸若クハ譲渡スルヲ許サス

第六条 閱覽時間ハ平日ハ午前八時ヨリ午後八時三十分

迄トスルモ日ノ長短ニ依リ多少ノ伸縮アルヘシ

第七条 閱覽書籍ハ一時ニ洋装本ハ三冊和装本ハ五冊ヲ

限ル

第八条 借覽書類ハ決シテ閱覽室外ヘ携出スルヲ許サス

第九条 借覽者ニシテ書籍ヲ毀損シ又ハ其内外ニ落書シ

タル場合ニハ其事情ニ応シ或ハ本書ヲ弁償セシメ或

ハ罰金ヲ課シ或ハ借覽ヲ禁スルコトアルヘシ

第十条 閱覽室内ニ於テ静肅ヲ旨トシ談話音読ヲ為スヘ

カラス

第十一章 職 員

第一条 本学ニ左ノ職員ヲ置ク

学長 教授 幹事 書記

第二条 学長ハ校務ヲ総裁ス

第三条 教授ハ学生ノ教授ヲ掌ル

第四条 幹事ハ学長ノ命ヲ受ケ校務ヲ処理ス

第五条 書記ハ学長及幹事ノ命ヲ承テ会計庶務ニ従事ス

第十二章 聴講生規則

一、聴講生ヲ普通聴講生特別聴講生ノ二種トス

一、普通聴講生ハ学級ヲ定メテ聴講スルモノヲ云フ

一、特別聴講生ハ何レノ級ヲ問ハス随意ノ学科ヲ聴

講スルモノヲ云フ

但聴講セントスル科目ハ予メ届出テ許可ヲ受ク

ヘシ

一、聴講生ハ左ノ手数料及聴講料ヲ納ムヘシ

手数料

第一期 金参拾弍円

聴講料

第二期 金参拾弍円

但シ倫理学東洋文学科夜間部社会事業科聴講生

ニ限リ左ノ通り定ム

第一期 金弍拾五円

第二期 金弍拾五円

第三期 金弍拾円

一、普通聴講生ニハ其事情ニ依リ各月分納ヲ許スコ

トアルヘシ

一、特別聴講生ニハ毎月聴講券ヲ交付シ其出欠ヲ記

入ス

一、聴講生ハ次学期又ハ次学年ニ引続キ聴講セント

スルトキハ継続届ヲ出シ同時ニ其学期ノ聴講料

ヲ前納スヘシ

一、聴講生ニハ其望ニ応シ一学年毎ニ出席数ヲ検シ

テ聴講証書ヲ授与ス

但手数料金壹円ヲ納ムヘシ

一、聴講生ニシテ学年試験ニ応シタルトキハ其成績

ニヨリ本科第二種生ニ編入スルコトアルヘシ

『自昭3年3月至昭3年10月 東洋大学 第1冊』

国立公文書館所蔵

一三九—二 東洋大学大学部予科在学者を東洋

大学予科に編入するの件認可書

〔昭和三年三月三〇日〕

東專二四号

東洋大学財団

昭和三年一月二十日申請東洋大学大学部印度哲学倫理学
科予科（専門学校令ニ依ル東洋大学）在学者ヲ東洋大学
予科第二学年ニ編入スルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野鍊太郎閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一四〇 東洋大学学長事務取扱認可申請書

〔昭和三年三月一〇日〕

学長事務取扱認可申請

本籍 群馬県佐波郡赤堀村大字今井二一四番地

現住 東京市本郷区駒込西片町十番地寄留

中島 徳 蔵

元治元年二月二日生

右ハ昭和三年一月二十日附申請ニ係ル東洋大学設立ノ儀
御認可ニ相成候暁ニ東洋大学学長事務取扱ニ就任セシメ
度候間御認可被成下度履歴書及戸籍抄本相添へ此段及申
請候也

昭和三年三月十日 東京市小石川区原町十七番地

東洋大学財団理事

中島徳蔵閣

文部大臣 水野鍊太郎閣

『昭和二年 学務課 私立学校 冊ノ二〇一』

東京都公文書館所蔵

一四一 東洋大学昇格部細則

東洋大学昇格部細則

一通則

- 第一条 東洋大学昇格部部长ハ昇格ニ関スル一切ノ事務ヲ統督シ本昇格部ヲ代表ス
- 第二条 本昇格部長ハ随時各課課長ヲ召集シ事務ノ連絡ヲハカルモノトス
- 第三条 各課長ハ本昇格部長ニ課長會議ヲ請求スルコトヲ得
- 二 東洋大学昇格委員會規則
- 第一条 東洋大学昇格委員會ハ十八名ノ委員ヲ以テ之ヲ組織シ昇格ニ関スル重要事項ヲ審議決定スルモノトス
- 第二条 東洋大学昇格委員會委員ハ東洋大学財団ノ理事タルモノ及ビ左記団体ヨリ選出スルモノトス
- 維持員會 六名 教授會 三名
校友會 三名
- 第三条 本昇格委員會ニ委員長一名副委員長一名ヲ置ク 委員長及ビ副委員長ノ何レカ一名ハ東洋

大学財団ノ理事タルモノコレニ当ル

- 第四条 本昇格委員會委員長ハ昇格委員會ヲ召集シ其ノ議長トナルモノトス 委員長事故アルトキハ副委員長之ヲ代理ス
- 第五条 東洋大学昇格部部长ハ昇格委員會ヲ召集スルコトヲ得
- 第六条 本昇格委員會ハ毎週一回召集スルヲ以テ原則トス 但シ特ニ緊急ノ事件アルトキハ随時之ヲ開ク
- 第七条 本昇格委員ハ他ノ昇格委員二名以上ノ同意アルトキハ本昇格委員會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得
- 第八条 本昇格委員會ハ委員數ノ三分ノ一以上出席スルニアラサレバ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 第九条 本昇格委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス、可否同數ナル時ハ委員長之ヲ決ス
- 第十条 本昇格委員會ハ左ノ事項ヲ審議決定ス
- 一、昇格ニ関スル基金募集ノ方針
二、昇格事業遂行ニ関スル手續
三、昇格スヘキ大学内部ノ制規及ビ設備
四、昇格事業ニ関スル予算決算ニ関スル事項
五、東洋大学昇格部ノ役員委嘱

六、其ノ他東洋大学昇格部長ヨリ諮詢サレタル事項

第十一条 本昇格委員会ニ幹事一名ヲ置ク 幹事ハ委員

長ノ命ヲ承ケ委員会ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ整理ス

第十二条 本昇格委員会ノ事務所ヲ東洋大学内ニ置ク

第十三条 本昇格委員会ハ東洋大学ノ昇格事業ヲ完了シ

残務ノ整理終了ヲ俟ツテ解散スルモノトス

三 東洋大学昇格部各課事務分掌規定

東洋大学昇格部ノ事務ハ庶務課基金課会計課ノ三部ニ於テ之ヲ分掌ス

一、庶務課

第一条 庶務課ハ東洋大学昇格部長統督ノ下ニ東洋大

学昇格ニ関スル文書及ビ設備ニ関スル事務ニ

従フモノトス

第二条 庶務課ニ課長一名課員若干名ヲ置ク

第三条 庶務課長ハ東洋大学昇格ニ関スル庶務ヲ執行

統理ス

第四条 庶務課長ハ毎月二回所管ノ事務状況ヲ昇格委

員会ニ報告スルモノトス

第五条 庶務課長ハ庶務課課員ヲ昇格部長ニ推薦スル

コトヲ得

第六条 庶務課ノ役員ハ有給タルコトアルモノトス

第七条 庶務課長ハ昇格部長ノ承認ヲ得テ庶務課ニ有

給ノ書記ヲ置クコトヲ得

第八条 書記ハ課長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九条 庶務課ハ左ノ事務ヲ分掌ス

一、諸文書ノ往復ニ関スル件

二、昇格ニ必要ナル備品ニ関スル件

三、昇格ニ必要ナル管繕ニ関スル件

四、機密ニ関スル事項

五、其ノ他東洋大学昇格委員会ニ於テ審議シタル本課所管ノ事務執行

第十条 東洋大学昇格部ニ到達シタル文書ハ總テ庶務

課ニ於テ接受シ各其ノ所管ニ配付スヘシ

第十一条 庶務課ニ於テ接受シタル文書ハ收受簿ニ登記

シ収支ノ番号及ヒ月日ヲ記入スヘシ

第十二条 庶務課ニ於テ發送シタル文書ハ發送簿ニ登記

シ發送ノ番号及ヒ月日ヲ記入スヘシ

第十三条 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ受

信名及ヒ発信名及ヒ料金ヲ郵便電信發送簿ニ

登記スヘシ

第十四条 事件ヲ完結シタル文書ハ事件完結ノ順序ニヨ

リ編纂保存スルモノトス

第十五条 庶務課ノ係員ハ毎日(日曜祝祭日等ヲ除ク)

定時ニ出勤シ其ノ職務ニ従事スヘシ

二、基金課

三、會計課

第一條 會計課ハ東洋大学昇格部統督ノ下ニ東洋大学

昇格部ニ於ケル基金課所管以外ノ出納ニ関スル事務ニ従フモノトス

第二條 會計課ニ課長一名課員若干名ヲ置ク

第三條 會計課長ハ所管ノ出納ニ関スル事務ヲ執行統理ス

第四條 會計課長ハ毎月二回所管ノ事務狀況ヲ昇格委員ニ報告スルモノトス

第五條 會計課長ハ課員ヲ昇格部長ニ推薦スルコトヲ得

第六條 會計課員ハ有給タルコトアルモノトス

第七條 會計課長ハ昇格部長ノ承認ヲ得テ庶務課ニ有給ノ書記ヲ置クコトヲ得

第八條 書記ハ課長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 會計課ハ左ノ事務ヲ分掌ス

一、經常臨時歳入歳出概算

二、予算決算ニ関スル事項

三、物品ノ出納保管

四、金錢ノ収支及ヒ保管ニ関スルコト

五、其ノ他所管會計ノ一切

第十條 會計課ニ左ノ帳簿ヲ設ケ經費ノ計算物品ノ出納ヲ整理スルモノトス

歳入歳出簿、現金出納簿、概算支出金整理簿

消耗品受払簿、備品受払簿、銀行預金帳

第十一條 會計課ニ於テ一廉五十円以上ノ支出ヲ要スル時ハ其ノ都度仕様ノ方法必要ノ事由ヲ詳記シ

東洋大学昇格部長ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十二條 會計課ニ於テ仕払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ銀行預金部ニ預入ルベシ

第十三條 金額支払ヲ発スル際ニハ

經費ハ正當ニシテ支出額ニ誤リナキヤウ

予算ヲ以テ定メタル目的ニ違フコトナキヤウ

当該科目ノ予算ニ超過スルコトナキヤウ

注意スルモノトス

第十四條 昇格事業ニ必要ナル旅費日当ハ概算払ヲ為スコトヲ得

第十五條 會計課ハ毎月出納計算書ヲ調整シ証憑書類ヲ添ヘ東洋大学昇格部長ニ差出スモノトス

第十六條 會計課長交替シタル時ハ其ノ在任期間ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ証憑書類ヲ添ヘ交替ノ日ヨリ十四日間東洋大学昇格部長ニ

差出スヘシ

第十六条^(七) 会計課ノ係員ハ毎日(日曜祝祭日等ヲ除ク)

定時ニ出勤シ其ノ職務ニ従事スヘシ

東洋大学附属図書館所蔵

一四二一一 東洋大学昇格基金募集趣意書

〔昭和二年四月〕

東洋大学昇格基金募集趣意書

文学博士井上巳了先生は、護国愛理の精神に基き、東西の文化を融合して新日本文化を建設せむと企て、明治二十年哲学館を創立し、続て著書に講演に、これが為にその一生を捧げられたり。先生の大学設立趣旨の詩に曰ふ、日域由来三道分、真如一貫是斯文、従今富士峰頭月、照破大西洋上雲。と是れ実に本学設立の大精神なり。

哲学館は後哲学館大学となり、更に東洋大学と改称せしも、四十年来創立の精神を以て一貫し、校運益々隆盛を加へ、在学者毎年数千を算へ、已に本邦唯一の東洋学研究所として、又最も權威ある私学として、宗教に教育に倫理に、哲学に言論に、文章に將に社会事業に幾多の人材を養成して、国家に貢献し、社会に寄与したる業績

の顕著なるものあり。長くも明治大正の御代を通じて、御下賜金の恩命を蒙ること前後二回に及べるもの、蓋し所以なくばあらざるなり。

今や之を外にしては、欧洲大戦後の変革ありて、思想界の紛淆倍々甚しく之を内にしては、大震災の創痍尙未だ癒えず、加ふるに最近財界の混乱を以てし、社会の動揺、人心の不安、殆ど底止する所を知らず。此時に当り、本学がその伝統的精神に基きて、東西の思想を統一し、新日本文化の光輝を發揚するは、洵に本学のみを考へられたる、重要且つ特殊なる使命にあらずとせむや。本学は此使命を果さむかため茲に規模を拡大し、学制を改新して、大学令に拠る大学と為さむと欲し、嚮に着手したる昇格事業を繼きて、更に計画を新にし、陣容を整へ、以て多年の宿志を貫徹せむことを期す。

冀くは同志の諸賢、本学の如き異彩ある教育機関の拡張發展が、国家の為社会の為、一日も忽にすべきにあらざるを知り、奮てこの計画を援助し、この募金に加盟あらむことを。蓋しこれ実に、本学の幸のみにあらざればなり敢て大方の諸賢に懇ふ。

昭和二年四月

東洋大学々長 中島徳蔵

『観想』第三九号(昭和二年六月一日)

一四二―二 東洋大学昇格基金募集規則・同施行

細則 (大正八年一月一八日施行)

東洋大学昇格基金募集規則

- 第一条 東洋大学昇格基金ハ大正七年十二月公布セラレタル大学令ニ依ル大学令^(マ)ト為スノ目的ヲ以テ募集スルモノトス
- 第二条 本規則ニ依リ募集スヘキ金額ハ曩ニ学校当局ノ発表シタル募集金額貳百五十万円ノ内昇格ニ要スル金六十万円トシ校友ハ勿論広ク江湖ノ同情ニ俟ツモノトス
- 第三条 昇格基金払込ノ方法ハ一時払月賦払年賦払ノ三種トシ月賦払及ヒ年賦払ノ払込期間ハ大正八年十二月以降十ヶ年トス
- 第四条 昇格基金ハ特別會計トシ別ニ定ムル施行細則ニ依リ之ヲ經理ス
- 第五条 昇格基金募集ノ成績及其決算ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ報告ス
- 第六条 寄附者ノ芳名及其金額ハ本大学ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

東洋大学昇格基金募集規則 施行細則

第一章 委員

第一条 本則第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ委員ヲ置ク

- 一、昇格基金管理長 一名
 - 二、専任委員 三名
 - 三、常務委員^(委) 九名
 - 四、実行委員 四十五名
 - 五、各地方実行委員 若干名
 - 六、書記 若干名
- 第二条 委員ノ選任方法左ノ如シ
- 一、昇格基金管理長ハ実行委員会ノ決議ニヨリ之ヲ依嘱ス
 - 二、専任委員ハ常務委員会ニ於テ互選ス
 - 三、常務委員長副委員長及常務委員ハ校友会常務委員ヲ以テ之ニ充ツ
 - 四、実行委員ハ校友会評議員ヲ以テ之ニ充ツ
 - 五、各地方実行委員ノ選出ハ昇格基金管理長ニ一任ス
 - 六、書記ハ昇格基金管理長之ヲ任免ス
- 第二章 実行委員会^員
- 第三条 昇格基金管理長ハ実行委員会ヲ召集シ昇格基金募集ニ関スル一切ノ事務ヲ統轄ス

第四条 専任委員ハ昇格基金募集ニ関スル実務ヲ分掌ス

第五条 常務委員ハ昇格基金^(イ)募集ニ関スル実務ニ從事ス

第六条 実行委員ハ昇格基金募集ノ事務ニ從事シ併セテ管理長ノ召集ニ依リ昇格基金募集ニ関スル重要事項ヲ審議決定ス

第七条 各地方実行委員ハ中央本部ト聯絡ヲ執リ該地方ニ於ケル昇格基金募集事務ニ従事スルモノトス

第八条 書記ハ昇格基金管理長及専任委員ノ指揮ニ依リ庶務會計ノ実務ニ従事ス

第九条 事務所ハ東洋大学内ニ置ク

第三章 募集事務

第十条 昇格基金ハ別ニ定ムル申込書ニ依リ申込ヲ受クルモノトス

第十一条 申込書ハ事務所ニ保管シ事務完了後ハ永ク東洋大学ニ保存ス

第十二条 申込ヲ受ケタルトキハ専任委員ニ於テ昇格基金台帳ニ登載シ直ニ学長及昇格基金管理長ノ名ヲ以テ謝状ヲ呈スルモノトス

第十三条 現金ヲ受領シタルトキハ直ニ受領書ヲ交附ス

第十四条 ルモノトス

第十四条 本則第五条ニ基ク報告ハ便宜東洋哲学誌上ニ於テス

第十五条 各地方トノ聯絡ノ方法ハ通信出張又ハ講演等ニ依ル

第四章 昇格基金ノ保管

第十六条 昇格基金保管銀行ハ第一銀行トシ昇格基金^(金)管理長ノ名ニ於テ預入スルモノトス

第十七条 本昇格基金ノ監督ヲ地位名望高キ人格者ニ依頼スルコトアルベシ

第十八条 昇格基金ノ処分ハ実行委員会ノ決議ヲ経テ東洋大学財団ニ提供シ本則第一条ノ目的ニ使用セシムルモノトス

附則

第十九条 本細則ニ依ル委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ実行委員会ニ於テ之ヲ補任スルモノトス

第二十条 本細則ハ大正八年十一月十八日ヨリ之ヲ施行ス

「昇格基金募集評議員会」(『東洋哲学』第二六編)

第一一号、大正八年二月一〇日)

一四三 東洋大学昇格認可に際しての

学長挨拶 (昭和三年四月)

昇格に際しての挨拶

学長 中島徳蔵

本学の昇格はいよいよ認可された多年來の宿願が成就された、真に慶賀の至りである、是れ全く教授校友学生其他公私一般の人々のお蔭によることで各方面に向つて深謝措く能はぬ所である。

本来から言へば昇格は主として形式上の發展とも見られようけれども其実を擁しながら其名を得ることの出来なかつたは面目上からも利益上からも忍びない所であつた。然るに今然うした心配も無くなつて吾人は押しも押されもしない大学内に自由な気分を以て研究と修養とに従事し得るに至つたといふものであります。

が此際又た新に吾人の注意と努力とを払はねばならぬことは名譽と利益とには其れ相応の義務と責任との伴ふことである。固より吾人は伝統として自尊自重の精神を養ひ独立自治の風氣を作つて来た外形的の貧弱さにも関はず否寧ろ其の貧弱さに反比して精神力の充実に努めて来た、けれども今日以後に於ては此れが一層切実と

なつて来たことを思ふのである兎角は「護國愛理」である、吾人は真理を探究し必らず其れによつて社会国家を擁護發展せざるは止まぬとの意氣を更に旺にせねばならぬのである特に我が國粹は何処に存するか東洋文化の粹は何処に存するか着実に明確に之れを捕へるは容易でない、吾人は此うした研究に於て西洋人の後に挫若たる不面目に忍びない、余事は兎に角此事だけは東洋へ来らねば日本へ来らねば更に東洋大学に來らねば要領を得ないとまで本学の内容を完美ならしめなければならぬ。

真に任重くして道遠しである、願はくは公私内外一般の人々の倍旧の後援と真面目な元氣である学生一般の奮起とによつて此の國家的人類の大願の満される時の一日も早からんことを切望して止まない次第である。

『東洋大学新聞』第二七号 (昭和三年四月三〇日)

一四四 将来の希望—大学昇格・東洋大学々報

創刊に際して— (昭和四年一月)

将来の希望

学長 中島徳蔵

多年來念願して而かも容易に實現されなかつた本学の昇格は今や正式に認可された。我等は共々押しも押され

もせぬ大学令による大学の人々となつたのである。

顧みれば、哲学館が専門学校令による東洋大学となり、其れが一進展して今日となるに至るまで、年所を経ること四十二年、校舎の規模から言つても、在学生や卒業生の数から言つても、其間の變化の大なること、時勢とは云ひながら何人も驚かすには居られぬであらう。第一期明治二十三年度の卒業生が二十四人に過ぎなかつたものが、第三十九期昭和三年度には五百三十二人の卒業生を算するに至つた。随つて、之を容れる校舎も既に原町へ移つてからでも數百坪に過ぎなかつたものが、今や約一千六百坪に及んで居る。特に其内八百六十八坪は鉄筋コンクリート三階建の二棟である。更に又た最近まで有るか無きかの存在であつた図書館も、大震災にも堪ゆる書庫百二十七坪五合と共に、和漢は勿論英仏独の蔵書二万五千卷と六十二坪の閲覧室を有して、明窓淨机の下に学徒の研修を待つて居ることを思へば、自ら会心の笑を催さざるを得ない。勿論見方によれば、此れ等は尚ほ貧弱だとも言はれよう。けれども本学の一大發展たることは否定されない。吾人は転た当局の同情ある指導と、社会上の地位と勢望とある顧問等の後援と、特に教授校友並に學生等が精神的にも物質的にも協力一致した結果、之れを將來したことを思つて衷心之れを感謝せざるを得ない。

兎にも角にも名実ともに充実した昇格後第一の学長として、余が其の地位を汚すに至つたこと真に光榮の至りである。但だ老弱不敏の身、任重くして力乏しきを顧みて日夜恐懼の情に堪へない。けれども事既に此所に至つた以上、余が最善を尽して知己の恩に酬いんと努むる外ないのである。切に願ふ所は、過去に於て斯くまでの美績を挙げしめられた公私の各位並に諸君が又た将来に於ても同一、否な、より以上の庇護後援を垂れ賜はんこと即ち是れである。

試に眼を本学の前途に放つなら内外の経営施設に於て大小為すべき事業は殆んど数へ尽せない程である。基金の充実、大講堂の新築、留學生研究生の設定等々を始めとし、学級の編制、学課々程の改良、教授訓練法に至るまで、根本的に徹底的に考慮に値するものゝみとも言へるであらう。一念之れに及ぶ時、自ら氣迫り心騒がざるを得ない。けれども単なる理想、単なる意気は何等の実功をもたらさない。我等は慎重に事の本末輕重を考へ、前後緩急を誤らず、以て着々実行に当らねはならぬのである。

更に又本学従來の大懈怠の一としては、母校と出身者との聯絡機関と方法との不備を数へることが出来る。抑も友は得がたく、地上の生活に於て友ほど懐かしい者と

ては無いに聞はず、嘗て一たび結ばれた友誼が続けられず、心には相思ひながら事実次第に疎遠となり、遂に相忘るゝにも至ること何たる遺憾であらう。創立者井上博士のモットーに従つて、護国愛理、独立自主此所に東洋学の粋を汲んで己がじし其の光と力とを發揮した者は既に少くない。地域から云へば欧米の天地西隣の大陸、活動範囲から云へば宗教、政治、学術、文芸乃至実業まで種々様々の成功者を見ぬことはない。

仏教や神道の管長も出た。博士の学位を贏ち得た者も出た。内閣大臣の候補者も出た。大学、高等学校の教授も出た。中等学校の校長教頭教諭の数は頗る多い。視学其の他の官公吏員、扱は又た社会事業家も少くない。

新聞雑誌界に第一流の地位を占めて居る者、純文芸界に文豪の名を馳せた者もある。而して最も毛色の変つた者としては、最近尚ほ世界に類のない立体写真を發明した者さへある。もしよく探つたなら、大に顕はるべくして未だ顕れない者が何れ程あるか分らない。実に後世は畏る可きで、驚嘆すべきは教育修養の効果である。本学の創立者は、今や黄泉に於て此うした事実を透見して、如何に得意会心の笑を催し居るであらうか。況んや、尚ほ生を同時代に享けつゝある同学園内の同胞相互に於ておやである。

友と友との間、暫らく聞と不聞、達と不達とは問ふを要しない。唯だ夫れ此れ等が一堂に集つて互に旧交を温め得たなら、其の愉快は何うであらう。居は互に隔絶し声音は互に通ぜずとも、せめては互に其の動静を知り合つて、間接に之れと交通し得たなら何れ程の喜であらう。是非共此れ文けのことは為たい、是れ差向き今回本学報の出現した所以である。あはれ遠近老壯の諸君、和氣藹々一堂に集るの情をもつて此機関の機能を十分に發揮されんことを。

『東洋大学々報』第一号(昭和四年一月)

第二節 学則・規程

一四五一 東洋大学学部学則変更認可申請書

〔昭和四年二月一四日〕

学則変更認可申請書

学則中別紙ノ通り変更昭和四年四月ヨリ実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和四年二月十四日

東洋大学財団理事 中島徳蔵

文部大臣 勝田主計殿

〔別紙〕

学則第二章通則第三節休学退学除籍及懲戒条項中第十五条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集ノ期間休学トス

学則第二章通則第四節授業料及研究科^{〔料〕}聴講料中第二十二條ヲ左ノ通り改ム

第二十二條 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セズ

学則第三章学部第一節在学年限及学科課程中第二十四条第六項中但書ヲ左ノ通り改ム

但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

学則第三章学部第一節在学年限及学科課程中第二十五条別表学部学科課程一、哲学科授業科目ニ左記ノ通り追加ス

(選択) 心理学 四

学則第三章学部第三節選科生及聴講生中第三十七条乃至第四十条ヲ左ノ通り改ム

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学修セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認めタルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目又ハ聴講科目ニツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ附与ス

〔添付書類〕

東洋大学学則 第一章 総 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及用處

ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攷究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月卅一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニアラズ

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修

了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許

可スルコトアルベシ

一、高等学校高等科卒業業者

二、大学令ニ依ル大学予科修了者

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業業者タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授

会ノ議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左

ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業業者

二、専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定合格

者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定

ヲ受ケタル者

第十一条 大学予科第二学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ第十

条ニ掲グル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試

験ニ合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規程ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スベシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スベキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学科金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スベシ

第三節 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セズ

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ具シテ願ヒ出ヅベシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ビ入学ヲ願ヒ出ヅルトキハ入学ヲ許スコトアルベシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキトキ若シクハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放学トス

第四節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研究料ノ研究料年額左ノ如シ

学部 金壹百円

大学予科 金八拾五円

研究科 金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放学ヲ命ゼラルルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休学シタルトキハ其学期ノ授業料ハ之ヲ徴収セズ

但シ学期開始後休学シタルトキハ其学期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第三章 学部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ他ノ学科ノ授業科目ヲ随意修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表ニヨリ所属学科ノ授業科目及外國語ヲ修了スベシ

第二十六条 一授業科目、一外國語、一学年毎週各二時

間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上外国語一

単位以上ヲ学修スベシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語、独逸語ノ二種トシ学生

ヲシテ其一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ

証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行

フコトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スベキ学年ニ之ヲ

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スベキ学年ノ一月

三十一日マデニ之ヲ提出スベシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科ニ就キ選修セムトスル者ハ相当

ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコト

アルベシ

学生ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十八条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第三十九条 学部ノ学科ニ就キ聴講セムトスル者ハ相当

ノ学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトア

ルベシ

学生ニ関スル規定ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第四十条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シ

タルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者

ハ許可ヲ得テ更ニ一年ヅツ三ヶ年マデ延期スルコ

トヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スベシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以

外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ

第四十五条 研究科学生ニ年以上在学シタルトキハ其研

究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求ス

ルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ヶ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学科

第一学年 一週授業時間數
第二学年 一週授業時間數

修身

一 一

国語及漢文

五 五

第一外国語

九 九

第二外国語

四 四

歴史

四 四

哲学概説

二 二

心理及論理

二 二

法制及経済

二 二

自然科学

二 二

体操

三 三

計

三二 三二

備考 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ其中孰レ

ヲ第一第二トスルカハ生徒ノ選定ニ依ル

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハザル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一科目壹百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ三除シタルモノヲ以

テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六

十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了

者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程(科目ノ下ノ数字ハ単位数ヲ示ス)

一、哲学科

授業科目

哲学概論

一

東洋哲学史概説

二

西洋哲学史概説

二

倫理学概論

一

美学概論	一	宗教学概論	一
社会学概論	一	日本哲学	一
支那哲学	一	印度哲学又ハ仏教学	一
教育学	二	哲学	八
二、仏教学科			
授業科目			
哲学概論	一	倫理学概論	一
宗教学概論	一	社会学概論	一
哲学	二	倫理学	四
支那哲学	一	印度哲学	一
梵語学巴利語学	一	教育学	二
仏教学	八		
三、国文学科			
授業科目			
哲学概論	一	美学概論	一
文学概論	一	言語学概論	一
支那哲学支那文学	三	仏教学	二
国史学	一	教育学	二
国語学国文学	九		
四、支那哲学支那文学科			
授業科目			
哲学概論	一	美学概論	一

文学概論	一	言語学概論	一
国語学国文学	三	仏教学	一
支那史学	一	支那語学	二
教育学	二	支那哲学支那文学	九

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一四五—二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和四年三月一日〕

東專六五号

東洋大学

昭和四年二月十四日申請学則中變更ノ件認可ス

昭和四年三月一日

文部大臣 勝田主計閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一四六一 東洋大学学部学則変更認可申請書

(昭和四年五月七日)

学則変更認可申請書

東洋大学学則中別紙ノ通り変更昭和四年四月ヨリ実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和四年五月七日

東洋大学財団理事 中島徳蔵印

文部大臣 勝田主計殿

〔別紙〕

東洋大学学則第二章通則第二節入学第八条中但書ノ入学資格順位ヲ左ノ通り改ム

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学、専門学校令ニ依ル東洋大学及東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三号

第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

〔添付書類〕

東洋大学学則

第一章 総則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攷究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月卅一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニアラズ

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルベシ

一、高等学校高等科卒業者

二、大学令ニ依ル大学予科修了者

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タルコトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ議ヲ経テ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

第十一条 大学予科第二学年ニ入学ヲ許スベキ者ハ第十条ニ掲グル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スベシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スベキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スベシ

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

第三節 休学、退学、除籍及懲戒

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集期間休学トス休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セズ

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ具シテ願ヒ出ツベシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ビ入学ヲ願ヒ出ヅルトキハ入学ヲ許スコトアルベシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキトキ若シクハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第四節 授業料研究料及聴講料

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研

究科ノ研究料年額左ノ如シ

学部 金壹百円

大学予科 金八拾五円

研究科 金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放学

ヲ命ゼラルルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生々徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休

学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ケ年以上トス

但シ六ケ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ

他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表ニヨリ所属学科ノ授業科目及外

国語ヲ修了スベシ

第二十六条 一授業科目、一外国語、一学年毎週各二時

間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上外国語一

単位以上ヲ学修スベシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語、独逸語ノ二種トシ学生

ヲシテ其一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ

証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行

フコトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スベキ学年ニ之ヲ

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スベキ学年ノ一月

三十一日マデニ之ヲ提出スベシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スベキモノハ、左ノ各号ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認メタルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ

準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目又ハ聴講科目ニ

ツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引續キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ヅツ三ヶ年マデ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スベシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ

第四十五条 研究科学生ニ年以上在学シタルトキハ其研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

ルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ヶ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学	科	第一学年	第二学年
修	身	一週授業時間數	一週授業時間數
身	科	一	一

国語及漢文	五	五
第一外国語	九	九
第二外国語	四	四
歴史	四	四
哲学概説	二	二
心理及論理	二	二
法制及經濟	二	二
自然科学	二	二
体操	三	三
計	三二	三二

備考 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ其中孰レヲ第一第二トスルカハ生徒ノ選定ニ依ル

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一科目百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ三除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程(科目ノ下ノ数字ハ单位数ヲ示ス)

一、哲学科

授業科目	一	東洋哲学史概説	二
哲学概論	一	倫理学概論	一
西洋哲学史概説	二	宗教学概論	一
美学概論	一	日本哲学	一
社会学概論	一	印度哲学又ハ	一
支那哲学	一	仏教	一
教育学	二	哲学	八
心理学(撰択)	四		
二、仏教学科			
授業科目			
哲学概論	一	倫理学概論	一
宗教学概論	一	社会学概論	一
哲学	二	倫理学	四
支那哲学	一	印度哲学	一
梵語学巴利語学	一	教育学	二
仏教学	八		

三、国文学科

授業科目

哲学概論	一	美学概論	一
文学概論	一	言語学概論	一
支那哲学支那文学	三	仏教学	二
国史学	一	教育学	二
国語学国文学	九		
四、支那哲学支那文学科			

授業科目

哲学概論	一	美学概論	一
文学概論	一	言語学概論	一
国語学国文学	三	仏教学	一
支那史学	一	支那語学	二
教育学	二	支那哲学支那文学	九

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所藏

一四六—二 東洋大学学部学則変更認可書

〔昭和四年五月二二日〕

東專二一七号

東洋大学

昭和四年五月七日申請学部学則中変更ノ件認可ス

昭和四年五月二十二日

文部大臣 勝田主計郎

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所藏

一四七—一 東洋大学学部・同専門部学則変更

認可申請書〔昭和五年七月一〇日〕

学則変更認可申請書

東洋大学並同専門部学則中別紙ノ通り変更昭和五年七月ヨリ実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和五年七月十日

東洋大学財団理事 中島徳藏印

文部大臣 田中隆三殿

〔別紙〕

学則第二章通則第一節学年学期及休日条項中第五条ヲ左ノ通り改ム

第五条 学年ヲ分チテ左ノ〔朱書〕学期トス

〔前書〕 前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

〔宋書〕
「後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル」
参照現学則

第五条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

同第五章予科第二節試験及修了条項中第五十一条ヲ
左ノ通り改ム

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ〔宋書〕
「二」除シタルモノ

ノヲ以テ学年試験評点トス

参照現学則

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ三除シタルモノ

ヲ以テ学年試験評点トス

学則変更認可申請書

東洋大学専門部学則中別紙ノ通り変更昭和五年七月ヨリ
実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和五年七月十日

東洋大学設立者

東洋大学財団理事 中島徳蔵

文部大臣 田中隆三殿

専門部学則第三章学年学期及休日条項中第七条ヲ左ノ通
リ改ム

第七条 学年ヲ分チテ左ノ〔宋書〕
「二」学期トス

〔宋書〕
「前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル」

〔宋書〕
「後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル」

参照現学則

第七条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

学則変更理由

学期ヲ二学期トナシタルハ授業日数ノ増加ニヨリテ更ニ
学力ノ増進ヲ図リ且ツ暑中休暇ヲモヨリ有利ニ使用セシ
ムルニアリ

〔添付書類〕

東洋大学一覽（昭和五年度）〔略〕

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一四七—二 東洋大学学部・同専門部学則変更

認可書〔昭和五年七月三十一日〕

〔別紙〕

東專四六〇号

東洋大学

昭和五年七月十日申請學則中變更ノ件認可ス

昭和五年七月三十一日

文部大臣 田中隆三郎

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一四八—— 東洋大学学部學則變更認可申請書

〔昭和七年一月二〇日〕

東洋大学學則變更認可申請書

東洋大学學則中別紙ノ通り變更致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和七年一月二十日

東洋大学財団理事 高楠順次郎郎

文部大臣 鳩山一郎殿

〔別紙〕

東洋大学學則別表学部學科課程中哲學科仏教學科課程ヲ左ノ通り改メ文学部国文学科授業科目中支那哲學支那文學三單位ヲ五單位ニ支那哲學支那文學科授業科目中國語

学国文学三單位ヲ五單位ニ改ム
一、哲學科

授業科目

哲學概論 一 東洋哲學史概説 二

西洋哲學史概説 二 倫理學概論 一

美學概論 一 宗教學概論 一

社會學概論 一 日本哲學 一

支那哲學 一 印度哲學又ハ仏教學 一

教育學 二 哲學 八

*1 心理學 (選択) 四 〔倫理學 (選択) (東洋倫理二) 四〕

〔朱書〕 〔哲學科ニアリテ更ニ心理學科倫理學科ヲ研究セン

トスルモノハ必ズ心理學四單位修身學科ヲ研究セ

ントスルモノハ必ズ倫理學四單位ヲ選択シテ履習

スルヲ要ス

二、仏教學科

授業科目

哲學概論 一 倫理學概論 一

宗教學概論 一 社會學概論 一

哲學 二 倫理學 〔(東洋倫理二) 四

支那哲學 一 印度哲學 一

梵語學巴利語學 一 教育學 二

仏教學 八 〔朱書〕 〔東洋哲學史概説 (選択) 二

〔朱書〕
〔西書〕

「西洋哲学史概説(選択)(二)」
〔朱書〕

「仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セント
スルモノハ必ズ東洋哲学史概説ニ単位西洋哲学史

概説ニ単位ヲ履習スルヲ要ス」

理由

一、内容ヲ区分シ明瞭ナラシメタリ

二、更ニ深ク広ク基礎学科実践学科ニ就イテ検討シ以テ

学ノ概念ヲ明確ナラシム

〔添付書類〕

東洋大学学則(昭和七年四月一日実施)

学則

第一章 総則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用
ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限リニアラズ

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修

了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可ス
ルコトアルベシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年度省令

第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年度省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ學歷アル者ニ対シテハ教授会ノ議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十条 大学予科第一年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 大学予科第二年ニ入学ヲ許スベキ者ハ第十条ニ掲グル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ

合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スベシ

第十三条 入学志願者ノ數予定人員ニ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スベキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学科金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スベシ

第三節 休学退学除籍及懲戒

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応ズル者ハ其服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セズ

第十六条 学生生徒ニシテ退学セントスルトキハ事由ヲ具シテ願ヒ出ツベシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ビ入学ヲ願ヒ出ヅル

トキハ入学ヲ許スコトアルベシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキト

キ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放学トス

第四節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研究料ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 金壹百円

大学予科 金八拾五円

研究 科 金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放学ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徵集ス

第二十二条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学業ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表ニヨリ所属学科ノ授業科目及外国語ヲ修了スベシ

第二十六条 一授業科目一外国語一学年毎週各二時間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上外国語一単位以上ヲ学修スベシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ学生ヲシテ其一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ

証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニヨリ修了試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ

トアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スベキ学年ニ之ヲ行ヒ論文ヲ以テス

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スベキ学年ノ一月三十一日マデニ之ヲ提出スベシ

三十一日マデニ之ヲ提出スベシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス

シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ

欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スベキ

モノハ左ノ各号ノ一二該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認めタルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目又ハ聴講科目ニ

ツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ケ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ヅ、三ケ年マデ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スベシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ

第四十五条 研究科学生二年以上在学シタルトキハ其研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学科	修身	
	第一学年 一週授業時間數	第二学年 一週授業時間數
国語及漢文	五	五
第一外国語	九	九
第二外国語	四	四
歴史	四	四
哲学概説	二	二
心理及論理	二	二
法制及經濟	二	二
自然科学	二	二
体育	三	三
計	三二	三二

備考 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ其中孰レ

ヲ第一第二トスルカハ生徒ノ選定ニ依ル

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハザル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一科目百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以

テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六

十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了

者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程

(科目ノ下ノ数字ハ単位数ヲ示ス)

一、哲学科

授業科目

哲学概論

一 東洋哲学史概説

二

西洋哲学史概説

二 倫理学概論

一

三、国文学科

美学概論 一 宗教学概論 一

社会学概論 一 日本哲学 一

支那哲学 一 印度哲学又ハ仏教学 一

教育学 二 哲 学 八

心理学(選択) 四 [心理学(選択)(東洋倫理二)四]

[哲学科ニアリテ更ニ心理学倫理学科ヲ研究セ

トスルモノハ必ズ心理学四単位修身学科ヲ研究セ

ントスルモノハ必ズ倫理学四単位ヲ選択シテ履習

スルヲ要ス]

二、仏教学科

授業科目

哲学概論 一 倫理学概論 一

宗教学概論 一 社会学概論 一

哲 学 二 倫理学(東洋倫理二) 四

支那哲学 一 印度哲学 一

梵語学巴利語学 一 教 育 学 二

仏 教 学 八 [東洋哲学史概説(選択)二]

[西洋哲学史概説(選択)二]

[仏教学科ニアリテ更ニ哲学概説科ヲ研究セントス

ルモノハ必ズ東洋哲学史概説二単位西洋哲学史概

説二単位ヲ履習スルヲ要ス]

授業科目

- 哲学概論 一 美学概論 一
- 文学概論 一 言語学概論 一
- 支那哲学支那文学 五 仏教 二
- 国史学 一 教育学 二
- 国語学国文学 九
- 四、支那哲学支那文学科

授業科目

- 哲学概論 一 美学概論 一
- 文学概論 一 言語学概論 一
- 国語学国文学 五 仏教 一
- 支那史学 一 支那語学 二
- 教育学 二 支那哲学支那文学 九

* 1 (欄外・朱書) 新設倫理学

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一四八—二 東洋大学学部学則變更認可書

(昭和七年三月四日)

東專三三三

東洋大学

昭和七年一月二十日申請学則中變更ノ件認可ス

昭和七年三月四日

文部大臣 鳩山一郎閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一四九 東洋大学学部学則變更認可申請書

(昭和七年三月一八日)

東洋大学学則變更認可申請書

東洋大学学則中別紙ノ通り變更致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和七年三月十八日

東洋大学財団理事 高楠順次郎閣

文部大臣 鳩山一郎閣

〔別紙〕 学則改正

東洋大学学則別表学部学科課程中国文学科授業科目中支那哲学支那文学三単位ヲ五単位ニ支那哲学支那文学科授業科目中国語学国文学三単位ヲ五単位ニ改正

施行期日

本改正学則ハ昭和七年四月一日ヨリ施行ス

改正理由

更ニ博ク関係学科ヲ涉獵検討セシムルニアリ

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五〇—— 東洋大学学則變更認可申請書

〔昭和七年一月二日五日〕

学則變更認可申請書

東洋大学学則中別紙ノ通り變更昭和八年四月一日ヨリ実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和七年十二月五日

東洋大学財団理事 高楠順次郎 啓

文部大臣 鳩山一郎 殿

〔別紙〕 東洋大学学則第八條第四号ノ次ニ左ノ通り

第五号ヲ追加ス

第八條 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ

修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可

スルコトアルベシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年度省令

第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年度省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

〔朱書〕

五、左記学校ノ括弧ニ示セル科部ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校（文科）

奈良女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学部同英文学

部及専門科国文学部同英文学部）

京都女子高等専門学校（国文科及英文科）

東京女子大学（大学部文学科英語専攻部及国語

専攻部）

帝国女子専門学校（国文研究科）

大谷女子専門学校（国文科）

千代田女子専門学校（国文研究科）

長野県女子専門学校（文科研究科）

相愛女子専門学校（国文科）

私立聖心女子学院高等専門学校（英文科及国文

科」]

改正理由

近時女子ノ向学心熾烈ニシテ大学教育ヲ希望スル者多ク
現ニ本学ニ於テモ聴講生トシテ之ヲ許シ又已ニ本学出身
者ニシテ中等学校教員檢定試験ニ合格シ其教育ニ従事シ
テ相当成績ヲ挙ケツ、アルニ鑑ミ広ク女子学生ニ対シテ
〔マ〕
男学生同様ノ特典ヲ与ヘ深ク研鑽向上ノ途ヲ開カントス
本学ハ他ノ私立大学ト異リ一宗一派ニ関係アルモノニア
ラス且政治法律經濟等ヲ主トスルモノニモアラズシテ広
ク倫理教育宗教哲学等ノ精神の方面ヲ主トスルヲ以テ殊
ニ女子ノ進路ニ近接ノ関係ヲ有スルカ故ニ本学カ特ニ女
子ノ学部進入ヲ企図スルモノナリ
〔添付書類〕

東洋大学一覽 (昭和七年度) 〔略〕

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所藏

一五〇—二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和八年二月一七日〕

東專五四二号

東洋大学

昭和七年十二月五日申請学則中變更ノ件認可ス

昭和八年二月十七日

文部大臣 鳩山一郎 閣

〔認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月〕

東洋大学企画室所藏

一五一—一 東洋大学学部学則變更認可申請書

〔昭和九年二月二四日〕

学則變更認可申請書

東洋大学学則中別紙之通り變更昭和九年四月一日ヨリ実
施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和九年二月二十四日

東洋大学財団理事 高楠順次郎 閣

文部大臣 鳩山一郎 閣

〔別紙〕

東洋大学学則變更

東洋大学学則第八條第五号「私立聖心女子学院高等専門
学校 (国文科及英文科) ノ次ニ「実践女子専門学校 (国
文科、英文科)」以下拾式校ヲ追加ス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令

第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

五、左記学校ノ括弧(弧)ニ示セル科部ヲ修メ卒業シタル

者

東京女子高等師範学校(文科)

奈良女子高等師範学校(文科)

日本女子大学校(本科マカ文科)国文学部、同英文

学部及専門科国文学部、同英文学部)

東京女子大学(大学部文文学科、英語専攻部及

国語専攻部)

帝国女子専門学校(国文研究科)

京都女子高等専門学校(国文科、英文科)

大谷女子専門学校(国文科)

千代田女子専門学校(国文研究科)

相愛女子専門学校(国文科)

長野県女子専門学校(文科研究科)

私立聖心女子学院高等専門学校(国文科及英

文科)

〔実書〕実践女子専門学校(国文科、英文科)

金城女子専門学校(国文科、英文科)

広島女学院専門学校(英文科)

福岡女子専門学校(文科)

大阪府立女子専門学校(国文国史学科、英文

学科)

樟蔭女子専門学校(国文科)

梅花女子専門学校(国文科、英文科)

活水女子専門学校(本科)

宮城県女子専門学校(文科)

京都府立女子専門学校(文学科)

広島女子専門学校(国文科)

同志社女子専門学校(英文科)

津田英学塾(本科)

東洋大学学則変更理由

本大学ハ近時女子ノ大学教育ヲ希望スルモノ多キニ鑑ミ

本学学部ニ其門戸ヲ開放シテ其熾烈ナル向学心ヨリ来ル
冀望ニ添フ目的ヲ以テ曩ニ女子ノ入学ヲ便ニスルタメ学
則ノ一部ヲ変更シ昭和八年二月十七日東專第五四二号ヲ
以テ御認可ヲ得テ東京女子師範学校以下十一校ノ卒業者
ニシテ成績優秀ナル者ニ入学ヲ許シタリ其後ノ実績ニ依
リ且ツ入学希望者ノ状態ニ依リ更ニ從來本学ニ於テ入学
ヲ許可シタル女学校卒業者以外ノ女学校卒業者ニモ入学
ノ途ヲ開キ深ク研鑽ノ機会ヲ与ヘ以テ吾国ノ女子ノ智徳
ノ向上ヲ計ラントスルニ在リ

〔添付書類〕

東洋大学学則 (昭和八年三月改正) 〔略〕

東洋大学専門部学則 〔略〕

東洋大学研究員規程 (昭和五年三月三十一日決定)

〔略〕

科外講座 〔略〕

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五二——二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和九年三月二四日〕

東專七三号

東洋大学
昭和九年二月二十四日申請学則中變更ノ件認可ス
昭和九年三月二十四日

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

文部大臣 子爵斎藤 実因

一五二——一 東洋大学学部学則變更認可申請書

〔昭和一〇年二月九日〕

庶第五〇号

学則變更認可申請書

東洋大学学則中別紙ノ通り變更昭和十年四月一日ヨリ実
施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和十年二月九日

東洋大学財団理事 藤村 作四

文部大臣 松田源治殿

〔別紙〕

学則一部變更理由

一、第二十五条及第二十七条ニ就テ

此等現行ノ条項ニヨル時ハ授業科目及外国語ノ学修上動モスレバ明瞭ヲ欠クノ恐レアルヲ以テ此点ヲ除去セントスルニアリ

一、第三十五条ニ就テ

現行条項ニヨル卒業論文提出期限ニ比シテ更ニ一ヶ月許ヲ減シ之ニヨリ審査時間ヲ多クスルコトニヨリテ審査ヲ正確厳密ナラシメントスルニアリ

一、大学予科ニ就テ

本大学予科ニアリテハ文科ニ進学スヘキ生徒ノ実力養成上国語及漢文ノ授業時間ヲ増加シ特ニ此等科目ノ学力充実ヲ計ラシメ体操科ニ武道ヲ加ヘ生徒心身鍛練ニ於テ更ニ一段ノ効果ヲ挙ケンコトヲ期セントスルニアリ

東洋大学学則中左ノ通り一部改正ス

一、第二十五条中「ニヨリ」ノ三字ヲ削除シ左ノ通り改正ス

〔宋書〕
第二十五条 学生ハ別表所属学科ノ授業科目及外国語ヲ修了スヘシ

参考現行条項

第二十五条 学生ハ別表ニヨリ所属学科ノ授業科目及

外国語ヲ修了スヘシ

一、第二十七条中「七単位以上」ノ次ニ「ヲ履修シ且ツ」

ノ六字ヲ加ヘ「学修」ヲ「修了」ト改メ左ノ通り改正ス

〔宋書〕
第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上ヲ履修シ且ツ外国語一単位以上ヲ修了スヘシ

参考現行条項

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上外国語

一単位以上ヲ学修スヘシ

一、第三十五条中「一月三十一日」トアルヲ「十二月十八日」トシ左ノ通り改正ス

〔宋書〕
第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二月二十八日マテニ之ヲ提出スヘシ

参考現行条項

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ一月三十一日マテニ之ヲ提出スヘシ

一、第四十七条大学予科ノ学科課程ヲ左ノ通り改正ス

改正予科学科課程

現行予科学科課程

学科	第一学年	第二学年	学科	第一学年	第二学年
	一週授業時間數	一週授業時間數		一週授業時間數	一週授業時間數
修身	一	一	修身	一	一
国語及漢文	九	九	国語及漢文	五	五
英吉利語	九	九	第一外国語	九	九
〔宋書〕 〔宋書〕 〔宋書〕 〔宋書〕			第二外国語	四	四
〔宋書〕 〔宋書〕 〔宋書〕 〔宋書〕					

〔宋書〕
国語及漢文 九

〔宋書〕
英吉利語 九

〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕

〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕

〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕

〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕

〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕
〔宋書〕

四

九

五

一

歴史	四	歴史	四
哲学概説	二	哲学概説	二
心理及論理	二	心理及論理	二
法制及經濟	二	法制及經濟	二
自然科学	二	自然科学	二
〔朱書〕 〔武道〕 〔教練〕	四	體操	三
體操	三	計	三二二
計	三二二	計	三二二

〔朱書〕
〔但シ〕 独逸語ハ随意科トシ體操ハ第二学年ニ於テ武
道ヲ随意科トス

〔添付書類〕

〔東洋大学學則改正案〕

東洋大学學則

第一章 總 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用

ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限リニアラス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修

了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可

スルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令

第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

五、左記学校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル

者

東京女子高等師範学校（文科）

奈良女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学部、同英文学

部及専門科国文学部、同英文学部）

東京女子大学（大学部文学科、英語専攻部及国語

専攻部）

帝国女子専門学校（国文研究科）

京都女子高等専門学校（国文科、英文科）

大谷女子専門学校（国文科）

千代田女子専門学校（国文研究科）

相愛女子専門学校（国文科）

長野県女子専門学校（文科研究科）

私立聖心女子学院高等専門学校（国文科英文科）

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ

議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左

ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 大学予科第二学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十

条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験

ニ合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スヘシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学科金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ

スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコト

ヲ得

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ

其服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル

トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキト

キ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スル

コトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アル時之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第四節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研

究科ノ研究料年額左ノ如シ

学部 金壹百円 大学予科 金八拾五円

研究科 金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

(分納額及納期ハ裏面ノ学費ニ詳シ)

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放學

ヲ命セラルルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学

シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科 二、仏教学科

三、国文学科 四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他

ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表所属学科ノ授業科目及外国語ヲ

修了スヘシ

第二十六条 一授業科目、一外国語、一学年毎週各二時

間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上ヲ履修シ

且ツ外国語一単位以上ヲ学修スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ学生ヲ

シテ其一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ

証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ

コトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ之ヲ

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二

月二十八日マテニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントス

ル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部

ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学

ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキ

モノハ左ノ各条ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ

入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シ

タル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認め

タルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ

準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目ハ聴講科目ニツ

キ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴

講証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ

許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ

得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以

外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生二年以上在学シタルトキハ其研

究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル

コトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学科第一学年一週授業時間数第二学年一週授業時間数第三学年一週授業時間数第四学年一週授業時間数

修身 一 一 哲学概説 一 二

国語及漢文 九 九 心理及論理 二 二

英吉利語 九 九 法制及經濟 二 二

独逸語 (三) (三) 自然科学 一 二

歴史 四 四 体操(武道及) 四教練(二)

計 第二節 試験及修了 (三) (三) (三) (三) 二 二 二 二

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ

テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六

十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了

者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程

一、哲学科。授業科目及其單位數

哲学概論 一 東洋哲学史概説 二

西洋哲学史概説 二 倫理学概論 一

美学概論 一 宗教学概論 一

社会学概論 一 日本哲学 一

支那哲学 一 印度哲学又ハ仏教学 一

教育学 二 哲学 八

心理学(選択) 四 倫理学(撰択)(東洋倫理) 四

哲学科ニアリテ更ニ心理学倫理学科ヲ研究セムト

スルモノハ必ス心理学四單位修身学科ヲ研究セムト

スルモノハ必ス倫理学四單位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス

二、仏教学科。授業科目及其單位數

哲学概論 一 倫理学概論 一

宗教学概論 一 社会学概論 一

哲学 二 倫理学(西洋倫理二) 四

支那哲学 一 印度哲学 一

梵語学、巴利語学 一 教育学 二

仏教学 八 東洋哲学史概説(選択)二

西洋哲学史概説(選択)二

仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セムトス
ルモノハ必ス東洋哲学史概説ニ単位西洋哲学史概説
ニ単位ヲ履修スルヲ要ス

三、国文学科。授業科目及其単位数

哲学概論 一 国史学 一

言語学概論 一 文学概論 一

国語学国文学 九 仏教学 二

支那哲学支那文学 五 美学概論 一

教育学 二

四、支那哲学支那文学科。授業科目及其単位数

哲学概論 一 教育学 二

仏教学 一 文学概論 一

美学概論 一 支那語学 二

国語学国文学 五 言語学概論 一

支那哲学支那文学 九 支那史学 一

以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理学教育学科

二、倫理学東洋文学科第一部

三、東洋文学科第一部

四、倫理学東洋文学科第二部

五、東洋文学科第二部

六、社会公民科

倫理学東洋文学科第二部東洋文学科第二部社会公民

科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ケ年トス

第四条 列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ケ年ノ専修科ヲ

置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

東洋大学専門部學則

第一章 総 則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

		第一学年		第二学年		第三学年						
		学 科	時 一 週 授 業 數	学 科	時 一 週 授 業 數	学 科	時 一 週 授 業 數					
体操教練	英 語	国語漢文	法制經濟	日本歴史	西洋哲学史	東洋哲学史	哲学概説	心理学	教育史学	西洋倫理史	東洋倫理史	実践道徳史
三一	二	六	三	二	二	二	二	二	四	四	四	四
体操教練	英 語	国語漢文	法制經濟	東洋歴史	西洋哲学史	支那哲学	論理学	心理学	教育史学	西洋倫理史	東洋倫理史	実践道徳史
三〇	二	六	三	二	二	二	二	二	四	四	四	四
体操教練	英 語	国語漢文	社会学	西洋歴史	現代哲学	印度哲学	美学	生理衛生	教育行政及学	倫理学	日本倫理史	実践道徳史
三一	二	六	二	二	二	二	一	二	五	五	五	五

倫理学教育学科

		第一学年		第二学年		第三学年				
		学 科	時 一 週 授 業 數	学 科	時 一 週 授 業 數	学 科	時 一 週 授 業 數			
体操教練	漢語 講義 法作詩 文演	漢語 講義 法作詩 文演	国語 講義 法作詩 文演	日本歴史	哲学概説	心理学	西洋倫理史	東洋倫理史	実践道徳史	
三一	二	九	一〇	二	二	二	四	四	四	
体操教練	漢語 講義 法作詩 文演	漢語 講義 法作詩 文演	国語 講義 法作詩 文演	支那文学史	東洋歴史	論理学	教育史学	西洋倫理史	東洋倫理史	実践道徳史
三四	二	一〇	八	四	二	二	四	四	四	
体操教練	漢語 講義 法作詩 文演	漢語 講義 法作詩 文演	国語 講義 法作詩 文演	支那文学史	西洋歴史	言語学	教授法	倫理学	日本倫理史	実践道徳史
三四	二	九	七	四	二	二	五	五	五	

倫理学東洋文学科(第一部、第二部)

東洋文学科(第一部、第二部)

	体操教練	英語	漢文 講義 作法 詩作 演習	國語 講義 作法 歌作 演習	日本 歴史	哲学 概説	心理 学	実 道 徳	学 科	第一 学 年
三二	二	四	九	一〇	二	二	二	一	時一週 授業 数	
	体操教練	英語	漢文 講義 支那 文学 演習	國語 講義 文作 歌作 演習	東洋 歴史 支那 文学 史	論 理 学	教 育 学	実 道 徳	学 科	第二 学 年
三五	二	四	一〇	八	四二	二	二	一	時一週 授業 数	
	体操教練	英語	漢文 講義 支那 文学 演習	國語 講義 文作 歌作 演習	西洋 歴史 支那 文学 史	美 語 学	教 授 法	倫 理 学	学 科	第三 学 年
三五	二	四	九	七	四二	一二	二	二	時一週 授業 数	

社会公民科

	体操教練	英語	日本 史	憲 法	法 学 通 論	經 済 学	心 理 学 概 論	論 理 学	教 育 学 概 論	倫 理 学 概 論	国 民 道 徳	学 科	第一 学 年
二三	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	一	時一週 授業 数	
	体操教練	英語	東 洋 史	(總 行 政 論) 法	民 法 (總 則)	經 済 政 策	社 会 学 概 論	哲 学 概 説	教 育 史 概 説	東 洋 倫 理 学	国 民 道 徳	学 科	第二 学 年
二三	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	一	時一週 授業 数	
	体操教練	英語	西 洋 史	(各 行 政 論) 法	民 法 (親 族 法 相 続 法)	統 計 学	社 会 政 策	宗 教 及 教 学	社 会 事 業	西 洋 倫 理 史	公 民 学	学 科	第三 学 年
二三	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	一	時一週 授業 数	

第三章 学年学期及休日

第六条 学年八四月一日起(日)三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入 学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各条ノ一ニ該当スル者ハ第一種生徒トシテ

第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格

シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ

教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号、第六号及

第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認

定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル

試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入

学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差

出スヘシ

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタ

ルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其

服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 生徒退学セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツ

ヘシ

第十七条 生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若

クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ

得

第十八条 生徒不都合ノ行為アル時ハ之ヲ懲戒ス、懲戒

ハ譴責停学及放学トス

第六章 授業料

第十九条 授業料ハ年額金八十五円トス、授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休學ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休學シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第七章 試験及卒業

第二十二条 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス
 学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ事アルヘシ
 追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス
 第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 専修科

第二十八条 専修科ハ元東洋大学大学部並専門部卒業者、専門部各学科(各種各部)並専門部大学部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシムルモノトス

但、卒業後三ケ年ヲ経過セシモノハ入学資格ナシ
 第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫理學教育學科

學科	時一週授業數		學科	時一週授業數	
	一	二		一	二
實踐道徳	一		倫理學	二	東洋倫理史
西洋倫理史	二		日本倫理史	二	東洋哲學史
西洋哲學	二		教育學	二	教授法
教育行政	一		社會教育	一	社會學
法制經濟	二				
授業時數合計					
二二一					

倫理學東洋文學科(第一部、第二部)

學科	時一週授業數		學科	時一週授業數	
	一	二		一	二
實踐道徳	一		西洋倫理史	二	倫理學
國語教授法	一		漢文教教授法	一	東洋倫理史

授業時数合計	国語学	二	二言語学	二	日本文学史	二
	支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
	二四					
	二四					

東洋文学科 (第一部、第二部)

学 科	一週授業		学 科	一週授業		学 科	一週授業	
	時	数		時	数		時	数
実践道徳	一		教育行政	一		教育学	二	
国語教授法	一		漢文教授法	一		東洋哲学史	二	
国語学	二		二言語学	二		日本文学史	二	
支那文学史	二		国文学演習	四		漢文学演習	四	
授業時数合計								
二四								

専修科ノ倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九節 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相

当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコト

アルヘシ

第九節 選科生及聴講生

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ第十一条第二号ノ規定ニ準シテ相当

学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ本条ニヨル編入者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相当学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附 則

第三十七条 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九条 現ニ元東洋大学専門学部ニ在学スル者ハ本学専門部生徒ト見做ス

但シ学科課程ニツキテハ旧学則第二章第二条ニヨル

第四十条 元東洋大学学部ハ昭和六年三月限り之ヲ廢止ス

第四十一条 専修科ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ実施ス

第四十二条 専門部社会教育社会事業科ハ昭和九年三月

限り之ヲ廃止ス(以上)

東洋大学研究員規程 (昭和五年三月三十一日決定)

第一条 本学ニ研究員ヲ置ク研究員ハ其専攻科ヲ研究ス

ルモノトス

第二条 研究員ハ左ノ三種トス

一、内地研究員 二、東洋研究員

三、歐米研究員

第三条 前条ノ研究員ニハ一ヶ年以上三ヶ年ヲ限リトシ

左ノ手当ヲ支給ス但旅費ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ拠

リ之ヲ支給ス

本学ノ都合ニ依リ手当年額ノ半額ヲ支給スルコトア

ルヘシ

一、手当年額六百円以下 内地研究員

二、手当年額一千二百円以下 東洋研究員

三、手当年額四千円以下 欧米研究員

第四条 研究員ハ本学部及専門部ノ各科主任又ハ本学財

団東洋大学側維持委員会ノ推薦セル本学出身候補者ニ

就キ評議員会ノ銓衡ヲ經テ学長之ヲ決定ス

第五条 研究員タルノ許可ヲ得タル者ハ直チニ所定ノ誓

約書ヲ差出スヘシ但誓約書ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム誓

約書ニハ左ノ各号ヲ含ム

一、研究員ハ少クトモ毎年二回其研究ニ関スル報告書ヲ本学ニ提出スル事

二、研究員ハ研究修了後ハ其就職ニ付本学ノ指図ニ従フ事

三、研究員ハ所期ノ方針ヲ変更シ又ハ不都合ノ行為ヲナスヘカラサル事

四、其他本学ノ予メ特ニ要求シタル事

第六条 研究員ニシテ其誓約ニ違反シタルトキハ本学ハ

其給費ヲ取消シ且既ニ支給シタル手当金全額ヲ即時

償還セシム

科外講座

仏教講座規程

第一条 本講座ハ仏教各派ノ宗乘研究者ニ特殊ノ研究ヲ

ナサシムルヲ目的トス

第二条 本講座ハ修業年限ヲ一ヶ年トス

第三条 本講座ヲ分チテ左ノ五講座トス

一、真宗講座 二、日蓮講座 三、曹洞宗講座

四、臨済宗講座 五、密教講座

第四条 本講座ハ毎週三回左ノ日割ヲ以テ午後二時ヨリ

午後四時マデ開講ス但シ土曜日ハ正午ヨリ二時マテ

トス

火曜日 日蓮宗講座 密教講座

木曜日 曹洞宗講座

土曜日 真宗講座 臨濟宗講座

第五条 本講座聴講者ハ一講座乃至三講座ヲ聴講スルコトヲ得

第六条 本講座修了者ニハ修了講座ノ修了証書ヲ与フ

第七条 聴講者ハ入学金參円並ニ一講座ニ付一ケ年金拾

五円ノ割合ヲ以テ聴講料ヲ納ムヘシ

第八条 本規程ナキモノハ本学々則ヲ準用ス

神道講座ニ関スル規程

神道講座ハ東洋大学神道研究会ノ事業ナリ、左ニ同会々則ヲ抄録ス

第一条 本会ハ本学創立ノ趣旨ニ則リ神道ヲ研究シ我国体ノ精華ヲ發揮スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ左ノ事業ヲ行フ

普通講座 第一、二学期毎週神道講座ヲ開ク

学神祭 毎学年ノ始ニ執行ス

講演会 春秋二期ニ開催ス

特別講座並講習会 臨時ニ講師ヲ聘シテ行フ

地方巡回講演 随時行フ

会誌発行 毎一回

祭式講習 毎年一回以上開催

第十五条 会費ハ年額三円五十錢トシ内二円ハ第一学期

ニ残額一円五十錢ハ第二学期ニ納入スヘシ

第十八条 新入会員ハ入会金五十錢ヲ納入スヘシ

第二十条 正会員ニシテ講座ノ出席日数一ケ年三分ノ一

以上三ケ年ヲ通シテ三分ノ二以上聴講セシ者ニハ講座修了証書ヲ授与ス

第二十一条 正会員ニシテ祭式講習ヲ修了セシ者ニハ講習修了証書ト共ニ祭式修了証ヲ授与ス

第二十二条 前条ニ該当スル者ニシテ中等教員国史科或

ハ国語科免許ヲ有スル者ハ勅令並内務省令ニ定ムル

所ノ奏任待遇ノ神職タル資格ヲ得ル特典アリ

第二十三条 前条ニ該当セサル者ハ勅任待遇神職タル資格ヲ得ル待遇アリ

第二十四条 本学々生ニアラスシテ本会ノ講座ヲ聴講セントスル者ハ準会員トシテ人物詮衡ノ上入会ヲ許可

スルコトアルヘシ

第二十六条 準会員ニシテ第二十条ニ該当スル者ニハ聴講証書ヲ授与ス

第二十七条 準会員ニシテ第二十一条ニ該当スル者ニハ祭式証明書ヲ授与ス

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五二―二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和一〇年三月四日〕

東專五八号

東洋大学

昭和十年二月九日庶第五〇号申請学則變更ノ件認可ス

昭和十年三月四日

文部大臣 松田源治郎

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一五三―一 東洋大学学部学生定員改正認可

申請書〔昭和一三年一月一八日〕

庶第一九一号

昭和十三年一月十八日

東洋大学財団理事 大倉邦彦郎

文部大臣 侯爵木戸幸一殿

学生生徒定員改正認可ノ件申請

本学部学生生徒ノ定員ハ昭和三年三月三十日東專二四号ヲ以テ学部三百六十名予科二百四十名ト御認可相成候如今般学則變更ニ伴ヒ学部学生定員ヲ四百五十名ニ予科生徒定員ヲ三百名ニ各變更致度候条御認可被成度此段申請候也

参照

予科	文学部	部科名	備考
二四〇	三六〇	昭和三年三月以降	昭和十三年度以降
三〇〇	四五〇	学部定員増加ニ伴フ増加	

『昭和13年 学務課 私立学校 冊ノ三〇』

東京都公文書館所蔵

一五三―二 東洋大学学部学則變更認可申請書

〔昭和一三年一月一八日〕

庶第一九〇号

昭和十三年一月十八日

東洋大学財団理事 大倉邦彦郎

文部大臣 侯爵木戸幸一殿

学則變更認可ノ件申請

今般本学文学部ニ史学科ヲ増設シ予科並ニ専門部各科ノ

学科課程ノ変更ヲ行ヒ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施行明十三年度第一学年ヨリ実施致度別紙理由書並ニ改正条項書類相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

(一) 文学部ニ史学科ヲ増設セントスル理由

一、史学科ハ精神文化ノ研究上極メテ重要ナル地位ヲ占ムルハ多言ヲ要セス本学モ亦夙ニ是カ設置ノ希望ヲ有セシモ事情已ムヲ得ス今日ニ及ヘリ然ルニ現下内外ノ事情ニ察スルニ史学科ノ設置ハ一日モ緩フスヘカサルモナルガ如シ特ニ東洋文化ノ淵源ヲ探究シ其特質ヲ闡明シ以テ国民指導ノ資ニ供スルハ極メテ緊要ナリト信ス是レ本科ヲ増設セントスル理由ナリ

二、文学部予科ノ学科課程ヲ変更セントスル理由

1、文学部予科ノ独逸語ガ従来随意科目ナリシモ最高學術ノ研究ヲナサントスル者ハ独逸語ノ素養ヲ要ス仍テ今回之ヲ必修科トセシモノナリ

2、文学部予科ニ支那語巴利語梵語ヲ選択科目トシテ加ヘタルハ東洋文化ノ研究ヲナスニモ又東洋民族ノ指導ノ地位ニ立ツ我ガ国民ノ教養上ニモ極メテ必要ナリト信スルニ由ル

3、同科ニ今回新ニ体操科ヲ加ヘ且ツ第二学年ニ於テ随意科タリシ武道ヲ必修科トセシハ生徒^後ノ体位向上ヲ

計ルト共ニ精神教育ニ資セントスルニ由ルモノナリ
三、学部及専門部ノ学科課程ヲ変更セントスル理由

1、学部及専門部ノ各科ニ互リ新ニ国体学ヲ加ヘントスルハ 一、学生ノ国体觀念ヲ一層明確ニシ国民精神ノ高揚ニ資スルコト 二、本学専門部卒業者ノ大多数ハ中等学校教員タル志望ヲ有スルカ故ニ将来教職ニ就キタル場合ニ国民教育ノ職責ヲ全ウスル確固タル信念ヲ得シメンカ為ナリ

2、専門部各科ヲ通シテ実地授業ヲ課セントスルハ教育者トシテ一層適切ナル素養ヲ与ヘンカ為ナリ

3、倫理国漢科及国漢科ノ言語学ヲ国語科ニ包含セシメタルハ単ニ教授上便宜ナリト認メタルニ由ル

(二) 学則第二十四条ヲ左ノ如ク變更ス

第二十四条 文学部ニ左ノ学科ヲ設ク

〔^{採書}〕 一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

五、史学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

参照条項

第二十四条 文学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ

他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

(三)別表学部学科課程ヲ左ノ如ク變更ス

一、^{*1}哲学科 授業科目及其単位数

国体学 二 哲学概論

東洋哲学史概説 二 西洋哲学史概説

倫理学概論 一 美学概論

宗教学概論 一 社会学概論

支那哲学 一 印度哲学

仏教学概説 一 教育学

哲学 八 心理学(心理学概論)

倫理学(東洋倫理) 二 四 四 心理学(心理学)

哲学科ニアリテ更ニ心理学科ヲ研究セントスルモノ

ハ必ス心理学四単位修身学科ヲ研究セントスルモノ

ハ必ス倫理学四単位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス

二、仏教学科 授業科目及其単位数

国体学 二 倫理学概論

哲学概論 一 宗教学概論

社会学概論 一 哲学

倫理学(東洋倫理) 二 四 支那哲学

印度哲学 一 仏教概説

梵語学巴利語学 一 教育学

仏教学 八 東洋哲学史概説

西洋哲学史概説(選択) 二

仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セントス

ルモノハ必ス西洋哲学史概説二単位ヲ履修スルヲ要

ス

三、国文学科 授業科目及其単位数

国体学 二 国史学

言語学概論 一 哲学概論

文学概論 一 国語学国文学

仏教概説又ハ仏教学 二 支那哲学支那文学

美学概論 一 教育学

四、支那哲学支那文学科 授業科目及其単位数

国体学 二 哲学概論

教育学 二 仏教概説

文学概論 一 美学概論

支那語学 二 国語学国文学

言語学概論 一 支那哲学支那文学

五、史学科 授業科目及其單位数

支那史学	一	国史学	六
国体学	二	国史学概説	一
東洋史学	五	西洋史概説	一
東洋史概説	一	支那哲学	二
史学概論	一	倫理学概論	一
仏教概説又ハ仏教学	二	社会学	一
哲学概論	一	西洋史学	二
教育学	二		

参照条項

別表文学部学科課程

一、哲学科授業科目及其單位数

哲学概論	一	東洋哲学史概説	二
西洋哲学史概説	二	倫理学概論	一
美学概論	一	宗教学概論	一
社会学概論	一	日本哲学	一
支那哲学	一	印度哲学及仏教学	一
教育学	二	哲学	八
心理学(選択)	四	倫理学(選択) <small>(東洋倫理二)</small>	四
哲学科ニアリテ更ニ心理学科ヲ研究セムトスルモノ		倫理学(西洋倫理二)	四
ハ必ス心理学四単位修身学科ヲ研究セムトスルモノ			
ハ必ス倫理学四単位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス			

二、仏教学科授業科目及其單位数

哲学概論	一	倫理学概論	一
宗教学概論	一	社会学概論	一
哲学	二	倫理学 <small>(東洋倫理二)</small>	四
支那哲学	一	印度哲学	一
梵語学巴利語学	一	教育学	二
仏教学	八	東洋哲学史概説(選択)	二
西洋哲学史概説(選択)	二		
仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セムトスルモノハ必ス東洋哲学史概説二単位西洋哲学史概説二単位ヲ履修スルヲ要ス			

三、国文学科授業科目及其單位数

哲学概論	一	美学概論	一
文学概論	一	言語学概論	一
支那哲学支那文学	五	仏教学	二
国史学	一	教育学	二
国語学国文学	九		
支那哲学支那文学科授業科目及其單位数			
哲学概論	一	美学概論	一
文学概論	一	言語学概論	一
国語学国文学	五	仏教学	一
支那史学	一	支那語学	二

教育学 二 支那哲学支那文学 九

(四)第四十七条ヲ左ノ如ク改ム

*3 ↓
第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

修身	国語及漢文	英吉利語	独逸語	支那語、巴利語、梵語	歴史	哲学概説	心理及論理	法制及經濟	自然科学	体操	武道	計
9	9	9	3	(二) 4	2	2	2	2	2	1	1	(二) 34
第一学年 每週授業時數												
9	9	9	3	(二) 4	2	2	2	2	2	1	1	(二) 37
第二学年 每週授業時數												

但シ支那語巴利語梵語ハ随意科目トシ生徒ニハ其一

科ヲ修メシム

参照条項

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

第一学年
一週授業時間數

修身	国語及漢文	英吉利語	独逸語	歴史	哲学概説	心理及論理	法制及經濟	自然科学	武教	計
9	9	9	(三) 9	4	2	2	2	2	4	(三) 31
第一学年 一週授業時間數										
9	9	9	(三) 9	4	2	2	2	2	4	(三) 31
第二学年 一週授業時間數										
9	9	9	(三) 9	4	2	2	2	2	4	(三) 31
第二学年 一週授業時間數										

但シ独逸語ハ随意科トシ体操ハ第二学年ニ於テ武道ヲ随意科トス

(五)第五十四条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

〔朱書〕
第五十五条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニハ

改正前ノ学則ヲ適用ス

(六)東洋大学専門部学則第五条ノ学科課程ヲ左ノ如ク變更ス

倫理教育科

計	教体 練操	英 語	国語及漢文	憲法 (經濟學(原論) 法學通論)	日本歷史	西洋哲學史	東洋哲學史	哲學概說	心理學	教育史	西洋倫理史	國體學	修身 (國民道德)	學科	第一學年	時 每 週 教 授 數
	三	四	四	六	二	二	二	二	二	四	三	二	一	學科	第二學年	時 每 週 教 授 數
	教体 練操	英 語	国語及漢文	行政法(總論) 民法(政策) 經濟學(總論)	東洋歷史	西洋哲學史	支那哲學	社會學	心理學	教育史	西洋倫理史	國體學	修身 (國民道德)	學科	第三學年	時 每 週 教 授 數
	三	四	四	六	二	二	二	二	二	四	三	二	一	學科	第三學年	時 每 週 教 授 數

↓ * 6

参照事項

倫理教育科

計	体 操 教 練	英 語 漢 文	国語及漢文	憲法 (原論) 經濟學 法學通論	日本歷史	西洋哲學史	東洋哲學史	哲學概說	心理學	教育史	西洋倫理史	國體學	修身 (國民道德)	學科	第一學年	時 每 週 教 授 數
	二	四	三	六	二	二	二	二	二	四	三	一	學科	第二學年	時 每 週 教 授 數	
	体 操 教 練	英 語 漢 文	国語及漢文	行政法(總論) 民法(總則) 經濟學(策)	東洋歷史	西洋哲學史	支那哲學	社會學	心理學	教育史	西洋倫理史	國體學	修身 (國民道德)	學科	第三學年	時 每 週 教 授 數
	二	四	三	六	二	二	二	二	二	四	三	一	學科	第三學年	時 每 週 教 授 數	

倫理(国漢科)

計	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	日本 歷史	哲學 概說	心理 學	國體 學	東洋 倫理 史	西洋 倫理 史	實踐 道德	學科	第一 學年	時 每週 教授 數
四一	一四	一二	二	二	二	二	四					
體操 教練	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	東洋 史	論理 學	教育 學	國體 學	東洋 倫理 史	西洋 倫理 史	實踐 道德	學科	第二 學年	時 每週 教授 數
四二	一四	一三	二	二	二	二	四					
體操 教練	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	美 學	實地 教授 法	教 授 法	國體 學	倫 理 學	日 本 倫 理 史	實踐 道德	學科	第三 學年	時 每週 教授 數
四一	一三	一五	一	二	二	二	五					

1 * 8

參照事項

倫理(国漢科)

計	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	日本 歷史	哲學 概說	心理 學	西洋 倫理 史	東洋 倫理 史	實踐 道德	學科	第一 學年	時 每週 教授 數
三八	一四	一二	二	二	二	四					
體操 教練	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	東洋 史	論理 學	教育 學	西洋 倫理 史	東洋 倫理 史	實踐 道德	學科	第二 學年	時 每週 教授 數
三九	一四	一三	二	二	二	四					
體操 教練	漢文 講讀 作文 法 演習	國語 講讀 作文 法 演習	美 言 學	教 授 法	教 授 法	日 本 倫 理 史	實 踐 道 德	學科	第三 學年	時 每週 教授 數	
三八	一三	一三	一	二	二	五					

国漢科

計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	日 本 史	哲 学 概 説	心 理 学	國 体 学	実 践 道 徳	学 科	第一学年	時 毎 週 授 教 数
	三	四	一 四	一 二	二	二	二	一			
計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	東 洋 史	論 理 学	教 育 学	國 体 学	実 践 道 徳	学 科	第二学年	時 毎 週 授 教 数
	三	四	一 四	一 三	二	二	二	一			
計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	美 学	美 地 理 学	國 体 学	倫 理 学	学 科	第三学年	時 毎 週 授 教 数	
	三	四	一 三	一 五	一	二	二				

↓*10

参照事項

国漢科

計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	日 本 史	哲 学 概 説	心 理 学	實 践 道 徳	学 科	第一学年	時 毎 週 授 教 数
	二	四	一 四	一 二	二	二	一			
計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	東 洋 史	論 理 学	教 育 学	實 践 道 徳	学 科	第二学年	時 毎 週 授 教 数
	二	四	一 四	一 三	二	二	一			
計	英 操 教 練	漢 講義 作文 詩文	國 講義 作文 詩文	美 学	美 地 理 学	國 体 学	倫 理 学	学 科	第三学年	時 毎 週 授 教 数
	二	四	一 三	一 三	一	二	二			

(七) 専門部学則第三十八条ヲ左ノ通り改ム

〔采書〕 第三十八条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ

之ヲ施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニ

ハ改正前ノ学則ヲ適用ス

参照条項

第三十八条 本学則ハ昭和拾貳年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス

但シ昭和拾貳年參月現ニ在学スル者ニ

ハ当時施行ノ学則ヲ適用ス

〔添付書類〕

〔東洋大学学則改正案〕

東洋大学学則

第一章 總 則

第一条 本学ハ哲学文学其他高等ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニアラス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学又

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年度省令

第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年度省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

五、左記学校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル

者

東京女子高等師範学校（文科）

奈良女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学科同英文学科）

部、及専門科国文学部、同英文文学部)

東京女子大学 (大学部文学部、英語専攻部及国

語専攻部)

帝国女子専門学校 (国文研究科)

京都女子高等専門学校 (国文科、英文科)

大谷女子専門学校 (国文科)

千代田女子専門学校 (国文研究科)

相愛女子専門学校 (国文科)

長野県女子専門学校 (文科研究科)

私立聖心女子学院高等専門学校 (国文科及英文
科)

実践女子専門学校 (国文科、英文科)

金城女子専門学校 (国文科、英文科)

広島女学院専門学校 (英文科)

福岡女子専門学校 (文科)

大阪府立女子専門学校 (国文国史学科、英文科)

樟蔭女子専門学校 (国文科)

梅花女子専門学校 (国文科、英文科)

活水女子専門学校 (本科)

宮城県女子専門学校 (文科)

京都府立女子専門学校 (文学科)

広島女子専門学校 (国文科)

同志社女子専門学校 (英文科)

津田英学塾

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業生タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ

議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左

ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業生

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者
三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 大学予科第二学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十

条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験

ニ合格シタル者トス

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スヘシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ

スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル

トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキト

キ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スル

コトヲ得

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第四節 授業料 研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研

究科ノ研究料年額左ノ如シ

学部 金壹百円 大学予科 金八拾五円 研究科

金五拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放學

ヲ命セララルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科 二、仏教学科

三、国文学科 四、支那哲学支那文学科

五、史学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他

ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十五条 学生ハ別表所属学科ノ授業科目及外国語ヲ

修了スヘシ

第二十六条 一授業科目、一外国語、一学年毎週各二時

間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上ヲ履修シ

且ツ外国語一単位以上ヲ修了スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ学生ヲ

シテ其一ヲ選定セシム

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ之ヲ行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二月二十八日マテニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三十七條 第三節 選科生及聴講生

第三十七條 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学

ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八條 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキモノハ左ノ各条ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認めタルモノ

第三十九條 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ準用ス

第四十條 選科生聴講生其ノ選修科目ハ聴講科目ニツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ附与ス

第四十一條 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

第四十二條 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

得

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以

外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生ニ年以上在学シタルトキハ其研

究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル

コトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

修身	学 科	第一学年 第一学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	一	時間数	一
国語及漢文	学 科	第一学年 第二学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	一	時間数	一
英吉利語	学 科	第一学年 第二学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	九	時間数	九
独逸語	学 科	第一学年 第二学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	三	時間数	三
支那語巴利語梵語	学 科	第一学年 第二学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	(一)	時間数	(一)
歴史	学 科	第一学年 第二学年	学 科	第一学年 第二学年
	時間数	四	時間数	四

計

但シ支那語巴利語梵語ハ選択科目トシ生徒ニハ其一

科目ヲ修メシム

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以

テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六

十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了

者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五十五条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニハ改正前ノ学

則ヲ適用ス

別表 学部学科課程

一、哲学 科。 授業科目及其單位數

国体学

二 哲学概論

東洋哲学史概説

二 西洋哲学史概説

二

倫理学概論	一	美学概論	一
宗教学概論	一	社会学概論	一
支那哲学	一	印度哲学又ハ仏教学	一
教育学	二	哲学	八
心理学 <small>(心理学概論 心理学(選択))</small>	三	倫理学 <small>(東洋倫理学 西洋倫理学(選択))</small>	二
哲学科ニアリテ更ニ心理学科ヲ研究セムトスルモノハ必ス心理学四単位、修身学科ヲ研究セムトスルモノハ必ス倫理学四単位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス			
二、仏 教 学 科。		授業科目及其單位数	
国体学	二	哲学概論	一
倫理学概論	一	宗教学概論	一
社会学概論	一	哲学	二
倫理学 <small>(東洋倫理二 西洋倫理二)</small>	四	支那哲学	一
印度哲学	一	梵語学、巴利語学	一
教育学	二	仏教学	八
東洋哲学史概説	二		
西洋哲学史概説 <small>(選択)</small>	二		
仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セムトスルモノハ必ス東洋哲学史概説二単位西洋哲学史概説二単位ヲ履修スルヲ要ス			
三、国 文 学 科。		授業科目及其單位数	
国体学	二	哲学概論	一
		国史学	一

言語学概論	一	文学概論	一
仏教学	二	支那哲学支那文学	五
美学概論	一	教育学	二
四、支那哲学支那文学科。授業科目及其單位数			
国体学	二	哲学概論	一
仏教学	一	文学概論	一
支那語学	二	国語学国文学	五
支那哲学支那文学	九	支那史学	一
五、史 学 科。		授業科目及其單位数	
国体学	二	国史学	六
東洋史学	五	国史学概説	一
東洋史概説	一	西洋史概説	一
史学概論	一	支那哲学	二
社会学	一	倫理学概論	一

東洋大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理教育科

二、倫理国漢科

三、国漢科

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ヶ年ノ専修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

倫理教育科(昭和十二年四月改正)

日本歴史	西洋哲学史	東洋哲学史	哲学概説	心理学	教育史	西洋倫理史	国体学	修身(道徳)	第一学年
二	二	二	二	二	四	三	二	一	時一週授業 数
東洋歴史	西洋哲学史	支那哲学	社会学	心理学	教育史	西洋倫理史	国体学	修身(道徳)	第二学年
二	二	二	二	二	四	三	二	一	時一週授業 数
西洋歴史	現代哲学	印度哲学	美学	論理学	教育史 (及実地授業 行政)	日本倫理史	国体学	修身(道徳)	第三学年
二	二	二	一	二	五	四	二	一	時一週授業 数

倫理国漢科

計	体操教練	英語	国語漢文	經濟学(原論) 法学(通論)
三七	三	四	四	六
計	体操教練	英語	国語漢文	經濟学(政策) 行政法(總論)
三七	三	四	四	六
計	体操教練	英語	国語漢文	社會政策 (民相親統法) 行政法(各論)
三八	三	四	四	六

文漢	國語	日本歴史	哲学概説	心理学	国体学	西洋倫理史	實踐道徳	第一学年
講読文法 作文作詩 演習	講読文法 作文作歌 演習	二	二	二	二	四	二	時一週授業 数
文漢	國語	東洋歴史	論理学	教育学	国体学	西洋倫理史	實踐道徳	第二学年
講読作文 支那語学 文學史	講読作文 國語学演 習	二	二	二	二	四	二	時一週授業 数
文漢	國語		美学	實地授業	国体学	日本倫理史	實踐道徳	第三学年
講読作文 作詩演習 文學史	講読作文 作歌演習 文學史		一	二	二	五	二	時一週授業 数

計	体操 教練	英 語	漢 文 講義 作文 詩法 演習	國 語 講義 作文 歌 演習	日 本 歷 史	哲 學 概 說	心 理 學	國 體 學	實 踐 道 德	學 科	第 一 學 年	計	体操 教練
										時 一 週 授 業 數	四 一		
四 二	三	四	一 四	一 二	二	二	二	二	一	學 科	第 二 學 年	四 二	体操 教練
										時 一 週 授 業 數	四 三		
四 二	三	四	一 三	一 五	二	二	二	二	一	學 科	第 三 學 年	四 一	体操 教練
										時 一 週 授 業 數	四 二		

国 漢 科

第三章 学年学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入 学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各条ノ一ニ該当スル者ハ第一種生徒トシテ

第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者檢定規程ニヨル試験檢定ニ合格

シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ

教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号、第六号及第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差出スヘシ

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集期間休学トス

第十六条 生徒退学セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十七条 生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八条 生徒不都合ノ行為アル時ハ之ヲ懲戒ス、懲戒ハ譴責停学及放學トス

第六章 授業料

第十九条 授業料ハ年額金九十円トス、授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第七章 試験及卒業

第二十二条 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス

学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキ之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ事アルヘシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 専修科

第二十八条 専修科ハ東洋大学専門部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシムルモノトス
但、卒業後三ケ年ヲ経過セシモノハ入学資格ナシ
第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫理教育科

学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数
実践道徳	一	倫理學	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育學	二	教授法	二
教育行政	一	社會教育	一	社會學	二
法制經濟	二				
授業時数合計	二二				

倫理国漢科

学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理學	二
国語教授法	一	漢文教授法	二	東洋倫理史	一
国語學	二	言語學	二	日本文学史	一
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四

授業時数合計 二四

国漢科

学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数	学 科	時一週授業 数
実践道徳	一	教育行政	一	教育學	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語學	二	言語學	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計	二四				

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ第十一条第二号ノ規定ニ準シテ相当

学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ本条ニヨル編入者

ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相当学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附 則

第三十七条 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニハ改正前ノ学則ヲ適用ス

教員無試験検定学科目

(イ) 高等学校教員規程ニ依ル無試験検定学科目

(大正八年十二月二十五日
文部省告示第二七四号)

大正八年文部省令第十条ニ依リ左記ノ者ハ頭書ノ学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得(括弧内ノ数字ハ其ノ学部ニ於ケル学修ノ単位ヲ示ス)

修 身 東洋大学文学部仏教学科卒業生、同文学部

哲学科卒業生ニシテ倫理学(東洋及西洋)

(四) ヲ選択履修シタルモノ

国 語 東洋大学文学部国文学科卒業生

漢 文 東洋大学文学部支那哲学支那文学科卒業生

哲学概説 東洋大学文学部哲学科卒業生、同文学部仏

教学科卒業生ニシテ東洋哲学史概説(二)

西洋哲学史概説(二) ヲ選択履修シタルモノ

(ロ) 教員無試験検定ニ関スル指定ノ件

(明治三十六年二月十八日
文部省告示第三十号) (抄)

明治三十三年文部省令第十号及明治三十六年同省令第二号教員検定ニ関スル規定第五条第一項第一号ニ依リ明治三十六年三月一日以後行フ処ノ無試験検定ニ関シ指定スルコト左ノ如シ

学校 修了業了学科 検 定 学 科 目

東洋大学(大学令ニ依ルモノニ限ル)

文学部 哲学科 修 身

(倫理学(東洋、西洋)ニ単位ヲ修メタル者ニ限ル)

同 仏教学科 修 身

同 国文学科 国語、漢文

(支那哲学支那文学五単位以上ヲ修メタル者ニ限ル)

同 支那哲学支那文学科 漢文、国語

(国語学国文学五単位以上ヲ修メタル者ニ限ル)

学校名	学部及学科名	無試験検定科目	許可年月日	備考
元私立哲学館	教育部 倫理科甲種 漢文科甲種 第一 部 第二 部	修身、教育 漢文 修身、教育 修身、国語及漢文	明治三十二年 七月十日 明治三十四年 九月十四日	明治三十三年六月廿五日「漢文科甲種」ノ検定学科目ニ「国語」ヲ加フルノ件許可 明治三十四年九月十四日教育部ノ組織変更許可 明治三十五年十二月十三日取扱取消 明治三十六年十月一日組織ヲ変更シテ同三十七年四月一日ヨリ「私立東洋大学」ト改称認可
元東洋大学	大学部 第一 科 第二 科 第三 科 専門部 第一 科 第二 科 支那哲学 印度哲学 倫理 支那文学 東洋文学 哲学 文学 部 倫理 文学 部 第一 部 第二 部	修身 国語及漢文 修身、教育 修身、国語及漢文 修身 国語及漢文 修身、教育 修身、国語及漢文 修身、教育 修身、国語及漢文	昭和三年 五月十一日 明治四十年 五月十三日	明治四十年開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス 大正十年二月十六日「大学部第一科」ヲ「大学部印度哲学倫理学科」ニ「同第二科」ヲ「同支那哲学東洋文学科」ニ「専門部第一科」ヲ「専門部倫理教育学科」ニ「同第二科」ヲ「同倫理学東洋文学科」ト改称認可 昭和三年五月二日「専門学部倫理学東洋文学科」ヲ「専門学部倫理学東洋文学科(第一部) 同(第二部)」ト改称認可 昭和三年三月以後ノ卒業生ニ限ル 昭和三年六月二十日専門学校令ニ依リ設置セル東洋大学ヲ東洋大学専門部ト改称認可

予科

英語

(イ) 無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立学校及検定学科目
(明治四十四年十月二十日文部省告示第二四二号)
 (抄)

明治三十二年文部省令第二十五号第一条ニ依リ明治三十二年七月以後ノ卒業生ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立学校及検定学科目等左ノ如シ

(六) 昭和拾参年度史学科ニ於テ授業開始スベキ学科単位及

担任者

担任学科目	専任兼任ノ別	授業單位數	学位称号	氏名
国史学	専任	一	文学博士	宮地直一
東洋史学	兼任	一	文学博士	石田幹之助
国史概説	専任	一	文学博士	辻善之助
東洋史概説	兼任	一	文学士	石田幹之助
史学概論	同	一	文学士	今井登志喜
国体学	同	一	文学博士	田中義能
支那学	専任	一	文学博士	宇野哲人
支那学	同	一	文学博士	古城貞吉
仏教学	同	一	文学博士	常盤大定

東洋大学 専門部	
元印度哲学倫理学科	修身
支那文学	国語、漢文
元倫理学東洋文学科甲	修身、国語、漢文
元倫理学東洋文学科乙	漢文
倫理学教育学科	修身、教育
倫理学	修身、国語、漢文
東洋文学科	漢文
東洋文学科	漢文
東洋文学科	漢文

<p>専門部校令ニ依リ設置セル東洋大学大部ハ昭和六年三月限廢止昭和三年六月二十日「専門学部倫理学東洋文学科第一部」ヲ「倫理学東洋文学科第一部」「同乙第一部」ニ「専門部倫理学東洋文学科第二部」ヲ「倫理学東洋文学科甲第二部」「同乙第二部」ト改称認可</p> <p>昭和六年一月二十二日「倫理学東洋文学科甲第一部」ヲ「倫理学東洋文学科第一部」ニ「倫理学東洋文学科甲第二部」ヲ「倫理学東洋文学科第二部」ニ「倫理学東洋文学科乙第一部」ヲ「東洋文学科第一部」ニ「倫理学東洋文学科乙第二部」ヲ「東洋文学科第二部」ト改称認可</p>
--

仏教学 兼任 西 義雄
 哲学概論 専任 大島 正徳
 社会学 兼任 戸田 貞三
 英語 専任 広井 辰太郎
 独逸語 兼任 山岸 光宣
 文学士 西 義雄
 文学士 大島 正徳
 文学士 戸田 貞三
 文学博士 山岸 光宣

但シ拾四年度以降ニ開講スベキ学科及ヒ教授担任者ハ追テ申請ノ予定

尚辻善之助、宮地直一、石田幹之助、今井登志喜以外ノ教授ハ既ニ当大学教授トシテ認可セラレ居ルヲ以テ履歴書ハ之ヲ省略ス

〔四氏の履歴書〕〔略〕

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

(ウ) 史学科新設収支予算

昭和十三年度

収入ノ部		支出ノ部	
科目	金額	科目	金額
授業料	二,五〇〇.〇〇	教員給	一,一〇〇.〇〇
入学金	二五〇.〇〇	図書費	一,五〇〇.〇〇
入学検定料	一五〇.〇〇	研究室設備費	五〇〇.〇〇
一般会計ヨリ繰入	七五〇.〇〇	雑費	三〇〇.〇〇
計	三,五〇〇.〇〇	計	三,五〇〇.〇〇

昭和十四年度

収入ノ部		支出ノ部	
科目	金額	科目	金額
授業料	五,五〇〇.〇〇	教員給	二,四〇〇.〇〇
入学金	一五〇.〇〇	図書費	三,〇〇〇.〇〇
入学検定料	二〇〇.〇〇	雑費	四〇〇.〇〇
計	五,八五〇.〇〇	計	五,八五〇.〇〇

昭和十五年度

収入ノ部		支出ノ部	
科目	金額	科目	金額
授業料	八,五〇〇.〇〇	教員給	四,一〇〇.〇〇
入学金	一五〇.〇〇	図書費	四,〇〇〇.〇〇
入学検定料	二〇〇.〇〇	雑費	六〇〇.〇〇
計	八,八五〇.〇〇	計	八,八五〇.〇〇

備考 図書ハ完備スルマデハ毎年二千円ツツ購入スル予定

学部予科ノ定員並ニ現在学生数 昭和十三年一月現在

東洋大学

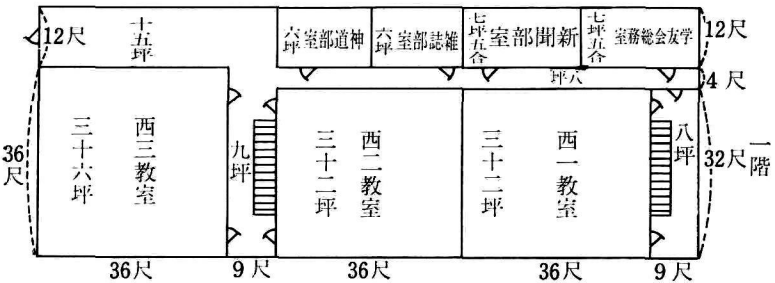
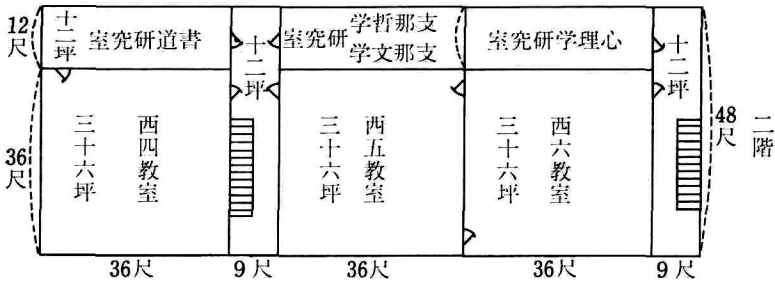
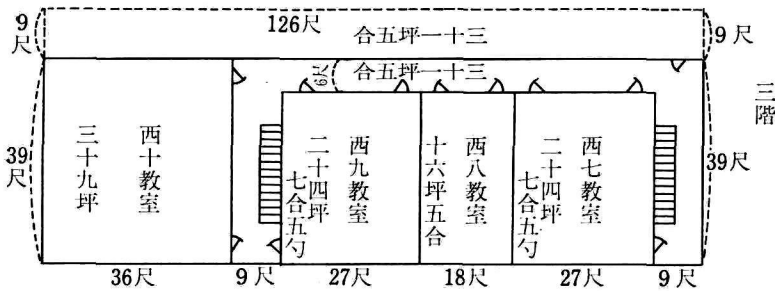
定員	現在数
予科別	第一学年 第二学年 第三学年 計
員数	二八 一八 四六
二四〇	

計	学部			
	支那文学科	国文学科	仏教学科	哲学科
三四	四	二二	四	四
二五	一	一六	四	四
四〇	三	二六	一〇	一
九九	八	六四	一八	九
	三六〇			

(4) 教室

史学科ノ教室ハ別紙平面図西六
 教室ヲ使用ス同教室ハ徒来西五
 教室ト共ニ一室ナリシヲ余リニ
 広キニ過キ使用ニ不便ナリシヲ
 以テ今回之ヲ二分シ其ノ結果空
 室トナリタルモノナリ

〔編者注 判型の制約で原図より小さく
 なっている〕



東洋大学西校舎平面図(縮尺二百分の一)
 総坪数百六十八坪

* 1 ↓ * 2 (朱書)

* 3 ↓ * 4 (朱書)

* 5 ↓ * 6 (朱書)

* 7 ↓ * 8 (朱書)

* 9 ↓ * 10 (朱書)

* 11 (本表朱書)

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五三一三 東洋大学学部学則変更認可書

〔昭和一三年二月二四日〕

東專四五号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十三年一月十八日附庶第一九〇号申請学則中変更ノ件認可ス

昭和十三年二月二十四日

文部大臣 侯爵木戸幸一 閣

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一五四一 東洋大学学部学則変更認可申請書

〔昭和一三年一二月二一日〕

庶第二九四号

昭和十三年十二月二十一日

東洋大学財団理事 大倉邦彦 閣

文部大臣 男爵荒木貞夫 閣

学部学則変更認可ノ件申請

今般本学学部及予科ノ授業料(研究科ヲ含ム)、学科課程、授業時
数及卒業論文提出期日其ノ他目的及賞罰ノ条項ノ変更ヲ
行ヒ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明十四年度第一
学年ヨリ実施致度候条別紙理由書並ニ改正条項書等相添
ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学学則変更理由

一、第一条変更理由

本学ハ創立当初ヨリ改正セントスル第一条ノ内容ヲ
具現セル護国愛理ノ建学精神ヲ以テ進ミ来リタルモ
ノナルモ之ヲ第一条ノ内容ニ漏洩シ在ルヲ以テ改メ
タルモノナリ

二、第十一条變更理由

従来ノ第十一条ハ予科二年編入資格ノミヲ規定シアルモ二年編入ハ欠員アル場合ニ限ルヲ以テ場合ニ処スル項ヲ欠ケリ依ツテ之ヲ挿入ス

三、第三節第十九条變更理由

来年度入学ノ者ヨリ特待生ノ制ヲ設ケ学生生徒ノ奨学ニ資セントスルモノナリ

四、第二十条授業料其ノ他増額ノ理由

本学予科、学部ノ授業料及研究科ノ研究料ハ昭和三年三月設立当時ノ儘ニテ経済事情ヲ異ニスル昨今ニ於テハ其ノ利用価値尠ナク且ツ開講數ノ増加ニ伴フ教授ノ増員ニ依リ支出多ク他面本校ノ授業料等ヲ他校ニ比スルニ甚ダ低額ナルヲ以テ学部予科授業料年額金拾円宛研究科ノ研究料八年額金貳拾円ヲ夫々増額シ本学運営上ノ健全ナルヲ期スルモノナリ

五、学部学科課程及之ガ關係条項變更理由

学部各科ノ学科課程ハ其ノ後數次ノ改廢アリタルモ大体ニ於テ昭和三年三月設立当初ノ学科ヲ踏襲セルモノニシテ今日ヨリ之ヲ觀レバ實際學習上ノ欠点尠ナカラズ就中学生ハ高等教員免許ヲ得ルニ必要ナル諸科目ヲノミ履修スルノ弊生シタル為メ多クノ概念の諸学科ノ修得ニ汲々トシテ深ク其ノ専門トスル学

術ノ蘊奥ヲ攻究セントスル念尠ナク学部組織ノ真価

ヲ發揮スルニ至ラザルノ憂アリ且ツ今後時局ノ發展

ニ伴ヒ益々精神剛健ナル士ヲ必要トスルニ鑑ミ各学

科ノ全科目ニ亙リ一ハ過重ナル学科ノ負擔ヲ減スル

ト共ニ其ノ余力ヲ専門学科研究ニ当ラシメ一ハ進ン

デ高等教員無試験檢定ノ出願ヲ為サントスル者ニハ

其ノ必要ナル科目ヲ更ニ選択履修セシムルノ法ヲ開

キ一ハ本学ノ精神タル神儒仏ノ三学ヲ履修セシメ以

テ学力ノ充実向上ヲ図ラントセシモノナリ

尚支那哲学支那文学科ニ於テ支那語ヲ外国語ノ一單

位トシタルハ支那学修得上必至ナルノミナラズ外国

語修得上負擔ヲ軽減シ深ク専門ノ研究ニ便セシメン

為ナリ

六、卒業論文提出期日(第三十五条)變更理由

従来学部卒業論文ノ提出締切日ハ其ノ年ノ十二月二

十八日ナルモ当日ハ己ニ冬期休暇中ニ入ルヲ以テ其

ノ取扱整理ニ支障ヲ来タス事尠ナカラス依ツテ之ヲ

授業終了日ノ十二月二十四日ニ改ムルヲ至当ト認メ

タル所以ナリ

七、学部予科学科課程(第四十七条)變更理由

本学予科ノ学科課程ハ高等学令ノ定ムル学科課程ニ

抛ルモノナルモ該科修了者ハ学部各科ニ進ムヲ原則

トナスヲ以テ該課程ニハ其ノ間緊密ナル連絡アル筈ナルニモ拘ハラス現行ノ学科課程ハ語學、國語及漢文ノ一方ニ偏シ剩ヘ本學ノ特色タル仏教學科ノ如キハ全ク無視サル、ノ現状ナリ為ニ学部ニ於ケル学科内容ヲ低下セシムルノ憂ナシトセズ

由ツテ新ニ東洋哲學科ヲ加ヘテ仏教學ノ基礎知識ヲ与ヘ又従來過重トナレル語學、國語及漢文ノ時數ヲ輕減シ各科目相互間ノ均衡統一ヲ図リ学部各科ニ進ム者ニ対シ均等ナル予備智識ヲ付与セントスルニ由ルモノナリ

尚予科修了者ニシテ成績^{〔續〕}優秀ナル者ニハ中等教員英語科無試験檢定ノ特典アルモ本變更ニ依リテ何等支障ヲ生セサルモノト認ム

東洋大学學則中左ノ通改正ス

一、
第一条ヲ左ノ如ク改ム

〔^{〔宋書〕}第一条〕 本學ハ國家ニ須要ナル哲學文學其ノ他學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奧ヲ攻究シ併セテ人格ノ陶冶ヲ為シ以テ國家ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス

(參 照)

第一条 本學ハ哲學文學其他高等ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其蘊奧ヲ攻究セシムルヲ以テ目

的トス

二、
第十一条ヲ左ノ如ク改ム

〔^{〔宋書〕}第十一条〕 前條ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前學年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者ハ欠員アル場合ニ限り大學予科第二學年入學ヲ許可スルコトアルベシ

(參 照)

第十一条 大學予科第二學年ニ入學ヲ許スベキ者ハ

第十条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前學年課程ニ依ル試験ニ合格シタル者トス

三、
第三節下部見出ヲ左ノ如ク改ム

〔^{〔宋書〕}第三節〕 休學、退學及除籍

(參 照)

第三節 休學、退學、除籍及懲戒

四、
第十八條ノ次ニ「第四節 賞罰」ヲ加フ

〔^{〔宋書〕}第四節〕 賞罰

五、
「第十九條」ヲ左ノ如ク改メ次ニ「第十九條ノ二」

ヲ加フ

〔^{〔宋書〕}第十九條〕 學生生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル

者ハ之ヲ特待トス

〔^{〔宋書〕}第十九條ノ二〕 學生生徒ニシテ本學則ニ違反シ又ハ其ノ本分ニ背反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲

戒ス懲戒ハ譴責停学及放学トス」

(参 照)

第十九条 学生生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲

戒ス懲戒ハ譴責停学及放学トス

六、「第四節」ヲ「第五節」ニ改ム

七、第二十条ノ料金額ヲ左ノ如ク改ム

〔本書〕学 部 金百拾円

大学予科 金九拾五円

研究科 金七拾円」

(参 照)

学 部 金壹百円

大学予科 金八拾五円

研究科 金五拾円

八、第二十五条ヲ左ノ通改ム

第二十五条 学部ノ学科課程左ノ如シ

各科共通	国体学概論一、儒教学概論一、仏教学概論一、必修科目
教育学二、英語、独逸語又ハ支那語二、	「七単位」

一、国体学概論ハ日本哲学ノ一単位トス

二、儒教学概論ハ支那哲学ノ一単位トス

三、支那哲学支那文学科ニ在リテ英語又ハ独逸語ヲ

外国語ノ単位トナス者ハ更ニ支那語ニ単位ヲ必修スルヲ要ス

一、哲学科

必修科目	哲学五、哲学史概説四 <small>(東洋二、西洋二、)</small> 、哲学概論一、倫理学概論一、倫理学四 <small>(東洋二、西洋二、)</small> 、社会学概論一、心理学概論一、「十七単位」
選択科目	心理学三、論理学一、美学概論一及他科必修科目ニ属スルモノ

二、仏教学科

必修科目	仏教学五、仏教史学二、印度哲学一、梵語巴利語一、哲学概論一、倫理学概論一、倫理学四 <small>(東洋二、西洋二、)</small> 、社会学概論一、宗教学概論一、「十七単位」
選択科目	哲学二、哲学史概説四 <small>(東洋二、西洋二、)</small> 、仏教学特殊講義四及他科必修科目ニ属スルモノ

左ノ学科目ノ高等教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ修身ニアリテハ哲学二単位哲学概説ニアリテハ哲学二単位及哲学史概説四単位(東洋二、西洋二、)ヲ選択履修スルヲ要ス

三、国文学科

必修科目	国語学 ^(三) 、国文学 ^(六) 、支那哲学 ^(一) 、支那文学 ^(三) 、 言語学概論 ^(一) 、文学概論 ^(一) 、芸術論 ^(一) 、国史学 ^(一) 、 「十七単位」
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

四、支那哲学・支那文学科

必修科目	支那哲学 ^(三) 、支那文学 ^(四) 、国語学 ^(二) 、国文学 ^(三) 、 言語学概論 ^(一) 、文学概論 ^(一) 、芸術論 ^(一) 、 東洋史学 ^(一) 、 「十七単位」
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

五、史学科

必修科目	国史学 ^(六) 、東洋史学 ^(五) 、西洋史学 ^(二) 、国史概説 ^(一) 、 東洋史概説 ^(一) 、西洋史概説 ^(一) 、史学概論 ^(一) 、 「十七単位」
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

(参照)

第二十五条 学生ハ別表所属学科ノ授業科目及外国

語ヲ修了スヘシ

別表学科課程 (科目ノ下ノ数字ハ単位数ヲ示ス)

一、哲学科 授業科目及其ノ単位数

国 体 学 二 哲学概論 一

1*2

東洋哲学史概説 二 西洋哲学史概説 二
 倫理学概論 一 美学概論 一
 宗教学概論 一 社会学概論 一
 支那哲学 一 印度哲学 一
 仏教学概説 一 教育学 二
 哲学 八 心理学^(心理学概論) 三
 倫理学^(東洋倫理) 二 四 心理学^(心理学概論) 三
 哲学科ニアリテ更ニ心理学科ヲ研究セントスルモノハ必ス心理学四単位修身学科ヲ研究セントスルモノハ必ス倫理学四単位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス

二、仏教学科 授業科目及其ノ単位数
 国 体 学 二 倫理学概論 一
 哲学概論 一 宗教学概論 一
 社会学概論 一 哲学 二
 倫理学^(東洋倫理) 二 支那哲学 一
 倫理学^(西洋倫理) 二 支那哲学 一
 印度哲学 一 仏教概説 一
 梵語学巴利語学 一 教育学 二
 仏 教 学 八 東洋哲学史概説 二
 西洋哲学史概説(選択) 二
 仏教学科ニアリテ更ニ哲学概説科ヲ研究セントスルモノハ必ス西洋哲学史概説二単位ヲ履修スル

ヲ要ス

三、国文学科 授業科目及其ノ單位數

- 国体学 二 国史学 一
- 言語学概論 一 哲学概論 一
- 文学概論 一 国語学国文学 九
- 仏教概説又ハ仏教学 二 支那哲学支那文学 五
- 美学概論 一 教育学 二

四、支那哲学支那文学科 授業科目及其ノ單位數

- 国体学 二 哲学概論 一
- 教育学 二 仏教概説 一
- 文学概論 一 美学概論 一
- 支那語学 二 国語学国文学 五
- 言語学概論 一 支那哲学支那文学 九
- 支那史学 一

五、史学科 授業科目及其ノ單位數

- 国体学 二 国史学 六
- 東洋史学 五 国史学概説 一
- 東洋史概説 一 西洋史概説 一
- 史学概論 一 支那哲学 二
- 仏教概説又ハ仏教学 二 倫理学概論 一
- 哲学概論 一 社会学 一
- 教育学 二 西洋史学 二

九、第二十六条ヲ左ノ如ク改ム

〔采書〕
第二十六条 学部ノ授業科目ハ之ヲ必修科目及選
択科目ノ二種トス
授業科目ハ一学年毎週各二時間乃至四時間ヲ以テ
一単位トス

(参照)

第二十六条 一授業科目、一外国語、一学年毎週各
二時間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

七、第二十七条中「七単位」ヲ「八単位」ニ改メ「履修

シ且ツ外国語一単位以上ヲ」ヲ削ル
〔采書〕
第二十七条 学生ハ毎学年授業科目八単位以上ヲ
修了スヘシ

(参照)

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目七単位以上ヲ履
修シ且ツ外国語一単位以上ヲ修了スヘシ

十一、第二十八条中独逸語ノ次ニ「及支那語」ヲ加ヘ「二
種」ヲ「三種」ニ「其一ヲ選定」ヲ「其一ヲ選

択」ニ改ム
〔采書〕
第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語及支那語ノ
三種トシ学生ヲシテ其ノ一ヲ選択セシム

(参照)

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語ノ二種トシ学

生ヲシテ其一ヲ選定セシム

十二、第二十九条中「及外国語」ヲ削ル

〔采書〕
第二十九条 授業科目ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス

(参照)

第二十九条 授業科目及外国語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス

十三、第三十五条中「十二月二十八日」ヲ「十二月二十四日」ニ改ム

〔采書〕

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二月二十四日マテニ之ヲ提出スヘシ

(参照)

第三十五条 (略ス)

十四、第四十七条大学予科ノ学科課程ヲ左ノ通改ム

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

修 身 科	第一 学 年	每 週 授 業 時 数	第二 学 年	每 週 授 業 時 数
国 語 講 読、国 文 講 読、 漢 文 講 読、 英 文 講 読、 梵 語 講 読、 獨 逸 語、 支 那 語、 巴 利 語	一 修 身	三	三 修 身	三
漢 文 講 読、 英 文 講 読、 梵 語 講 読、 獨 逸 語、 支 那 語、 巴 利 語	三 修 身	九	三 修 身	九
第一 外国語	三 修 身	九	三 修 身	九
第二 外国語	三 修 身	九	三 修 身	九

歴 史	東 洋 史	日 本 史	西 洋 史	日 本 史	東 洋 史
二	二	二	二	二	二

哲 学	東 洋 哲 学	東 洋 哲 学	東 洋 哲 学	東 洋 哲 学	東 洋 哲 学
一	一	一	一	一	一

法 制 經 济	法 制 經 济	法 制 經 济	法 制 經 济	法 制 經 济	法 制 經 济
二	二	二	二	二	二

自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学	自 然 科 学
二	二	二	二	二	二

体 育	武 道 教 練	武 道 教 練	武 道 教 練	武 道 教 練	武 道 教 練
二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トシ生徒ニハ其一ノ一科ヲ修メシム

(参照)

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

修 身 科	第一 学 年	每 週 授 業 時 間 数	第二 学 年	每 週 授 業 時 間 数
国 語 及 漢 文	一 修 身	九	三 修 身	九
英 吉 利 語	三 修 身	九	三 修 身	九
獨 逸 語	三 修 身	九	三 修 身	九
支 那 語 巴 利 語 梵 語	三 修 身	九	三 修 身	九
歷 史 概 説	四 修 身	九	四 修 身	九
哲 学 概 説	四 修 身	九	四 修 身	九

計	心理及論理	二	二
	法制及經濟	一	二
計	自然科學	一	二
	體操	一	一
計	武藝	一	二
	道練	一	一

但シ支那語巴利語梵語ハ随意科目トシ生徒ニハ其一

科ヲ修メシム

十五、第五十五条ヲ左ノ如ク改ム

〔采書〕第五十五条 本学則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之

ヲ施行ス

但シ昭和十四年三月現ニ在学スル者ニハ入学当時

施行ノ学則ヲ適用ス

(參照)

第五十五条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ

之ヲ施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニハ改正前ノ

学則ヲ適用ス

東洋大学学則 (本文黒字ハ前学則ヲ示ス 赤字ハ改正学則ヲ示ス)

第一章 総則

第一条 本学ハ〔采書〕「国家ニ須要ナル」哲学文学其他〔删除〕「高等

ナル」學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究〔删除〕「セシムルヲ以テ目的トス」〔采書〕「シ併セテ人格ノ陶冶ヲ為シ以テ国家ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス」

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニアラス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修

了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可ス

ルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校ニ依ル東洋大学及東

洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三

号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラレ

タル者

五、左記学校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校 (文科)

奈良女子高等師範学校 (文科)

日本女子大学校 (本科文学科国文学部、同英文

学部及専門科国文学部、同英文学部)

大谷女子専門学校 (国文科)

千代田女子専門学校 (国文研究科)

相愛女子専門学校 (国文科)

長野県女子専門学校 (文科研究科)

私立聖心女子学院高等専門学校 (国文科及英文

科)

実践女子専門学校 (国文科、英文科)

金城女子専門学校 (国文科、英文科)

広島女学院専門学校 (英文科)

福岡女子専門学校 (文科)

東京女子大学 (大学部文学科、英語専攻部及国

語専攻部)

帝国女子専門学校 (国文研究科)

京都女子専門学校 (国文科、英文科)

大坂女子専門学校 (国文国史学科、英文科)

樟蔭女子専門学校 (国文科)

梅花女子専門学校 (国文科、英文科)

活水女子専門学校 (本科)

宮城県女子専門学校 (文科)

京都府立女子専門学校 (文学科)

広島女子専門学校 (国文科)

同志社女子専門学校 (英文科)

津田英学塾 (本科)

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アルモノニ対シテハ教授会ノ

議ヲ経テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左

ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定合格者

三、同規定ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ受

ケタル者

第十一条 「〔前除〕大学予科第二学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第

十条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者トス」
〔宋書〕

「前条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者ハ欠員アル場合ニ限り大学予科第二

学年ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ」

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スヘシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ニ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学〔宋書〕「及」除籍〔前除〕及懲戒

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ

スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ

得
陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其

服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル

トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキト

キ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコ

トヲ得

〔宋書〕「第四節 賞 罰」

第十九条 学生生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ

之ヲ特待生トス」

第十九条〔宋書〕「ノ二」学生生徒〔前除〕「不都合ノ行為アルトキハ」

〔宋書〕「ニシテ本学則ニ違反シ又ハ其ノ本分ニ背反セル行為

アリタルトキハ」之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放学トス

第「四」「五」節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研

究科ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 金〔前除〕「百拾円」〔宋書〕

大学予科 金〔前除〕「八拾五円」〔宋書〕「九拾五円」〔宋書〕

研究科 金〔前除〕「五拾円」〔宋書〕「七拾円」

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラルルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休學ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス

但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休學シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 在学年限及学科課程

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ケ年以上トス

但シ六ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

五、史学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス

但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ

得

第二十五条

ヲ修了スヘシ

〔削除〕学生ハ別表所属学科ノ授業科目及外国語

〔朱書〕学部ノ学科課程左ノ如シ

〔削除〕(学科課程表ハ申請書別紙ニ依ル)〕

第二十六条 〔削除〕一授業科目、一外国語、一学年毎週各二

時間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一単位トス

〔朱書〕学部ノ授業科目ハ之ヲ必修科目及選択科目ノ二種ト

ス授業科目ハ一学年毎週各二時間乃至四時間ヲ以テ一

単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目〔七〕〔八〕單位以上

ヲ〔削除〕履修シ且ツ外国語一單位以上ヲ修了スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語〔及支那語〕ノ〔二〕

〔朱書〕種トシ学生ヲシテ其一ヲ選

第二十九条 授業科目〔及外国語〕ノ修了ハ試験ニ依リ

之ヲ証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコ

トアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ之ヲ

行ヒ論文ヲ以テス

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二月〔削除〕〔朱書〕「二十八」「二十四」日マテニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各条ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業生

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業生

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認めタル者

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ準用ス

第四十条 選科生聴講生ノ其選修科目ハ聴講科目ニツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ附与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生ニ年以上在学シタルトキハ其研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ヶ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

計	修身科		第一学年		第二学年	
	科目	時間	科目	時間	科目	時間
計	〔前除〕 「国語及漢文」 〔朱書〕 「漢文」	九	〔前除〕 「国語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「国語」 〔朱書〕	三
	〔前除〕 「第一外国語」 〔朱書〕 「英吉利語」	九	〔前除〕 「第一外国語」 〔朱書〕	九	〔前除〕 「第一外国語」 〔朱書〕	九
	〔前除〕 「第二外国語」 〔朱書〕 「独逸語」	三	〔前除〕 「第二外国語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「第二外国語」 〔朱書〕	三
	〔前除〕 「支那語梵語及巴利語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「支那語梵語及巴利語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「支那語梵語及巴利語」 〔朱書〕	三
	〔前除〕 「支那語、巴利語、梵語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「支那語、巴利語、梵語」 〔朱書〕	三	〔前除〕 「支那語、巴利語、梵語」 〔朱書〕	三
	〔前除〕 「歴史」 〔朱書〕 「日本史」	四	〔前除〕 「歴史」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「日本史」 〔朱書〕	二
	〔前除〕 「東洋史」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「東洋史」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「東洋史」 〔朱書〕	二
	〔前除〕 「哲学」 〔朱書〕 「概説」	一	〔前除〕 「哲学」 〔朱書〕	一	〔前除〕 「哲学」 〔朱書〕	一
	〔前除〕 「心理及論理」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「心理及論理」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「心理及論理」 〔朱書〕	二
	〔前除〕 「法制及経済」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「法制及経済」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「法制及経済」 〔朱書〕	二
	〔前除〕 「自然科学」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「自然科学」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「自然科学」 〔朱書〕	二
〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「教練」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「教練」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「教練」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「武道」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「武道」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「武道」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「体操教練」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操教練」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「体操教練」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「三四」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三四」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三四」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「二〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「二〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「二〇」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「三七」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三七」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三七」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	
〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	〔前除〕 「三〇」 〔朱書〕	二	

〔前除〕
但シ「支那語巴利語梵語ハ選択科目トシ生徒ニハ其一科」〔朱書〕
「外国語ハ随意科目トシ生徒ニハ其一科」ヲ修メシム

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四条 本学則施行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 学部学科課程〔〔朱書〕
〔前正複雑ナルヲ以テ申請書別紙改正ノ分参照ア〕
〔リタシ〕〕

(科目ノ下ノ数字ハ単位数字ヲ示ス)

一、哲学科 授業科目及其單位數

- 国 体 学 二 哲学概論 一
- 東洋哲学史概説 二 西洋哲学史概説 二

倫理学概論

一 美学概論

宗教学概論

一 社会学概論

支那哲学

一 印度哲学

仏教学概説

一 教育学

哲学

八 心理学心理学概論
(選択)

倫理学

東洋倫理
西洋倫理 二四

哲学科ニアリテ更ニ心理学科ヲ研究セントスルモノハ
必ス心理学四単位修身学科ヲ研究セントスルモノハ必
ス倫理学四単位ヲ選択シテ履修スルヲ要ス

二、仏教学科

授業科目及其單位数

国体学

二 倫理学概論

哲学概論

一 宗教学概論

社会学概論

一 哲学

倫理学

東洋倫理
西洋倫理 二四

印度哲学

一 仏教概説

梵語学巴利語学

一 教育学

仏教学

八 東洋哲学史概論

西洋哲学史概説(選択)二

仏教学科ニアリテハ更ニ哲学概説科ヲ研究セントスル
モノハ必ス西洋哲学史概説二単位ヲ履修スルヲ要ス

三、国文学科

授業科目及其單位数

国体学

二 国史学

言語学概論

一 哲学概論

文学概論

一 国語学国文学

仏教概説又ハ仏教学

二 支那哲学支那文学

美学概論

一 教育学

四、支那哲学支那文学科

授業科目及其單位数

国体学

二 哲学概論

教育学

二 仏教概説

文学概論

一 美学概論

支那語学

二 国語学国文学

言語学概論

一 支那哲学支那文学

支那史学

一

五、史学科

授業科目及其單位数

国体学

二 国史学

東洋史学

五 国史学概説

東洋史概説

一 西洋史概説

史学概論

一 支那哲学

仏教概説又ハ仏教学

二 倫理学概論

哲学概論

一 社会学

教育学

二

第五十五条

(削除)

本「改正」学則ハ昭和「十三」

(宋書)

「十四」年

四月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ昭和「十三」(宋書)「十四」年三月現ニ在学スル者ニハ

〔削除〕
〔改正前ノ〕〔入学当時ノ〕学則ヲ適用ス
〔添付書類〕

東洋大学学則(昭和一三年二月二四日認可)〔略〕

* 1 ↓ * 2 (朱書)

* 3 ↓ * 4 (朱書)

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五四—二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和一四年三月二〇日〕

東專六五号

東洋大学財団

昭和十三年十二月二十一日庶第二九四号申請学則中變更ノ件認可ス

昭和十四年三月二十日

文部大臣 男爵荒木貞夫 附

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一五五—一 東洋大学学部学則變更認可申請書

〔昭和一五年八月二日〕

庶第一三八号

昭和十五年八月二日

東洋大学財団理事 大倉邦彦 附

文部大臣 橋田邦彦 附

学部学則變更認可ノ件申請

今般本学学部及予科ノ在学年限、学科課程並試験ノ条項ヲ變更シ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明十六年度ヨリ実施致度候条別紙理由書並改正条項書等相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学学則變更理由

一、第三章第一節及第二十三条中用語變更ノ理由

従来使用ノ在学年限ナルノ語ハ学修ノ意味ヲ欠クヲ

以テ之ヲ修学年限ト改ム

二、第二十四条變更理由

「学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス」トノ条文ハ明瞭ヲ欠クヲ以テ之ニ若干ノ語ヲ補足ス

三、第二十五条及第二十六条變更理由

第二十六条中必修科目及選択科目ノ条文ハ第二十五条ノ学科過程(課)ノ前ニ置クヲ以テ妥当ナリト認ム依テ之ヲ改ム

現行学則ニ規定セル学科過程ハ昭和十四年度ノ改正ニ伴ヒ大ニソノ面目ヲ一新セルモ尚ホ外見上並学修上各科独立ノ感ヲ与フルヲ以テ之ヲ一ノ図表ニ書キ改メ各ミソノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ各科ヲシテ唇齒輔車ノ關係ニ置キ專攻ノ中自ラ綜合帰一スルトコロアラシメントス

專攻学科目ヲ設ケタルハ從來ノ学科過程ニ於テ事実上專攻セシ学科目ヲ明示シ一ハ以テ充実セル内容ヲ知ラシメ他ハ以テ学修上ノ便益ヲ計ラントスルニ在リ

哲学科必須科目ニ支那哲学並印度哲学ヲ加ヘタルハ本学建学ノ本旨ヨリ考ヘ且ツ昨今東洋哲学ニ対スル関心弥々深キヲ加フルニ顧ミ苟モ学ノ蘊奥ヲ窮メント欲スルモノハ東西両洋ノ学ニ通曉シ之ヲ綜合帰一ヲ計リ以テ高次文化ノ創造ニ貢獻セザルベカラザルヲ以テナリ

仏教学科ニ於テ梵語巴利語ヲ選択科目トセルハ本学ノ仏教学科ハ印度哲学ヲ專攻スルモノニ非ズ從ツテ必修科目トシテノ必要性尠キニヨル

国文学科並支那哲学支那文学科必修科目中芸術論ハソノ選択科目ニ美学概論ヲ置クコトニヨリテソノ必要ヲ充タシ得ルニヨリ之ヲ除キ国文学科必修科目ニハ改メテ書誌学ヲ加ヘソノ内容ノ充実ヲ計レリ
選択科目ヲ明示セルハ学生ノ学修上ノ便益ヲ顧慮セルニヨルモノナリ

四、第二十七条變更理由

本学ニ於テハ從來男子学生ニ教練ヲ必修セシメタルモ学則ニ之ガ明示ナキタメ不都合ヲ生ズルガ如キコトアルヲ以テ「男子学生ハ教練ヲ必修スヘシ」ナル条文ヲ附加セリ

五、第三十一条變更理由

從來ノ条文ニテハ明瞭ヲ欠ク虞アルヲ以テ「其ノ学年内ニ学修セル科目ニツキ」ナル句ヲ挿入セリ

六、第三十三条變更理由

昭和十四年度教授会決議トシテ卒業試験ハ論文ヲ以テスルノ外口述試問ヲ行フコトトナリタルヲ以テコノ意味ヲ学則ニ明示セルモノナリ

七、第四十七条變更理由

大学予科学科課程ニ於テ第二外国語ハ独逸語ノ外ニ支那語、梵語、巴利語ヲ選択履修セシメタルモ学部ニ於ケル学科目ト對比シ学修上ソノ必要性尠キヲ以

テ支那語、梵語、巴利語ハ予科ノ学科課程中ヨリ之ヲ除キ第二外国語トシテハ独逸語ノミヲ必修セシムルコトトナセリ

東洋大学学則中左ノ通改正ス

一、第三章第一節ヲ左ノ如ク改ム

〔采書〕第三章第一節 修学年限及学科課程

(参 照)

第三章第一節 在学年限及学科課程

二、第二十三条ヲ左ノ如ク改ム

〔采書〕第二十三条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

(参 照)

第二十三条 学部ノ在学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

三、第二十四条ヲ左ノ如ク改ム

*1 ↓ 第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一 哲学科

二 仏教学科

三 国文学科

四 支那哲学支那文学科

五 史学科

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スヘキ授業科目ヲ

修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得^{1,2}

(参 照)

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一 哲学科

二 仏教学科

三 国文学科

四 支那哲学支那文学科

五 史学科

学生ハ一ノ学科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ

他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

四、第二十五条ヲ左ノ如ク改ム

*3 ↓ 第二十五条 学部ノ授業科目ハ必修科目及選択科目

ノ二種トシ各学科ニ於テ開設スヘキ授業科目及単位

数左ノ如シ

〔次頁につづく〕

学科名	専科名	共通必修科目	各 科 必 修 科 目	選 択 科 目
哲学科	哲学	国体学概論 (一)	哲学概論(一)哲学(二)支那哲学(三)印度哲学(四)東洋哲学史概説(五)西洋哲学史概説(六)倫理学概論(一)倫理学(二)(西洋一、東洋一)心理学(三)社会学(四)	神道学、支那哲学、仏教学、仏教史学、東洋倫理学、西洋倫理学、論理学、美学概論、心理学、宗教学概論、パリ語学、梵語学、英吉利語学、独逸語学、支那語学、
仏教学科	仏教学	儒学概論 (一)	仏教学及仏教史学(一)印度哲学(二)支那哲学(三)哲学概論(四)倫理学概論(五)倫理学(六)(東洋二、西洋二)社会学(一)宗教学概論(一)	真宗学、日蓮宗学、禅宗学、真言宗学、神道学、支那哲学、西洋哲学、西洋哲学史、東洋哲学史、心理学、美学概論、東洋史学、梵語学、パリ語学、英吉利語学、独逸語学、支那語学、
国文学科	国文学 国語学	仏教学概論 (一)	国文学(一)国語学(二)支那文学(三)支那哲学(四)書誌学(一)言語学概論(一)国史学(二)文学概論(一)	神道学、支那文学、国史学、東洋史学、美学概論、考古学、社会学、英吉利語学、独逸語学、
支那哲学 支那文学 支那文学	支那哲学 支那文学	教育学(一)	支那文学(一)支那哲学(二)国文学(三)国語学(四)言語学概論(一)東洋史学(一)文学概論(一)	国文学、国史学、東洋史学、西洋哲学、西洋哲学史、美学概論、考古学、社会学、書誌学、英吉利語、独逸語学、支那語学、
史学科	国史学 東洋史学	外国語学(一)	史学概論(一)国史概説(一)国史学(二)東洋史概説(一)東洋史学(六)西洋史概説(一)西洋史学(二)	神道学、東洋哲学史、仏教史学、心理学、宗教学概論、考古学、社会学、書誌学、英吉利語学、独逸語学、支那語学、

哲学科ニアリテ修身ノ高等学校高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ倫理学「東洋及西洋」(四)ヲ選択履修スルヲ要ス

仏教学科ニアリテ高等学校高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ倫理学「東洋及西洋」(四)ヲ

格ヲ得ントスル者ハ修身ニアリテハ哲学二単位、哲学概説ニアリテハ哲学二単位及哲学史概説「東洋及西洋」(四)ヲ選択履修スルヲ要ス

外国語学ハ英吉利語学、独逸語学、支那語学中ノ

一ヲ選履修スルモノトス ↓*4

第二十五条 学部ノ学科課程左ノ如シ

(参 照)

各科共通	国体学概論一 儒教学概論一 仏教学概論一
必修科目	教育学二 英語、独逸語又ハ支那語二「七単位」

一、国体学概論ハ日本哲学ノ一単位トス

二、儒教学概論ハ支那哲学ノ一単位トス

三、支那哲学支那文学科ニ在リテ英語又ハ独逸語ヲ外

國語ノ単位トナス者ハ更ニ支那語ニ単位ヲ必修ス

ルヲ要ス

一、哲学科

必修科目	哲学五 哲学史概説四(東洋二、西洋二) 哲学概論一 倫理学概論一 倫理学四(東洋二、西洋二) 社会学概論一 心理学概論一 「十七単位」
選択科目	心理学三 論理学一 美学概論一 及他科必修科目ニ属スルモノ

二、仏教学科

必修科目	仏教学五 仏教史学二 印度哲学一 梵語巴里語一 哲学概論一 倫理学概論一 倫理学四(東洋二、西洋二) 社会学概論一 宗教学概論一 「十七単位」
選択科目	哲学二 哲学史概説四(東洋二、西洋二) 仏教学特殊講義四及他科必修科目ニ属スルモノ

左ノ学科目ノ高等教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ修身ニアリテハ哲学ニ単位、哲学概説ニアリテハ哲学ニ単位及哲学史概説四単位(東洋二、西洋二) 選履修スルヲ要ス

三、国文学科

必修科目	国語学 ^(三) 国文学 ^(六) 支那哲学一 支那文学三 言語学概論一 文学概論一 芸術論一 国史学一 「十七単位」
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

四、支那哲学支那文学科

必修科目	支那哲学 ^(三) 支那文学 ^(五) 国語学二 国文学三 言語学概論一 文学概論一 芸術論一 東洋史学一 「十七単位」
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

五、史学科

必修科目	国史学 ^六 東洋史学 ^五 西洋史学 二 国史概説一 東洋史概説一 西洋史概説一 史学概論一 〔十七単位〕
選択科目	他科必修科目ニ属スルモノ

五、第二十六条ヲ左ノ如ク改ム

〔第二十六条 授業科目ハ一学年毎週二時間乃至四時間ヲ以テ一単位トス〕

(参 照)

第二十六条 学部授業科目ハ之ヲ必修科目及選択科目

ノ二種トス

授業科目ハ一学年毎週各二時間乃至四時間ヲ以テ一

単位トス

六、第二十七条ヲ左ノ如ク改ム

〔第二十七条 学生ハ毎学年授業科目八単位以上ヲ修了シ男子学生ハ教練ヲ必修スヘシ〕

(参 照)

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目八単位以上ヲ修了

スヘシ

七、第三十一条ヲ左ノ如ク改ム

〔第三十一条 修了試験ハ毎学年其ノ学年内ニ学修セル科目ニツキ之ヲ行フ〕

(参 照)

第三十一条 修了試験ハ毎学年ニ之ヲ行フ

八、第三十三条ヲ左ノ如ク改ム

〔第三十三条 卒業試験ハ論文試験及口述試験トシ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ於テ之ヲ行フ〕

(参 照)

第三十三条 卒業試験ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ行

ヒ論文ヲ以テス

九、第四十七条大学予科ノ学科課程中第二外国語ヲ左ノ

如ク改メ備考ヲ削除ス

学 科	第一学年 毎週授業時数	第二学年 毎週授業時数
第二外国語	独逸語 四	独逸語 四
計	三四	計 四 三四

(参 照)

第四十七条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ

学 科	第一学年 毎週授業時数	第二学年 毎週授業時数
修身	一	一
国 語	国語講読、国 文典、作文 三	国語講読、国 文典、作文 三
漢 文	漢文講読 三	漢文講読 三
第一外国語	英語 九	英語 九

第二外国語	独逸語、支那語、梵語又ハ巴厘語	(三)	独逸語、支那語、梵語又ハ巴厘語	(三)
歴史	〔日本史 東洋史〕	二二	〔日東史 西洋史〕	二二
哲学	〔東洋哲学 心理学〕	二一	〔東洋哲学 哲学概説 論理〕	二二
法制経済	法制経済	二	法制経済	二
自然科学	自然科学	二		
体育	〔武 操教 練〕	二一	〔武 操教 練〕	二一
計	(三〇)	(三〇)	(三〇)	(三〇)

第二外国語ハ随意科目トシ、生徒ニハ其ノ一科ヲ修

メシム

一〇、第四十八条中每学期ノ下「ニ」ヲ削ル

〔采書〕
〔第四十八条 試験ハ每学期之ヲ行フ〕

(参 照)

第四十八条 試験ハ每学期ニ之ヲ行フ

一一、第五十四条ヲ左ノ如ク改ム

〔采書〕
〔第五十四条 本学則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス〕

施行ス

(参 照)

第五十四条 本学則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

行ス

但シ昭和十四年三月現ニ在学スル者ニハ入学当時施

行ノ学則ヲ適用ス

〔添付書類〕

東洋大学一覽抜萃〔略〕

* 1 ↓ * 2 (朱書)

* 3 ↓ * 4 (朱書)

* 5 (本表朱書)

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

一五五—二 東洋大学学部学則變更認可書

〔昭和一五年一二月一七日〕

東專七六三号

東洋大学

昭和十五年八月二日附庶第一三八号申請学則中變更ノ件認可ス

昭和十五年十二月十七日

文部大臣 橋田邦彦印

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一五六 東洋大学学則〔昭和二六年四月一日施行〕

東洋大学学則

第一章 総 則

第一条 本学ハ国家ニ須要ナル哲学文学其他學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奥ヲ攻究シ併セテ人格ノ陶冶ヲ為シ以テ国家ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス
本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニアラス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ

修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

五、左記学校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校（文科）
奈良女子高等師範学校（文科）
日本女子大学校（本科文学科国文学部、同英文学部及専門国文学部、同英文学部）

東京女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学部、同英文学部及専門国文学部、同英文学部）

門国文学部、同英文学部）

大谷女子専門学校 (国文科)

千代田女子専門学校 (国文研究科)

相愛女子専門学校 (国文科)

長野県女子専門学校 (文科研究科)

私立聖心女子学院高等専門学校 (国文科、英文科)

実践女子専門学校 (国文科、英文科)

金城女子専門学校 (国文科、英文科)

広島女学院専門学校 (英文科)

福岡女子専門学校 (文科)

東京女子大学 (大学部文科学科、英語専攻部及国語専攻部)

帝国女子専門学校 (国文学科本科)

京都女子専門学校 (国文科、英文科)

大阪女子専門学校 (国文国史学科、英文科)

樟蔭女子専門学校 (国文科)

梅花女子専門学校 (国文科、英文科)

活水女子専門学校 (本科)

宮城県女子専門学校 (文科)

京都府立女子専門学校 (文学科)

広島女子専門学校 (国文科)

同志社女子専門学校 (英文科)

津田英学塾 (本科)

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タルコトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

三、同規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 前条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ

依ル試験ニ合格シタル者ハ欠員アル場合ニ限り大学

予科第二学年ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出スヘシ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ヲ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規

定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学及除籍

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ

スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコト

ヲ得

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ

其服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル

トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキト

キ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スル

コトヲ得

第四節 賞 罰

第十九条 学生生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ之

ヲ特待生トス

第十九条ノ二 学生生徒ニシテ本学則ニ違反シ又ハ其ノ

本分ニ背反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放学トス

第五節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研

究料ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 金百拾円

大学予科 金九拾五円

研究科 金七拾円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ放学

ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学

シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 修学年限又学科課程

第二十三条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科

二、仏教学科

三、国文学科

四、支那哲学支那文学科

五、史学科

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スベキ授業科目ヲ修

ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ

修ムルコトヲ得

第二十五条 学部ノ授業科目ハ必修科目及選択科目ノ二

種トシ各学科ニ於テ開設スベキ授業科目及単位数左

ノ如シ

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

学科名	専攻学科名	共通必修科目	各 科 必 修 科 目	選 択 科 目
哲 学 科	哲 学	国体学概論 (一)	哲学概論(一) 哲学(三) 支那哲学(一) 印度哲学(二) 東洋哲学史概説(二) 西洋 哲学史概説(二) 倫理学概論(一) 倫理学 (二)(東洋一、西洋一) 心理学(一) 社会 学(一)	神道学・支那哲学・仏教学・仏教史学・東洋 倫理学・西洋倫理学・論理学・美学概論・心 理学・宗教学概論・パリー語学・梵語学・英 吉利語学・独逸語学・支那語学
仏 教 学 科	仏 教 学	儒学概論 (一)	仏教学及仏教史学(六) 印度哲学(一) 支那哲学(一) 哲学概論(一) 倫理学概論 (一) 倫理学(四)(東洋二、西洋二) 社会 学(一) 宗教学概論(一)	真宗学・日蓮宗学・禅宗学・真言宗学・神道 学・支那哲学・西洋哲学・西洋哲学史・東洋 哲学史・心理学・美学概論・東洋史学・梵語 学・パリー語学・英吉利語学・独逸語学・支 那語学
国 文 学 科	国 文 学 国 語 学	仏教学概論 (一)	国文学(六)三 国語学(三)六 支那文学(三) 支那哲学(一) 書誌学(一) 国史学(一) 言語学概論(一) 文学概論(一)	神道学・支那文学・国史学・東洋史学・美学 概論・考古学・社会学・英吉利語学・独逸語 学・支那語学
支那哲学 支那文学	支那哲学 支那文学	教育 (二)	支那文学(五)四 支那哲学(四)五 国文学 (三) 国語学(二) 言語学概論(一) 東洋 史学(一) 文学概論(一)	国文学・国史学・東洋史学・西洋哲学・西洋 哲学史・美学概論・考古学・社会学・書誌学・ 英吉利語学・独逸語学・支那語学
史 学 科	国 史 学 東 洋 史 学	外国語学 (二)	史学概論(一) 国史概説(一) 国史学(六)五 東洋史概説(一) 東洋史学(五)六 西洋史概 説(一) 西洋史学(二)	神道学・東洋哲学史・仏教史学・心理学・宗 教学概論・考古学・社会学・書誌学・英吉利 語学・独逸語学・支那語学

哲学科ニアリテ修身ノ高等学校高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ倫理学(東洋及西洋)(四)ヲ選択履修スルヲ要ス
 仏教学科ニアリテ高等学校高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ修身ニアリテハ哲学ニ単位哲学概説ニアリテハ哲学ニ単
 位及哲学史概説(東洋及西洋)(四)ヲ選択履修スルヲ要ス
 外国語学ハ英吉利語学・独逸語学・支那語学中ノ一ヲ選択履修スルモノトス

第二十六条 授業科目ハ一学年毎週二時間乃至四時間ヲ

以テ一単位トス

第二十七条 学生ハ毎学年授業科目八単位以上ヲ修了シ

男子学生ハ教練ヲ必修スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語及支那語ノ三種ト

シ学生ヲシテ其一ヲ選択セシム

第二十九条 授業科目ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス

第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年其学年内ニ学修セル科目

ニツキ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験

ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ

コトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ論文試験及口述試験トシ全課程

ヲ修了スヘキ学年ニ於テ之ヲ行フ

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經

ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二

月二十四日マテニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントス

ル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部

ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学

ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキ

モノハ左ノ各項ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ

入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シ

タル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認め

タルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ

準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目又ハ聴講科目ニ

ツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ

聴講証書ヲ付与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ケ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ケ年マテ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス

第四十七条 大学予科ノ学科左ノ如シ

学 科	第一 学 年	第二 学 年
修 身 国 語 漢 文 第一外国語 第二外国語 歴 史 哲 学 法 制 經 済 自 然 科 学 体 育	修 身 国 語 講 読、 国 文 典、 作 文 漢 文 講 読 英 語 語 逸 独 逸 語 史 史 東 洋 史 東 洋 哲 学 法 制 經 済 学 自 然 科 学 体 育 操 練 道	修 身 国 語 講 読、 国 文 典、 作 文 漢 文 講 読 英 語 語 逸 独 逸 語 史 史 西 洋 史 西 洋 哲 学 法 制 經 済 学 自 然 科 学 体 育 操 練 道
	毎週授 業時数	毎週授 業時数
計	一 三 三 九 四 二 二 二 二 二 二 二 二 二 一	一 三 三 九 四 二 二 二 二 二 二 二 二 二 一

第二節 試験及修了

東洋大学専門部学則

(昭和十六年一月二十一日認可)

第一章 総則

第四十八条 試験ハ每学期之ヲ行フ
 第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ
 追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第一条 専門部ハ哲学文学政治経済其他高等ナル學術ヲ教授シ国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第五十条 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

一、倫理国漢科
 二、国漢科

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

三、経済教育科
 四、拓殖(東亞経営)科

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ケ年トス
 第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ケ年ノ専修科ヲ置ク

第五十四条 本学則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

専修科ニ関シテハ第九章ニ規定ス
 第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

一、倫理国漢科

倫理	学科		第一学年	毎週授業時数	第二学年	毎週授業時数	第三学年	毎週授業時数
	学年	科目						
西洋倫理史	東洋倫理史	実践道徳	二	一一	西洋倫理史	一一	倫理史	一一

二、国 漢 科

哲学	教育	日本学	倫理	学科	学年
				第一学年	第二学年
心理学	教育学	日本精神論	実践道徳	毎週授業時数	二
論理学	日本教育学	日本儒学	実践道徳	毎週授業時数	二
哲学概説	教授法	日本仏教	実践道徳	毎週授業時数	二

体育	語学	漢文	国語	哲学	教育	日本学
計	体操 教練	英語又ハ支那語 支那文學概論	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文	有職故実 日本文學概論 国文典作文 国文講讀	心理学	日本精神論
三五	二	三	一 二 一 六	二 一 一 六	二	二
計	体操 教練	英語又ハ支那語 支那文學史	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文	日本文學史 国語學 国文典作文 国文講讀	論理学	日本教育学
三五	二	三	二 二 一 五	二 二 一 五	二	二
計	体操 教練	英語又ハ支那語 支那文學史	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文	日本文學史 言語學 国文典作文 国文講讀	哲学概説	日本仏教
三六	二	三	二 二 一 五	二 二 一 五	二	二

三、經濟教育科

哲学	教育	日本学	倫理	学科 / 学年	
心理学	教育史	日本精神論	西洋倫理史	第一学年	每週授業時數
二	二 二	二	二 一 一		
論理学	日本教育史	日本儒学	西洋倫理史	第二学年	每週授業時數
二	二 二 二	二	二 一 一		
哲学概説	教育行政	日本仏教	倫理	第三学年	每週授業時數
二	二 二 二	二	二 二 一		

体育	語学	漢文	国語	
計	体操 教練	英語又ハ支那語	支那文学概論	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文
三二	二	三	一 二 一	六 二 一 一 六
計	体操 教練	英語又ハ支那語	支那文学史	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文
三二	二	三	二 二 一	五 二 二 一 五
計	体操 教練	英語又ハ支那語	支那文学史	漢文講讀 漢文典作詩 支那語時文
三二	二	三	二 二 一	五 二 二 一 五

四、拓殖(東亞)科

一、法政専攻必修科目

支那語	農業概論	商業概論	産業地理	経済学原論	日本海外発展史	法学通論	憲法論	日本精神論	修身
一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	一
支那語	殖民政策	日本産業論	東亞資源論	經濟政策	商法	民法總則	行政法總論	儒教概論	修身
一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	一
支那語	政治学	社会政策	政治学	刑法	国际法	民法各論	行政法各論	仏教概論	修身
一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	一

二、経営専攻必修科目

商業概論	産業地理	経済学原論	日本海外発展史	法学通論	憲法論	日本精神論	修身
二	二	二	二	二	二	二	一
日本産業論	東亞資源論	經濟政策	簿記	産業經營論	民法總則	儒教概論	修身
二	二	二	二	二	二	二	一
人事管理学	貨幣銀行金融	會計学	工業鉅業經營	農業畜産經營	国际法	仏教概論	修身
二	二	二	二	二	二	二	一

	体育学	法制經濟
計	体操教練	英語又八支那語
三一	二	三
計	体操教練	英語又八支那語
三一	二	三
計	体操教練	英語又八支那語
三一	二	三

第三類	類二第	類一第	学
英語 会話	珠原外国支商 球那際社 地際經社 計衛濟品 算生事組 算論論情織 算論論情學	民支教ア日 那族民アジ 心育宗倫 性教事理 理研教事 學究學情 學學學情	学 科
二	-----	二一二二二	毎週 教授 數
マ レ ー 語	アタイ海統保産 ジアフ外業 産業ライ投計險組 事業ライ資合 情グ論學論論	国支教東 防那育洋 事最近行倫 情世世理 情史政史	学 科
二	-----	一一二二	毎週 教授 數
武 道	交商工配東 業業場亞 通外給經 国作簿濟 論語文記論論	社近教支 世ア授文 會ジア外學 學史法史	学 科
二	-----	二一二二	毎週 教授 數

選択科目ハ毎学年各類中夫々一科目以上ヲ選択履修スベシ但シ第三類ノ選択科目ハ三学年間同一科目ヲ履修スルモノトス
支那語ノ中等教員資格ヲ得ントスル者ハ教育学教授法ヲ選
択履修スルヲ要ス

共通選択科目

憲 法	日本精神論	修身	第一学年	毎週 教授 數
二	二	一	第二学年	毎週 教授 數
二	二	一	第三学年	毎週 教授 數
二	二	一	計	毎週 教授 數

三、貿易専攻必修科目

體操 教練	支那語 一〇	農業概論 二	計	二九
體操 教練	支那語 二	殖民政策 一〇	計	二九
體操 教練	支那語 二	財政學 一〇	計	二九
體操 教練	支那語 二	支那語 二	計	二九

計	體操 教練	支那語 一〇	農業概論 二	商業概論 二	産業地理 二	經濟學概論 二	日本海外發展史 二	法學通論 二
二九	二	二	二	二	二	二	二	二
計	體操 教練	支那語 一〇	殖民政策 二	東亞資源論 二	日本産業論 二	經濟政策 二	簿記 二	貿易論 二
二九	二	二	二	二	二	二	二	二
計	體操 教練	支那語 一〇	商業數學 一	貨幣銀行金融 二	會計學 二	海上保險 二	関稅及倉庫 二	外國為替 二
二九	二	二	一	二	二	一	一	二

第三章 学年学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二期期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入 学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシテ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号、第六号及第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差出スヘシ

第十三条ノ二 志願者ハ考查ノ上入学ヲ許可ス

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学及除籍

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其

服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 生徒退学セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツ

ヘシ

第十七条 生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ

得

第六章 賞 罰

第十八条 生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ之ヲ特待生トス

第十八条ノ二 生徒ニシテ本学則ニ違背シソノ本分ニ背

反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第七章 授 業 料

第十九条 授業料ハ年額金百円トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラレタ

ルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収

ス但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ

此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第八章 試験及卒業

第二十二条 試験ハ每学期之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ事アルヘシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試

験評点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点平均六十

点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業

者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタ

ル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第九章 専 修 科

第二十八条 専修科ハ東洋大学専門部各料卒業者ヲ入学

セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシム

但シ卒業後三ケ年ヲ経過シタル者ハ此限ニ在ラス

第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫 理

学 科	一週授業時數	学 科	一週授業時數	学 科	一週授業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫 理 学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一

科 育 教 済 経

授業時数合計	法制経済	教育行政	教授法	西洋倫理史	実践道徳	学 科	業一週授 時数
	六	一	二	二	一	学 科	業一週授 時数
		社会教育		日本倫理史	倫理学	学 科	業一週授 時数
		社会学		教育学	東洋倫理史	学 科	業一週授 時数
二二							

科 漢 国

授業時数合計	支那文学史	国語学	国語教授法	実践道徳	学 科	業一週授 時数
	二	二	一	一	学 科	業一週授 時数
	国文学演習	言語学	漢文教授法	教育行政	学 科	業一週授 時数
	四	二	一	一	学 科	業一週授 時数
二四	漢文学演習	日本文学史	東洋倫理史	教育学	学 科	業一週授 時数
四						

科 漢 国

授業時数合計	支那文学史	国語学	国語学	国語学	国語学	国語学
	二	二	二	二	二	二
	国文学演習	言語学	漢文教授法	漢文教授法	漢文教授法	漢文教授法
	四	二	一	一	一	一
二四	漢文学演習	日本文学史	東洋倫理史	東洋倫理史	東洋倫理史	東洋倫理史
四						

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相
當ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコト
アルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格
シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合
格シタル者ニハ第十一条第二号ノ規程ニ準シテ相当
学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ本条ニヨル編入者
ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相
當学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアル
ヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格
シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

附 則

第三十七条 本学則實施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本学則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

科外特別講座

本学出身者ノ活動分野ヲ拡大センガ為、本来履修スベ
キ学科目ノ外ニ夫々必要ニ応ジテ特殊ナル知識ト技能ト
ヲ習得セシメ活社会ノ要求ニ応ズルコロアラントシ次
ノ講座ヲ併習セシム。

一、仏教各宗講座

真宗講座

真宗ノ祖訓ヲ体シ、同朋ノ信念ヲ篤クシ其ノ親睦ヲ計
リ真宗學ノ蘊奥ヲ究ムルモノニシテ本講座ハ三ヶ年間聴
講シ終了者ニハ修了証書並ニ真宗各本山ヨリ教師補任ノ
特典ヲ付与サル。

御 傳 鈔 講	宗 祖 降 誕 會
宗 義 要 論	
本 典 御 自 釈	研 究 會 · 講 演 會
淨 土 教 概 論	聖 跡 巡 拜
教 行 信 証 講 義	隨 時 講 演 布 教
	地 方 巡 回 講 演

日蓮宗講座

日蓮聖人ノ教風ヲ慕ヒ聖訓ヲ研鑽シ、異体同心ヲ以テ

相互ノ親睦ヲハカリ立正安国ノ実現ヲ期ス。本講座修了者ニハ宗務院ヨリ僧階昇叙ノ特典アリ。

学 科 目 法 華 經 講 義 日 蓮 聖 人 淨 土 觀 立 正 安 国 論 觀 心 本 尊 鈔	事 業 春秋大講演会 開宗会 執行 隨時路傍布教 地方巡回講演
---	---

禅宗講座

禅宗学ノ奥義ヲ究メ相互ノ修養ト研究トニ資シ宗風ヲ宣揚スルヲ綱領トス。本講座修了者ニハ宗務院ヨリ僧階昇叙ノ特典アリ。

学 科 目 臨 濟 錄 (提唱) 般 若 心 經 (日本禅宗史(鎌倉時代))	印 度 仏 教 史 禅 宗 史 事 (毎月参禅会) 業 (其ノ他隨時伝道講演会)
---	---

真言宗講座

密教聖典ノ研究ヲ以テ本旨トシ人格修養ヲ計リ協力一致祖風ノ宣揚ヲ目的トシ三ヶ年間修業シ其ノ蘊奥ヲ究ム

学 科 目 般 若 心 經 講 義 弁 顯 密 二 教 論 若 般 理 趣 經 講 義 菩 提 心 論 觀 音 經 講 義 密 教 概 論	三 教 指 帰 十 住 心 論 春秋公開講演会 毎月浅草伝道会ニ出演 夏季地方伝道 兩祖降誕会 成道会
---	---

二、神道講座

本学創立ノ趣旨ニ則リ神道ヲ研究シ我国体ノ精華ヲ發揮スルヲ目的トシ、終了者ニシテ中等教員歴史科国語科ノ免許状所有者ハ勅令並ニ内務省令ニ定ムル所ノ奏任待遇或ハ判任待遇ノ神職タル資格ヲ得ル特典アリ

学 科 目 神 道 概 論 祝 詞 講 義 明 治 以 後 ノ 神 道 神 祇 史	祭 式 講 習 学 神 祭 事業 会誌発行・春秋大講演会 地方巡回講演会
---	--

三、書道講座

本講座ハ国語、漢文科教員ノ素養トシテ必要ナル書道技術ヲ養フタメ設置セラレタルモノニシテ東洋流ノ風格ヲ雅成セシメ併セテ中等学校習字教員ノ資格ヲ得ルヲ目的トス

学 科 目 修 養 訓 話 日 本 書 道 史 及 書 道 各 体 実 習 支 那 書 道 史 書 道 各 体 実 習	書 道 倫 理 全 国 書 道 展 覧 会 書 家 座 談 会 古 法 帖 類 研 究 会 古 今 名 士 書 風 批 評 会
---	---

『東洋大学学則（昭和一六年一月印刷）』

東洋大学附属図書館所蔵

一五七 東洋大学文学部学科課程一部変更認可

申請書控〔昭和二十三年五月一日〕

庶 第 号

昭和二十三年五月一日

東洋大学財団理事 加藤虎之亮

文部大臣 森戸辰男殿

文学部ニ於ケル学科課程ノ一部変更認可申請ノ件
 今般文学部文学科英吉利文学専攻、史学科西洋史専攻、
 社会学科ノ学科目ヲ増加シ本年度ヨリ実施致度キニツキ
 別紙理由書及学則改正条項書類相添へ此段申請ニ及ブ。

〔別紙〕

東洋大学学則変更理由

昭和二十一年度ニ於テ全面的ニ学則ヲ改正シ認可ヲ得タノ

デアルガ今般更ニ学科課程ニ検討ヲ加ヘ実力ヲ附与スル
 ト共ニ高等教員無試験検定ノ指定ヲ受ケントスル目的ヨ
 リ文学科英吉利文学専攻者、史学科西洋史専攻者、社
 会学科専攻者ニ対シ専修科目ヲ増加スルコトトセリ。

東洋大学学則中左ノ通り改正ス

一、第二十六条ノ学科課程表ノ中文学科英吉利文学専攻
 者ノ専修科目単位数ヲ左ノ如ク改ム

英吉利文学専攻者必須科目 英吉利文学 英吉利語学	単位数 〔八〕	西洋文学史 羅 甸 語	一 一
--------------------------------	------------	----------------	-----

(参 照)

英吉利文学専攻者必須科目 英吉利文学 英吉利語学	単位数 六	西洋文学史 羅 甸 語	一 一
文学概論 言語学概論 美学概論 西洋哲学史概説 倫理学概論 哲学概論 外国語(独、仏、中国)	一 一 一 一 一 一 一 一	比較文学 西洋史学 社会学 教育学 国文学 国語学	一 一 一 一 一

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

二、第二十六条ノ学科課程表ノ中史学科西洋史学専攻者ノ専修科目単位数ヲ左ノ如ク改ム

専修	西洋史学専攻者必須科目	単位数
専修	西洋史概説 西洋史学 史学概論	一 〔采書 七〕

(参 照)

専修	西洋史学専攻者必須科目	単位数
専修	西洋史概説 西洋史学 史学概論	一 五 一
補	羅旬語、又ハ希臘語 国史概説 東洋史概説 印度哲学史概説 仏教概説 西洋哲学史概説 宗教学史 西洋文学史 人類学 考古学	— — — — — — — — —
助	土俗学、民族学 地理学	— —

社会学 教育学	社会学	一
外国語 (英、仏、独) 中国		二

三、第二十六条ノ学科課程表ノ中社会学科専攻者ニ対スル增加科目

〔修身科高等教員無試験検定出願者ハ倫理学概論(一)倫理学「東洋、西洋」(四)ヲ履修スベシ〕

(参 照)

専修	社会学科専攻者必須科目	単位数
専修	社会学概論 社会学	一 五
補	政治学 法律学 経済学 哲学概論 西洋哲学史概説 倫理学概論 東洋哲学史概説	— — — — — — —
助	心理学 教育学	— —

土俗学	一
民族学	
外国語 (英、独、仏)	
中国	二

『昭和十九年七月
昭和二十三年六月 教員無試験検定許可申請書』

文学部専門部教員免許状
東洋大学教務部所蔵

一五八 東洋大学学則〔昭和二三年四月一日施行〕

東洋大学学則

第一章 総 則

第一条 本学ハ哲学、宗教、文学其他學術ノ理論及応用ヲ教授シ以テ国家及世界ノ文化向上ニ貢献スル有為ノ人材ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本学ノ学部ハ文学部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年、学期及休日

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第五条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月十五日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニ在ラス

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修

了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可

スルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業者

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及

東洋大学専門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第

三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラ

レタル者

五、左記学校ノ括弧三示セル部科ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校 (文科)

奈良女子高等師範学校 (文科)

日本女子大学 (本科文学科国文学部、同英文

学部及専門科国文学部、同英

文学部)

大谷女子専門学校 (国文科)

千代田女子専門学校 (国文研究科)

相愛女子専門学校 (国文科)

長野県女子専門学校 (文科研究科)

私立聖心女子学院高等専門学校 (国文科、英文

科)

実践女子専門学校 (国文科、英文科)

金城女子専門学校 (国文科、英文科)

広島女学院専門学校 (英文科)

福岡女子専門学校 (文科)

東京女子大学 (大学部文学科、英語専攻部及国

語専攻部)

帝国女子専門学校 (国文学科本科)

京都女子専門学校 (国文科、英文科)

大阪女子専門学校 (国文国史学科、英文学科)

樟蔭女子専門学校 (国文科)

梅花女子専門学校 (国文科、英文科)

活水女子専門学校 (本科)

宮城県女子専門学校 (文科)

京都府立女子専門学校 (文学科)

広島女子専門学校 (国文科)

同志社女子専門学校 (英文科)

津田英学塾 (本科)

六、願ニ依リ退学シタル者ノ再入学ヲ願出テタル者

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タル

コトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ

議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左

ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一、中学校第四学年ヲ終了シタル者

二、高等学校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四、専門学校入学者檢定規定ニ依ル試験檢定合格

者

五、文部大臣ニ於テ高等学校高等科入学ニ関シ指

定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般専門学校ノ入学ニ関シ中

学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第十一条 前条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ

依ル試験ニ合格シタル者ハ欠員アル場合ニ限り大学

予科第二学年ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニ依リ入学願書ヲ差

出シ入学検定料金參百円ヲ納ムヘシ

但シ検定料ハ受験ノ如何ニ拘ラス之ヲ還付セス

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ヲ超過スルトキハ選

抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金壹仟円ヲ添ヘ

規定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学及除籍

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハ

スト認メタルトキハ許可ヲ得テ其ノ学年中休学スル

コトヲ得

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ

具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツル

トキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキト

キ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第四節 賞 罰

第十九条 学生生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ之

ヲ特待生トス

第二十条 学生生徒ニシテ本学則ニ違反シ又ハ其ノ本分

ニ背反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責、停学及退学トス

第五節 授業料、研究料及聴講料

第二十一条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ

研究科ノ研究料年額左ノ如シ

学部 二、八〇〇円

大学予科 二、七〇〇円

研究科 二、八〇〇円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ退学

ヲ命セラレタルトキハ其間ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十三条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス

第三章 学 部

第一節 修学年限及学科課程

第二十四条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ八十名トス

第二十五条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、哲学科	東洋哲学専攻 <small>(支那 日本)</small> 西洋哲学専攻
二、宗教学科	仏教学専攻 印度哲学専攻
三、文学科	国文学専攻 <small>(国文学 国語学)</small> 支那文学専攻、英吉利文学専攻
四、史学科	国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻
五、社会学科	

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スヘキ授業科目ヲ修ムルモノトス

但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十六条 学部ノ授業科目ハ必須科目及選択科目ニ分ケ必須科目中ニ専修ト補助ノ二種ヲ設ク
各学科ノ授業科目及単位数左ノ如シ

専		哲学科	
東洋哲学史概説 (支那哲学史概説)	一	西洋哲学専攻者 必 修 科 目	二
西洋哲学史概説	一	西洋哲学専攻者 必 修 科 目	二
	一		一

修	補	助
(支那倫理学概説) 東洋哲学 (支那哲学)	中国語 国語国文学 哲学概論 倫理学概論 西洋倫理学史 日本思想史 西洋哲学史概説 仏教概論 印度哲学	宗教学 西洋哲学 美学 社会学 心理学 教育学 外国語 英、独、仏 中国語
五	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —
西洋哲学 論理学 希臘語又羅匈語	倫理学概論 西洋倫理史概説 心理学概論 日本思想史概説 中国哲学史概説 印度哲学史概説 仏教概論 美学 宗教学 社会学概論 社会学 教育学 外国語 英、独、仏 中国語	— — — — — — — — — —
一 一 五	— — — — — — — — — —	二

助		補		修		專	
外国語 教育學	社會學 心理學	印度哲學	史學概論	西洋哲學史概說	中國哲學史概說	日本思想史概說	西洋倫理學史
二	一	一	一	一	一	一	一
外国語 教育學	社會學 心理學	宗教學	史學概論	佛教學	中國哲學史概說	日本思想史概說	西洋倫理學史
二	一	一	二	一	一	一	一
外国語 教育學		社會學 心理學		印度哲學		梵語	
二		一		一		一	

宗 教 學 科

必
須
科
目

單
位
數

必
須
科
目

單
位
數

助		補		修		專	
外国語 中國文學	社會學 教育學	國史學	佛教學	比較文學	中國哲學	倫理學概論	西洋哲學史概說
二	二	一	一	一	一	一	一
外国語 中國文學	社會學 教育學	國語學	國文學	東洋史學	佛教學	中國哲學	比較文學
二	一	二	二	二	一	一	一
外国語 中國文學	社會學 教育學	國語學	國文學	東洋史學	佛教學	中國哲學	比較文學
二	一	二	二	二	一	一	一
外国語 中國文學		社會學 教育學		國語學		國文學	
二		一		二		二	

文 學 科

□
必
須
科
目

單
位
數

□
必
須
科
目

單
位
數

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

修 専		史 学 科		助 補		修 専		文 学 科	
東洋史概説 西洋史概説 日本思想史概説	計	一 国史概説 国史学 古文書学 史学概論	一 東洋史学概説 東洋史学	一 文学概論 言語学概論 美学概論 西洋哲学史概説 倫理学概論 哲学概論 比較文学	一 西語学 一 国史概説 一 西洋史概説	三 英吉利文学専攻者 必修科目	英吉利文学 英吉利語学	三 英吉利文学専攻者 必修科目	文学科
一 支那語学 一 史学概論 一 国史概説 一 西洋史概説	八	一 東洋史学概説 一 東洋史学	一 東洋史学概説	一 西洋史学 一 社会学 一 教育学 一 国文学 一 国語学 一 外国語 計	一 西語学 一 国史概説 一 西洋史概説	八	羅甸語 西洋文学史	單位数	
一 羅甸語又ハ希臘 一 史学概論 一 国史概説	六	一 西洋史学概説 一 西洋史学 一 史学概論	一 西洋史学概説	一 社会学 一 教育学 一 国文学 一 国語学 一 外国語 計	一 西語学 一 国史概説 一 西洋史概説	六	羅甸語又ハ希臘 史学概論 国史概説	單位数	
一 一 一	九	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	九	一 一 一	單位数	

第二十六条ノ学科課程表ノ中、社会学科専攻者ニ対スル

増加科目

修身科高等教員無試験檢定出願者ハ倫理学概論(一)

倫理学「東洋、西洋」(四)ヲ履修スベシ

修 専	社会学科専攻者必修科目	單位数
社会学概論 社会学	社会学概論 社会学	一 一
計	計	六

助	補
計	印度哲学史概説 支那哲学史概説 仏教学概論 国文学、国史学 人類学 考古学 地理学 土俗学、民族学 社会学 教育学 外国語(英、仏、中国)
二	日本思想史概説 印度哲学史概説 支那哲学史概説 仏教学概論 国文学、国史学 人類学 考古学 地理学 土俗学、民族学 支那文学 社会学 教育学 外国語(英、仏、中国)
三	東洋史概説 印度哲学史概説 仏教概説 西洋哲学史概説 宗教学 西洋文学史 人類学 考古学 地理学 土俗学、民族学 社会学 教育学 外国語(英、仏、中国)
三	一

補		助	
政治学	一	外国語(英、独、仏、中国)	二
法律学	二	心理学	二
経済学	二	教育学	二
哲学概論	一	土俗学	一
西洋哲学史概説	一	民族学	一
倫理学概論	一	宗敎史	一
東洋哲学史概説	一	史学概論	一
計	一一		一一

以上各科ニ於テ高等学校高等科教員無試験檢定ヲ得
ントスル者ハ教育学ヲ二単位以上履修スルヲ要ス
第二十七條 授業科目ハ一学年毎週二時間乃至四時間ヲ
以テ一単位トス

第二十八條 各科専攻者ノ必修科目數ハ専修補助併セテ
十九単位、他ニ随意選択ニテ必ス修了スヘキモノ三
単位以上合計二十二単位以上ヲ学修スルヲ要ス
但シ三年間ニ卒業セントスル者ハ第一学年、第二学

年ニ於テハ各学年必ス八単位以上ヲ学修スルヲ要ス
外国語ノ選択ニ単位ノ中ニハ同シ語学ノ初級上級二
単位ニテモ可ナリ

第二十九條 授業科目ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス

第二節 試験及称号

第三十條 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一條 修了試験ハ毎学年其学年内ニ学修セル科目
ニツキ之ヲ行フ

第三十二條 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験
ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ
コトアルベシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三條 卒業試験ハ論文試験及口述試験トシ全課程
ヲ修了スベキ学年ニ於テ之ヲ行フ

第三十四條 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經
ルコトヲ要ス

第三十五條 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ十二
月二十四日マデニ之ヲ提出スヘシ

第三十六條 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格
シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントス

ル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部

ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学

ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキ

モノハ左ノ各項ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校

ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格

シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認

メタル者

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ

準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目ニツキ試験ヲ受

ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ付

与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ケ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引續キ在学セムトスル者ハ

許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ケ年マデ延期スルコトヲ
得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究

ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以

外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生ニ年在学シタルトキハ其研

究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル

コトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ三ケ年トス

第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ八十名トス

第四十七条 大学予科ノ学科目及各学年ニ於ケル授業時

間数左ノ如シ

〔次頁につづく〕

計	体育科	第二外語	第一外国語	自然科	社会科	歴史科	哲学科	古典科	倫理学	科目種別		学年
										必修科目	時数	
		ドイツ語	英会話 英文法 英文文 英講読	数学	法学通論	日本文化史	仏教概論 論理学	孟子 史記 國文法 古今新古今	西洋倫理	1	必修科目	第一年
29	2	4	9	2	2	2	2	5			時数	
		中国語						永代蔵 漢文法 現代文学			選修科目	一年
5		2						3			時数	
		ドイツ語	英講読 英文文	自然科学	經濟原論	漢文学史 東洋文化史 仏教史	哲学概論 心理学	漢学要説 俳文学 國文法 枕草子 大鏡	東洋倫理	1	必修科目	第二年
28	2	4	8	2	2	4	2	5			時数	
		中国語					精神科学	論語			選修科目	一年
4		2					1	1			時数	
		ドイツ語	英講読		社会思想史	漢文学史 日本文化史 宗教史	哲学概論	漢文要説 文章規範 中代文学 物語	倫理概論		必修科目	第三年
27	2	6	8		2	4	1	4	1		時数	
		フランス語				西洋史概説 東洋文化史 国文学史		謡曲 国文法 浄瑠璃 文学論 学庸			選修科目	一年
9		1				3		5			時数	

第二節

第四十八條 試験ハ每学期之ヲ行フ

第四十九條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クル能ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ

第五十條 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第五十一條 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第五十二條 学年試験評点ニ於テ各科目五十点以上平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三條 第三学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四條 本学則ハ昭和二十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東洋大学専門部学則 昭和二十一年四月一日改正

第一章 總 則

第一條 専門部ハ哲学、宗教、文学、政治、經濟其他高等ナル學術ヲ教授シ国家及世界ノ文化向上ニ有用ナル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 専門部ニ左ノ学科ヲ置キ第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ左ノ通トス

一、国漢科 百名

二、經濟科 五十名

三、英語科 五十名

四、歴史科 五十名

第三條 専門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四條 第二條列記ノ学科ノ外ニ修業年限一ヶ年ノ専修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第九章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五條 専門部ノ学科課程左ノ如シ

専門部国漢科

外国語	教育	歴史	哲学	公民	倫理	学年	
						第一学年	間時
英語 中国語	教育学	日本文化史	心理学 論理学	公民	西洋倫理史	第二学年	間時
英語 中国語	教育史	東洋文化史	一 一 仏教史	二	東洋倫理史	第三学年	間時
英語 中国語	教授法 学校衛生	西洋文化史	一 一 仏教概論		倫理学概論	間時	間時
英語 中国語	一 一	二	一		一		

学年	学科	公民	国語	理科	外语
第一学年	文化史	永代蔵 奥の細道			英語講読
第二学年	倫理哲学			数学 商業一般	英語講読
第三学年	思想史 政治社会				英語講読
間時					

専門部経済科

備考
一、作文、作歌、作詩、漢作文ハ時間外ニ於テ課スルモノトス
二、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

学年	漢文	国語
合計	漢文学史 漢文法 講読	国文学概論 国文学史 国文法 講読
二	漢文学史 漢文法	国語学概論 国文学史 国文法 講読
三	漢学要説 漢文法 中国詩文	有職故実 国文学史 国文法 講読
三		

学年	学科	公民	倫理
第一学年	西洋倫理史		
第二学年	東洋倫理史		
第三学年	倫理学概論		
間時			

専門部英語科

学年	教育	演習	経済	法律	外语二
合計	教育学		簿記商業 交通論 經營總論 米經濟事情 經濟地理 經濟史 經濟学史 經濟原論 商業經濟	法学通論	独逸語 支那語
二	青年心理	演習	簿記 倉庫論 保險論 國際經濟 工業概論	民法	
三	教授法 学校衛生	演習	會計学 會計監査 原価計算	社会政策 財政学 金融論 統計学 外國經濟書 講読 工業經營論 組合經營論	商法
三					

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

備考

一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

外第二言語学	漢文	国語	教育	歴史	哲学			
合 計	独逸語	音声学	英文学史 会話 作文 英文法 講読演習	唐詩選 孟子	和歌 俳句 隨筆	教育学	日本文化史	論理学 心理学
三	四	二	二	四	四	二	二	一
	独逸語	英語学概論	英文学史 会話 作文 英文法 講読演習	一	一	二	二	一
三	四	二	二	四	四	二	二	一
	独逸語		会話 作文 英文法 講読演習	一	一	二	二	一
三	四		四	四	二	一	二	二

学科		漢文	国語	教育	哲学	公民	倫理	学年
国史概説	第一学年	孟子	史記	增鏡 大鏡	論理学 心理学	公民	西洋倫理史	間時
西洋史概説	第二学年	荀子	論語	軍記物語	哲学概説		東洋倫理史	間時
東洋史概説	第三学年	韓非子	漢書	古事記	社会学概論		倫理学概論	間時
国史学		管子	左伝	万葉集	社会学概論		倫理学概論	間時
西洋史学		大学	中庸	古事記	社会学概論		倫理学概論	間時
東洋史学		中庸		万葉集	社会学概論		倫理学概論	間時
古文書学				万葉集	社会学概論		倫理学概論	間時
史学概論				万葉集	社会学概論		倫理学概論	間時

専門部歴史科

	英語	講読	四	講読	四
地理	地理学通論	二	地理学通論	二	地理学通論
地誌	二地誌	二	二地誌	二	二
合計		三		三	三

備考

一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

第三章 学年学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、(念) 本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月十五日ニ至ル

第四章 入学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定期程ニヨル試験検定ニ合格シタル者

三、同規定ニヨリ一般ノ専門学校ニ入学ノ指定ヲ

受ケタル者

四、高等女学校卒業者ニシテ本学ニ於テ入学資格

アリト認定シタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム、但シ第二号ニヨル入学者

ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号、第六号

及第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト

認定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条及

第十一条ノ資格ヲ有シ、且ツ前各学年ノ課程ニヨル

試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス

但シ本条ノ入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差

出シ別ニ入学検定料金參百円ヲ納ムヘシ

但シ検定料ハ受験ノ如何ニ拘ラス返付セス

第十四条 志願者ハ考査ノ上入学ヲ許可ス

第十五条 入学ヲ許サレタル者ハ入学科金貳百円ヲ添ヘ

規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学及除籍

- 第十六条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其ノ学年休学スルコトヲ得
- 第十七条 生徒退学セントスルトキハ事由ヲ具シ願出スヘシ

第十八条 生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキトキ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十九条 生徒ニシテ品行方正學術優秀ナルモノハ之ヲ特待生トス

第二十条 生徒ニシテ本学則ニ違反シ其ノ本分ニ違反セラル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス 懲戒ハ譴責、停学及退学トス

第七章 授業料

第二十一条 授業料ハ年額貳阡八百円トス 授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ退学ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第八章 試験及卒業

- 第二十四条 試験ハ每学期之ヲ行フ
- 第二十五条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能

ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルヘシ
追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第二十六条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス
各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第二十七条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点、平均六十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十八条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十九条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第三十条 専修科ハ東洋大学専門部各科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシム

第三十一条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

科	漢 国	
	学 科	学 科
漢文学演習	国民道德	教育学
	漢文教授法	国語学
日本文学史	一	二
	二	二
中国文学史	一	二
	二	二
五 国 史	一	二
	二	二
授業時間数合計		二五

科 国 經		学 科	業 時 數	学 科	業 時 數	学 科	業 時 數
政治經濟	六 国 史	國民道德	一	国体学	二	道徳原理	二
		日本道徳	二	東亞道徳史	二	教授法	二
政治經濟	六 国 史	欧米思想史	二	欧米道徳史	二	欧米道徳史	二
		政治經濟	二				
授業時間数合計							二五

第三十二条 生徒ニ関スル規程ハ専修科生徒ニ準用ス
 第三十三条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ専修科卒業證書ヲ授与ス

第十章 選科生及聴講生

第三十四条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルヘシ

生徒ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十五条 一専科生其ノ選修科目ノ試験ヲ受ケテ合格シタルトキハ之ニ證書ヲ授与ス

第三十六条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ第十條第二号ノ規程ニ準シテ相当学年ニ編入スルコトアルヘシ

但シ本條ニヨル編入者ハ教員無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ス

第三十七条 専門部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ相当学力アルモノニ限り聴講生トシテ許可スル、生徒ニ関スル規定ハ之ヲ聴講生ニ準用ス
 第三十八条 聴講生其ノ聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ證書ヲ授与ス

附 則

第三十九条 本學則實施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
 第四十條 本學則ハ昭和二十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東洋大学附属図書館所蔵

第三節 戦後処理

一五九一 東洋大学学部學則變更認可申請書

〔昭和二十一年三月三〇日〕

庶第七二号

昭和二十一年三月三十日

東洋大学財団理事 橋本増吉 印

文部大臣 安倍能成 殿

学部学則變更認可ノ件申請

今般終戦ニ伴フ政府ノ教育ノ戦前復帰ノ指令ヲ契機トシ且ツ今後ノ我カ国及世界ノ状勢ニ鑑ミ「年限短縮」並ニ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ニ順応シテ制定サレタル臨時学則ノ改正ヲ断行シ就中文学部ノ学科ヲ戦前ノ五科制ニ復スルト同時ニ組織ヲ全面的ニ改変シ予科ヲ三年制ニ延長シ学部学則ヲ根本的ニ改変シテ明二十一年度第一学年ヨリ実施致度別紙理由書及改正条項並ニ学科増設ニ要スル収支予算等ノ書類相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学学則變更理由

一、学部ノ旧五科制復帰ト全組織改変ノ理由

現在ノ学部二科制ハ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ニ順応シテ縮少合併セシモノナルモ終戦ト共ニ旧制度時代在学セル復員学徒ヲ再編入スルニ復帰スヘキ科ヲ欠キ甚タ不都合ヲ来スト共ニ従来ノ学科目ノ編成カ科別ニ重点ヲ置キ且ツ羅列ニ過クル嫌ナシトセス各科目間ノ連絡ナク融通性ヲ欠キ且ツ学生ノ自発的研究興味ヲ振起シ原典読了批判力養成ニ欠クル憾ナシトセス故ニ此ニ全科ノ学科組織ヲ全面的ニ改変シテ必須單位數ヲ少クシ撰択單位ヲ増加シ原典研究ノ便ノタメ演習時間ヲ増加スル等各科研究ニ広

ク融通性ヲ持タシメ深ク専門学ニ進マシメントノ考慮ヲ払ヘリ、

新組織ノ五科ハ哲学科、宗教学科、文学科、史学科、社会学科トス右ノ中

- (1) 哲学科ニハ東洋哲学専攻ト西洋哲学専攻トヲ設ケ東洋哲学中ニハ日本思想及支那哲学ノ専攻ヲ含置セシム、支那哲学ヲ元ノ支那文学科ト區別シテ哲学科ニ編入セルハ従来ノ支那哲学ノ基本的研究ヲ増強セシカタメナリ、

(2)

〔前條〕〔訂正〕

「仏」ニ「示」教学科中ニハ仏教学専攻ト印度哲学専攻

トヲ分ツ、仏教学ハ広ク宗教学科トスヘキモ一般宗立ノ趣旨ノ重点ニテモ有ル上各宗大学ノ宗派の仏教学ニ簡ヒテ広ク批判的ニ仏教学ヲ教授セシカガ為ニ外ナラス尚印度哲学ヲ哲学科中ニ入レス特ニ宗教学科中ニ入レタルハ本邦ニ於ケル印度哲学研究ノ重心ハ多ク宗教学研究ノ外延的役割ヲ果サシメントスルニアル学界ノ趨勢ヲ考慮スルト共ニ其ノ学科内容モ亦頗ル共通スヘキモノ多キカ故ナリ、

(3)

文学科ニ国文専攻、支那文学専攻、英吉利文学専攻ヲ分ツ、特ニ英吉利文学ヲ増設セルハ一ニハ今後ノ国内状勢ニ応シ他面ニハ日本人ノ純文学ヲ広ク豊

富ニセンカタメナリ、

(4) 史学科ニ国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻ヲ分ツ特ニ今後ノ歴史研究ハ独善の偏狭ナル教育ニ墮スルコトナク汎ク世界歴史ノ一劃トシテノ夫々特殊ナル意義ヲ認メシメンカ為、他ノ科目同様ニ広ク各科専攻ニ融通性ト学ノ幅トヲ持タシムルコトヲ考慮セリ、

(5) 社会学科ヲ五科ノ中ニ増設セルハ従来ノ吾カ国教育ニ於テ公民公共道德ノ欠乏セルハ一ニ世界全般ニ互ル社会的の状況ノ認識ノ欠乏ニ基ク処少カラス故ニ学生、生徒多数ノ要望ヲモ考慮シテ法律、経済ノ学科ヲモ併学セシムル社会学科ヲ茲ニ増設スルコトトセリ、

以上各科ニハ各科ノ専門ヲ教授シ研究セシメル為ノ専修必須科目ト其専修学科ノ補助の必須科目ト併セテ十九単位ノ外ニ学生ノ研鑽内容ニ融通性又ハ深蘊性ヲ持タセル為随意撰択科目三単位以上最少限度合計二十二単位ヲ履修セシメ以テ学部学科目ノ修了ヲ認メ第一学年第二学年ニハ八単位以上ヲ学習セシムルモ第三学年ニハ其学習負担ヲ軽減シテ出来得ル限り卒業論文作製ニ専念セシムルコトトセリ、

二、予科三年制設定ノ理由

高等学校ノ三年制復活ハ曩ニ全国高等学校長会議ノ

一致スル要望ナルモ本学部予科ニ於テモ殆ント同シ理由ノ下ニ三年制ヲ必要トス、特ニ近時中学修了者ノ学力低下ノミナラス今後学部ニ入りテ世界文化ノ粹ヲ究ムル為ノ準備トシテハ如何ニシテモ予科ニ於テ充分ナル語学力ヲ養成シ置ク必要アルヲ以テ第一外国語トシテノ英語ノ授業時数ヲ増シ之ニ加フルニ第二外国語トシテ独逸語又ハ支那語ノ実力ヲ養ハシムルヲ要シ更ニ学部ニ於テ学科演習ヲ課センカ為ニハ予科ニ於テ文化一般ニ関スル概論の高等学識ヲ養ハシメ置クノ要切ナルモノアリ故ニ予科ニ哲学、宗教、文学ノ諸科目ヲ置ケルナリ、之カ為ニハ勢ヒ予科三年制ヲ実施セサルヲ得サルニ至ル

三、諸施設ニ関スル件

以上学部ノ五科制復帰、予科ノ三年制採択等ニ伴フ教室、研究室其ノ他諸施設ノ増備ニ関シテハ戦災ヲ受ケタル鉄筋「コンクリート」建物ヲ速急ニ修繕ヲ加ヘテ復旧セシメ之ヲ全面的ニ使用シテ充分ナル配置ヲ為シタリ(別紙図面添付)

四、授業料増額ノ理由

今般政府ニ於テ経済危機緊急対策ニ関スル諸法令ヲ

制定シ之カ実施ニ因リテ今ヤ加速度ヲ加ヘツツアル
 「インフレ」ノ昂進ヲ抑制シ民生安定ノ道ヲ開クコ
 トトナリタルモ今マテノ情性ノ進行ハ尙相当期間繼
 続スヘク假令将来進行ヲ停止スルコトアリトスルモ
 旧物価ニ復帰スルコトハ夢想タモ出来サル処ニシテ
 本学ノ維持経営ニ影響スル処誠ニ少カラサルモノア
 ルヘシ

本学ニ於テモ之カ対策ニ関シ從來鋭意考慮ヲ弘ヒ来
 リタル処ナルモ如何セン財源ニ限りアリ教授ノ待遇
 改善、事務方面ノ進歩向^(上)山ヲ期スル為メ且又学科増
 設予科三年制採択等ニ因ル諸施設ノ増備ハ勿論教授
 及講師ノ増員ヲモ必至トスル現状ニ於テ他ニ財産的
 援助ヲ受クヘキモノナキ本学トシテハ唯授業料ニ之
 ヲ求ムルノ外途ナキヲ以テ現下ノ経済状勢ニ適合シ
 タル授業料ノ増額ヲ行ヒ之ヲ是等ノ諸費ニ充當シ以
 テ本学ノ維持發展ニ資セントス

即チ学部ニ於テ二百五十円、予科ハ二百卅円、研究
 科ハ百円ノ増額ヲ行ヒ旧学則ニ依ル学部ノ授業料二
 百五十円ヲ五百円ニ、予科ハ二百三十円ヲ四百六十
 円ニ、研究科ハ百円ヲ二百円ニ増額スルコトニ新学
 則ニ於テ変更セリ、

五、臨時学則各箇条ノ変更ニハ一々其ノ理由ヲ明記セサ

ルモ總シテ之ヲ言ヘハ一ハ今後国家ノミナラス世界文化
 向上ニ須要ナル智識ヲ教育シ是ニ由テ有用ナル人格識見
 ヲ有スル人物ヲ多ク社会ニ送り出サントスルコト、二ニ
 ハ「年限短縮」及ヒ「教育ニ関スル戦時非常措置」ニ順
 応センカ為種々不自然ナル制定アルヲ是正センカ為ニ外
 ナラス

東洋大学学則中黒書ヲ赤書ノ通り改正ス

〔東洋大学学則〕

〔第一章 総 則〕

〔朱書〕
 第一条 本学ハ哲学、宗教、文学其他學術ノ理論及応
 用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ究メシメ併セテ人格ノ陶
 冶ヲ為シ以テ国家及世界ノ文化向上ニ貢献スル有為
 ノ人材ヲ養成スルヲ目的トス

〔朱書〕
 (參 照)

第一条 本学ハ国家ニ須要ナル哲学文学其ノ他學術ノ
 理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ併セテ人
 格ノ陶冶ヲ為シ以テ国家ニ有用ナル人物ヲ養成スル
 ヲ目的トス

〔朱書〕
 〔第二章 通 則〕

〔朱書〕
 〔第一節 学年、学期及休日〕

〔朱書〕
 〔第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル〕

〔宋書 照〕

第四条 学部並ニ研究科ノ学年ハ十月一日ニ始マリ翌年九月三十日ニ終ル

予科ノ学年ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル
但シ最高学年ハ九月三十日ニ終ル

〔宋書 第五條〕 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

〔宋書 照〕

〔宋書 第五條〕 (削除)

〔宋書 第六條〕 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月十五日ニ至ル

〔宋書 照〕

第六條 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 三月二十五日ヨリ三月三十一日ニ至ル

夏季休業 七月二十日ヨリ八月二十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

〔宋書 第二節 入 学〕

〔宋書 第七條〕 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ研究科ニ在リテハ此限りニ在ラス

〔宋書 照〕

第七條 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書 第十二條〕 入学志願者ハ規定ノ書式ニ依リ入学願書ヲ

差出シ入学檢定料金拾円ヲ納ムヘシ

但シ檢定料ハ受験ノ如何ニ拘ラス之ヲ還付セス

〔宋書 照〕

第十二條 入学志願者ハ規定ノ書式ニ依リ入学願書ヲ

差出シ入学檢定料金拾円ヲ納ムヘシ

〔宋書 第十四條〕 但シ檢定料ハ合格ノ如何ニ拘ハラス還付セス

〔宋書 第十五條〕 但シ檢定料ハ合格ノ如何ニ拘ハラス還付セス

〔宋書 第十五條〕 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書 照〕

第十五條 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書 第十五條〕 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書 第十五條〕 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書 第十五條〕 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

〔宋書〕 第四節 賞 罰

〔宋書〕 第十九条ノ二ニテ「第二十条」ニ改メ以下順次条項ヲ繰下ク

〔宋書〕 第五節 授業料研究料及聴講料

〔宋書〕 第二十一条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研究科ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 五百円

大学予科 四百六拾円

研究科 式百円

〔宋書〕 各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

〔宋書〕 (参照)

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ

研究科ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 式百五拾円

大学予科 式百参拾円

研究科 百円

〔宋書〕 各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

〔宋書〕 第二十三条 (元第二十二條)「第二項但書」ヲ削除ス

〔宋書〕 第三章 学 部

〔宋書〕 第一節 修学年限及学科課程

〔宋書〕 第二十四条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

〔宋書〕 第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ八十名トス

〔(参照)〕

第二十三条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス

但シ昭和十七年四月夫以前ノ入学者ハ二年六ヶ月トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ四十人トス

〔宋書〕 第二十五条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

部 学 文	
一、哲学科	東洋哲学専攻 <small>(日本)</small> 西洋哲学専攻
二、宗教学科	仏教学専攻 印度哲学専攻
三、文学科	国文学専攻 <small>(国文学)</small> 支那文学専攻
四、史学科	英吉利文学専攻 国史学専攻 東洋史学専攻
五、社会学科	西洋史学専攻

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スヘキ授業科目ヲ修ムルモノトス

但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

〔宋書〕 (参照)

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、東洋哲学科

二、古典学科

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スヘキ授業科目ヲ修

ムルモノトス

但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得
 第二十六条 学部ノ授業科目ハ必須科目及選択科目ニ
 分チ必須科目中ニ専修ト補助ノ二種ヲ設ク
 各学科ノ授業科目及单位数左ノ如シ

哲學科	一、東洋哲学専攻者 必修科目	一	二、西洋哲学専攻者 必修科目	一
	東洋哲学史概説 (支那哲学史概説) (支那倫理学概説) 東洋哲学 (支那哲学)	一 一 一 五	哲学概説 西洋哲学史概説 西洋哲学 論理学 希臘語又ハ羅甸語	一 一 一 一 五
補	支那語 国語国文学 哲学概論 倫理学概説 西洋哲学史 日本思想史概説 西洋哲学史概説 印度哲学史概説 印度哲学史概説 仏教概論 印度哲学	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	倫理学概論 西洋倫理史概説 心理学概論 日本思想史概説 支那哲学史概説 印度哲学史概説 仏教概論 美学 宗教学	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

宗教学科	一、仏教学科専攻者 必修科目	一	二、印度哲学専攻者 必修科目	一
	宗教学概論 仏教学概論 印度哲学概説 仏教学史 梵語又ハ巴利語	一 一 一 一 一	宗教学概論 印度哲学史概説 仏教学概論 印度哲学 梵語	一 一 一 一 一
哲學概論		計 九		計 九

史学概論 支那文学 東洋史学 国文学 国史学 宗教学 西洋哲学 美学 社会学 心理学 教育学 外国語(英、独、仏、梵)	一	一	一	一
	社会学 教育学 外国語(英、独、仏、梵)	一	一	一
計	一	一	一	一

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

補	文学概論	專 国文学 国文学 国文学 国文学	修 国文学 国文学 国文学 国文学	文 学 科
	言語学概論			
	西洋哲学史概説			
倫理学概論	哲学概論	支那文学	支那語	支那文学専攻者 必修科目
一	一	一	六	八
一	一	一	七	九
一	一	一	七	九

補	倫理学概論	助 心理学 社会学 教育学 印度哲学 史学概論 西洋哲学史概説	補 西洋倫理学史 日本思想史概説 支那哲学史概説 支那哲学史概説
	西洋倫理学史		
	支那哲学史概説		
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
一計	九	一	一

補	文学概論	專 英吉利文学 英吉利文学 英吉利語学	修 英吉利文学 英吉利文学 英吉利語学	文 学 科
	言語学概論			
	美学概論			
倫理学概論	哲学概論	西洋文学史	羅甸語	英吉利文学専攻者 必修科目
一	一	一	六	六
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一計	二	一	一	二

補	美学概論	助 社会学 教育学 又ハ有職故実 古文书学 書籍解題 支那文学 外国語	補 比較文学 仏教概論 国史学 東洋史学 支那哲学 仏教学
	比較文学		
	支那哲学		
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
一計	一	一	一

以上各科ニ於テ高等学校高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ教育学ヲ二単位以上履修スルヲ要ス^{1,4}

〔〔宋書〕 参照〕

第二十五条 学部ノ授業科目ハ必須科目及選択科目ノ二種トシ各学科ニ於テ開設スヘキ授業科目及單位數左ノ如シ

目学科	共通必修科目	各 科 必 修 科 目	選 択 科 目
科学 典 古	仏教学概論(一) 教育学(二)	国文学(六) 国語学(三) 支那文学(三) 支那哲学(一) 文学概論(一) 国史学(一) 言語学(一)	書誌学、漢文法及演習 哲学、心理学、社会学、美学 宗教学、東洋哲学史、印度哲学 仏教学、仏教史、神道学、東洋史、西洋史、考古学 英吉利語学、独逸語学、支那語学
科学 哲 洋 東	儒学概論(一)	哲学概論(一) 哲学(一) 東洋哲学史(二) 印度哲学(一) 支那哲学(一) 仏教学及仏教史(五) 倫理学概論(一) 東洋倫理(二) 西洋倫理(二) 社会学概論(一)	西洋哲学史、心理学、論理学 美学、宗教学 真言学、真宗学、日蓮学、禅宗学、神道学 国史、東洋史、西洋史、英吉利語学、独逸語学、支那語学

東洋哲学科ニ於テ高等学校、高等科教員無試験檢定資格ヲ得ントスル者ハ修身ニ在リテハ哲学二単位、哲学概説ニ在リテハ哲学二単位及哲学史四単位(東洋二、西洋二)ヲ選択履修スルヲ要ス、

〔〔宋書〕 第二十八条 各科専攻者ノ必修科目數ハ専修補助併セ

テ十九單位他ニ随意選択シテ必ス修了スヘキモノ三單位以上合計二十二單位以上ヲ学修スルヲ要ス
 但シ三年間ニ卒業セントスル者ハ第一学年第二学年

ニ於テハ各学年必ス八單位以上ヲ学修スルヲ要ス
 外国語ノ選択二單位ノ中ニハ同シ語学ノ初級上級二單位ニテモ可ナリ

〔〔宋書〕 参照〕

第二十七条 学生ハ每学年授業科目八單位以上ヲ修了

シ男子学生ハ教練ヲ必修スヘシ

〔〔宋書〕 第二十九条 (元第二十八条) ヲ削除シ以下順次条項ヲ繰上ク

〔朱書〕
第三十五條中「七月二十日」トアルヲ「十二月二十四日」ニ改ム

〔朱書〕
〔參照〕

〔朱書〕
〔第五卷〕

〔朱書〕
〔第五卷〕

〔朱書〕
〔第一節〕

〔朱書〕
第四十六條 大學予科ノ修業年限ハ三ケ年トス

第四十六條 大學予科ノ修業年限ハ二ケ年トス 但シ
昭和十七年四月入学ノ者ハ一年六ケ月トス
第一學年ニ入学セシムヘキ定員ハ四十名トス。
*5
第四十七條 大學予科ノ學科目及各學年ニ於ケル授業
時間數左ノ如シ

第一學年ニ入学セシムヘキ定員ハ八十名トス

學科	予科			
	第一學年	第二學年	第三學年	時間數
倫理	西洋倫理	東洋倫理	倫理學概論	一
公民	法學通論	經濟學原論	社會思想史	二
哲學	心理學、論理學	科學概論	哲學概說	一
宗教	仏教概論	仏教史	宗教史	一
文學	日本文化史	東洋文化史	文學論	二
歷史			西洋文化史	二
地理			人文地理學	一
國語	講読、國文法	講読、文法	講読、文法	六
漢文	講読、漢文法	講読、文法	講読、文法	四
英語	講読、文法	講読、作文	講読、作文	八
計	八	八	八	計 三六
第二外國語 (獨又ハ支)	作文、會話	會話 獨逸語、支那語	會話 獨逸語、支那語	八
計	計 三五	計 三四	計 三六	

〔宋書〕
〔(参照)〕

第四十七條 大学予科ノ学科目及各学年ニ於ケル最低
授業時間数左ノ如シ

予科	学科目	
	第一学年	第二学年
道義科	三五	三五
古典科	二〇〇	二〇〇
歴史科	一六五	一六五
経国科	六五	一三〇
哲学科	六五	六五
自然科学	六五	六五
外国語科	二〇〇	二〇〇
教練科	一〇〇	一〇〇
体錬科	六五	六五
選修科	一六五	一〇〇
計	一、一三五	一、一二五

生徒ニハ修錬ヲ課ス

修錬要項ハ別ニ之ヲ定ム

〔宋書〕
〔(参照)〕
〔第二節 試験及修了〕

〔宋書〕
〔(参照)〕
〔第五十三條中「第二学年」トアルヲ「第三学年」ニ改

ム

〔宋書〕
〔(参照)〕
〔附 則〕

〔宋書〕
〔(参照)〕
第五十四條 本學則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ

〔宋書〕
〔(参照)〕
施行ス

第五十四條 本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

学部及予科三ヶ年收支予算書

収入		支出	
計	一八五、四〇〇・〇〇	計	一八五、四〇〇・〇〇
入學定業料	一七、〇〇〇・〇〇	学部教授俸給	一七、〇〇〇・〇〇
検定料	七、〇〇〇・〇〇	同部助教授俸給	一五、〇〇〇・〇〇
業料	〇〇、〇〇〇・〇〇	予科教授俸給	三、〇〇〇・〇〇
		予科講師俸給	三、〇〇〇・〇〇
		学部圖書費	五、〇〇〇・〇〇
		設圖書費	五、〇〇〇・〇〇
		圖書費	七、〇〇〇・〇〇
		事務職員費其他	一、〇〇〇・〇〇
		事務費	一、〇〇〇・〇〇
		設備費	四、〇〇〇・〇〇
		講師俸給	四、〇〇〇・〇〇
		教授俸給	一、九〇〇・〇〇
		計	一八五、四〇〇・〇〇

専門部 (四科) 三ヶ年收支予算書

収入		支出	
計	三三三、〇〇〇・〇〇	計	三三三、〇〇〇・〇〇
入學定業料	二六八、〇〇〇・〇〇	学部教授俸給	一、九〇〇・〇〇
検定料	三、〇〇〇・〇〇	同部助教授俸給	一、〇〇〇・〇〇
業料	三、〇〇〇・〇〇	予科教授俸給	四、〇〇〇・〇〇
		予科講師俸給	四、〇〇〇・〇〇
		学部圖書費	五、〇〇〇・〇〇
		設圖書費	五、〇〇〇・〇〇
		圖書費	七、〇〇〇・〇〇
		事務職員費其他	一、〇〇〇・〇〇
		事務費	一、〇〇〇・〇〇
		設備費	四、〇〇〇・〇〇
		講師俸給	四、〇〇〇・〇〇
		教授俸給	一、九〇〇・〇〇
		計	三三三、〇〇〇・〇〇

東洋大学西校舎平面図

三 階

西二十二 教室 (十九坪五合)		西二十一教室 (十九坪五合)		西十八教室 (二十四坪七合五勺) 英語科 〔朱書〕一年 〔專〕五十名		西十九教室 (十六坪五合) 社会学科 二年	
国漢科 三年 〔朱書〕 五十名		英語科 三年 〔朱書〕 五十名		英語科 〔朱書〕二年 〔專〕五十名		西二十教室 (二十四坪七合五勺) 英語科 〔朱書〕二年 〔專〕五十名	

二 階

西十五 教室兼 研究室 (十二坪)		西十四教室 (十八坪)		西十三教室 (十八坪)		西十二教室 (十八坪)		西十一 教室 (十八坪)	
西十六 兼研究 室 (十二坪)		西十七 教室 兼研 究室 (十二坪)		西十八教室 (十八坪)		西十九教室 (十八坪)		西二十教室 (十八坪)	
文学科 二年		国漢科 三年 〔朱書〕 五十名		歴史科 二年 〔朱書〕 五十名		史学科 一年		史学科 二年	

一 階

西八 教室 兼研 究室 (十五坪)		西七教室 (十八坪)		西六教室 (十八坪)		西三 教室 兼研 究室 (十二坪)		西二教室 兼研究室 (二十坪)	
西九教室 (十八坪)		西四教室 (十八坪)		西五教室 (十八坪)		西十教室 (十八坪)		西十一 教室 (十八坪)	
仏教 学科 一年		歴史科 一年 〔朱書〕 五十名		国漢科 二年 〔朱書〕 五十名		国漢科 二年 〔朱書〕 五十名		哲学科 一年 〔朱書〕 五十名	

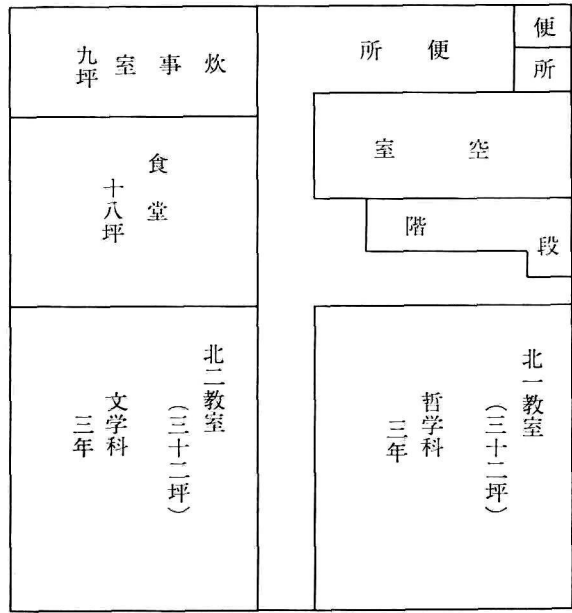
第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

台	舞
經濟科 一年 五十名	講九教室 (二十坪) 史学科 三年
經濟科 二年 五十名	講八教室 (二十坪) 仏教学科 三年
經濟科 三年 五十名	講七教室 (二十坪) 社会学科 三年
下	廊

講堂 (一、二階) 平面図
講堂 二階

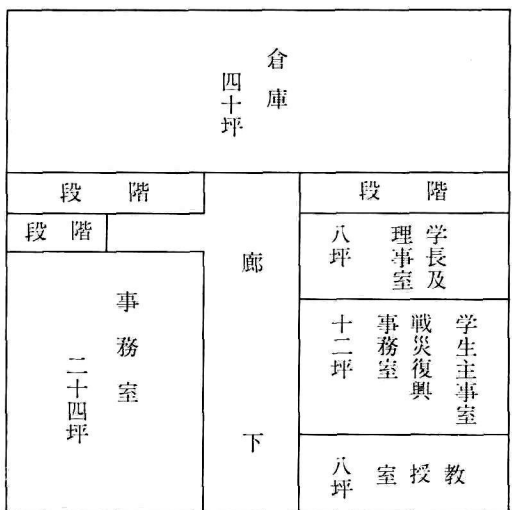
空室	空室	
予科 三年 四十名	廊	講三教室 (二十坪) 予科 三年 四十名
予科 二年 四十名		講二教室 (二十坪) 予科 二年 四十名
予科 一年 四十名	下	講一教室 (二十坪) 予科 一年 四十名
玄関		

講堂 一階



図書館(地階)平面図

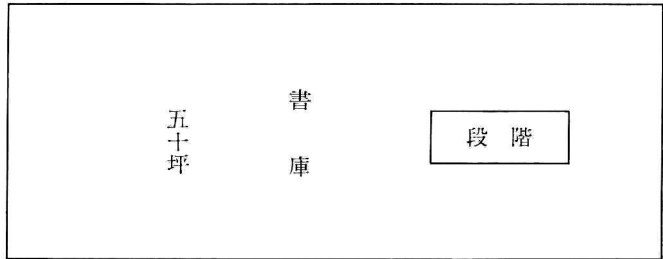
階 一



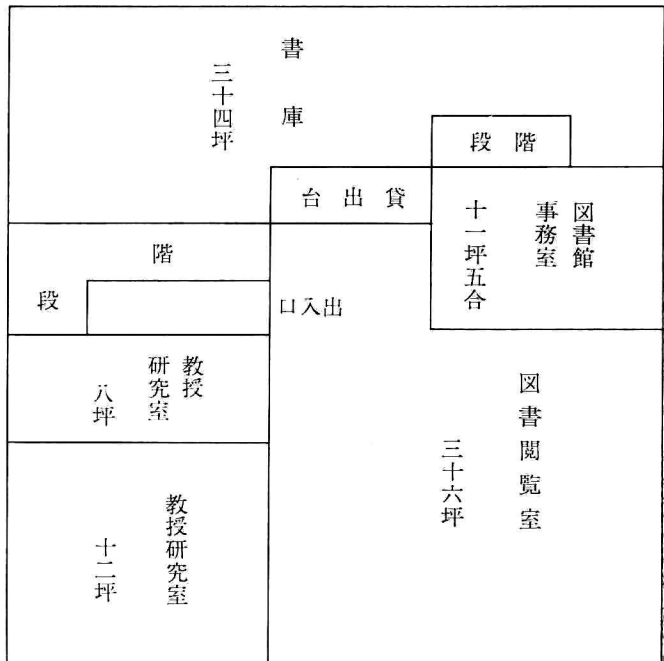
図書館平面図

関 玄

階 二 中

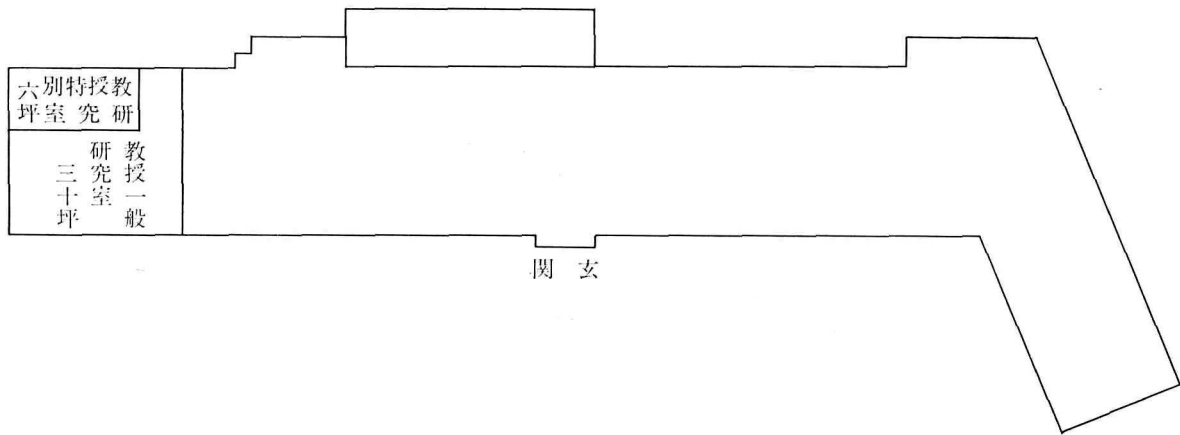


階 二



北京実業学校平面図

第一階



関玄

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

庶第一二三号

昭和二十一年度収支予算書提出ノ件

昭和二十一年四月二十四日 東洋大学長 橋本増吉

文部大臣 殿

依命首題ノ件別紙ノ通及提出候也

〔別紙〕

昭和二十一年度収支予算

東洋大学

歳入

經常部

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 増 八 (H)	摘 要
第一、基本財産収入	一三、八九一・八五	一三、八九一・八五	(H) 〇	奨学基金利子 学生改革ニ因ル (制)
一、供託金利子	八、八六五・八五	八、八六五・八五	(H) 〇	
二、地 代	四、三二六・〇〇	四、三二六・〇〇	(H) 〇	
三、基金利子	七〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	(H) 〇	奨学基金利子 学生改革ニ因ル (制)
第二、東洋大学収入	七三六、九二八・〇〇	一三三、四五〇・〇〇	(H) 六〇三、四七八・〇〇	
一、授業料	七〇六、六〇〇・〇〇	一一八、九五〇・〇〇	(H) 五八七、六五〇・〇〇	未知數ナルモ如上ノ 見込
二、入学金	七、四〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	(H) 四、四〇〇・〇〇	
三、入学検定料	八、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(H) 七、〇〇〇・〇〇	手数料増額 産品処理ニ依ル収入
四、追試験料	三、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(H) 二、〇〇〇・〇〇	
五、証明手数料	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(H) 〇	文部省補助決定 額
六、雑収入	一〇、九二八・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	(H) 九二八・〇〇	
七、補助金	七五〇、八一八・八五	一四七、三四一・八四	(H) 六〇三、四七八・〇一	
經常部合計				

歳出

經常部

科目

本年度予算額

前年度予算額

増減増(+) 減(-)

摘要

第一、東洋大学費	五三一、九八二・四八	一〇三、七〇八・四八	(+) 四二八、二七四・〇〇	
一、給料	三九四、〇〇〇・〇〇	五八、〇〇〇・〇〇	(+) 三三六、〇〇〇・〇〇	如遇改善
学長給	一〇、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	(+) 七、〇〇〇・〇〇	〃
教員給	二八〇、〇〇〇・〇〇	二五、〇〇〇・〇〇	(+) 二五五、〇〇〇・〇〇	〃
職員給	一〇四、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	(+) 七四、〇〇〇・〇〇	〃
二、諸給	五四、〇〇〇・〇〇	一五、五〇〇・〇〇	(+) 三八、五〇〇・〇〇	〃
旅費	二、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	(+) 一、五〇〇・〇〇	交通費及物価騰貴ノ タメ
臨時手当	四四、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	(+) 三四、〇〇〇・〇〇	
諸備給	八、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	(+) 三、〇〇〇・〇〇	
三、備品費	一三、八〇〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	(+) 一二、四〇〇・〇〇	物価騰貴ノタメ
器具機械費	一、八〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(+) 一、七〇〇・〇〇	
什器雑品費	二、〇〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	(+) 一、七〇〇・〇〇	
図書費	一〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(+) 九、〇〇〇・〇〇	
四、消耗品費	二〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	(+) 一〇、〇〇〇・〇〇	
消耗品費	五、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	(+) 二、〇〇〇・〇〇	
印刷費	八、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	(+) 六、〇〇〇・〇〇	
広告費	五、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	(+) 三、〇〇〇・〇〇	
通信運搬費	二、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	(+) 一、〇〇〇・〇〇	
五、研究費	一〇、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	(+) 八、〇〇〇・〇〇	
六、実験実習費	五、七〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	(+) 四、二〇〇・〇〇	教練費削除
七、学生諸費	五、〇〇〇・〇〇	八、五〇〇・〇〇	(-) 三、五〇〇・〇〇	
奨学費	二〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	(+) 一〇〇・〇〇	
訓育費	五〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	(+) 四〇〇・〇〇	
体育費	〇〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	(-) 二〇〇・〇〇	

附表

授業料収入内訳

部科別	学年	人員	授業料	金額
学部	二〇〇、一〇〇	二〇〇名	五〇〇円	一〇〇、〇〇〇
予科	二、三、四	六〇〇	五〇〇〇	三〇、〇〇〇
同科	一、二、三	一五〇	四六〇〇	六九、〇〇〇
同部	一、二、三	六〇〇	四六〇〇	二七、六〇〇
専門部	三	一七五〇	四八〇〇	三六〇、〇〇〇

八、修繕費	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	(+) 一八、〇〇〇	削除
九、保険料	八五八・四八	三、〇〇〇	(+) 一、〇〇〇	戦災被害ケ所小修繕 削除
十、借地料	九〇〇	四、五〇〇	(+) 三、〇〇〇	
十一、諸税金	六二四	二〇〇	(+) 四、五〇〇	保険料値上ノ見込ミ 値上リ
十二、新聞雑誌費	〇〇〇	二、〇〇〇	(+) 二、〇〇〇	〃
十三、雑費	〇〇〇	五、〇〇〇	(+) 一、五〇〇	削除
第二、防空費	二、〇〇〇	一五、四四七・五二	(+) 一九一、三六九・八五	物価騰貴 戦災復興資金ニ充當 予定
第三、財団諸費	二〇六、八三七・三七	一〇、〇〇〇	(+) 六〇三、四七八・〇一	
第四、予備費	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一二、六八五・八四	借入金支払スミ削除
第五、供託金	〇	〇	〇	
第六、積立金	〇	〇	〇	
第七、積立金	〇	〇	〇	
第八、借入金利子	〇	〇	〇	
經常部合計	七五〇、八一九・八五	一四七、三四一・八四		

同一年	同二年	合計
二五〇〇	四八〇〇	七〇六、六〇〇

決議録「写」
昭和二十一年三月二十日日本学教授室ニ於テ理事会ヲ開催
シ左ノ件ニ付決議ヲ為ス

一、学則変更ニ関スル件

終戦ニ伴フ政府ノ教育ノ戦前復帰ノ指令ニ基キ今後ノ我カ国及世界ノ状勢ニ鑑ミ「年限短縮」並ニ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ニ順応シテ制定サレタル臨時学則ヲ根本的ニ改正スヘキトヲ決議ス之カ立案ハ学長一任トス

一、授業料増額ニ関スル件

近時経済状勢ノ急変ニ伴ヒ本財団ノ事業経営上授業料ヲ左ノ通り増額ス

一、学部 貳百五十拾円ヲ五百円ニ

一、予科 貳百参拾円ヲ四百六拾円ニ

一、研究科 百円 ヲ貳百円ニ

一、専門部 貳百四拾円ヲ四百八拾円ニ

右決議ス

昭和二十一年三月二十日於同所

東洋大学財団理事会

理事 橋本増吉[㊦]

理事 杉村哲夫[㊦]

右原本ト相違無之候也

昭和二十一年三月三十日

東洋大学財団理事 橋本増吉[㊦]

〔表紙〕
「東洋大学戦災復興事業計画」

昭和二十一年四月三十日現在

東京都小石川区原町一七

東洋大学復興委員会

東洋大学戦災復興事業計画報告

昭和二十一年四月三十日現在

東洋大学復興委員会[㊦]

一、焼失木造校舎ヲ除ク全建物（コンクリート建三棟）

ノ窓及ビ窓硝子修理工事

昭和二十年十二月二十六日株式会社旭硝子山路商店

店ト総工費拾六万七千四百八拾円五拾銭也ノ見積

積予算ヲ以テ契約即日着工シ昭和二十一年二月十日

日竣工ト同時ニ全額支払完了

二、全建物（講堂、校舎、図書館）修理工事

昭和二十一年三月六日株式会社星野組ト総工費壹

百六拾六万九千九百貳拾九円也ノ見積予算ヲ以テ

契約即日着工シ昭和二十一年四月三十日現在緊急

ヲ要スル各教室ハ殆ンド工事完了シ尚破損個所の

修理工事継続中ナリ工事完了ノ各教室左ノ如シ

1、講堂（一、二階各二二九、一六坪）工事費五拾九

万九千貳百六拾円也

第一階 講一教室^(20坪) 予科一年三十名

講二教室 予科二年三十名

講三教室 予科三年三十名

講四教室 予科一年三十名

講五教室 予科二年三十名

講六教室 予科三年三十名

(右ノ各室ハ工事完了ス廊下便所其他工事中)
第二階 講七教室 (20坪) 社会学部 三年二十名

講八教室 (20坪) 仏教学部 三年二十名

講九教室 (20坪) 史学部 三年二十名

講十教室 (20坪) 経済学部 三年五十名

講十一教室 (20坪) 経済学部 二年五十名

講十二教室 (20坪) 経済学部 一年五十名

(右ノ各室ハ被害ナキ為修理ヲ要セズ)

第三階 (被害ナシ) 天井破損箇所修理中)

2、校舎(一、二、三階各一六八坪) 工事費五拾万九

千〇七拾円也

第一階 西一教室 (32坪) 専門部 一年四十名

西二教室 (20坪) 哲学部 一年二十名

西三教室 (12坪) 哲学部 二年二十名

西四教室 (18坪) 専門部 二年四十名

西五教室 (18坪) 専門部 一年三十五名

西六教室 (18坪) 社会学部 一年二十名

西七教室 (18坪) 専門部 一年五十名

西八教室 (15坪) 仏教学部 一年二十名

(右ノ中西一、西四、西五、西六、西七ノ五教室ハ修理不要、他ハ工事完了)
第二階 西九教室 (18坪) 専門部 二年五十名

西十教室 (18坪) 専門部 三年五十名

西十一教室 (18坪) 史学部 二年二十名

西十二教室 (18坪) 史学部 一年二十名

西十三教室 (18坪) 専門部 二年五十名

西十四教室 (12坪) 仏学部 二年二十名

西十五教室 (18坪) 専門部 三年四十名

西十六教室 (12坪) 文学部 二年二十名

西十七教室 (12坪) 文学部 一年二十名

(右ノ中西十、西十三、西九、西十四ノ四教室ハ修理不要、他ハ工事完了)

第三階 西十八教室 (24.75坪) 専門部 英語部 一年五十名

西十九教室 (16.5坪) 社会学部 二年二十名

西二十教室 (24.75坪) 専門部 英語部 二年五十名

西二十一教室 (19.5坪) 専門部 英語部 五十名

西二十二教室 (19.5坪) 専門部 國漢部 三年三十五名

(右ノ中西十八、十九、二十、二十一教室ハ殆ンド

被害ナク修理不要他ハ修理完了)

三、⁽³⁾ 図書館 (地階一四七、〇八坪) 工事費貳拾貳万六千五百九拾九円也

地階 北一教室^(32坪) 哲学部 三年二十名

北二教室^(32坪) 文学部 三年二十名

(右ハ工事完了、尚地階各室修理中、図書館一階、

二階ハ被害ナク修理不要)

三、寄宿舎新築計画ノ件

既ニ千葉県東葛飾郡平賀村日蓮宗本山本土寺境内

並ニ芝青松寺内(約二百名収容)ニ寮舎ヲ有スル

モ校庭ニ更ニ寄宿舎新築ノ件昭和二十一年三月二

四、研究室新築計画ノ件

十日東洋大学財団維持員會ニ於テ決議決定シ目下株式会社星野組ノ見積予算ニ付キ交渉中ナリ

一、宗教学科(仏教学研究室、印度哲学研究室)

二、哲学科(東洋哲学研究室、西洋哲学研究室、日本哲学研究室)

三、文学科(国文学研究室、支那文学研究室、英文学研究室)

四、史学科(国史学研究室、東洋史学研究室、西洋史学研究室)

五、社会学科(社会学研究室)

右五科ノ研究室總數十二室ハ現在被害ヲ免レタル圖書

館⁽²⁾三室、修理完了セル講堂一階ノ二室ヲ当テタルモ

更ニ校舎旧木造校舎跡ニ研究室新築ヲ計画シ目下株式

会社星野組ニ依リ見積予算作成中ナリ

五、校舎新築計画ニ関スル件

以上ノ四項ニ亘ル諸計画ハ本大学復興委員會ノ第⁽²⁾期

計画ニ属スル事業ニシテ更ニ焼失木造校舎ノ復旧建築

ノ件ハ第一期事業ノ完了ヲ俟チテ直チニ着手セラルベ

キモノトス

敷地ハ校庭ニ接続セル^(天)野氏所有ノ土地五百坪ヲ借地

契約済ニシテ更ニ目賀田男爵邸七百坪モ借地交渉中ナ

り第一期^(事)業中ノ寄宿舎、研究室ノ新築敷地ハ約二百坪ナリ本計画ハ第二期事業トシテ既ニ昭和二十年十一月一日ノ東洋大学財団維持員会ニ於テ決定セラレタルトコロナリ尚第一期事業ハソノ資金募集計画ハ五ヶ年計画ナル^(モ)工事完了ハ昭和二十一年十二月三十一日予定ナリ從ツテ第二期^(事)業トシテノ校舎新築計画ノ実施ハ事實上昭和二十一年末或ハ昭和二十二年初頭ニ於テ着手セラルベキモノトス

六、事業資金ニ関スル件

以上ノ全工事費総額ハ約式百万円ニシテコレガ財源ハ概ネ校友、大学関係者ノ出資ニ俟チ昭和二十年十一月一日東洋大学復興委員會ヲ組織シテ會員募集ヲ開始ス募集計画左ノ如シ

- 1、勸業銀行ヨリ六拾万円借入(但シ全建物ヲ担保トシ十^(三ヶ)年返還条件トシテ年五分五厘)
- 2、大学一般会計ヨリ參拾万円借入(既ニ大学所^(有)ノ定期預金特種定期預金其他ノ積立金ヲ工事費ノ一部ニ借入セリ)
- 3、校友会々員ノ中現在會費納入者ヨリ甲種一口五^(百)円、乙種一口參百円、丙種一口百円トシテ入會費ヲ募集ス納入者六千名ニツキ一人平均丙種一口トシテ総額六拾万円

4、大学関係者ヨリノ入金見込総額約五拾万円
5、現在学生ノ昭和二十年十一月二十一日学生大会ニ於ケル決議トシテ授業料ト共二月額五円ノ復興會費ヲ納入スルコト、ナリタルニ付キ現在学生(授業料納入者)一千名トシテ一ヶ年六万円
尚右ハ五ヶ年継続ニ付キ総額參拾万円

6、大学一般会計ノ余剰金トシテ復興委員會へ繰入見込一ヶ年式拾万円、十二ヶ年継続ニ付キ総額式百四拾万円(尚以上ノ外特別ナル出資援助者、又資金募集計画ヲ算定セザルモ以上ノ計画ニテ既ニ差引殘金^(五)拾万円ノ余剰ヲ見ルモノトス尚右ノ見込ハ^(底)最底限度ノ見積ニ依レルモノナリ) 以上

東洋大学戦災復興事業計画

昭和二十一年四月三十日現在

東洋大学學則

昭和十八年度 東洋大学臨時學則

第一章 總則

第一条 本學ハ國家ニ須要ナル哲学文学其他學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其蘊奧ヲ攻究シ併セテ人格ノ陶冶ヲ為シ以テ國家ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス
第二条 本學ノ学部ハ文學部トス

第三条 本学ハ学部、研究科及大学予科ヲ以テ構成ス

本学ニ専門部ヲ附置ス

専門部ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第四条 学部並ニ研究科ノ学年ハ十月一日ニ始リ翌年九月三十日ニ終ル

予科ノ学年ハ四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

但シ最高学年ハ九月三十日ニ終ル

第五条 削除

第六条 学年中定休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日、本学記念日

春季休業 三月廿五日ヨリ三月三十一日ニ至ル

夏季休業 七月廿日ヨリ八月廿日ニ至ル

冬季休業 十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

第二節 入 学

第七条 入学期ハ三月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

但シ学部ニ在リテハ九月三十日ニ至ル

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可ス

ルコトアルヘシ

一、高等学校高等科卒業生

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及東洋大学専門部卒業生ニシテ大正七年文部省令第三号第二條ニ依リ指定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二條ニ依リ指定セラレタル者

五、左記学校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校（文科）

奈良女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学部、同英文学部及専門科国文学部、同英文学部）

大谷女子専門学校（国文科）

千代田女子専門学校（国文研究科）

相愛女子専門学校（国文科）

長野県女子専門学校（文科研究科）

私立聖心女子学院高等専門学校（国文科、英文科）

実践女子専門学校（国文科、英文科）

金城女子専門学校（国文科、英文科）

広島女子専門学校（英文科）

福岡女子専門学校（文科）

東京女子大学（大学部文学科、英語専攻部及國語専

攻部）

東京女子大学（大学部文学科、英語専攻部及國語専攻部）

東京女子大学（大学部文学科、英語専攻部及國語専攻部）

東京女子大学（大学部文学科、英語専攻部及國語専攻部）

攻部)

帝国女子専門学校 (国文学科本科)

京都女子専門学校 (国文科、英文科)

大阪女子専門学校 (国文国史学科、英文科)

樟蔭女子専門学校 (国文科)

梅花女子専門学校 (国文科、英文科)

活水女子専門学校 (本科)

宮城県女子専門学校 (文科)

京都府立女子専門学校 (文学科)

広島女子専門学校 (国文科)

同志社女子専門学校 (英文科)

津田英学塾 (本科)

六、願ニ依リ退学シタル者ノ再入学ヲ願出テタル者

第九条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大学卒業者タルコトヲ要ス

但シ右ト同等以上ノ学歴アル者ニ対シテハ教授会ノ議ヲ經テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 大学予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

- 一、中学校第四学年ヲ終了シタル者
- 二、高等学校尋常科ヲ終了シタル者
- 三、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五、文部大臣ニ於テ高等学校高等科入学ニ関シ指定シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第十一条 前条ニ掲クル資格ヲ有シ且ツ前学年ノ課程ニ依ル試験ニ合格シタル者ハ欠員アル場合ニ限り大学予科第二学年ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入学願書ヲ差

出シ入学検定料金拾円ヲ納ムヘシ但シ検定料ハ受檢ノ如何ニ拘ラス還付セズ

第十三条 入学志願者ノ数予定人員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行ヒ入学ヲ許スヘキ者ヲ定ム

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学料金十円ヲ添ヘ規定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スヘシ

第三節 休学、退学及除籍

第十五条 学生生徒ニシテ三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集期間休学トス

休学シタル期間ハ之ヲ在学期間ニ算入セス

第十六条 学生生徒ニシテ退学セムトスルトキハ事由ヲ具シテ願ヒ出ツヘシ

第十七条 願ニヨリ退学シタル者再ヒ入学ヲ願ヒ出ツルトキハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第十八条 学生生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若シクハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルトコトヲ得

第四節 賞 罰

第十九条 学生生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ之ヲ特待生トス

第十九条ノ二 学生生徒ニシテ本学則ニ違反シ又ハ其ノ本分ニ背反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及退学トス

第五節 授業料研究料及聴講料

第二十条 学部又ハ大学予科ノ授業料又ハ聴講料並ニ研究科ノ研究料年額左ノ如シ

学 部 金貳百五十拾円

大学予科 金貳百参拾円

研究科 金百円

各学期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 学生生徒ニシテ退学シ除籍セラレ又ハ退学ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十二条 学生生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス但シ第二章第三節第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第三章 学 部

第一節 修学年限又学科課程

第二十三条 学部ノ修学年限ハ三ヶ年以上トス但シ昭和十七年四月夫以前ノ入学者ハ二年六ヶ月トス但シ六ヶ年ヲ超ユルトコトヲ得ス

第一学年ニ入学セシムベキ定員ハ四十人トス

第二十四条 学部ニ左ノ学科ヲ設ク

一、東洋哲学科

二、古典学科

学生ハソノ所属学科ニ於テ専攻スベキ授業科目ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ学科ノ授業科目ヲ修ムルトコトヲ得

第二十五条 学部ノ授業科目ハ必修科目及選択科目ノ二種トシ各学科ニ於テ開設スベキ授業科目及單位数左ノ如シ

学 科 目	共 通 必 修 科 目	各 科 必 修 科 目	選 択 科 目
東 洋 哲 学 科	国体学(一) 儒学概論(一)	哲学概論(一) 哲学(一) 東洋哲学史(二) 印度哲学(一) 支那哲学(一) 仏教学及仏教史(五) 倫理学概論(一) 東洋倫理(二) 西洋倫理(二) 社会学概論(一)	西洋哲学史、心理学、論理学、美学、宗教学 真言学、真宗学、日蓮学、禪宗学、神道学 国史、東洋史、西洋史 英吉利語学、独逸語学、梵語学
古 典 学 科	仏教学概論(一) 教育学(二)	国文学(六) 国語学(三) 支那文学(三) 支那哲学(二) 文学概論(一) 国史学(一) 言語学(一)	書誌学、漢文法及演習 哲学、心理学、社会学、美学 宗教学、東洋哲学史、印度哲学、仏教学、仏 教史、神道学、東洋史、西洋史、考古学 英吉利語学、独逸語学、支那語学

東洋哲学科ニ於テ高等学校高等科教員無試験檢定資格
 ヲ得ントスル者ハ修身ニ在リテハ哲学ニ単位哲学概説
 ニ在リテハ哲学ニ単位及哲学史四単位(東洋ニ西洋ニ)
 ヲ選択履修スルヲ要ス

第二十六条 授業科目ハ一学年毎週二時間乃至四時間ヲ
 以テ一単位トス

第二十七条 学生ハ每学年授業科目八単位以上ヲ修了シ
 男子学生ハ教練ヲ必修スヘシ

第二十八条 外国語ハ英吉利語独逸語及支那語ノ三種ト
 シ学生ヲシテ其一ヲ選択セシム

第二十九条 授業科目ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ証明ス
 第二節 試験及称号

第三十条 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一条 修了試験ハ毎学年其学年内ニ学修セル科目ニツキ之ヲ行フ

第三十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリ修了試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三条 卒業試験ハ論文試験及口述試験トシ全課程ヲ修了スヘキ学年ニ於テ之ヲ行フ

第三十四条 卒業論文ノ題目ハ予メ担当教員ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三十五条 卒業論文ハ全課程ヲ修了スヘキ学年ノ七月二十日マテニ之ヲ提出スヘシ

第三十六条 三ヶ年以上在学シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス

前項ニ該当スル者ハ文学士ト称スルコトヲ得

第三節 選科生及聴講生

第三十七条 学部ノ学科中科目ヲ選択シテ学習セントスル者又ハ学部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ハ学部ニ欠員アル場合ニ限り選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキ

モノハ左ノ各項ノ一ニ該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者ノ檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認めタルモノ

第三十九条 学生ニ関スル規程ハ之ヲ選科生及聴講生ニ準用ス

第四十条 選科生聴講生其ノ選修科目又ハ聴講科目ニツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了証書又ハ聴講証書ヲ付与ス

第四章 研究科

第四十一条 研究科ノ在学期ハ二ヶ年トス

満期後研究ノ必要ニヨリ引続キ在学セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ツツ三ヶ年マテ延期スルコトヲ得

第四十二条 研究科学生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス

第四十三条 研究科学生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差

出スヘシ

第四十四条 研究科学生ハ許可ナクシテ本学所在地方以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第四十五条 研究科学生二年以上在学シタルトキハ其研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大学予科

第一節 修業年限及学科課程

第四十六条 大学予科ノ修業年限ハ二ケ年トス但シ昭和十七年四月入学ノ者ハ一年六ケ月トス

第一学年ニ入学セシムベキ定員ハ四十名トス

第四十七条 大学予科ノ学科目及各学年ニ於テハ最低教授時間数左ノ如シ

学科目	学年	
	第一学年	第二学年
道義科	三五	三五
古典科	二〇〇	二〇〇
歴史科	一六五	一六五
経国科	六五	一三〇
哲学科	六五	六五
自然科	六五	六五
外国語科	二〇〇	二〇〇
教練科	一〇〇	一〇〇
体鍊科	六五	六五

計	選修科	
	一、一二五	一〇〇
	一、一二五	一〇〇

生徒ニハ修鍊ヲ課ス
修鍊要項ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 試験及修了

第四十八条 試験ハ每学期之ヲ行フ

第四十九条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ設ク

第五十条 試験評点ハ一百点ヲ以テ満点トス

第五十一条 各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試験評点トス

第五十二条 学年試験評点ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第五十三条 第二学年ノ学年試験ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了証書ヲ授与ス

附 則

第五十四条 本学則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔表紙〕
昭和廿一年度

新制学科目担当予定表

東洋大学

哲学科

東洋哲学 專攻学科	東洋哲学史 概説	支那哲学史 概説	支那倫理学 概説	東洋哲学 (支那哲学)	支那語 国語国文学	倫理学概説 西洋倫理学史	日本思想史 概説	印度哲学史 概説	仏教概説 印度哲学史	支那文学 史学概説	東洋史学
数位準	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一
昭和廿一 年度 (担当)	支那倫理学 概論(諸橋)	演習(杖下)	特殊講義(諸橋)	支那語(永島)	支那語(永島)	日本思想史 概説(藤原)					
昭和廿二 年度 (同上)	支那哲学史 概説(高田)	演習(諸橋)	特殊講義(杖下)	支那語(永島)	支那語(永島)						
昭和廿三 年度 (同上)	支那倫理学 概論(諸橋)	演習(杖下)	特殊講義(諸橋)	支那語(永島)	支那語(永島)	日本思想史 概説(藤原)					
西洋哲学 專攻学科	哲学概論	西洋哲学史 概説	西洋哲学	論理学	希臘語	倫理学概説 西洋倫理史	心理学概論	日本思想史 概説	支那哲学史 概説	印度哲学史 概説	仏教概説
数位準	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和廿一 年度 (担当)	哲学概論(橋高)	西洋哲学史 概説(出)	演習(橋高)	特殊講義(鬼頭)	希臘語(宮崎)	西洋倫理史 概説(古川)	日本思想史 概説(藤原)				
昭和廿二 年度 (同上)	哲学概論(橋高)	西洋哲学史 概説(出)	演習(務台)	特殊講義(出)	論理学(橋高)	倫理学概論(古川)	心理学概論(宮崎)				
昭和廿三 年度 (同上)	哲学概論(橋高)	西洋哲学史 概説(出)	演習(橋高)	特殊講義(鬼頭)	同上	西洋倫理史 概説(古川)	日本思想史 概説(藤原)				

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

印度哲学史 概説	印度哲学史 概説	印度哲学史 概説	印度哲学史 概説
一	一	一	一
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)
印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)	印度哲学史 概説(→) (西)

備考 教員検定希望者ハ教育学ヲ二単位履習ノ事、以下各科共通 外国語ノ選択各科共通

カレズイ 梵 仏 独 英 語 語 語 語	外教 育学	心 理学	社 会学	美 洋学	西 洋学	宗 教学	国 史学	国 文学
一 一 一 一 二	一	一	一	一	一	一	一	一
梵 仏 独 英 語 語 語 語	教育学	教育学	社会学	史学	宗教学	国史学	国文学	国文学
(西) (福原) (海老原) (佐藤)	(上村)	(上村)	(上村)	(上村)	(上村)	(上村)	(上村)	(上村)
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上 同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考 教員検定希望者ハ教育学ニ単位履習、外国語履習、各科共通

独 仏 英 巴 梵	外 国 語	教 育 学	社 会 学	心 理 学	宗 教 学	史 学 概 論	仏 教 学	概 説 支 那 哲 学 史	概 説 日 本 思 想 史	西 洋 倫 理 学 史	倫 理 学 概 論	哲 学 概 論	梵 語 又 ハ 巴 利 語	仏 教 史	仏 教 学
二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五	
													梵 語 (-) (西)	特殊講義 (-) (坂本)	特殊講義 (-) (加藤精)
													梵 語 (-) (西)	演 習 (-) (坂本)	特殊講義 (-) (花山)
													梵 語 (-) (西)	特殊講義 (-) (坂本)	演 習 (-) (坂本)
巴 仏 独 英 語	外 国 語	教 育 学	社 会 学	心 理 学	宗 教 学	史 学 概 論	仏 教 学	概 説 支 那 哲 学 史	概 説 日 本 思 想 史	西 洋 倫 理 学 史	倫 理 学 概 論	哲 学 概 論	梵 語	印 度 哲 学	
二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二	二	四	一
													同 上 (-) (西)	特殊講義 (-) (坂本)	特殊講義 (-) (宇井)
													同 上 (-) (西)	特殊講義 (-) (坂本)	演 習 (-) (坂本)
													同 上 (-) (西)	特殊講義 (-) (坂本)	演 習 (-) (坂本)

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

		文学科	
学	国文学専攻科	数位	単
国文学	六	文学史(一) (久松)	昭和廿二年度 (担当)
国語学	二	江戸文学(一) (守随) 国語学史(一) (東条)	昭和廿二年度 (担当)
文学概論	一	文学概論(一) (松浦)	昭和廿三年度 (担当)
言語学概論	一	同上(一) (服部)	
西洋哲学史概説	一	同上(一) (小林)	
倫理学概論	一		
哲学概論	一		
美学概論	一		
比較文学	一	同上(一) (山際)	
仏教概論	一		
国史学	一		
社会学	一		
教育学	一		

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

古文書学	国史学	国史概説	史学科	梵支仏独英	外国語学	社会学	教育学	国語学	国文学	東洋史学	仏教史学	支那哲学	比較文学
一	五	一	数位单	二	一	一	一	一	一				
	特殊講義(-) (坂本)	演習(-) (吉村)	昭和廿一年度 (担当)										
同上(-) (吉村)	特殊講義(-) (坂本)	演習(-) (吉村)	昭和廿二年度 (同上)										
	特殊講義(-) (中村)	演習(-) (吉村)	昭和廿三年度 (同上)										
				希羅	外国語学	国語学	社会学	西洋史学	比較文学	哲学概論	倫理学概論	概説	西洋哲学史
				二	一	一	一	一	一				
													比較文学(-) (加藤虎)

支	梵	仏	独	英	語	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
																							史学概論
																							同
																							上
																							(橋本)
																							同
																							上
																							(橋本)
																							同
																							上
																							(橋本)

東洋史概説	一	同上(古代) (橋本)	昭和廿一年度 (担当)
東洋史学	五	演習(守屋) 特殊講義(和田) 特殊講義(橋本)	昭和廿二年度 (担当)
東洋史学	一	同上(中世) (橋本)	昭和廿三年度 (担当)
東洋史学	一	同上(近世) (橋本)	昭和廿四年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和廿五年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和廿六年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和廿七年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和廿八年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和廿九年度 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十一年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十二年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十三年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十四年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十五年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十六年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十七年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十八年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和三十九年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十一年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十二年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十三年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十四年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十五年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十六年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十七年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十八年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和四十九年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十一年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十二年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十三年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十四年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十五年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十六年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十七年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十八年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和五十九年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和六十年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和六十一年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和六十二年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和六十三年 (担当)
東洋史学	一	同上(松本)	昭和六十三年 (担当)

史学科

概 東 洋 哲 学 史	倫 理 学 概 論	概 西 洋 哲 学 史	哲 学 概 論	經 济 学	法 律 学	政 治 学	社 会 学	社 会 学 概 論	專 攻 学 科
一	一			二	二	一	五	一	數 位 單
				二 經 济 学 原 論 (大野)	二 同 上 (私 法) (犬丸)	一 同 上 (私 法) (犬丸)	五 特 殊 講 義 (戸田)	一 同 上 (林)	昭 和 廿 一 年 度 (担 当)
				二 經 济 学 原 論 (大野)	二 同 上 (公 法) (未)	一 同 上 (公 法) (未)	五 社 会 政 策 (林)	一 同 上 (林)	昭 和 廿 二 年 度 (同 上)
				二 經 济 学 原 論 (大野)	二 同 上 (私 法) (犬丸)	一 同 上 (私 法) (未)	五 特 殊 講 義 (戸田)	一 同 上 (林)	昭 和 廿 三 年 度 (同 上)

社会学科

外 教 社 会 育 会	支 梵 仏 独 英 語 学 学
	二 一
外 教 社 会 育 会	支 梵 仏 独 英 語 学 学
	二 一

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

倫理	公民	哲学	宗 教	文 学	歴 史	地 理	国 語
西洋倫理	法学通論	心理学 論理学	仏教概論	日本文化史	現代文学 平家物語 古今新古今	講 讀	国文法
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
古 川	犬 丸	齋 藤	橘 高	坂 本	吉 村	平 野	山 上
東洋倫理	経済学原論	科学概論	仏教史	東洋文化史	枕草子 大 鏡	日記文学 日記文学	佛文学奥の細道
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
坂 本	阪 口	齋 藤	西	守 屋	平 野	御 野	平 野
倫理学概論	社会学概論	哲学概説	宗 教 史	文学論 西洋文化史	人文地理学 古 典	物 語	謡 曲
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
古 川	由 良	橘 高	坂 本	田 部	小 室	山 本	御 野

予 科

史 学 概 論	宗 教 史	心 理 学	教 育 学	土 俗 学	民 族 学	外 国 語	仏 独 英
-	-	-	-	-	-	-	-

専門部国漢科

科目	第一学年 (時數)	第二学年 (時數)	第三学年 (時數)
倫理	西洋倫理史	東洋倫理史	倫理学概論
公民	公民	哲学概論	仏教概論
哲学	心理学 論理学	橋高 仏教史	坂本
歴史	論理学	橋高	坂本
教育	日本文化史 教育学	東洋文化史 教育史	小室
外国語	英語 支那語	英語 支那語	上野
国語	徒然草	万葉集	御巫
	(一) (二) (四)	(二) (二) (四)	(二) (二) (四)
	寺本 永島 町野	福井 永島 町野	永島 町野
	吉田 藤原	吉田 守屋	宮坂
	藤原 橋高	守屋 坂本	小室
	西川	坂本	古川
	担当教授	担当教授	担当教授

合計時數	第二外国語	英語	漢文
三十一時間	支那語 又ハ(仏蘭斯語) 又ハ(獨逸語)	講讀 文法 作文 會話	講孟子 讀史記 漢文法
	(四) (四) (二) (二)	(二) (四)	(二) (一) (一)
	永島 海老原	町野 加藤 加藤	杖下 毛塚
三十時間	支那語	會話 獨逸語	論語 唐詩選 漢學要說 漢文學史
	(四) (四) (二)	(四) (四)	(一) (一) (一)
	永島	外人 海老原	小沢 毛塚 加藤
三十二時間	支那語	會話 獨逸語	大學、中庸 文章規範 漢學要說 漢文學史
	(四) (四) (二)	(二) (四)	(一) (一) (一)
	永島	外人 海老原	小沢 加藤 加藤

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

科目		第一学年	第二学年	第三学年
倫理 公民 哲学	西洋倫理史 公民 心理学			
担任教授		古川 西	坂本	古川
科目		第一学年	第二学年	第三学年
担任教授		古川 西	坂本	古川
担任教授		古川 西	坂本	古川
担任教授		古川 西	坂本	古川

時数合計 (週)	漢文											
	三十四時間	漢文学史	(→)	(→)	漢文法	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)
三十三時間	毛塚	(→)	(→)	漢文法	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)
三十二時間	毛塚	(→)	(→)	漢文法	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)

備考
一、作文作歌作句作詩漢作文ハ時間外ニ於テ課スルモノトス
二、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

備考 一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

合計時数		地	理	英	歴	漢	国	教										
三十六時間		地理学通論	史学概論	有職故実	西洋史学	東洋史学	国史学	西洋史概説	東洋史概説	西洋史概説	国史概説	講読	孟子	史記	和歌、俳句	増鏡、大鏡	論理学	教育学
		(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(四)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)
三十六時間		山本	山本	矢田	河鱒	小室	守屋村	小室	守屋	吉村	吉村	加藤	小沢	加藤	平野	御巫	吉田	橘高
		(二)	(二)	(一)	(一)	(五)	(五)	(五)	(四)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	(一)
三十六時間		山本	山本	矢田	矢田	小室	橋本	守屋	中村	吉村	町野	杖下	小沢	小沢	加藤	寺本	吉田	
		(二)	(二)	(二)	(二)	(五)	(五)	(五)	(四)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
三十六時間		山本	山本	原村	吉田	矢田	小室	橋本	守屋	中村	吉村	加藤	小沢	加藤	久松	福井	上田	宮坂
		(二)	(二)	(二)	(二)	(五)	(五)	(五)	(四)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

専門部英語科

合計時数	第二外国語	英語学	英語	漢文	国語	教育史	歴史	哲学	公民	倫理	科目							
三十六時間	独逸語	音声学	英文学史	會話	作文	英文法	講読演習	唐詩選	孟子	和歌俳句	隨筆	教育學	日本文化史	論理學	心理學	公民	西洋倫理史	第一學年
	(四)	(二)	(二)	(四)	(四)	(二)	(五)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	(一)	(二)	(一)	
	海老原	佐々木	加藤	外人	町野	佐々木	加藤 <small>(喜)</small>	毛塚	小沢	平野	御巫	吉田	藤原	橋高	齊藤	西	古川	担当教授
三十六時間	独逸語	言語学概論	英文学史	會話	作文	英文法	講読演習	八家文	史記	謡曲	近松	教育史	東洋文化史	哲学概論			東洋倫理史	第二學年
	(四)	(二)	(二)	(四)	(四)	(二)	(六)	(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)			(一)	
	海老原	服部	加藤	外人	町野	佐々木	加藤 <small>(喜)</small>	加藤	杖下	平野	寺本	吉田	守屋	橋高			坂本	担当教授
三十六時間	独逸語			會話	作文	英文法	講読演習	論語	老子		源氏物語	万葉集	学校衛生	教授法	西洋文化史	宗教史	倫理学概論	第三學年
	(四)			(四)	(四)	(二)	(六)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)	(一)	(二)	(二)	(一)	
	海老原			外人	町野	佐々木	加藤 <small>(喜)</small>	小沢	加藤		福井	久松	上田	宮坂	小室	西	古川	担当教授

備考 一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス
 専門部経済科

科目		第一学年	第二学年	第三学年
公民国語	文化史 和歌 俳文学	(一) (一) (一)	倫理哲学	思想史(社会政治)
数学			数学 { 商一般	商品学
第一外国語	(英)講読	(六)	講読	講読
第二外国語	独逸語 又ハ支那語	(一) (一)	独逸語 支那語	独逸語 支那語
法律	法学通論	(一)	民法	商法
経済	商業經濟 經濟原論及經濟学史	(一) (四)	經濟政策 農業政策	社会政策 財政学
経営	經濟史 經濟地理	(一) (一)	商業政策 國際經濟	金融論 統計学
	亞米利加經濟事情 經濟總論 交通論	(一) (一) (一)	外國經濟書講読 工業經營論 組合經營論	外國經濟書講読 工業經營論 組合經營論
	簿記 商業 英文	(一) (一) (一)	倉庫論 保險論	會計学 會計監査
		番場	相馬	西垣
		番場	相馬	西垣
		西垣	大野	番場
		阪口	大野	大野
		山本	大野	大野
		古島	阪口	大野
		大野	古島	大野
		阪口	阪口	大野
		犬丸	高井	朝原
		永島	永島	米谷
		海老原	海老原	永島
		加藤	加藤	海老原
		町野	町野	加藤
		重勝	重勝	町野
		渡部	渡部	町野
		橋高	橋高	阪口
				古川
				担任教授

合計時数	演習	実務実習	(一)	簿記	銀行	(一)	西垣
	教育	教育学	(一)	原価計算	工業	(一)	番場
三十七時間				演習		(一)	阪口
				教育史		(一)	吉田
三十七時間				青年心理		(一)	
三十七時間							

* 1 ↓ * 2 (朱書)
 * 3 ↓ * 4 (朱書)
 * 5 ↓ * 6 (朱書)

『自昭3年3月至昭21年5月 東洋大学 第23冊』

国立公文書館所蔵

昭和二十一年三月三十日

文部大臣 安倍能成閣

『認可書等綴 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』
 東洋大学企画室所蔵

一五九―二 東洋大学学部学則変更認可書

(昭和二十一年三月三〇日)

第四節 関 連

校学二七九号

東洋大学設立者

一六〇 教育に関する戦時非常措置方策に基づく

東洋大学財団

学校整備に関する件

昭和二十一年三月三十日附庶第七二号申請学則中変更ノ
 件認可ス

(昭和一九年二月四日)

学專四二号

昭和十九年二月四日

文部省専門教育局長 永井浩園

東洋大学学長殿

教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備ニ

関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十九年一月十日附庶第八七号ヲ以テ御回答相成タル処右ノ内入学定員等ニ付テハ左記ノ如ク実施スルモノトシテ承認相成タルニ付御了知相成度追而至急学則変更ノ認可申請等所定ノ手續相成度尚右ノ認可以前ニ於テ入学募集ヲ為スモ差支無之ニ付為念申添フ

記

入学定員

(一) 学部 四〇人 (東洋哲学科二〇人 古典学科二〇人)

(二) 予科 四〇人

(三) 専門部

倫理国漢科 一〇〇人

経国科 五〇人

計 一五〇人

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一六一 「教育に関する戦時非常措置方策に関する件」通牒と回答

(昭和一八年一〇月二二日・一一月四日)

○教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ関スル件

標記ノ件ニ関スル本月十二日ノ閣議決定ニ基キ文科系大学専門学校ニ付テハ徵集猶予ノ停止ニ伴ヒ学生生徒ノ減少ヲ来ス為授業上ノ関係ヲ考慮シ且防空上ノ目的ニ基キ適當ナル箇所ヲ選ビ集合シテ授業ヲ行フコトト相成且相當數ノ私立大学ハ之ヲ専門学校ニ転換シ其ノ教育内容ヲ整備改善スルト共ニ大学ヨリ転換セルモノト既存ノモノトヲ併セ専門学校ノ入学定員ヲ全期ヲ通ジ概ネ従前ノ二分一程度ニ止ムルコトト相成從ツテ専門学校ニ於テモ相當數ノ統合整理又ハ理科系ヘノ転換ヲ要スルモノト認メラルルニ付テハ之ガ実施上ノ資料ト致度ニ依リ右趣旨御諒承ノ上貴法人経営ノ学校ニ対スル措置トシテ左記事項ニ付御意見希望等至急文書ヲ以テ御開申相成度

記

大学

一、転換セントスル場合ニ於テハ其ノ学校ノ種類、学科、

定員並校舍其ノ他ノ施設ノ位置及規模等(理科系専門
学校へ転換セントスル場合ニ於テハ特ニ実験実習場等
ノ概要)

二、統合整理セントスル場合ニ於テハ其ノ善後措置又ハ
統合先ノ学校ニ関スル希望等

三、附属専門部ニ関スル措置

四、現在教職員ニ対スル措置

五、其ノ他

以上

○教育に關する戦時非常方策に對する回答

一、東洋大学は政府の根本方針に協力し、戦時非常措置
として文学部哲学科、仏教学科、国文学科、支那哲学
支那文学科、史学科の五科を縮少して東洋哲学科古典
科の二科とし入学定員を概ね五分の二に減少す。校舎
等に関しては現在の東洋大学校舎等を使用す。(東洋
大学は理科系大学又は理科系専門学校に転換する意な
し)

二、東洋大学は護国愛理を建学の精神とし六十年の久し
きに亙り西洋文化心酔の弊風を打破しつつ常に東洋精
神の昂揚に努め以て能く純文科大学としての使命を全
うせり。従つて其の伝統を異にする他大学との統合を
希望せず。

三、東洋大学附属専門部は四科の中倫理国漢科、経国科
の二科を存置し国漢科を倫理国漢科に、拓殖科を経国
科に統合す、従つて入学定員は之を半減す。

四、文学部専門部各科の整理と入学定員の縮少と共に伴ひ
相当数の教職員の退職者を出すこととなるを以て、本
学としては万全の措置を講ずべきも、尚政府に於かれ
ても、就職を斡旋し或は相当額の退職金を補助せらる
ゝ等の措置を講ぜられたし。

五、決戦下の思想戦に於て純精神文化教育の益々重要な
ることを痛感し、本学建学精神に鑑み如何なる困難を
も打破して、教育報国の誠を致すべく決意せり

「法文系大学の統合問題」(『東洋大学校友会々報』

第六号、昭和一九年三月二五日)

一六二 東洋大学事務引継書 (昭和二三年)

〔表紙〕
昭和二十三年

東洋大学事務引継書

前学長 藤原猶雪

新学長事務取扱 加藤虎之亮

東洋大学事務引継書

一、東洋大学役員(別冊)

二、東洋大学職員（別冊）

三、東洋大学事務室各課所管簿冊（別冊）

四、東洋大学教授講師名簿（附專任教授表）

五、東洋大学在学生一覽表（別冊）

六、附屬図書館所蔵図書調（別冊）

七、東洋大学昭和二十二年度會計狀況（別冊）

八、懸案事項（事務關係）

1、教員檢定關係（教務關係）

専門部經濟科、英語科の無試験檢定は本年度中に無試験檢定許可申請をなす予定にして二十六年以降の出願者の無試験檢定は規則改正に伴ひ文部省に於て受理停止中なるをもつて本学に於ても停止の状態なり

2、新設經濟学部（教務關係）

昭和二十二年十二月中に新学制に依る經濟学部を設置するため教科目其他を準備委員会に於て決定、四月より実施の目的をもつて申請準備中なり

3、昭和二十三年度学生募集の件（学生課關係）

所要の準備を了し二月一日を期して募集開始の予定

4、財団維持員補欠選挙の件（庶務課關係）

校友側維持員二名欠員につき其の補欠選挙を二月八日施行する

九、財団關係事項

1、大学移転の件（愛沢学監補足説明す）

2、教授側維持員辞表提出の件（成石課長補足説明す）

3、維持員出隆氏処理の件

4、大学復興工事に係る星野組との關係について（近藤課長補足説明に由る）

右引継す

以上

昭和二十三年一月 日

前学長 藤原猶雪

学長事務取扱 加藤虎之亮

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

東洋大学側理事、監事、維持員表 昭和二十二年十二月二十八日現在

氏名	職名	選挙種別	住所
国井淳一	監事	推薦	杉並区天沼三ノ六七〇 安田方
西井義雄	維持員	第一種	神奈川県川崎市新作一、二七九
橘高倫一	同	同	千葉県東葛飾郡小金町三四九 角谷方
加藤精神	同	同	板橋区中村町一ノ一、一七八 南蔵院
出本幸男	同	同	文京区本郷三丁目 東京大学哲学研究室内
坂本幸男	同	同	豊島区雑司ヶ谷町一ノ五四
毛塚榮五郎	同	同	板橋区石神井町下石神井二ノ一、二九二
田中治五平	同	第二種	練馬区南町五ノ六六七六
伊東清	同	同	北区東十条五ノ一三
高盛義雄	同	同	文京区林町四五
柳井正夫	同	同	新宿区林町四五

京北側理事、監事、維持員表 昭和二十二年十二月二十八日現在

氏名	職名	選挙種別	住所
柴田甚五郎	理事	銓衡	北区上中里一七二
黒川武雄	監事	推薦	港区赤坂新坂町二八
村山小功	維持員	第三種甲	豊島区雑司ヶ谷二ノ四八三
西田小平	同	同	文京区駒込林町一一三 小柳津邦太方
水野俊平	同	同	豊島区椎名町五ノ二、一五二
藤田誠一	同	第三種乙	板橋区上石神井二ノ一、四五九
戸田京次	同	同	埼玉県北足立郡大和町下新倉一、八七七
大久保忠利	同	同	世田ヶ谷区上馬一ノ七八五 堀旗澄方

增田秀吉	同	第四種甲	世田ヶ谷区松原町四ノ一三七 西村房太郎方
大野忠	同	同	北区王子町一、二八二
高橋新八	同	第四種乙	埼玉県北足立郡朝霞町膝折一、一〇一三
郡司三実	同	同	中央区日本橋室町 日本銀行内
菊本安房	同	同	文京区関口台町一三
坂本	同	同	目黒区柿ノ木坂九〇一

東洋大学事務職員表

(三三・十二)

氏名	課係	就任年月	住 所
愛沢恒雄	学監	昭和 二二、十一(再)	東京都板橋区板橋町二ノ六三五 力石方
近藤鉄城	復興課	二二、四	埼玉県川越市小仙波一三〇
神作隆貫	図書館	二一、五	東京都文京区本郷三町二ノ三
岩本寿栄子	同 右	一五、二	東京都文京区原町一七 東洋大学内
林博吉	教務課	二二、四	神奈川県中郡大山町大山四四五
石川誠一	同 右	一六、四	東京都太田区馬込町東四ノ二五二 水谷方
箕輪昭二	同 右	二二、四	東京都世田ヶ谷区喜多見町三、一九〇
橋本俊子	同 右	二一、十一	東京都世田ヶ谷区松原町二ノ七五七
小沢文四郎	学生課	二二、六	埼玉県浦和市仲町一ノ八二
小野主計	同 右	二一、五	東京都荒川区南千住町一ノ三六
中平いち子	同 右	二二、四	東京都大田区糞谷町四ノ一四五五
成石義之	庶務課	二二、四	東京都豊島区千川町一ノ一七
大野文吉	同 右	二二、四	埼玉県入間郡吾野村山崎
伊東武行	同 右	二二、六	千葉県千葉郡二宮町前原二三一
富田盛勝	同 右	二一、一〇	東京都北多摩郡保谷町上保谷一三七四

一、 庶務課所管帳簿目録		
一、 文部省関係書類	一	
一、 文部省通達綴		
一、 大日本育英会	二	
一、 學術体制刷新委員会	一	
一、 無試験檢定許可申請書	一	
一、 高等学校関係書類	一	
一、 退職者履歴書	一	
一、 歴代学長履歴書	一	
一、 教職員履歴書	四	
一、 辞令簿	一	
一、 教職員辞表綴	一	
一、 維持員会ニ関スル書類	二	
一、 協議員会ニ関スル書類	二	
一、 理事会記録	一	
一、 財団関係書類	一	
一、 教授会記録	一	
一、 電気、電話ニ関スル書類	一	
一、 精神科学研究奨励金交付方申請書類	一	
一、 諸研究費要求方ニ関スル通牒文書	一	
一、 契約書綴	一	
一、 土地明細帳	一	
一、 土地家屋図面	一	
一、 東洋大学財団登記書類	一	
一、 電話施設書類	一	
一、 認可書類	一	
一、 哲学堂祭典庶務記録	一	
一、 学生募集ニ関スル書類	一	
一、 年報々告書類	一	
一、 年報取扱条項及諸表	一	

志村賢寿	會計課	二〇、九	東京都下北多摩郡国分寺町本町四ノ三三九
西進子	同右	二一、一〇	東京都文京区原町一〇
小林美鏡	校友会書記	一九、	東京都世田ヶ谷区上馬町二ノ一八
大場文治	使丁	一九、七	東京都荒川区日暮里町九ノ六
羽石藤吉	同右	一六、二	文京区原町一七 東洋大学内
島田豊次郎	同右	二二、六	板橋区板橋町一〇丁目二九五五 以上 二二名

一、諸報告綴	一	一、学長教員認可辞令書類	一
一、占領地ヨリ持去ラレシ物件ノ調査書類	一	一、東洋大学学術研究会ニ関スル書類	一
一、選挙演話 <small>(説)</small> ノタメ学校使用ニ関スル書類	一	一、教員調査表綴	三
一、教員調	一	一、職員調査表綴	一
一、在学年限短縮書類	一	一、教員適格者、不適格者名簿	一
一、人事及重要雑記	一	一、判定書綴	一
一、認可申請書類	一	一、適格審査ニ関スル書類	二
一、事業報告綴	一		
一、發送文書控簿	一	学生課所管帳簿目錄	
一、大学設立基準設定協議会ニ関スル書類	一	一、学籍簿 学部	四冊
一、私立大学連合会文書	一	予科	三冊
一、通勤証明書発行簿	一	専門部	六冊
一、証明書綴	一	一、学生名索引	二冊
一、身分証明書台帳	一	一、在学証書	七冊
一、通勤者登録名簿	一	一、在学証明書	一冊
一、欠勤届綴	一	一、退学証明書控	一冊
一、教職員住所録	一	一、帰省証明書控	一冊
一、大学教授協会文書	一	一、教育費引出証明書控	一冊
一、賞状台帳	一	一、書籍購入証明書控	一冊
一、東洋大学学位規定	一	一、身分証明書控	三冊
一、学位記台帳	一	一、休学、退学、復学届	三冊
一、学位論文関係書類	一	一、学生数調査書	三冊

教務課保管諸帳簿表 昭和二十二年十二月現在

種類	年度	冊数	備考
哲学館創立以来館内入学者名簿		二	
館友名簿		一	
卒業生名簿		一	
哲学館生徒一覽	明治二十二年以降	一二	
哲学館学籍簿	明治三十二年以降 同四十五年迄	一六	
学籍簿	大正二年以降 大正十五年迄	五七	大正五年度無し
学籍簿	昭和二十一年迄	五五	
担任学科目及教授表		二	
学部開講科目一覽		二	
無試験檢定申請控		二	

會計課所管引継簿冊目錄 昭和 年 月 日

名称	部類	区	分	摘要
一、火災保險契約証	三通	一、安和火災保險契約証 二、大阪住友海上火災保險契約証		勸銀二 依託
一、元帖其他補助簿	六冊	金銭出納、預金、振替、總勘定、支出、收入簿		
一、収支関係書類	八冊	收支証憑書一、九号		
一、勤勞所得稅書類	二冊	稅務関係徴收簿		
一、其他經理関係書類	九冊	手数料簿、授業料台帳、給与原簿、諸給与、発来		
一、其他特別會計ニ屬スル収支関係書類	六冊	輪倒定、算決算、保 險名簿、永久		

以上

附属図書館保管諸原簿 (昭和式拾貳年拾貳月未現在)

- 一、図書受入原簿
 - 和漢書受入原簿 参卷
 - 洋書受入原簿 壹卷
- 計
- 四卷
- 一、寄贈図書受入原簿
 - 和漢書受入原簿 貳卷
 - 洋書受入原簿 壹卷
- 計
- 貳卷
- 三、製本簿
 - 壹卷

〔次頁へつづく〕

〔表紙〕
昭和廿二年度

教授講師名簿

「東洋大学」

氏名	区分	学部		時数	専門部		予科		総計
		科目	時数		科目	時数	科目	時数	
朝原 梅一	教授				社会政策	2			2
有賀 文男	講師				アメリカ経済	4			4
伊地知鉄男	講師				世界経済	3			3
伊藤 春三	講師				謡曲、俳文学	4			4
井野辺茂雄	教授	国史	4		商業経済	2			6
猪俣 庄八	講師				国史	4			4
石井 正雄	教授				支那語	16			16
飯島 宗享	講師				英講義	1			1
犬丸 巖	教授	民俗学	2		心理学	2			4
宇野 円空	教授	教育学史	2		憲法	2			4
上村 福幸	講師				教育学	2			2
海老原 晃	教授	ドイツ語	4		ドイツ語	4			8
江口 英一	講師				経済学史	4			4
遠藤 湘吉	教授				交通論	2			2
岡田 正	講師				財政学	2			2
小沢文四郎	教授	支那哲学	4		漢文学	3			7
大類 伸	教授	西洋史	4		漢文学	3			7
加藤 虎太	講師				社会学	3			3
加藤虎之亮	教授	漢文学	6		漢文学	6			12
加藤 猛夫	教授	英文学	6		英語	6			12

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

金子 文六	金子彦二郎	加藤 精神	河鱈 実英	鬼頭 英一	橘高 倫一	毛塚栄五郎	小室 栄一	小池藤五郎	佐藤 清	佐藤 文樹	酒井 忠夫	坂本 幸男	坂口伸六郎	坂本 太郎	神保 格	守随 憲治	柴田甚五郎	鈴木謙一郎	鈴木 良治	関山直太郎	曾根 保	高里 良恭	田部 重治	高井常太郎	千輪 浩	杖下 隆之
教授	講師	教授	講師	講師	教授	教授	講師	講師	教授	教授	講師	教授	教授	教授	教授	講師	教授	講師	講師	講師	教授	講師	講師	講師	講師	教授
法律学	国文学	仏教学	西洋哲学	西洋哲学	支那文学	西洋史	西洋史	英語	英語	フランス語	仏教学	国史	国史	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	国文学	心理学	支那哲学	支那文学
2	2	2	2	2	2	4	4	6	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行政学	有職故実	ドイツ語	西洋哲学	漢文学	西洋史	国文学	英語	東洋史	仏教学	経済学	言語学	伝習録	英語	経済史	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	民法	漢文学 支那倫理
2	4	4	4	12	8	8	6	4	4	6	4	1	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4
			西洋哲学	漢文学	西洋史	国文学	英語	宗教学	宗教学	経済学		自然科学														
			6	3	4	1	2	2	2	2																
4	2	2	6	14	9	14	12	4	10	8	2	1	8	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8

守屋美都雄	森 五郎	宮崎 幸雄	御巫 清男	宮出 秀雄	松浦 一	福武 直	福井 久藏	喰代 驥	古川 哲史	西 義雄	古島 敏雄	藤原 猶雪	平野 宣紀	久松 潜一	日高 六郎	萩原 恭平	原田 淑人	番場嘉一郎	花山 信勝	林 恵海	西垣 富治	中川 友長	仲 新	永島栄一郎	東条 操	豊田 尚
教授	講師	教授	教授	講師	講師	教授	教授	講師	教授	教授	講師	教授	教授	教授	講師	講師	教授	講師	講師	教授	講師	教授	講師	講師	教授	教授
東洋史	ギリシヤ、 西洋哲学、 ラテン語			国文学	国文学	国文学	西洋哲学	西洋倫理	仏教学	仏教学	国史	国文学	国文学	社会学	社会学	考古学		仏教学	社会学		社会学			支那語	国語学	国語学
4	6			2	2	2	2	4	6	4		2	2		2		2	2	4					4	2	2
東洋史	ドイツ語	国文学	経済学	社会学			倫理	仏教学	国民道德	経済学	国史	国文学	国文学	英語		経済学			経済学		統計学	教育学	支那語	国語学	国語学	経済学
6	4	4	2	2			4	4	2	2	12	2		4	5			4	2	4	4	5	6	6	6	
東洋史							心理学	倫理	仏教学		国文学			英語									支那語	国語学		
3							2	4	2		3		2										4	2		
13	4	6	4	2	2	4	2	4	14	12	2	6	15	4	2	6	2	5	2	4	4	2	4	13	10	8

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

加藤 猛夫	英語	世田ヶ谷区宇奈根七九六	氏名
橋高 倫一	哲学	千葉県東葛飾郡小金井町三三九九角谷方	課担任
西 義雄	宗教学	川崎市新作一二七九	
坂本 幸男	宗教	豊島区雑司ヶ谷町一ノ五四	住所
毛塚栄五郎	漢文	板橋区石神井町下石神井二ノ二二九一	
小沢文四郎	漢文	埼玉県浦和市仲町一ノ八二	所
阪口伸六郎	経済	世田ヶ谷区松原町四ノ三四八	
平野 宣紀	国語	千葉県君津郡富津町相野番	
佐藤 清	英語	北多摩郡武蔵野町吉祥寺二四九〇	
海老原 晃	独語	板橋区練馬向山町一六一二	

東洋大学専任教授表 昭和二十二年十二月

門田 嘉久	講師		経済学	2	2
山本 幸雄	講師		地理学	8	2
矢田 俊隆	講師	西洋史	史学研究	1	1
山上 智海	講師		国文学	7	1
山田 勝美	講師		漢文学	1	1
山中 謙三	講師	西洋史	国文学	6	2
吉村 茂樹	教授	古文書学	国史	5	2
除野 信道	講師		国文学	2	2
吉田 幸一	講師		国文学	6	2
和田 清	教授	東洋史	国文学	4	2
ルダンヂェ	講師		英語	2	4
湯地 孝	教授		国文学	4	2

石井 正雄	英語	世田ヶ谷区代田三ノ九三	日東荘別館
守屋美都雄	歴史	大森区新井宿五ノ五〇五	
加藤虎之亮	漢文	杉並区新町三一	
小室 栄一	歴史	杉並区大宮前六ノ四五七	
古川 哲史	倫理	板橋区板橋町一〇ノ二八八〇	
豊田 尚	経済	文京区根津藍染町七	石川二郎方

東洋大学在籍者一覽表 (二十二・二十一・十九現在)

専門部

計	歴史科	英語科	経済科	国漢科	一 年		二 年		三 年		計	
					在籍者数	完授納業者料	在籍者数	完授納業者料	在籍者数	完授納業者料		
二四九	二二	四八	一一一	六八	在籍者数	完授納業者料	差	在籍者数	完授納業者料	差	在籍者数	完授納業者料
一七二	一四	三〇	七六	五二	二二	一八	三三	二二	一〇	二〇	一一	一四
七七	八	一八	三五	一六	三七	五九	二二	二九	四六	一〇	一五	二〇
三二二	三二	五七	一一一	九八	二五九	五三	五三	二〇七	九三	一一	一四	一七
二五九	二九	四六	一〇六	七八	五三	八	一〇	一〇七	七九	一〇	一七	二一
五三	八	一〇	一五	二〇	二〇七	一八六	二一	一四	七	七六	五九	六一
二〇七			九三	一四	一八六	二一	二一	一四	七	七六	五九	六一
一八六			七九	一〇	二一	二一	二一	一四	七	七六	五九	六一
二一			一四	七	二一	二一	二一	一四	七	七六	五九	六一
二九〇	七六	五九	一〇四	三二五	二九〇	三二五	二九〇	三二五	二六	一〇	一四	一七
二二九	六一	四三	七六	二六	二二九	二二九	二二九	二二九	二六	一〇	一四	一七
二二九	六一	四三	七六	二六	二二九	二二九	二二九	二二九	二六	一〇	一四	一七
一五九	一六	二八	六四	四三	一五九	一五九	一五九	一五九	一六	二八	六四	四三

予科

文科	一六三	一二八	三五	七二	五九	一三	五五	五二	三	二九〇	二三九	五一
----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---	-----	-----	----

学部

計	国文学科	支那文学科	宗教学科	社会学科	文学科	史学科	古学科	東洋哲学科	哲学科	一 年		二 年		三 年		計	
										在籍者数	完授納業者料	在籍者数	完授納業者料	在籍者数	完授納業者料		
九三			四	三五	三四	七			一三	在籍者数	完授納業者料	差	在籍者数	完授納業者料	差	在籍者数	完授納業者料
五五			三	一七	二二	四			九	二二	一四	二二	一四	二二	一四	二二	一四
三八			一	一八	一二	三			四	一二	三	一二	三	一二	三	一二	三
九六			三	三七	二八	一五			一三	二八	一〇	九	二八	一〇	九	二八	一〇
三三			二	八	〇	九			四	二	八	〇	九	二	八	〇	九
六三			一	二九	一八	六			九	二九	一八	六	二九	一八	六	二九	一八
五四	九	一	二		七	二	一	一	三	九	一	二	七	二	一	一	三
一六	一	一			一	八	四	一		一	一		一	八	四	一	
三八	八	一	一		六	一	三	七	二	八	一	一	六	一	三	七	二
二四三	九	一	九	七	二	二	二	一	二	九	一	九	七	二	二	一	二
一〇四	一	一	六	二	三	二	一	四	八	一	一	六	二	三	二	一	四
一三九	八	一	三	四	七	三	〇	一	五	八	一	三	四	七	三	〇	一

附属図書館所蔵図書調

(昭和貳拾貳年拾貳月末現在)

図書総計

二〇〇七七部

三八九六八冊

内訳

(和漢書)

一七四四〇部

三四六五三冊

(洋書)

二六三七部

四三一五冊

購入図書見積総額

拾万五千四百拾五円七拾貳錢

内訳

(昭和廿一年度分)

六千七百拾八円四拾錢

(昭和廿一年度迄) 九万〇七百参拾五円貳拾貳錢

(昭和廿二年度分) 壹万四千六百八拾円五拾錢也

寄贈 図書

東洋大学報国団寄贈図書総額

内訳

昭和十九・廿年度

六百六拾六円九拾四錢

(著者・発行所・其他)

昭和廿一・廿二年度

五百九拾参円八拾八錢

經理概況書

東洋大学会計課

昭和廿三年一月廿三日

要旨

昭和廿二年度既経過經理の概況は学監、各課長の強力

なる推進と各課員の協力とに因り克く現下經濟危局に

直面して学校經營の至難を打開克服し会計經理の運営

に聯^聯かの支障も招来せず大過なく経過せり更に、四、

四、半期の經營に関し確たる予見は赦さざると雖も大

なる支障なきものと推断す概況次の如し

一、総勘定に就て

一般会計

總收入金貳百参拾参万円總支出金壹百九拾五万円

残高金参拾八万円也外に

大学基金七万円也

壹ヶ月平均支出金拾九万五仟円也

特別会計復興部

總收入金貳拾六万円總支出金参拾余万円不足金は

一般会計より仮渡し

特別会計雑部

会館積立金四万八仟円也外に保管金校友会学友会

壹万四仟余円也

二、各科目勘定に就て

各科目予算の実行に就ては嚴に遵守せる所なるも

予見成し難き案件に対処し予算外支出又は緊急事

項の処理等は迅速に実行し爾后爾前に相当機関に

附議認諾の下各科目実行の適正を期してあり

三、本期間主たる処理事項

学校興廢に^(マ)於ける重要案件として処理又は促進の爲使途せるもの次の如し

- 1、学校補修工事金九拾五万円支払請求阻止ノタ
メ金約拾万円支払事項
 - 2、仮受金式拾壹万余円支払事項
 - 3、緊急補修工事整備費約金式拾万円支払事項
 - 4、学校移転促進費約拾余万円支払事項
- 四、給与關係に就て

給与の改善事項は鋭意研討し曩に經濟運営委員會及給与審議會等を設け努めて消費節約の方途を構し一途に私生活面の確保を促さん事を期し之が爲近く四割―五割の増俸可能の予定なり既經過人件費金壹百七万円月平均拾余万円也

五、其他經營費

其他財団諸費広告費備品費、研究費図書費、雜費学生諸費、消耗費、等適時適切に支出既經過月額平均約四万円也

六、備品の整理に就て

昭和二十年戦災後金式拾四万余円の損害相当額を^(此)比減価償却し其の後殆ど整備の遑なく現在に至れるも^(逐)遂次其の案を考究中なり

七、借入金に就て

現在勸銀より金壹百式拾万円、政府より金五万八千円借入れ本年度更に經常費金七万三仟円、復興費金式拾万四仟円借入準備中なり

八、會計経理諸規程の整備に就て

會計経理の諸規程全からず形式的を排除し事務簡^(理)堤実務的の諸規程制定考究中なり之を要するに既經過會計経理の概況以上の如くなるも尚幾多の改善事項あり且つ難局を打開して本学の興隆を完成せんとする時前途樂觀を赦さざるものあり一段の奮励の要ある可し 以上

會計課所管引継預金現金等目録 昭和廿三年一月廿三日

名称	金額	区分	摘要
一、現金現在高	六九七・三〇		
一、預金	三〇四、六三六・八二	日本貯蓄普通	
一、同	一、四〇六・二〇	基金	
一、同	四三、七六六・六〇	同	
一、同	一、〇〇四・九〇	同	
一、同	三、三六・三三	同	
一、同	五、四七・二七	同	
一、同	六五、九六・九〇	同	
一、振替貯金	三、八六・〇五	貯金局	特別會計雜部
一、供託有価証券払	一七、九六・五五	供託局	財産申告ニ基クモ
			文部省供託金

第四章 (旧制大学令) 東洋大学 (学部・予科)

東洋大学一月以降財政運営案

□部

□在高26/12現在		515, 271. 26	
2. 経常費借入金 文部省	^{39,600} 33,660	73, 260. 00	} 792, 531. 26
3. 復興資金借入金		204, 000. 00	
4. 其ノ他			
a. 各種基金現在高		72, 739. 69	} 121, 598. 18
b. 会館積立金		48, 858. 49	
c. 1月以降授業料収入 予定25人の2,000円		50, 000. 00	50, 000. 00

支出ノ部

1. 人件費	<table border="0"> <tr> <td> 1月分</td> <td>127, 730. 00</td> <td rowspan="3">} 133, 570</td> <td rowspan="3">} 527, 140. 00</td> </tr> <tr> <td> 10-1月宗教</td> <td>5, 840. 00</td> </tr> <tr> <td> 2-4月</td> <td>" 393, 570</td> </tr> </table>	1月分	127, 730. 00	} 133, 570	} 527, 140. 00	10-1月宗教	5, 840. 00	2-4月	" 393, 570		
1月分	127, 730. 00	} 133, 570	} 527, 140. 00								
10-1月宗教	5, 840. 00										
2-4月	" 393, 570										
2. 人件費予備金 (月額 5,000円 1-4)		20, 000. 00	} 827, 140. 00								
3. 大学諸費 (" 25,000 1-4)		100, 000. 00									
4. 学生募集宣伝費		100, 000. 00									
5. 移転促進費		50, 000. 00									
6. 総予備金		30, 000. 00									

収支比較スルニ支出ニ対シ収入ノ部1. 2. 3. ノ状態ニ於テハ差引不足額

34, 608. 74

収支差引不足額34, 608. 74ニ対シ収入ノ部4ノc 即チ1月以降ノ授業料収入予定金50, 000. 00ヲ充当スレバ15, 381. 26ノ残ヲ生ズ

以上ノ通り収支面ニ於テハ人件費ノ増額ハ絶対不可能ナリ

必然的ナル物価ノ値上ニヨル増俸ヲ実施セントスルナラバ次ノ二案ノ外ナシ

イ. 借金ニヨルヤ

ロ. 前記収入ノ部4ノa. b 即チ基金ノ一時流用ヲ承認スルヤ

大学財政面ヨリ好マシカラズ

若シ基金, 積立金ノ転用ヲ承認スレバ其ノ額ハ121, 598. 18ナリコノ額ヲ概ネ左ノ基準ニヨリ増俸ヲ実施セバ

イ. 職 員 平均月額2, 095. 47ヲ4. 0増ノ平均月給2, 840. 00ニスレバ (約1人990円弱増)

月増額 22,750 ノ月額 66,870.00 (23人)

ロ. 専任教授 平均月給2,630.63ヲ 3.8 増ノ平均月給3,686.80ニスレバ (約
1人1,056.25ノ強増)

月増額 16,900 ノ月額 58,990.00 (16人)

ハ. 教授講師 平均月給503.83ヲ 8.0 増ノ平均月給948.00ニスレバ
月増額 25,970 1月分 68,260.00 (72人)

ニ. 宗教講座講師ノ手当ヲ月1人100円増トスレバ月額1,460円ガ2,160円
(7人)トナル

d. 月額増俸分ガ66,320円1ヶ月196,300円ノ人件費トナル

e. 2月ヨリ増俸ヲ実施スレバ2.3.4.ノ3月ノ人件費計588,900円

f. 経常人件費(増額セザル分)トノ差額ハ(588,900-393,570)195,330円

g. 基金、積立金ノ合計ハ121,598.18ナル故差引不足73,731.82ヲ生ズ

h. 前項3ノ残金15,381.26ヲ差引イテモ58,350.56ノ不足ヲ生ズ

5. 昭和22年度ト昭和23年度トノ比較計算

イ. 昭和23年度収入金ヨリ昭和22年ニ返還ヲ必要トスル金額ハ

a. 基金、積立金 121,598.18

b. 人件費不足金 58,350.56 計 179,948.76

ロ. 但シ昭和22年度ニテ4月分(23年度)トシテ支出セル左ノ金額ヨリ即チ

a. 人件費 196,300.00

b. 予備人件費月割分 5,000.00

c. 大学諸費月割分 25,000.00 計 226,300.00

ハ. 然ラバ昭和22年分ニテ23年度分(4月分)立替金226,300.00ヨリ23年度
返還金179,948.76ヲ差引ク時ハ46,351.24ノ繰越金トナリ得ル

『東洋大学事務引継書(昭和二十三年)』

東洋大学秘書課所蔵

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部

第一節 付置専門部

一六三 専門学校令に拠る東洋大学の処置に付

認可申請書 (昭和三年四月二十四日)

専門学校令ニ拠ル東洋大学ノ処置ニ付
認可申請

今般大学令ニ拠ル東洋大学ノ設立御認可相成候ニ付専門
学校令ニ拠ル元東洋大学学部ハ昭和三年度ヨリ生徒ヲ
募集セズ現在ノ全学年生徒ノ卒業後即チ昭和六年三月限
リ之ヲ廃止致度候間御認可被成下度此段及申請候也
昭和三年四月二十四日 東洋大学財団理事

文部大臣 水野鍊太郎殿

中島徳蔵 閣

『自大13年3月至昭3年6月 東洋大学専門部 東京』

国立公文書館所蔵

一六四—一 東洋大学専門部名称・学則変更

認可申請書 (昭和三年四月二十四日)

東洋大学名称及学則変更認可申請

今般大学令ニ拠ル東洋大学設立ノ件御認可相成候ニ付專
門学校令ニ拠ル東洋大学名称及学則ヲ別紙ノ通り変更致
度候間御認可被成下度旧学則相添へ此段及申請候也
昭和三年四月二十四日 東洋大学財団理事

文部大臣 水野鍊太郎殿

中島徳蔵 閣

〔別紙〕

東洋大学専門部学則

第一章 総則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ

以テ目的トス

第二条

専門部ニ倫理学教育学科、倫理学東洋文学科、
及社会教育社会事業科ヲ置ク

倫理学東洋文学科ヲ甲乙ニ分チ各之ヲ第一部及
第二部ニ分ツ

倫理学東洋文学科甲乙第二部、及社会教育社会
事業科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第二章 修業年限及学科課程

第三条

専門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四条

専門部ノ学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

第一学年	第二学年	第三学年
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育学 教育史 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育学 教育史 心理学 論理学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史	実践道徳 日本倫理史 倫理学 教育学 教授法及教育 行政 生理衛生 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史
業時數 一週授 四	業時數 一週授 四	業時數 一週授 五

法制経済 国語漢文 英語 体操教練	法制経済 国語漢文 英語 体操教練	社会学 国語漢文 英語 体操教練
三一	三〇	三一

倫理学東洋文学科甲(第一部)

第一学年	第二学年	第三学年
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 心理学 哲学概説 日本歴史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育学 論理学 東洋歴史 日本文学史 支那文学史	実践道徳 日本倫理史 倫理学 教授法 二言語学 美学 西洋歴史 日本文学史 支那文学史
業時數 一週授 四	業時數 一週授 四	業時數 一週授 五

		倫理學東洋文學科乙 (第一部)			
學科	第一學年	第二學年	第三學年	業時數	
實踐道德 心理學 哲學概說 日本歷史	一 實踐道德 二 教育學 二 論理學	一 實踐道德 二 教育學 二 論理學	一 倫理學 二 教授法 二 言語學 美 學 二 西洋歷史 二 日本文學史 支那文學史	一 一週授 二 一週授 二 一週授 二 一週授	三一
國語講讀、文作、文演 漢文講讀、文作、文演 英語詩、文、演習	國語講讀、文作、文演 漢文講讀、文作、文演 英語詩、文、演習	國語講讀、文作、文演 漢文講讀、文作、文演 英語詩、文、演習	國語講讀、文作、文演 漢文講讀、文作、文演 英語詩、文、演習	一 〇 九 四 二	三四
體操教練	體操教練	體操教練	體操教練	二 四 二 四 二 四	三五
英語	英語	英語	英語	二 四 二 四 二 四	三五

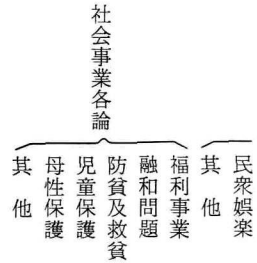
社會教育社會事業科

學科	第一學年	第二學年	第三學年	業時數
實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 教育學 哲學概說 心理學 宗教及宗教教學 社會學 社會事業 經濟學 法學通論 憲法 民法 英語 體操教練	四 實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 社會教育各論 論理學 心理學 犯罪學 社會問題 社會事業各論 經濟史 政治學又八行 商法 民法 英語 體操教練	四 實踐道德 日本倫理史 倫理學 社會教育各論 教授法 心理學 衛生學 社會政策 社會事業各論 經濟政策 社會法規 統計學 刑法 英語 體操教練	五 實踐道德 日本倫理史 倫理學 社會教育各論 教授法 心理學 衛生學 社會政策 社會事業各論 經濟政策 社會法規 統計學 刑法 英語 體操教練	一週授 一週授 一週授 一週授
三〇	三二	三〇	三〇	

(備考)

社會教育各論

青少年教育
成人教育
感化教育
圖書館及博物館



第三章 学年、学期及休日

第五条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第六条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入学

第八条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

三、同規程ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指
定ヲ受ケタル者

第十条

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシテ
第一学年ニ入学セシム、但シ第二号ニ依ル入学
者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ

一、教員檢定ニ関スル規程第五条第一号第三号
乃至第八号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ベキ学力アリ
ト認定シタル者

第十一条

第二学年以上ニ入学ヲ許スベキ者ハ第九条又
ハ第十条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニ
依ル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス、
但シ本条ノ入学者ハ教員無試験檢定ヲ受クル
ヲ得ズ

第十二条

入学志願者ハ規定ノ書式ニ依ル入学願書ヲ差
出スベシ

第十三条

入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添へ規
定ノ書式ニ依ル在学証書ヲ差出スベシ

第五章 休学 退学 除籍及懲戒

第十四条

生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

第二十二条

疾病其他ノ事故ニ由リ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ

第十五条

生徒退学セム^{マツ}ントスルトキハ事由ヲ具シ願出ヅベシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第十六条

生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキトキ若シクハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第二十三条

試験評点ハ一科目一百ヲ以テ満点トス

第十七条

生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

第二十四条

上ヲ得タル者ヲ合格トス

懲戒ハ譴責停学及放學トス

第六章 授業料

第二十五条

第三学年ノ全試験ニ合格シタル者ハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第十八条

授業料ハ年額金八拾五円トス

第二十六条

第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第十九条

生徒退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十七条

第八章 選科生及聴講生
専門部ノ学科ニ就キ選修セントスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルベシ

第二十条

生徒休学シタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収セズ

生徒ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ準用ス

但シ学期開始後休業シタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十八条

選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第二十一条

第七卷 試験及卒業
試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス
学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認

第二十九条

選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ハ第十卷第二号ノ規定ニ準シテ相当ノ学年ニ編入スルコトアルベシ 但シ

本条ニ依ル編入者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ズ

第三十条

専門部ノ学科ニ就キ聴講セムトスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルベシ

生徒ニ関スル規定ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十一条

聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附則

第三十二条

本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十三条

本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十四条

現ニ元東洋大学ニ在学スル者ハ本学専門部生徒ト見做ス但シ学科課程ニツキテハ旧学則第二章第二条ニ依ル

則第二章第二条ニ依ル

第三十五条

元東洋大学学部ハ昭和六年三月限り之ヲ廃止ス

〔添付書類〕

東洋大学旧学則〔略〕

『自大13年3月至昭3年6月 東洋大学専門部 東京』

国立公文書館所蔵

一六四—二 東洋大学専門部名称・学則変更

認可書〔昭和三年六月二〇日〕

東專一五九号

東洋大学設立者

東洋大学財団

昭和三年四月二十四日申請名称及学則中変更ノ件認可ス
昭和三年六月二十日

文部大臣 勝田主計 印

『認可書等級 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一六五 元私立哲学館大学・専門学校令による東

洋大学・東洋大学専門部を高等学校予科

と同等以上に指定する告示

〔昭和四年四月九日〕

文部省告示第百九十六号

大正七年文部省令第三号第二条第四号に依り左記学校ヲ
高等学校大学予科ト同等以上ト指定ス

昭和四年四月九日

一元私立哲学館大学

但シ大学部、専門部本科卒業者ニ限ル

一専門学校令ニ依ル東洋大学

但シ明治四十年三月以後ノ大学部第一科第一種卒業
者及専門部第一科第一種卒業者並大正十一年三月以
後ノ大学部印度哲学倫理学科第一種卒業及専門部倫
理教育学科文化学科社会事業科第一種卒業者ニ限
ル

一東洋大学専門部

但シ倫理学教育学科、倫理学東洋文学科(乙)社会
事業科第一種卒業者ニ限ル

『観想』第五九号(昭和四年四月一日)

一六六一 東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和六年九月三〇日〕

専門部学則変更認可申請書

東洋大学専門部学則中別紙ノ通り変更昭和六年十月ヨリ
実施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和六年九月三十日

東洋大学財団理事 高楠順次郎印

文部大臣 田中隆三殿

〔別紙〕

東洋大学専門部学則第八章第二十八条ヲ左ノ通り改ム

第二十八条 専修科ハ^{〔朱書〕}元東洋大学大学部並専門部

卒業者^{〔朱書〕}専門部各学科(各種各部)並専門部大学

部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研

究セシムルモノトス

参照現学則

第二十八条 専門部ハ専門部各学科(各種各部)並專

門部大学部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ

付更ニ研究セシムルモノトス

専門部学則変更理由

昭和三年三月三十日大学令ニ抛ル大学設立認可ヲ得文学
部創立ト同時ニ従来ノ大学部及専門学部ハ一括シテ専門
部ト改称從ツテ元東洋大学各学部ノ学科課程ハ専門部ノ
学科課程ト全然同一ナルニ依リ^{〔朱書〕}同学則第八章第二十八条
中ニ「元東洋大学「大学部并専門」学部各学科卒業者」
ノ四字ヲ挿入シテ入学資格ヲ一層明瞭ナラシメントス
ルニアリ

〔添付書類〕

専門部学則〔現行〕
〔朱書〕

第一章 総 則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理学教育学科

二、倫理学東洋文学科第一部

三、東洋文学科第一部

四、倫理学東洋文学科第二部

五、東洋文学科第二部

六、社会教育社会事業科

倫理学東洋文学科第二部東洋文学科第二部社会教育社会事業科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ヶ年ノ専修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 実践道徳 西洋倫理史 教育史 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	学 科 実践道徳 西洋倫理史 教育史 心理学 論理学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	学 科 実践道徳 日本倫理史 倫理学 教育学 教授法及教 育行政 生理衛生 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史 社会学 国語漢文 英語 体操教練
業一週 時數授	業一週 時數授	業一週 時數授
三一	三〇	三一

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部

倫理学東洋文学科 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
二 四	二 四	二 五
心理學 哲學概説 日本歴史	二 論理學 二 教育學 二 美 學 二 西 洋 歴 史	二 論理學 二 西 洋 歴 史 二 美 學 二 西 洋 歴 史
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳 日本倫理史 倫理學
國語 〔講義作文法 作歌演習〕 漢文 〔講義作文法 作詩作文 演習〕	國語 〔講義作文 作歌演習〕 漢文 〔講義作文 作詩支那 學演習〕	國語 〔講義作文 作歌演習〕 漢文 〔講義作文 作詩演習〕
體操教練	體操教練	體操教練
三 一	三 四	三 四
一 〇	一 〇	一 〇

東洋文学科 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
二 二	二 二	二 二
心理學 實踐道徳	實踐道徳	倫理學
二 教育學	二 教育學	二 教授法

社会教育社会事業科

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
三 二	三 五	三 五
哲學概説 日本歴史	二 論理學 二 東洋歴史	二 美 學 二 西 洋 歴 史
二 體操教練	二 漢文 〔講義作文 作詩作文 演習〕	二 漢文 〔講義作文 作詩演習〕
二 英語	四 英語	四 英語
二 國語 〔講義作文法 作歌演習〕	一 〇 國語 〔講義作文 學演習〕	一 〇 國語 〔講義作文 作歌演習〕
二 實踐道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	二 實踐道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	二 實踐道徳 日本倫理史 倫理學
二 國語 〔講義作文法 作詩作文 演習〕	二 漢文 〔講義作文 作詩支那 學演習〕	二 漢文 〔講義作文 作詩演習〕
二 體操教練	二 體操教練	二 體操教練
三 二	三 五	三 五
一 〇	一 〇	一 〇

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
四	四	五
教育學 哲學概説 心理學 宗教及宗敎學 社會學 社會事業	二 社會教育各論 二 倫理學 二 心理學 二 生理學 二 教育病理 二 社會問題 二 社會事業各論	二 社會教育各論 二 教授法 二 心理學(社會) 二 衛生學 二 社會政策 二 社會事業各論
二 實踐道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	二 實踐道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	二 實踐道徳 日本倫理史 倫理學
二 國語 〔講義作文法 作詩作文 演習〕	二 漢文 〔講義作文 作詩支那 學演習〕	二 漢文 〔講義作文 作詩演習〕
二 體操教練	二 體操教練	二 體操教練
四	四	五
一 〇	一 〇	一 〇

経済学 法学通論	二	二	二	二
憲法	二	二	二	二
民法	二	二	二	二
英語	四	二	二	二
体操教練	二	二	二	二
二〇	二	二	二	二
二	二	二	二	二
三〇	二	二	二	二
三二	二	二	二	二
三〇	二	二	二	二

備考

社会教育各論

青少年教育	福利事業
成人教育	融和問題
感化教育	防貧及救貧
図書館及博物館	児童保護
民衆娯楽	母性保護
其他	其他

第三章 学年、学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定期程ニヨル試験検定ニ合格シタル者

シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ

教員無試験検定ヲ受クルヲ得ズ

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号、第六号及

第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ベキ学力アリト認

定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル

試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入

学者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差
出スベシ

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学科金五円ヲ添ヘ規
定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スベシ

第五章 休学退学、除籍及懲戒

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認メタ
ルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若シクハ召集ニ応ズル者ハ
其服役又ハ召集ノ期間休学トス

其服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 生徒退学セントスルトキハ事由ヲ具シ願出ツ
ベシ

第十七条 生徒欠席久シキニ亙リ成業ノ見込ナキトキ若
クハ授業料ヲ納付セザルトキ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八条 生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒
ハ譴責停学及放學トス

第六章 授業料

第十九条 授業料ハ年額金八拾五円トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命セラレタ
ルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収

ス

但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ其
期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第七章 試験及卒業

第二十二条 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス

学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキ
之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能
ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点平均六十
点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業
者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタ
ル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 専修科

第二十八条 専修科ハ専門部各学科(各種各部)並専門
部大学部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更
ニ研究セシムルモノトス

第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
法制経済	二				
授業時數合計	二二二				

倫理学東洋文学科 第一部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	一
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

東洋文学科 第一部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四

授業時數合計

専門部大学部印度哲学倫理学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
印度哲学	二				
授業時數合計	二二二				

専門部大学部支那哲学東洋文学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

倫理学東洋文学科 第二部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	一
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				二四

東洋文学科 第二部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				二四

専修科ノ倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二

部ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相

当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコト

アルベシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合

格シタル者ニ第十一条第二号ノ規定ニ準シテ相当学

年ニ編入スルコトアルベシ但シ本条ニヨル編入者ハ

教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セントスル者ニハ

相当ノ学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコト

アルベシ

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格

シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附 則

第三十七条 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九条 現ニ元東洋大学専門学部ニ在学スル者ハ本

学専門部生徒ト見做ス但シ学科課程ニツキテハ旧学

則第二章第二条ニヨル

第四十条 元東洋大学学部ハ昭和六年三月限り之ヲ

廃止ス

第四十一条 専修科ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ実施ス

第二節 学則・規程

東洋大学学則〔略〕

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』
国立公文書館所蔵

一六七―一 東洋大学専門部学則改正認可申請書

〔昭和三年三月三〇日〕

一六六―二 東洋大学専門部学則變更認可書

〔昭和六年一〇月二七日〕

東洋大学学則改正ノ認可申請

東洋大学学則中専門学部倫理学東洋文学科（昼間部、夜間部）ヲ倫理学東洋文学科（第一部、第二部）ト改正ノ件御認可被成下度別記改正条項及現行学則相添へ此段及申請候也

東專五六四号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団理事

昭和六年九月三十日申請学則中變更ノ件認可ス

東洋大学財団

中島徳蔵 印

昭和六年十月二十七日

文部大臣 田中隆三 印

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野鍊太郎 殿

別 記 学則改正条項

改正ノ分ハ朱書ノ通りニ候

第一章 第四条

専門学部ニ倫理学教育学科、倫理学東洋文学科〔宋書〕（第一

部第二部）文化学科、社会事業科、専攻科ノ五科ヲ置

ク

〔朱書〕
「倫理学東洋文学科第二部、社会事業科ハ夜間ノ授業トス」

第一章第九條第四項

〔朱書〕
「専門学部倫理学東洋文学科第一部」卒業者ハ修身科、国語科、漢文科

第五章第一條但シ書

〔朱書〕
「(但シ社会事業科、倫理学東洋文学科「第二部」ハ金参円トス)」

第五章第二條但シ書

〔朱書〕
「但シ倫理学東洋文学科「第二部」社会事業科ニ限り左ノ通り定ム」

第五章第三條附表ノ種別

〔朱書〕
各科(夜間「授業ノ科」ヲ除ク)

〔朱書〕
社会事業科、倫理学東洋文学科「第二部」

第十二章第四項但シ書

〔朱書〕
「但シ倫理学東洋文学科「第二部」、社会事業科、聴講生ニ限り左ノ通り定ム」

以上

〔添付書類〕

東洋大学学則〔略〕

『自昭3年3月至昭21年5月』

東洋大学 第23冊
国立公文書館所蔵

一六七―二 東洋大学専門部学則改正認可書

〔昭和三年三月三十一日〕

東專一三三三号

財団法人東洋大学財団

昭和三年三月三十日申請東洋大学学則中一部変更ノ件認可ス

昭和三年三月三十一日

文部大臣 水野錬太郎 印

『認可書等級 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一六八―一 東洋大学専門部学則變更認可申請書

〔昭和四年二月一四日〕

学則變更認可申請書

東洋大学専門部学則中別紙ノ通り變更昭和四年四月ヨリ実施致度候条認可相成度此段申請候也

昭和四年二月十四日

東洋大学財団理事 中島徳蔵 印

文部大臣 勝田主計殿

〔別紙〕

専門部学則第五章休学退学除籍及懲戒条項中第十四条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集ノ期間休学トス

同第六章授業料条項中第二十条ヲ左ノ通り改ム

第二十条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収

ス但シ第五章第十四条第二項ニヨリ休学シタル者ハ

此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一六八―二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和四年三月一日〕

東專六六号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和四年二月十四日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和四年三月一日

〔認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月〕

東洋大学企画室所蔵

文部大臣 勝田主計殿

一六九―一 東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和五年二月二六日〕

学則変更認可申請書

東洋大学専門部学則中別冊朱書ノ通り変更昭和五年四月ヨリ実施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和五年二月二十六日

東洋大学財団理事 中島徳蔵殿

文部大臣 田中隆三殿

〔別紙〕

専門部専修科開設理由

昭和三年三月本学学部設立ノ際同部ニ研究科ヲ設ケタルト同時ニ専門部ニモ同部各科卒業者ヲシテ既修学科ニツキ更ニ深く研究セシムル目的ヲ以テ同部ニ専修科ヲ設ケ学部開設申請ト共ニ開設ノ希望ナリシモ右準備並ニ教室關係上延期シ本年ニ至リ授業計画其他ノ整備ヲ了リ更ニ旧制大学部昭和六年廃止トナル結果逐次教室ニ余裕ヲ生

シ授業実施差支ナキニ至リタルヲ以テ昭和五年四月ヨリ
開設セントスルモノナリ

〔別冊〕

専門部学則

第一章 総 則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 一専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

- 一、倫理学教育学科
- 二、倫理学東洋文学科甲第一部
- 三、倫理学東洋文学科乙第一部
- 四、倫理学東洋文学科甲第二部
- 五、倫理学東洋文学科乙第二部
- 六、社会教育社会事業科

倫理学東洋文学科甲第二部、倫理学東洋文学科乙第二部、社会教育社会事業科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ケ年トス

第四条 一第二條列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ケ年ノ

専修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五條 専門部ノ学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

第一学年	第二学年	第三学年
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育学 教育史 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育学 教育史 心理学 論理学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	実践道徳 日本倫理史 倫理学 教育学 教授法及教 育行政 生理衛生 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史 社会学 国語漢文 英語 体操教練
業時數 四	業時數 四	業時數 五
三一	三〇	三一

倫理学東洋文学科甲 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 心理學 哲學概説 日本歴史	實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 二教育學 二論理學 二東洋歴史 支那文學史 日本文學史	實踐道德 日本倫理史 倫理學 二教授法 二言語學 二美 學 西洋歴史 支那文學史 日本文學史
三二	三二	三四
體操教練 漢文 <small>（講義作法 作詩作文 演習）</small> 國語 <small>（講義文法 作歌演習）</small>	九 漢文 <small>（講義作文 作詩支那 語學演習）</small> 一〇 國語 <small>（講義作文 作歌國語 學演習）</small>	八 國語 <small>（講義作文 作歌演習）</small> 一〇 漢文 <small>（講義作文 作詩演習）</small>
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

倫理学東洋文学科乙 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
實踐道德 心理學	實踐道德 二教育學	倫理學 二教授法
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

哲學概説 日本歴史

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 教育學 哲學概説 心理學 宗教及宗教學 社會學	實踐道德 東洋倫理史 西洋倫理史 二社會教育各論 二倫理學 二心理學 二生理學 二教育病理	實踐道德 日本倫理史 倫理學 二社會教育各論 二教授法 二心理學(社會) 二衛生學 二社會政策 二社會事業各論
四	四	四
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

社會教育社會事業科

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數	学 科 業一週授 時數
英語 體操教練	四 英語 二 體操教練	四 英語 二 體操教練
三二	三五	三五
九 漢文 <small>（講義作文 作詩作文 演習）</small> 國語 <small>（講義文法 作文作歌 演習）</small>	一〇 國語 <small>（講義作文 作歌國語 學演習）</small> 八 漢文 <small>（講義作文 作詩支那 語學演習）</small>	八 國語 <small>（講義作文 作歌演習）</small> 一〇 漢文 <small>（講義作文 作詩演習）</small>
二	二	二
二	二	二
二	二	二
二	二	二

備考

社会事業 経済学 法学通論 憲法 民法 英語 体操教練	二 社会事業各論 二 經濟史 二 政治学又ハ行 二 政法 二 商法 二 民法 四 英語 二 英語 体操教練	三〇	三二	二 經濟政策 二 社会法規 二 統計学 二 刑法 二 英語 体操教練	三〇
---	---	----	----	---	----

社会教育各論

青少年教育
成人教育
感化教育
図書館及博物館
民衆娯楽
其他

社会事業各論

福利事業
融和問題
防貧及救貧
児童保護
母性保護
其他

第三章 学年、学期及休日

第「六」条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル
第「七」条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第「八」条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入学

第「九」条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第「十」条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒
トシテ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者檢定規程ニヨル試験檢定ニ合格
シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ
受ケタル者

第「十一」条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒
トシテ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学
者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ

一、教員檢定ニ関スル規程第五号第一号第三号乃至
第八号ニ該当スル者

第八号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ベキ学力アリト認定シタル者

第十二条 ^{〔宋書〕} 第二学年以上ニ入学ヲ許スベキ者ハ第一十

条又ハ第一十一^{〔宋書〕}条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ

本条ノ入学者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ

第十三条 ^{〔宋書〕} 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差出スベシ

第十四条 ^{〔宋書〕} 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スベシ

第五章 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 ^{〔宋書〕} 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認

メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応ズル者ハ其

服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 ^{〔宋書〕} 生徒退学セントスルトキハ事由ヲ具シ願出ツベシ

第十七条 ^{〔宋書〕} 生徒欠席久シキニ亘リ成業ノ見込ナキト

キ若クハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八条 ^{〔宋書〕} 生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ誹責、停学及放学トス

第六章 授業料

第十九条 ^{〔宋書〕} 授業料ハ年額金八拾五円トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 ^{〔宋書〕} 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放学ヲ命ゼラ

レタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 ^{〔宋書〕} 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴収ス

但シ第五章^{〔宋書〕}第十五条第二項ニヨリ休学シタル者

ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セズ

第七章 試験及卒業

第二十二条 ^{〔宋書〕} 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス

学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキ

之ヲ行フ

第二十三条 ^{〔宋書〕} 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコ

ト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 ^{〔宋書〕} 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点ト

ス

第二十五条 ^{〔宋書〕} 学年試験評点ニ於テ各科目五十平均六

十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 ^{〔宋書〕} 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ

卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス
 第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修
 シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 「専修科」
 第二十八条 「専修科ハ専門部各学科(各種各部)
 並専門部大学部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科
 ニ付更ニ研究セシムルモノトス」

第二十九条 「専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ」

倫理学教育学科

学 科	業時数	学 科	業時数	学 科	業時数
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
法制経済	二				
授業時数合計	二二				

倫理学東洋文学科甲第一部

学 科	業時数	学 科	業時数	学 科	業時数
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計	二四				

倫理学東洋文学科乙第一部

学 科	業時数	学 科	業時数	学 科	業時数
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計	二四				

専門部大学部印度哲学倫理学科

学 科	業時数	学 科	業時数	学 科	業時数
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
印度哲学	二				
授業時数合計	二二				

授業時数合計

二二

専門部大学部支那哲学東洋文学科

実践道德	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計					二四

倫理学東洋文学科甲第二部

実践道德	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計					二四

倫理学東洋文学科乙第二部

実践道德	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計					二四

専修科ノ倫理学東洋文学科甲第二部、同倫理学東洋

文学科乙第二部ノ授業ハ夜間ニ行フ

第「三十」条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ

〔朱書〕

第「三十一」条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ

之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

〔朱書〕

第「三十二」条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者

ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許ス

コトアルベシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第「三十三」条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ

合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

第「三十四」条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之

- ニ合格シタル者ニハ第一「十一」条第二号ノ規定ニ準
ジテ相当学年ニ編入スルコトアルベシ但シ本条ニヨ
ル編入者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ
〔朱書〕
第二「三十五」条 専門部ノ学科ニツキ聴講セントスル者
ハ相当ノ学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコ
トアルベシ
生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス
〔朱書〕
「第三十六条」 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ
合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス
附 則
〔朱書〕
「第三十七条」 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定
ム
〔朱書〕
「第三十八条」 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス
〔朱書〕
「第三十九条」 現ニ元東洋大学専門学部ニ在学スル者
ハ本学専門部生徒ト見做ス但シ学科課程ニツキテハ
旧学則第二章第二条ニヨル
〔朱書〕
「第四十条」 元東洋大学学部ハ昭和六年三月限り之
ヲ廃止ス
〔朱書〕
「第四十一条」 専修科ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ実施
ス

一、昼間ノ専修科各学科講義ハ左表中同一学科ニ就イテ
ハ合併講義ヲ行フモノトス

専門部倫理学教育 学科専修科	専門部倫理学 第一部専修科	専門部倫理 科乙第一学 部	専門部大学部 学印度哲学 科	専門部大学 部支那哲学 科
実践道徳(一)	同上	同上	同上	同上
倫理学(一)	同上	同上	同上	同上
東洋倫理史(一)	同上	同上	同上	同上
西洋倫理史(一)	同上	同上	同上	同上
日本倫理史(一)	同上	同上	同上	同上
東洋哲学史(一)	同上	同上	同上	同上
西洋哲学史(一)	同上	同上	同上	同上
教育学(一)	同上	同上	同上	同上
教授法(一)	同上	同上	同上	同上
教育行政(一)	同上	同上	同上	同上
社会教育(一)	同上	同上	同上	同上
社会学(一)	同上	同上	同上	同上
法制経済(一)	同上	同上	同上	同上
国語教授法(一)	同上	同上	同上	同上
漢文教授法(一)	同上	同上	同上	同上
国語学(一)	同上	同上	同上	同上
言語学(一)	同上	同上	同上	同上
日本文学史(一)	同上	同上	同上	同上
支那文学史(一)	同上	同上	同上	同上
国文学演習(四)	同上	同上	同上	同上
漢文学演習(四)	同上	同上	同上	同上
印度哲学(一)	同上	同上	同上	同上

備考 括弧内ノ数字ハ時数ヲ示ス

右表時数総計四十二時間ナルヲ以テ第十教室第十五教室ヲ昼間ノ専修科教室ニ充当スレハ足ル

一、夜間ノ専修科各学科講義ハ左表中同一学科目ニ就イテハ合併講義ヲ行フモノトス

専門部倫理学東洋文学 学科甲第二部専修科 実践道徳 (一) 倫理学 (二) 西洋倫理史 (二) 東洋倫理史 (一)	専門部倫理学東洋文学 学科乙第二部専修科 同上
--	-------------------------------

教室配当表

年 度	学 科 名、学 年、学 級 並 生 徒 数	教室数
	大学部印度哲学倫理学科第四学年(一組) 四一名 第十三教室	
	同 第三学年(一組) 一八名 第五教室	
	同 第二学年(一組) 一〇名 第七教室	
	大学部支那哲学東洋文学科第四学年(一組) 八八名 第九教室	
	同 第三学年(一組) 九一名 第十教室	
	同 第二学年(一組) 七四名 第十五教室	
	倫理学教育学科第三学年(一組) 三〇名 第十六教室	

夜間ノ専修科ニハ教室ヲ充当スルコト昼間ノ専修科ニ同ジ

国語教授法 (一) 漢文教授法 (一) 国語学 (二) 言語学 (二) 日本文学史 (二) 支那文学史 (二) 国文学演習 (二) 漢文学演習 (四)	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上
教育行政 (一) 教育学 (二) 東洋哲学史 (一)	

昭和三年度	
同	第二学年(一組) 四五名 第六教室
同	第一学年(一組) 七六名 第十八教室
	倫理学東洋文学科甲第一部第三学年(一組) 二二四名 第一教室
同	第二学年(一組) 二二三名 第十四教室
同	第一学年(一組) 一九四名 第十一教室
同	乙第一部第一学年(一組) 八〇名 第十二教室
	文化学科第三学年(一組) 一〇名 第八教室
	以上昼間部 総組数一四組 総人員一、一八四名
	社会教育社会事業科第三学年(一組) 一三名 第五教室
同	第二学年(一組) 一三名 第六教室
同	第一学年(一組) 一四名 第七教室
	倫理学東洋文学科甲第二部第三学年(一組) 四三名 第十三教室
同	第二学年(一組) 七二名 第十二教室
同	第一学年(一組) 八七名 第十四教室
同	乙第二部第一学年(一組) 五一名 第十一教室
	以上夜間部 総組数七組 総人員二九三名
七	一四

年 度	学 科 名、学 年、学 級 並 生 徒 数	教室数
昭和四年度	大学部印度哲学伦理学科第四学年（一組）一七名 第五教室	一一二
	同 第三学年（一組）一〇名 第七教室	
	大学部支那哲学东洋文学科第四学年（一組）九三名 第十二教室	
	同 第三学年（一組）七一名 第十三教室	
	伦理学教育学科第三学年（一組）四四名 第六教室	
	同 第二学年（一組）七四名 第十五教室	
	同 第一学年（一組）五九名 第十八教室	
	伦理学东洋文学科甲第一部第三学年（一組）二一〇名 第一教室	
	同 第二学年（一組）一九四名 第十一教室	
	同 乙第一部第二学年（一組）七一名 第八教室	
	同 甲第一部第一学年（一組）二二八名 第十四教室	
	同 乙第一部第一学年（一組）九八名 第九教室	
	同 以上昼間部 総組数一、二組 総人員一、一五九名	
社会教育社会事業科第三学年（一組）一三名 第五教室		
同 第二学年（一組）一四名 第六教室		
同 第一学年（一組）二九名 第七教室		
伦理学东洋文学科甲第一部第三学年（一組）五一一名 第十二教室		

年 度	学 科 名、学 年、学 級 並 生 徒 数	教室数
昭和五年度	同 第二学年(一組)七〇名 第九教室	一 一
	同 乙第二部第二学年(一組)三三名 第十三教室	
	同 甲第二部第一学年(一組)八二名 第十四教室	
	同 乙第二部第一学年(一組)七一名 第十一教室	
	以上夜間部 総組数八組 総人員三六二名	
	同 大学部印度哲学倫理学科第四学年(一組)一〇名 第五教室(二〇坪・五) 一坪当り〇人・四九	
	同 大学部支那哲学東洋文学科第四学年(一組)七一名 第十二教室(七二坪)〇人・九九	
	同 倫理学科教育学科第三学年(一組)六七名 第十三教室(二〇坪)三・三五	
	同 第二学年(一組)四九名 第六教室(二二坪)二・四四	
	同 第一学年(一組)一〇〇名 第十二教室(五二坪)一・九二	
同 倫理学科東洋文学科甲第一第三学年(一組)一八五名 第十四教室(七二坪)二・五七		
同 乙第一部第三学年(一組)七〇名 第十五教室(二二・五)三・一一		
同 甲第一部第二学年(一組)二一八名 第一教室(六七・九五)三・二五		
同 乙第一部第二学年(一組)九七名 第十八教室(二二坪・七五)四・二六		
同 甲第一部第一学年(一組)一五〇名 第十一教室(二四坪)六・二五		
同 乙第一部第一学年(一組)一〇〇名 第九教室(三八坪)二・六三		
以上昼間部 総組数一一組 総人員一一七名		

*3

昭和三年度予算
収入之部

科目	予算	備考
授業料	一三三、五〇〇円	専門部生徒千四百五十名 年額一名八十五円
入学検定料	三、〇〇〇	六百名一名五円
入学金	二、五〇〇	五百名一名五円
地代	四、九六八	
前年度繰越金	一〇、〇〇〇	

社会教育社会事業科第三学年(一組) 一〇名 第五教室(二〇・五) 〇・四九
同 第二学年(一組) 一四名 第六教室(二二坪) 〇・六七
同 第一学年(一組) 五〇名 第七教室(一九坪) 二・六三
倫理学東洋文学科甲第二部第三学年(一組) 六五名 第九教室(六〇坪・五) 一・〇七
同 乙第二部第三学年(一組) 三一名 第八教室(二三坪・五) 一・三七
同 甲第二部第二学年(一組) 五六名 第十二教室(五二坪) 一・〇七
同 乙第二部第二学年(一組) 五〇名 第十三教室(二〇坪) 二・五〇
同 甲第二部第一学年(一組) 一〇〇名 第十四教室(七二坪) 一・三九
同 乙第二部第一学年(一組) 一〇〇名 第十一教室(二四坪) 四・一六
以上夜間部 総組数九組 総人員四七六名

九

支出之部

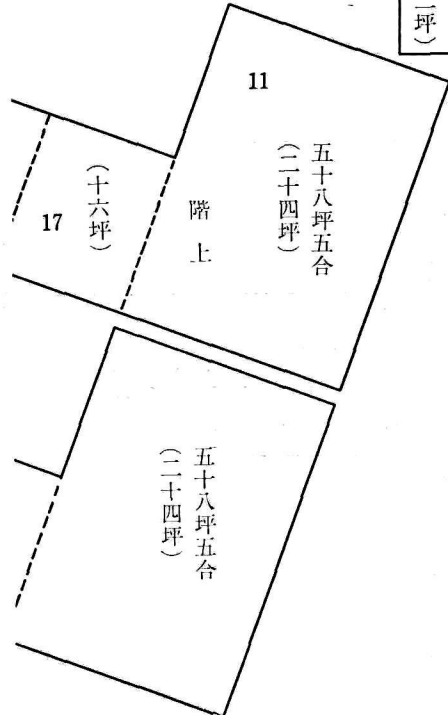
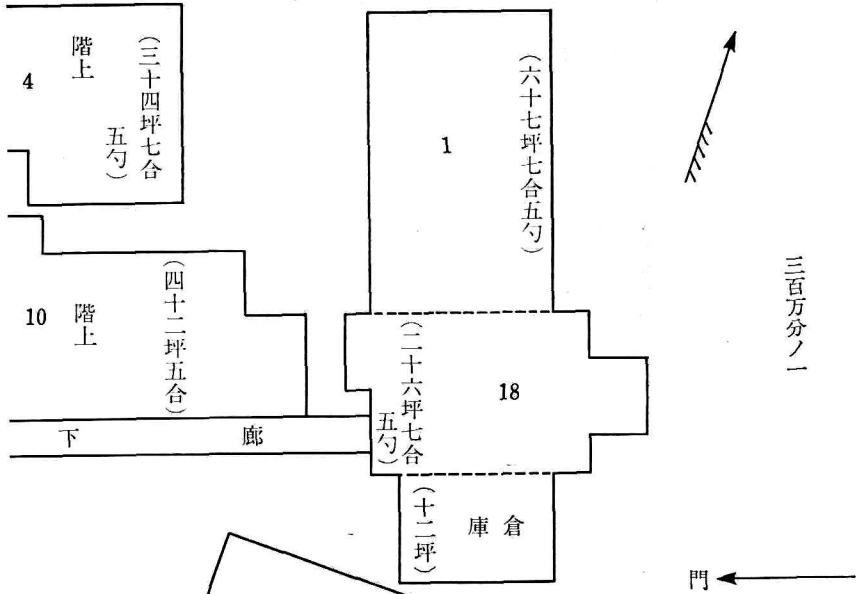
雑収入	二、〇〇〇
合計	一四五、九六八

科目	予算	備考
俸給及諸手当	九八、一六六円	
図書費	八、〇〇〇	
器具費	二、〇〇〇	

収入之部		昭和四年度予算	
科目	予算	備考	
授業料	一一九、〇〇〇円	専門部生徒千四百名年額一名八十五円	消耗品費 四、五〇〇
入学検定料	三、五〇〇	七百名五円(一名)	通信費 一、五〇〇
入金	二、五〇〇	五百名五円(一名)	営繕費 三、五〇〇
地代	四、七五八		其他 一三、〇〇〇
前年度繰越金	一四、八〇二		予備費 一五、三〇二
雑収入	二、三〇〇		合計 一四五、九六八
合計	一四六、八六〇		

支出之部		昭和五年度六年度ノ予算ハ昭和四年度ノ予算ニ準ズ	
科目	予算	備考	
俸給及諸手当	九八、一六六円	専修科ヲ設クルモ其人員ハ専門部生徒総数千四百名中ニ含まテ而モ其授業料ハ専門部授業料ト等シキヲ以テナリ	
図書費	八、〇〇〇		
器具費	二、五〇〇		
消耗品費	四、〇〇〇		
通信費	一、〇〇〇		
営繕費	三、五〇〇		
其他	一三、〇〇〇		
予備費	六、六九四		
合計	一四六、八六〇		

専門部教室略図

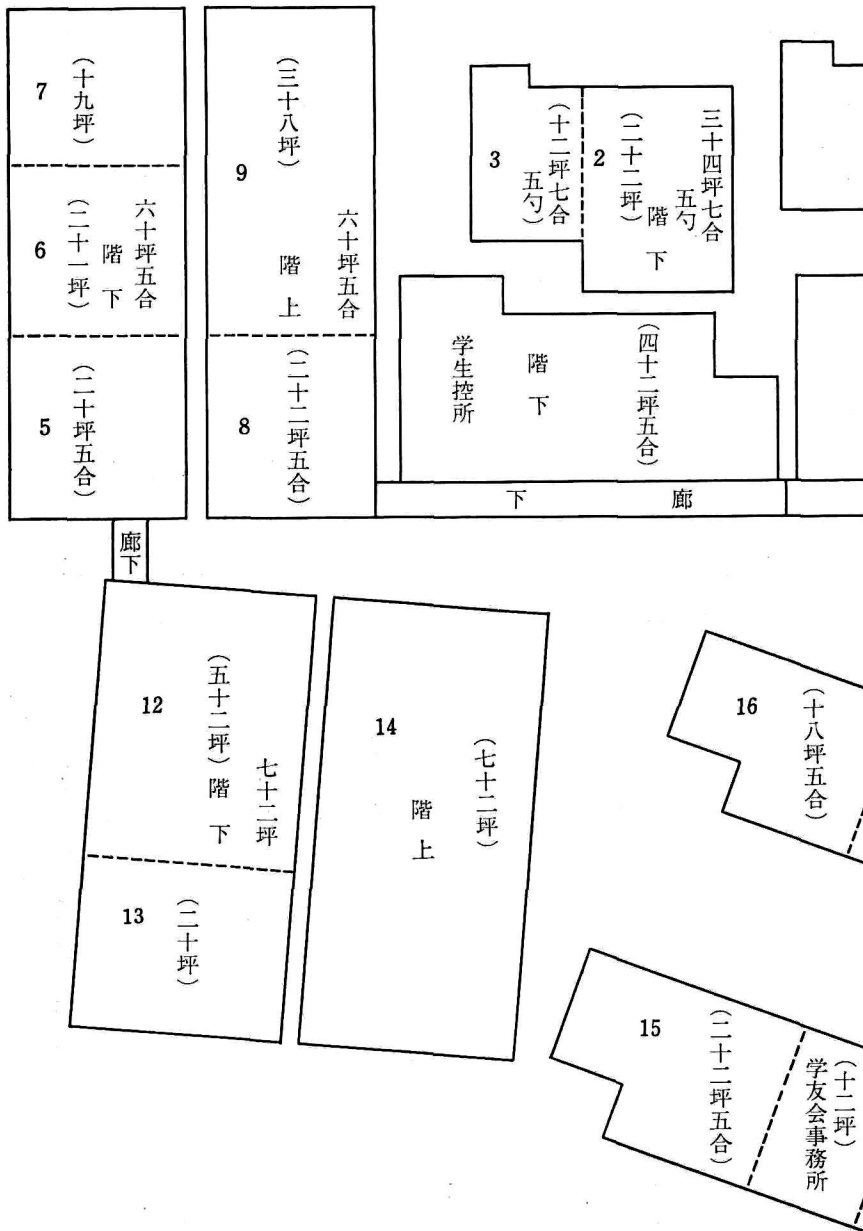


備考

- 一、亜刺比亜数字ハ教室トス 一、括弧内ハ各室ノ坪数トス
- 二、昭和三年度教室略図中第二教室第三教室第四教室ヲ取壊シ其位置ニ学部並ニ予科教室ヲ新築シ学部並ニ予科講義ハ其ノ新築校舍ニ於テ行フ
- 三、昭和二年度以降専門部大学部ハ生徒ヲ募集セズ逐年同部ニ学級二組宛ヲ減シ昭和五年度ニ於テ同部全部減少ノ予定ナレバ其間逐年教室ニ於テニ教室ノ余裕ヲ生ジタリ

〔編者注 判型の制約で原図より小さくなっている〕

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部



学科担当教授姓名

実践道德	文学士	馬場文翁
倫理学	教授	中島徳蔵
東洋倫理史、東洋哲学史	文学博士	宇野哲人
西洋倫理史	文学士	小野正康
日本倫理史	文学博士	井上哲次郎
西洋哲学	文学士	大島正徳
教育学、教育行政	文学博士	吉田熊次
教授法	教授	西山哲治
社会教育	文学士	小尾範治
法制	法学士	西郷陽
經濟	教授	石川義昌
国文学演習	文学士	島津久基
国語教授法、国文学演習	文学博士	藤村作
漢文教授法、漢文学演習	教授	古城貞吉
国語学	文学士	橋本進吉
言語学	文学博士	藤岡勝二
日本文学史	文学士	久松潜一
支那文学史	教授	古城貞吉
印度哲学	教授	脇谷擣謙

〔添付書類〕

東洋大学一覽（昭和四年度）〔略〕

* 1—* 2 〔朱書〕

* 3 〔表中（ ）内の坪数はすべて朱書〕

『自大13年4月 東洋大学専門部』

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一六九—二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和五年四月五日〕

東專九八号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和五年二月二十六日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和五年四月五日

文部大臣 田中隆三郎

『認可書等綴 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七〇— 東洋大学専門部學則變更認可申請書

〔昭和六年一月一二日〕

學則變更認可申請書

専門部學則中別紙ノ通り變更昭和六年一月ヨリ実施致度
候条認可相成度此段申請候也

昭和六年一月十二日

東洋大学財団理事 中島徳藏印

文部大臣 田中隆三殿

〔別紙〕

専門部學則第二条ヲ左ノ通り改ム

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理学教育学科

二、〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第一部〔從來甲第一部トセ

シヲ甲ノ一字ヲ除ク〕

三、〔〔朱書〕〕東洋文学科第一部〔從來倫理学東洋文学科乙

第一部トセシヲ以上ノ如ク改正〕

四、〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第二部〔從來甲第二部トセ

シヲ甲ノ一字ヲ除ク〕

五、〔〔朱書〕〕東洋文学科第二部〔從來倫理学東洋文学科乙

第二部トセシヲ以上ノ如ク改正〕

六、社会教育社会事業科

〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部、社会

教育社会事業科ノ授業ハ夜間ニ行フ〕

同第五条学科課程表中題目ヲ左ノ通り改ム

第二表題目ヲ〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第二部〕トシ從來ノ甲

ノ一字ヲ削除ス

第三表題目倫理学東洋文学科乙_{第二部}ヲ〔〔朱書〕〕東洋文学科

第二部トス

同第二十九条学科課程表中題目其他ヲ左ノ通り改ム

第二表題目ヲ〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第一部〕トシ從來ノ

甲ノ一字ヲ削除ス

第三表題目倫理学東洋文学科乙第一部ヲ〔〔朱書〕〕東洋文学科

第一部〕トス

第六表題目ヲ〔〔朱書〕〕倫理学東洋文学科第二部〕トシ從來ノ

甲ノ一字ヲ削除ス

第七表題目倫理学東洋文学科乙第二部ヲ〔〔朱書〕〕東洋文学科

第二部〕トス

〔〔朱書〕〕専修科ノ倫理学東洋文学科第二部東洋文学科第二

部ノ授業ハ夜間ニ行フ〕

學則改正理由

主トシテ煩瑣ノ名称ヲ簡明ニシ甲乙ノ分類ヲ廢シテ動モ

スレバ甲乙ノ優劣ト混同セラル、虞ヲ避クルニアリ

『自大13年4月 東洋大学専門部』

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七〇—二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和六年一月二二日〕

東專五号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和六年一月十二日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和六年一月二十二日

文部大臣 田中隆三郎

『認可書等綴 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七一—一 東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和八年二月八日〕

学則変更認可申請書

東洋大学専門部ニ社会公民科ヲ開設シ並ニ之ニ伴フ学則別冊朱書ノ通り変更昭和八年四月一日ヨリ実施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和八年二月八日

東洋大学財団理事 高楠順次郎印

文部大臣 鳩山一郎殿

〔別紙〕

学則変更理由

今回本学則中ノ社会教育社会事業科ヲ改メテ社会公民科ト変更スル理由ハコレヲ一言ニシテ語レバ我国現代ノ趨勢ニ鑑ミ社会ノ要求ニ一層能ク適応スル教育ヲ施サンガ為メナリ

我カ国刻下ノ状勢ハ幾重ニモ国難ガ数ヘラレ憂慮ニ堪ヘザル事態ハ頗ル多シ就中立憲政治ノ国民トシテノ教養ニ乏シク政治生活上ニモ経済生活上ニモ更ニ一般社会生活上ニモ国家社会ノ一員トシテノ健全ナル思想的道德的素養ヲ欠キ公民タルノ自覚ヲ有セザルコトハ最大ノ欠陥ナリトス、コレカタメニ各種ノ病弊ハ至ル所ニ生シ或ハ危険思想トナリ或ハ不祥事件トナリ現ハレタル事ハ多言ヲ要セザル所ナリ故ニコノ病患ヲ一掃スルタメニハ立憲自治ノ政治生活ト国体精神トノ関係ヲ明カニシソノ法制上

ノ智識ト由ツテ本ツク社会的道德的意義ヲ究メ更ニハ經濟生活思想生活等ノ相互關係ヲ知悉セシメ真個ニ健全ナル公民の素養ヲ修得セシムルコトハ最大ノ急務ニシテ且ツ根本的教育方針ナラザルベカラズ即チコ、ニコノ意味ニ於テ社会公民科ノ設立ヲ必要トスル所以ナリトス

翻ツテ考フレバ文部省ガ曩ニ実業補習学校及ビ青年訓練所ニ修身公民科ヲ設ケ最近ニハ中等学校ニ從來ノ法制經濟科ヲ廢シテ新ニ公民科ヲ設ケテ修身科ト連絡シテ必修セシムルノ制ニ改メタルハ以上ノ状勢ヲ觀察シ将来ノ國運ノ發展ニ培ハントシタルモノナルコトハ疑ヲ容レザル所ナリ且ツ学校教育ノミナラズ廣ク社会教育トシテ成人講座公民講座等ノ名称ノ下ニ当局者並ニ民間ノ教化団体ニヨツテ種々ノ施設ガ試ミラル、コトハ、コレヨク国家社会ノ一員トシテノ公民の自覚ヲ喚起スルノ必要ニ迫ラレタルニ外ナラズ然ラバ本学ニ於テモコノ時代ノ趨勢ニ鑑ミカ、ル自覚アル人物養成ノ施設ヲ企テタルコトハ独リ一個人ノ修養ニ資スルノミナラズ進ンデハカ、ル社会教育乃至社会教化ノ運動ニ從事スルニ足ル適材ヲ要求スル現国家社会ノ実情ニ奉仕スル所以ナルコトヲ信スルモノナリ

本学ニ於ケル從來ノ社会教育社会事業科モ以上ノ目的ヲ内含セザルニアラザルモ其施設ノ科目ハ狭キニ失シ且特

殊のニ流レ広ク然カモ根本的ニ国家社会ノ一員トシテノ公民の自覚素養ヲ修得セシムルニ不十分ナルノミナラズ時代ノ要求ニ適切ナラザル所アルヲ認メ今回之ヲ變更シテ社会公民科ニ改メントスルモノナリ

専門部学則

第一章 総 則

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理学教育学科

二、倫理学東洋文学科第一部

三、東洋文学科第一部

四、倫理学東洋文学科第二部

五、東洋文学科第二部

〔六〕〔朱書〕 社会公民科

〔七〕〔朱書〕 社会教育社会事業科

倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部、〔社会公民科〕、社会教育社会事業科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三条 専門部ハ修業年限ヲ三ヶ年トス

第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ヶ年ノ専門部ニ於ケル修業年限ヲ三ヶ年トス

修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス
第二章 学科課程
第五節 専門部ノ学科課程左ノ如シ
倫理学教育学科

第一学年	第二学年	第三学年
学 科	学 科	学 科
業一週授 業時數	業一週授 業時數	業一週授 業時數
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育史 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育史 心理学 論理学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	実践道徳 日本倫理史 倫理学 教育史 教育行政 生理衛生 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史 社会学 国語漢文 英語 体操教練
三	三〇	三一

倫理学東洋文学科 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科	学 科	学 科
業一週授 業時數	業一週授 業時數	業一週授 業時數
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 心理学 哲学概説 日本歴史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 教育史 論理学 東洋歴史 日本文学史 支那文学史	実践道徳 日本倫理史 倫理学 二教授法 二言語学 二美学 西洋歴史 日本文学史 支那文学史
三一	三四	三四

東洋文学科 第一部

第一学年	第二学年	第三学年
学 科	学 科	学 科
業一週授 業時數	業一週授 業時數	業一週授 業時數
実践道徳 心理学 二教育史	実践道徳 倫理学 二教授法	実践道徳 心理学 二教育史
二	二	二

学 科	第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
	業 時 數	一週授	業 時 數	一週授	業 時 數	一週授
国民道德	一	二	一	二	一	二
倫理學概論	二	二	二	二	二	二
教育學概論	二	二	二	二	二	二
論理學	二	二	二	二	二	二
心理學概論	二	二	二	二	二	二
經濟學	二	二	二	二	二	二
法學通論	二	二	二	二	二	二
憲 法	二	二	二	二	二	二
日本史	二	二	二	二	二	二

*1↓
社会公民科

哲学概説	二	二	二	二	二	二
日本歴史	二	二	二	二	二	二
國語	一〇	一〇	八	四	九	四
講義文法	一〇	一〇	八	四	九	四
作文作歌	一〇	一〇	八	四	九	四
演習	一〇	一〇	八	四	九	四
漢文	九	九	一〇	九	九	九
講義文法	九	九	一〇	九	九	九
作文作詩	九	九	一〇	九	九	九
演習	九	九	一〇	九	九	九
英語	四	四	四	四	四	四
體操教練	三二	三二	三五	三五	三五	三五

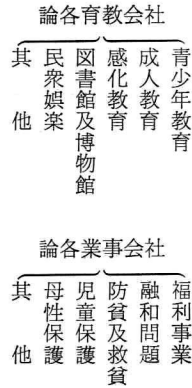
学 科	第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
	業 時 數	一週授	業 時 數	一週授	業 時 數	一週授
實踐道德	四	二	四	二	四	二
東洋倫理史	四	二	四	二	四	二
西洋倫理史	四	二	四	二	四	二
教育學	二	二	二	二	二	二
社會教育各論	二	二	二	二	二	二
論理學	二	二	二	二	二	二
心理學	二	二	二	二	二	二
兒 童 罪 犯	二	二	二	二	二	二
生理學	二	二	二	二	二	二
社會問題	二	二	二	二	二	二
社會事業各論	二	二	二	二	二	二
經濟史	二	二	二	二	二	二
政治學又八行	二	二	二	二	二	二
商 法	二	二	二	二	二	二
民 法	二	二	二	二	二	二
英 語	四	二	四	二	四	二
體操教練	三〇	三〇	三二	三二	三〇	三〇

社会教育社会事業科

英語	四	二	四	二	四	二
體操教練	二	二	二	二	二	二
英語	四	二	四	二	四	二
體操教練	二	二	二	二	二	二

↓*2

備考



第三章 学年、学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日祝日大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ズ

一、教員検定ニ関スル規程第五条第五号第六号及第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入学者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ズ

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差

出スヘシ

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

第五章 休学 退学、除籍及懲戒

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 生徒退学セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十七条 生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八条 生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責停学及放学トス

第六章 授業料

第十九条 授業料ハ年額金八拾五円トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放学ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス

但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セズ

第七章 試験及卒業

第二十二条 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス
 学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキ之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ
 追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十平均六十点上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 専修科

第二十八条 専修科ハ元東洋大学大学院並専門部卒業者、専門部各学科(各種各部)並専門部大学院各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシムルモノトス

第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

学 科	業一週授 時数	学 科	業一週授 時数	学 科	業一週授 時数
実践道德	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二

教育行政 法政経済	一 二	社会学	一	社会学	二
授業時數合計	二二				

倫理学東洋文学科 第一部

実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

東洋文学科 第一部

実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

専門部 大学部 印度哲学倫理学科

実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
授業時數	二				

西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
印度哲学	二				
授業時數合計	二二				

専門部 大学部 支那哲学東洋文学科

実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

倫理学東洋文学科 第二部

実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計	二四				

東洋文学科 第二部

学 科	業時数	学 科	業時数	学 科	業時数
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時数合計		二四		二四	

専修科ノ倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルベシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケ之ニ合格

シタル者ニハ第十一条第二号ノ規定ニ準ジテ相当学年ニ編入スルコトアルベシ但シ本条ニヨル編入者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ズ

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相当学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルベシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附 則

第三十七条 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九条 現ニ元東洋大学専門学部ニ在学スル者ハ本学専門部生徒ト見做ス

但シ学科課程ニツキテハ旧学則第二章第二条ニヨル

第四十条 元東洋大学学部ハ昭和六年三月限り之ヲ

廃止ス

第四十一条 専修科ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ実施ス
(朱書)

第四十二条 専門部社会教育社会事業科ハ昭和九年三月限り之ヲ廃止ス

昭和六年度決算

収入之部

科目	金額	備考
授業料	二九、八八二・〇〇	
入学検定料	一、一二〇・〇〇	
入学金	七、〇二〇・四〇	
其他ノ収入		
合計	四七、二七二・四〇	

支出之部

科目	金額	備考
俸給及諸手当	四四、一二五・〇〇	
備品費	八六一・〇〇	
消耗品費	四八〇・〇〇	
営繕費	二四〇・〇〇	
其他	一、五六六・四〇	
合計	四七、二七二・四〇	

昭和七年度予算

収入之部

科目	予算	備考
授業料	八九、七五〇・〇〇	
入学検定料	二、八四九・〇〇	
入学金	一一、四四六・八六	
其他ノ収入		
合計	一〇四、〇四五・八六	

支出之部

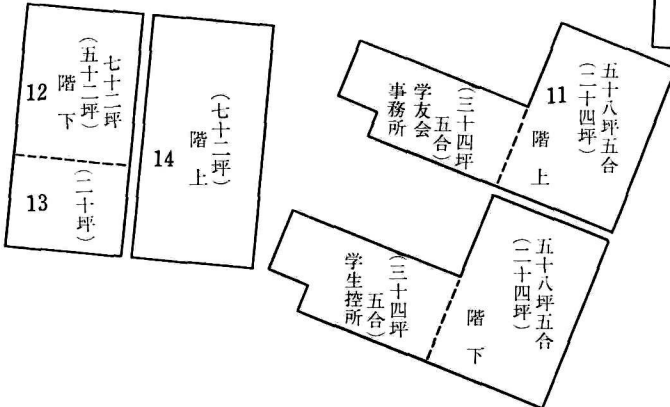
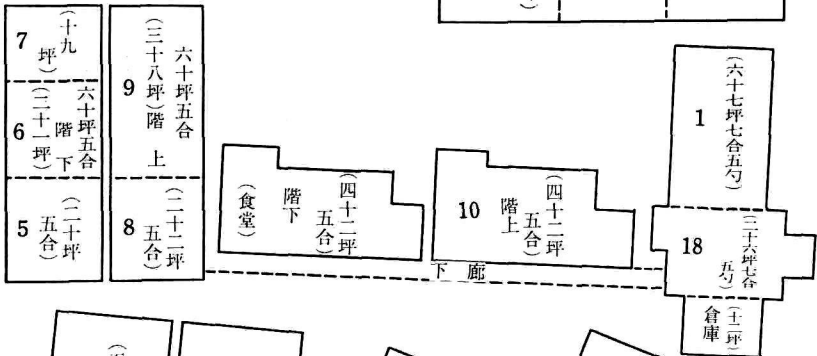
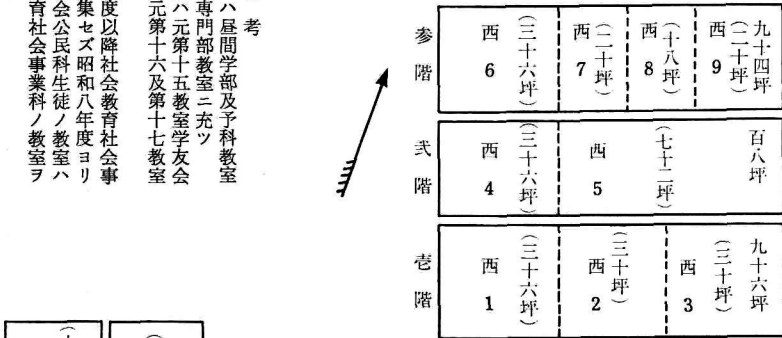
科目	予算	備考
俸給及諸手当	九五、六〇二・〇〇	
備品費	一、七〇〇・〇〇	
消耗品費	一、三〇〇・〇〇	
営繕費	一、〇〇〇・〇〇	
其他	四、四四三・八六	
合計	一〇四、〇四五・八六	

昭和八年度九年度ノ予算ハ昭和七年度ノ予算ニ準ズ

社会公民科授業料ハ専門部夜間授業ノモノト同シ
其人員ハ専門部定員並ニ各年度実数中ニ含メテ計
上ス

図 略 室 教

- 備考
- 一、西各号室ハ昼間学部及予科教室
 - 二、夜間ハ専門部教室ニ充ツ
 - 一、学生控所ハ二元第十五教室学友会事務所ハ元第十六及第十七教室トス
 - 一、昭和七年度以降社会教育社会事業科ヲ募集セズ昭和八年度ヨリ募集ノ社会公民科生徒ノ教室ハ旧社会教育社会事業科ノ教室ヲ充当ス



表門

一、弧内ハ各室ノ坪数トス

学科担当教授氏名(第一学年)

国民道德	教授	飯田 堯一
倫理学概論、論理学	文学士	大島 正徳
教育学概論	文学博士	入沢 宗寿
心理学概論	教授	関 寛之
経済学	マスター・オブ・アーツ	石川 義昌
法学通論、憲法	法学士	早川 清
日本史	文学士	吉村 茂樹
英語	教授	田中 治六
英語	教授	三木 春雄
体操教練	步兵少佐	中西 正

専門部社会教育社会事業科現在数調

昭和八年二月二十日現在

社会教育 社会事業科				学 科	
計	聴講生	第二種生	第一種生	種 別	
				現 在	数
一六	一	三	一二	第一学年	二
一四	一	三	一〇	第二学年	二
三〇	二	六	二二	第三学年	二
				計	六

一、昭和七年度第一学年ハ募集セス

現在生徒数調(専門部)(昭和八年二月二十日調)

種 別	学 科	生 徒 定 員				
		第一学年	第二学年	第三学年	計	
第一種生	倫理学教育学科	第一種生	一一	七	八	二六
		第二種生	二	一	三	六
		聴講生	一	一		二
		計	一四	九	一一	三四
第一種生		一一〇	一二四	一五三	三八七	

東洋文学科第二部			倫理学東洋文学科第二部			社会教育社会事業科			東洋文学科第一部			倫理学東洋文学科第一部		
聴講生	第一種生	計	聴講生	第一種生	計	聴講生	第一種生	計	聴講生	第一種生	計	聴講生	第一種生	計

一、二〇〇

一	二	二六	二二	一	二	一八					七八	二		七六	一一七	一	六
	三	一〇	一一		三	八	一六	一	三	一二	九一		一	九〇	一三六	一	一一
	一	一八	二九	三	二	二四	一四	一	三	一〇	九四			九四	一七一	一	一七
一	六	五四	六一	四	七	五〇	三〇	二	六	二二	二六三	二	一	二六〇	四二四	三	三四

*1↓*2 [朱書]

合 計	計				
	二五九	二七六	三三八 專修二五	一九	六一
	二九	一三	八九八		

『自大13年4月 東洋大学専門部』

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七二―一 東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和八年一月一〇日〕

学則変更認可申請書

一七二―二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和八年三月八日〕

東洋大学専門部倫理学教育学科ノ課程ノ一部ヲ改正致シ
学則中別冊朱書ノ通り変更シ昭和九年四月入学者ヨリ実
施致度候条御認可相成度此段申請候也

昭和八年十二月十日

東洋大学財団理事 高橋順次郎

東專七〇号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

文部大臣 鳩山一郎殿

〔別紙〕

学則変更理由

今回本学則中倫理学教育学科ノ課程ノ一部ヲ改メテ国民
ノ公的生活ニ必須ナル知識ヲ修得セシメンガ為メ主トシ
テ之ニ適當ナル学科目ヲ加ヘタルモノナリ

我国民ガ国家社会ノ一員トシテ健全ナル道德鞏固ナル思
想ヲ有セシムルニハ立憲治下ニ於ケル政治生活ト団体ト
ノ関係法制上ノ知識ハ勿論經濟生活ト諸般ノ社会施設ト

昭和八年二月八日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和八年三月八日

文部大臣 鳩山一郎 印

『認可書等綴 大学』

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

ノ關係等ヲ知悉セシメ真ニ公民トシテノ素養ヲ得セシムルコトハ現下ノ急務ナリ、本学ハ茲ニ鑑ミル所アリテ既ニ夜間部ニ公民科ヲ設置セリ今又倫理学教育学科ノ課程ノ一部ヲ改正セントスルハ同一ノ理由ニ出テタルモノニシテ本学科卒業生ハ修身及教育ノ無試験檢定資格ヲ有シ中等教育ニ従事スルモノ多数アリ将来本学科ヲ修得シテ此方面ノ教育者タラントスル者ニ対シ公民の知識ヲ併セテ得セシムルコトハ誠ニ機宜ノ施設ナリト信ズルモノナリ

〔別冊〕

専門部学則

第一章

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

- 一、倫理学教育学科
 - 二、倫理学東洋文学科第一部
 - 三、東洋文学科第一部
 - 四、倫理学東洋文学科第二部
 - 五、東洋文学科第二部
 - 六、社会公民科
- 倫理学東洋文学科第二部 東洋文学科第二部、社会公民科

民科ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三条 専門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ヶ年ノ専修科ヲ置ク

専修科ニ関シテハ第八章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

学 科	第一学年	第二学年	第三学年
修身 <small>〔朱書〕</small> 〔國民道德〕	一	一	一
東洋倫理史	三	三	四
西洋倫理史	四	三	五
教育学	二	四	二
教育史	二	二	一
心理学	二	二	二
哲学概説	二	二	二
東洋哲学史	二	二	二
西洋哲学史	二	二	二
日本歴史	二	二	二
国語漢文	三	三	二
〔朱書〕 〔經濟学〕 〔原論〕	二	二	二
修身 <small>〔朱書〕</small> 〔實踐道德〕	一	一	一
東洋倫理史	三	三	四
西洋倫理史	四	三	五
教育学	二	四	二
教育史	二	二	一
心理学	二	二	二
社会学	二	二	二
支那哲学	二	二	二
西洋哲学史	二	二	二
東洋歴史	二	二	二
国語漢文	三	三	二
〔朱書〕 〔經濟学〕 〔政策〕	二	二	二
修身 <small>〔朱書〕</small> 〔實踐道德〕	一	一	一
日本倫理史	三	三	四
倫理学	四	三	五
教育学	二	四	二
教育行政及教授法	二	二	一
論理学	二	二	二
美学	二	二	二
印度哲学	二	二	二
現代哲学	二	二	二
西洋歴史	二	二	二
国語漢文	三	三	二
〔朱書〕 〔社会政策〕	二	二	二

計	第一学年	二	九	一〇	二	二	二	四
	第二学年	二	一〇	八	四	二	二	四
	第三学年	二	九	七	四	二	二	五
	計	三一	三三	三三	三三	三一	三一	三一

倫理學東洋文學科 第二部

計	第一学年	二	二	二	二	二	二	二
	第二学年	二	二	二	二	二	二	二
	第三学年	二	二	二	二	二	二	二
	計	二	二	二	二	二	二	二

計	第一学年	二	四	九	一〇	二	二	二
	第二学年	二	四	一〇	八	四	二	二
	第三学年	二	四	九	七	四	二	二
	計	三三	三五	三五	三五	三一	三一	三一

東洋文學科 第二部

社会公民科

学 科	第一学年	第二学年	第三学年
国民道德	一 国民道德	一 公民学	一
倫理学概論	二 東洋倫理学	二 西洋倫理史	二
教育学概論	二 教育史概説	二 社会事業	二
論理学	二 哲学概論	二 宗教及宗教学	二
心理学概論	二 社会学概論	二 社会政策	二
経済学	二 経済政策	二 統計学	二
法学通論	二 民法(総則)	二 民法(親族法)	二
憲 法	二 行政法(総論)	二 行政法(各論)	二
日本史	二 東洋史	二 西洋史	二
英語	四 英語	四 英語	四
体操教練	二 体操教練	二 体操教練	二
計	二二三	二二三	二二

第三章 学年、学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者檢定規程ニヨル試験檢定ニ合格

シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ

教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

一、教員檢定ニ関スル規程第五条第五号、第六号及

第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認

定シタル者

第十二条 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十条又

ハ第十一条ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル

試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入

学者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

第十三条 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差出スヘシ

第十四条 入学ヲ許サレタル者ハ入学金五円ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学、除籍及懲戒

第十五条 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其服役又ハ召集ノ期間休学トス

第十六条 生徒退学セントスルトキハ事由ヲ具シ願出ツベシ

第十七条 生徒欠席久シキニ互^(互)リ成業ノ見込ナキトシ若クハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八条 生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責停学及放学トス

第六章 授業料

第十九条 授業料ハ年額金八拾五円トス
授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十条 生徒退学シ除籍セラレ又ハ放学ヲ命セラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収ス

但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第七章 試験及卒業

第二十二条 試験ヲ分チテ学年試験及臨時試験トス

学年試験ハ学年ノ終ニ臨時試験ハ必要ト認ムルトキ之ヲ行フ

第二十三条 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルヘシ

追試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十平均六十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第八章 専修科

第二十八条 専修科ハ元東洋大学 大学部並専門部卒業者、専門部各学科(各種各部)並ニ専門部 大学部各学科卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシ

ムルモノトス

第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

倫理学教育学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道德	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
法政経済	二				
合 計	二二				二二

倫理学東洋文学科 第一部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道德	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	一
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	二
合 計	二四				二四

東洋文学科 第一部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道德	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二

合 計	二二	言語学	二	日本文学史	二
		国文学演習	二	漢文学演習	二
			四		四
					二四

専門部大学部印度哲学倫理学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道德	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
印度哲学	二				
合 計	二二				二二

専門部大学部支那哲学東洋文学科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道德	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	二
合 計	二四				二四

倫理学東洋文学科 第二部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	一
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
合 計	二四				二四

東洋文学科 第二部

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
合 計	二四				二四

専修科ノ倫理学東洋文学科第二部東洋文学科第二部ノ授業ハ夜間ニ行フ

第三十條 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一條 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二條 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相

当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルベシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三條 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四條 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ第十一條第二号ノ規定ニ準シテ相当学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ本条ニヨル編入者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

第三十五條 専門部学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相当学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六條 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ附与ス

附 則

第三十七條 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 現ニ元東洋大学専門部ニ在学スル者ハ本学専門部生徒ト見做ス

但シ学科課程ニツキテハ旧学則第二章第二条ニヨル

計	第一学年		第二学年		第三学年	
	学 科	業 一週授 業時數	学 科	業 一週授 業時數	学 年 (科)	業 一週授 業時數
実践道徳 西洋倫理史 教育史 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	四 四 四 二 二 二 二 二 二 三 六 二	実践道徳 西洋倫理史 教育史 心理学 論理学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史 法制経済 国語漢文 英語 体操教練	四 四 四 二 二 二 二 二 二 三 六 二	実践道徳 日本倫理史 倫理学 教授法及教 育行政 生理衛生 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史 社会学 国語漢文 英語 体操教練	五 五 五 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二	

第四十条 元東洋大学部ハ昭和六年三月限り之ヲ

廢止ス

第四十一条 專修科ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ実施ス

第四十二条 専門部社会教育社会事業科ハ昭和九年三月

限り之ヲ廢止ス

〔参考〕 倫理学教育学科

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七二二 東洋大学専門部則變更認可書

〔昭和八年一月二三日〕

東專七〇六号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和八年十二月十日申請學則變更ノ件認可ス

昭和八年十二月二十三日

文部大臣 鳩山一郎印

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七三 東洋大学専門部社会教育社会事業科廢止

〔昭和九年六月一四日〕

庶癸第一六号

昭和九年六月十四日

東洋大学長 高楠順次郎印

文部省専門学務局長殿

社会教育社会事業科廢止方実施ノ件

曩キニ御認可相成候本学専門部社会教育社会事業科昭和九年度廢止ノ件ハ本九年四月ヨリ実施致候ニ付此旨御報告仕リ候也

備考 昭和八年三月右認可ス

昭和九年三月限り社会教育社会事業科ヲ廢止シ
社会公民科ヲ昭和八年四月開設ス

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七四—— 東洋大学専門部無試験檢定許可継続

承認願書 (昭和十一年一〇月二日)

庶第八八号

昭和十一年十月二日 東洋大学長 藤村 作圃

文部大臣 平生釺三郎殿

無試験檢定許可継続承認ノ件

今般本学専門部倫理学教育学科、倫理学東洋文学科及東洋文学科ノ名称變更ト併セテ倫理学東洋文学科並ニ東洋文学科ノ学科課程一部變更致度候ニ付テハ變更後ニ於テモ師範学校、中学校、高等女学校教員無試験檢定許可ノ件ニ就テハ現在同様御取計相成候様御願申上度此段副申候也

記

改正要点抜萃				現行学科課程										
科別		学科	一週授業時間數			科別		学科	一週授業時間數					
倫理教育科		(變更ナシ)	第一学年	増	第二学年	減	第三学年	通時計	第一学年	三三三	第二学年	三三三	第三学年	三三三
倫理国漢科		国語	一四	一三	一三	一三	西洋史	漢文	九	一〇	八	七	九	
		漢文	一四	一四	一三	一三	西洋史	倫理学 東洋文学科						

国漢科		通時計間	
漢文	國語	一四	一二
三九	一四	一三	一三
四〇	一三	西洋史一	三九
三九	一三	西洋史一	三八

東洋文学科		通時計間	
漢文	國語	一〇	八
九	一〇	八	七
三二	一〇	九	七
三五	九	九	七

『昭和十二年 学務課 私立学校 第一種 冊ノ五四』

東京都公文書館所蔵

一七四—二 東洋大学専門部学則變更認可申請書

〔昭和十一年一月九日〕

庶第八七号

昭和十一年十月九日 東洋大学財団理事 藤村作四郎

文部大臣 平生夙三郎殿

学則變更認可ノ件申請

今般本学専門部ニ於テ学科名称及授業時数等ノ變更並ニ倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部及社会公民科(何レモ夜間授業)ノ廃止ヲ行ヒ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明十二年度第一学年ヨリ実施致度候条別紙理由書並ニ改正条項書類等相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

一、各科名称變更ニ就テ
 専門部各科名称及学科課程一部變更理由

一、倫理学教育学科ヲ倫理教育科ト倫理学東洋文学科ヲ倫理国漢科ト東洋文学科ヲ国漢科ト改称セントスルハ前者ノ何レモ冗長且ツ主タル内容ヲ表明スルニ劃切ナラサルニ比シテ後者ノ簡潔且ツ主要学修科目ヲ標榜スルニ適切ナルヲ認メタルニ由ル

一、倫理学東洋文学科並ニ東洋文学科ノ学科課程一部變更ニ就テ西洋史科ノ削除

西洋史科(一週時数二)前記両科ノ学科課程中ヨリ削除セントスルハ此等両科ニ於ケル主要科目タル國語及漢文科ノ専攻上ニハ西洋史科ノ如キハ大ナル必要ヲ認メズ寧ロ同科ノ授業時数ヲ國語科ノ其レニ繰入ルルコトノ勝レルヲ認メタルニ由ル

一、國語及漢文科授業時数増加

前記兩科ヲ通シ国語科及漢文科ノ授業時間ヲ増加セ
ントスルハコノ兩科ノ何レモ修業年限三ヶ年間ニ於
テ此等主要学科目ニ関シ更ニ授業ノ充実ヲ計リ一層
学生ノ学力増進ヲ確実ニスルノ必要アルヲ認メタル
ニ由ル

専門部社会公民科廃止理由

本学専門部社会公民科ハ昭和八年四月創設実施シタルモ
ノナルモ其後生徒ノ入退学ノ状況ヲ察スルニ創設年度即
チ八年度入学ノモノハ翌九年度ニ於テ全部退学、一面当
該関係科目ハ昭和九年度ヨリ専門部倫理学教育学科ニ増
課スルコトトシタル関係モアリテ九年度十年度ニ於テハ
全く入学者ナク且今後ノ情勢上存置ノ見込ナキモノト認
メタルニヨリ本十一年度以降廃止セントスルモノナリ

専門部社会公民科設置以来ノ状況

計	第一学年	第二学年	第三学年	年度別	
				昭和八年度	昭和九年度
五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五

専門部倫理学東洋文学科及東洋文学科第二部
廃止理由

本学専門部倫理学東洋文学科及東洋文学科第二部ハ夜間
授業トシテ昭和三年四月学則改正実施シタルモ昭和九年
度以来入学者激減シ之ニ反シ退学者ハ別表ノ如ク激増シ
本年度ニ在リテハ学生全クナク已往ノ情况ニ照シ今後存
置スルモ尚志願者ナキモノト認メ本年度以降該科ヲ廃止
セントスルモノナリ

昭和八年度以降ノ状況（二部入退学）

年度別	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
	進級	退学	進級	退学	進級	退学	進級	退学
科学年	1	2	1	2	1	2	1	2
専門東洋文学科 （部二第）	1	2	1	2	1	2	1	2
倫理部東洋文学科 （部二第）	1	2	1	2	1	2	1	2
専門東洋文学科 （部二第）	1	2	1	2	1	2	1	2
部科学 （部二第）	1	2	1	2	1	2	1	2

学則第二十八条条文改正理由

専修科ハ其ノ創設当時ハ元東洋大学大学部乃至専門部大
学部各学科卒業ノ尚入学資格ヲ保有セルモノアリシ為メ

現条文ノ如キ条項ノ必要アリシモ該科ハ元來卒業期以後三年以上ヲ経過セシモノハ入学資格ヲ付与セサル方針ナルヲ以テ現制下ノ東洋大学専門部実施以來ステニ三年ヲ経過シ更ニ四年ヲ経過セル今日現条文ノ如キハ全ク意義ナキモノトナリシヲ認メタルニ由ル

東洋大学専門部學則中左ノ通改正ス

一、第二条ノ学科中一、二及三ノ各項ヲ左ノ通改メ四、

五、六並ニ但書ノ各項ヲ削除ス

〔朱書〕
第一条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理教育科

二、倫理国漢科

三、国漢科

参照条項

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理学教育学科

二、倫理学東洋文学科第一部

三、東洋文学科第一部

四、倫理学東洋文学科第二部

五、東洋文学科第二部

六、社会公民科

倫理学東洋文学科第二部、東洋文学科第二部、社会公民科ノ授業ハ夜間ニ行フ

二、第五条ノ倫理学教育学科、倫理学東洋文学科及東洋文学科ノ名称及倫理学東洋文学科並ニ東洋文学科ノ学科課程ヲ左ノ通改メ社会公民科ノ項ヲ削除ス

〔朱書〕
「倫理教育科」

「学科課程ハ變更無キヲ以テ之ヲ略ス」

〔朱書〕
「倫理国漢科」

学 科	第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年
学 科	業一週授 時數	業一週授 時數	業一週授 時數
実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史 心理学 哲学概説 日本歴史	二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 一
国語	〔朱書〕 「講義作文 作歌 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作歌 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作歌 演習」
漢文	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」
文	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」	〔朱書〕 「講義作文 作詩 演習」
體操教練	二	二	二
〔朱書〕 「三八」	〔朱書〕 「三九」	〔朱書〕 「三八」	

〔朱書〕
「国漢科」

第一学年	第二学年	第三学年
学 科 実践道徳 心理学 哲学概説 日本歴史 国語 <small>〔朱書〕</small> 漢文 <small>〔朱書〕</small> 英語 体操教練	学 科 実践道徳 教育学 論理学 東洋歴史 国語 <small>〔朱書〕</small> 漢文 <small>〔朱書〕</small> 英語 体操教練	学 科 倫理学 教授法 言語学 美学 国語 <small>〔朱書〕</small> 漢文 <small>〔朱書〕</small> 英語 体操教練
一週授 業時數	一週授 業時數	一週授 業時數
一 二 二 二 二 二 二 二	一 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 一 二 二 二
〔朱書〕 「三九」	〔朱書〕 「四〇」	〔朱書〕 「三九」

参照条項

別紙添附ノ通

三、第十九条ノ授業料ヲ左ノ通改ム

〔朱書〕第十九条 授業料八年額金九十円トス、授業料ノ分

納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

参照条項

第十九条 授業料八年額金八十五円トス、授業料ノ

分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

四、第二十八条ヲ左ノ通改ム

〔朱書〕第二十八条 専修科ハ東洋大学専門部各科卒業者ヲ

入学セシメ当該学科ニ就キ更ニ研究セシム

参照条項

第二十八条 専修科ハ元東洋大学学部並専門部卒

業者、専門部各学科（各種各部）並専門部各学科

卒業者ヲ入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシム

ルモノトス

五、第二十九条ノ科名「倫理学教育学科」ヲ「倫理教育

科」ニ「倫理学東洋文学科」ヲ「倫理国漢科」ニ

「東洋文学科」ヲ「国漢科」ニ改メ倫理学東洋文

学科及東洋文学科ノ下部括弧及第一部、第二部ノ

文字ヲ夫々削リ但書ノ項ヲ削除ス

参照ハ之ヲ略ス

六、第三十八条ヲ左ノ通改ム

〔朱書〕第三十八条 本学則ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス

但シ昭和十二年三月現ニ在学スル者ニハ当時施行

ノ学則ヲ適用ス

参照条項

第三十八条 本学則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七、第三十九条、第四十条、第四十一条及第四十二条ハ之ヲ削除ス

(以上)

〔添付書類〕

〔東洋大学則改正案 (昭和十一年一〇月九日)〕

〔略〕

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七四—三 東洋大学専門部学則變更認可書

〔昭和十二年二月一三日〕

東專六五七号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十一年十月九日庶第八七号申請学則中變更ノ件認可

ス

昭和十二年二月十三日

『認可書等級 大学

文部大臣 林銑十郎 閣

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七五—一 東洋大学専門部学則變更認可申請書

〔昭和十三年二月二一日〕

庶第二九五号

昭和十三年十二月二十一日

東洋大学財団理事 大倉邦彦 閣

文部大臣 男爵荒木貞夫 殿

専門部学則變更認可ノ件申請

今般本学専門部学科課程、授業時数及授業料等ノ變更並ニ専門部ニ拓殖科ノ増設ヲ行ヒ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明十四年度第一学年ヨリ実施致度候条別紙理由書及改正条項書類並ニ増設関係書類相添ヘ此段及申請候也

東洋大学専門部添附書類目録

一、学則變更理由

二、学則中改正ノ件

三、学則新旧対照

四、拓殖科教室平面図

五、校舎配置図

六、拓殖科開講科目並ニ担任者

七、同 新設収支予算

八、履歴書十三名分(不足ノ分ハ追テ後送ス)

以上

東洋大学専門部学則変更理由

一、第一条変更理由

本学ハ創立当初ヨリ改正セントスル第一条ノ内容ヲ具現セル護国愛理ノ建学精神ヲ以テ進ミ来リタルモノナルモ之ヲ第一条ノ内容ニ漏洩シ在ルヲ以テ改メタルモノナリ

二、東洋大学専門部拓殖科(東亜経営科)新設ノ理由

由來本学ハ東洋ノ精神文化ヲ研究シ併セテ西洋ノ精神文化研究ニ及ヒ以テ東亜ニ活躍スヘキ人物ノ養成ニ務ムルヲ本領トナシ来リタルモ時局ノ進展ニ伴ヒ本科ノ設置ハ益々其ノ必要ヲ痛感シ一日モ之ヲ緩ニスヘカラサル事態ニ立チ到レリ、由ツテ本学ハ真ニ東洋ノ精神ヲ把握セル護国ノ士ヲ養成シ以テ国策遂行ノ任ニ耐フル人物ノ輩出ヲ企図セントス是レ本学カ已ニ他校ニ類似学科ノ設アルニモ不拘更ニ本科ヲ

新設セントスル理由ナリ

三、各科学科課程変更ノ理由

現行専門部ノ学科課程ハ昭和九年以來数度ノ改廢ニヨリ漸次授業時数ノ増加ヲ来シ一週四十時間ヲ下サルノ状態ニ在リ之ニ学生各自ノ専門研究機関トシテノ科外講座アリ学生ハ終日汲々トシテ講義ヲ聴クノミニシテ予習復習ノ時間ナク只管其ノ日ノ授業ニ逐ハルル現状ナリ

斯クテハ学ンテ之ヲ思フノ時ナク学生ヲシテ「ノー」ト「万能試験勉強ノ悪習ニ墮セシメ授業時数ノ増加ハ即学力充実トナラス反ツテ人格識見ヲ低下セシムル結果トナル茲ニ於テ各科ノ總時数ヲ減シ科目ノ輕重ヲ察シ又新ニ国際法、政治学、有職故実及支那語等時局ニ適切ナル科目ノ配合整理ヲ行ヒ以テ健実ナル学风ヲ振作シ授業科目ノ刷新ヲ計レリ

尚卒業者ニハ何レモ中等教員無試験檢定ノ特典アルヲ以テ授業時数ノ輕減ニ依ル学力低下ノ杞憂ニ付テハ其ノ減少時間ヲ或ハ補講シ或ハ科外講座ニ於テ充實セシムルコトトセリ

四、第十九条授業料増額ノ理由

本学専門部ノ授業料ハ昭和十二年二月十三日金八拾円ヨリ金九拾円ニ増額認可相成リタルモ其ノ後經濟

事情ヲ異ニスル昨今ニ於テハ其ノ利用価値尠ク之ニ
 対シ支出多ク且ツ本学ノ授業料等ヲ他校ニ比スルニ
 甚タ低額ナルヲ以テ授業料年額金拾円ヲ増額シ本学
 運営上ノ健全ヲ期セントスルモノナリ

五、専門部拓殖科定員ノ件

専門部拓殖科定員ハ一学年百名トシ三ヶ年三百名ヲ
 收容スル予定ナリ但シ此定員ハ専門部定員六百名ノ
 内数トス

東洋大学専門部学則中左ノ通改正ス

一、^{〔朱書〕}第一条ヲ左ノ如ク改ム

第一条 専門部ハ哲学文学政治経済其ノ他高等ナル学
 術ヲ教授シ国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的
 トス

(参照)

第一条 専門部ハ哲学文学其他高等ノ学術ヲ教授ス
 ルヲ以テ目的トス

二、第二条ニ左ノ第四項ヲ加フ

〔朱書〕
 一四、拓殖科(東亜経営科)〔

(参照)

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理教育科

二、倫理国漢科
 三、国漢科

三、第四条第二項中「第八章」ヲ「第九章」ニ改ム
 四、第五条ノ学科課程ヲ左ノ如ク改メ拓殖科学科課程ヲ

倫理教育科

学科	学年		毎週授 業時數	学年		毎週授 業時數	学年		毎週授 業時數
	第一	第二		第一	第二		第一	第二	
倫理	国民道德	一 国民道德	二	一 国民道德	二	一 実践道德	二	一	二
日本学	西洋倫理史	一 西洋倫理史	二	二 西洋倫理史	二	一 日本倫理史	二	二	二
教育	教育史	二 教育史	二	二 教育史	二	二 社会教育	二	二	二
哲学	心理学	二 心理学	二	二 心理学	二	二 教授法	二	二	二
哲学	哲学概説	二 哲学概説	二	二 哲学概説	二	二 政治学	二	二	二
哲学	西洋哲学史	二 西洋哲学史	二	二 西洋哲学史	二	二 社会学	二	二	二
哲学	西洋哲学史	二 西洋哲学史	二	二 西洋哲学史	二	二 社会学	二	二	二
哲学	憲法	二 憲法	二	二 憲法	二	二 社会学	二	二	二
経済	経済学原論	二 経済学原論	二	二 経済学原論	二	二 行政法各論	二	二	二
歴史	民法総則	二 民法各論	二	二 民法各論	二	二 社会政策	二	二	二
歴史	日本史	二 東洋史	二	二 東洋史	二	二 国際法	二	二	二
言語	英語又ハ支那語	三 英語又ハ支那語	三	三 英語又ハ支那語	三	二 西洋史	二	二	二
体育	体操教練	二 体操教練	二	二 体操教練	二	三 英語又ハ支那語	三	二	二
体育	体操教練	二 体操教練	二	二 体操教練	二	二 英語又ハ支那語	二	二	二

		倫理国漢科										
		計										
		計										
		計										
		計										
倫理	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一
日本学	日本精神論	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二
教育	心理学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二
哲学	哲学概説	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二
国語	国文講読	六	国文講読	六	国文講読	五	国文講読	五	国文講読	五	国文講読	五
漢文	有職故実	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二
漢文	漢文講読	六	漢文講読	六	漢文講読	五	漢文講読	五	漢文講読	五	漢文講読	五
漢文	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一
漢文	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二
漢文	支那文学概論	一	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二
体育	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二
計		三三二		三三二		三三二		三三二		三三二		三三二

		国漢科										
		計										
		計										
		計										
		計										
倫理	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一	实践道德	一
日本学	日本精神論	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二	日本儒学	二
教育	心理学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二	教育学	二
哲学	哲学概説	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二	論理学	二
国語	国文講読	六	国文講読	六	国文講読	五	国文講読	五	国文講読	五	国文講読	五
漢文	有職故実	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二	日本文学史	二
漢文	漢文講読	六	漢文講読	六	漢文講読	五	漢文講読	五	漢文講読	五	漢文講読	五
漢文	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一	漢文典作詩	一
漢文	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二	支那語時文	二
漢文	支那文学概論	一	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二	支那文学史	二
語学	英語又ハ支那語	三	英語又ハ支那語	三	英語又ハ支那語	三	英語又ハ支那語	三	英語又ハ支那語	三	英語又ハ支那語	三
体育	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二	体操教練	二
計		三三二		三三二		三三二		三三二		三三二		三三二

拓殖科(東亜経営科)
法政専攻必須科目

第一学年		第二学年		第三学年	
修身 日本精神論 憲法 法学通論	一 二 二 二	修身 儒教概論 民法総則 産業経営論	一 二 二 二	修身 仏教概論 国際法 農業畜産経営	一 二 二 二
業時数	業時数	業時数	業時数	業時数	業時数

第一学年		第二学年		第三学年	
支那語 体操教練	一〇 二	支那語 東洋史 アジア産業 事情 日本海外 発展史	二 二 二 二 二	支那語 交通論 社会政策 殖民政 策	一〇 二 二 二 二
業時数	業時数	業時数	業時数	業時数	業時数

貿易専攻必須科目

第一学年		第二学年		第三学年	
修身 日本精神論 憲法 法学通論 財政学 経済学概論 日本産業論 産業地理 商業概論 農業概論	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二	修身 儒教概論 民法総則 貿易論 簿記 經濟政策 東亜資源論 アジア産業 事情 日本海外 発展史	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	修身 仏教概論 国際法 外国為替 関税及倉庫 海上保険 会計学 貨幣銀行 金融	一 二 二 二 二 二 二 二 二
業時数	業時数	業時数	業時数	業時数	業時数

第一学年		第二学年		第三学年	
財政学 経済学概論 日本産業論 産業地理 商業概論 農業概論 支那語 体操教練	二 二 二 二 二 二 一〇 二	簿記 經濟政策 東亜資源論 アジア産業 事情 日本海外 発展史 東洋史	二 二 二 二 二 二 二 二	工業鉦業 經營 會計学 貨幣銀行 金融 人事管理 学 殖民政 策 交通論	二 二 二 二 二 二 一〇 二
業時数	業時数	業時数	業時数	業時数	業時数

計	支那語 体操教練	一〇	支那語 体操教練	一〇	貿易実務 支那語 体操教練	一〇
三一						
計						
三一						
計						
三一						

共通選択科目

第三類	第二類		第一類		学 科	業時數	学 科	業時數	学 科	業時數
	英語會話	珠算	支那社会経済組織論 國際經濟事情 外地衛生論 原価計算論	商品学 支那社会経済組織論 産業組合論 保險論 統計学 海外投資論 タイプライティング						
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

選択科目ハ每学年各類中夫々一科目以上ヲ選択履修スベシ
但シ第三類ハ三学年間同一科目ヲ履修スルモノトス

*3 (教授ノ方法ハ学科目ノ各年度ニ共通ナルモノハ合
併教授ス但シ支那語ハ二学級ニ分チテ教授ス
(參照))
第五條 専門部ノ学科課程左ノ如シ
倫理教育科

第一学年	第二学年	第三学年
修身 (国民道徳) 国体学 二 三 西洋倫理史 教育史 四 心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史 日本歴史	修身 (国民道徳) 国体学 二 三 東洋倫理史 西洋倫理史 教育史 心理学 社会学 支那哲学 西洋哲学史 東洋歴史	修身 (実践倫理) 国体学 二 三 日本倫理史 倫理学 教育史 心理学 論理学 美学 印度哲学 現代哲学 西洋歴史
六	六	六

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部

漢文 講読、文 法、作、文 習作詩、演	国語 講読、演 習文、作 文、作、歌	日本歴史 哲学概説 心理学 国体学	東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第一学年	第二学年	第三学年
					学 科	学 科	学 科
					業時數	業時數	業時數
					二	二	二
					一	一	一

倫理国漢科

計	英語	国語及漢文
三	四	四
三七	四英語	四国語及漢文
三	四	四
三七	四英語	四国語及漢文
三	四	四
三八	四	四

五、第十三条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ
 (朱書)
 「第十三条ノ二 志願者ハ考查ノ上入学ヲ許可ス」

漢文 講読、文 法、作、文 習作詩、演	国語 講読、文 習作、歌、文	日本歴史 哲学概説 心理学 国体学	東洋倫理史 西洋倫理史	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	第一学年	第二学年	第三学年
					学 科	学 科	学 科
					業時數	業時數	業時數
					二	二	二
					一	一	一

国漢科

計	英語	国語及漢文
三	四	四
四二	四英語	四国語及漢文
三	四	四
四三	四英語	四国語及漢文
三	四	四
四二	四	四

六、第五章下部見出ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕
「第五章 休学、退学及除籍」

(参 照)

第五章 休学、退学、除籍及懲戒

七、第十七条ノ次ニ「第六章 賞罰」ヲ加フ

〔朱書〕
「第六章 賞 罰」

八、第十八条ヲ左ノ如ク改メ次ニ「第十八条ノ二」ヲ加

〔朱書〕
「第十八条 生徒ニシテ品行方正、學術優秀ナル者ハ

之ヲ特待生トス」

〔朱書〕
「第十八条ノ二 生徒ニシテ本学則ニ違反シソノ本分

ニ背反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ
譴責停学及放学トス」

(参 照)

第十八条 生徒不都合ノ行為アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停学及放学トス

九、「第六章」ヲ「第七章」ニ改ム

十、第十九条ノ授業料年額「金九拾円」ヲ「金百円」ニ

改ム

十一、「第七章」ヲ「第八章」ニ改ム

十二、「第八章」ヲ「第九章」ニ改ム

十三、第二十八条ニ左ノ但書ヲ加フ

〔朱書〕
「但シ卒業後三ヶ年ヲ経過シタル者ハ此限ニ在ラズ」

(参 照)

第二十八条 専修科ハ東洋大学専門部各科卒業者ヲ

入学セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシム

十四、「第九章」ヲ「第十章」ニ改ム

十五、第三十八条ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕
「第三十八条 本学則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス

但シ昭和十四年三月現ニ在学スル者ニハ入学当時

施行ノ学則ヲ適用ス」

(参 照)

第三十八条 本改正学則ハ昭和十三年四月一日ヨリ

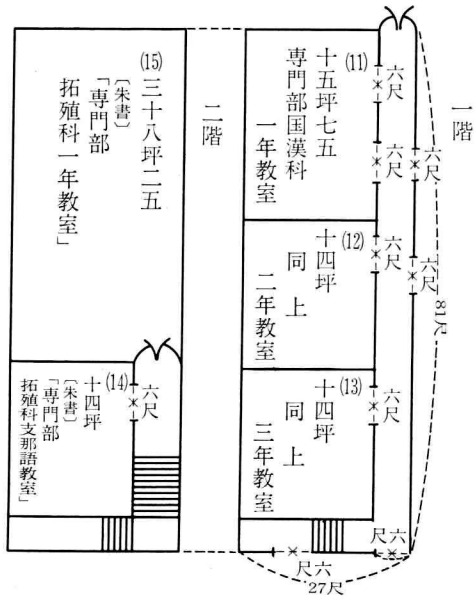
之ヲ施行ス

但シ昭和十三年三月現ニ在学スル者ニハ改正前ノ

学則ヲ適用ス

学則新旧対照〔略〕

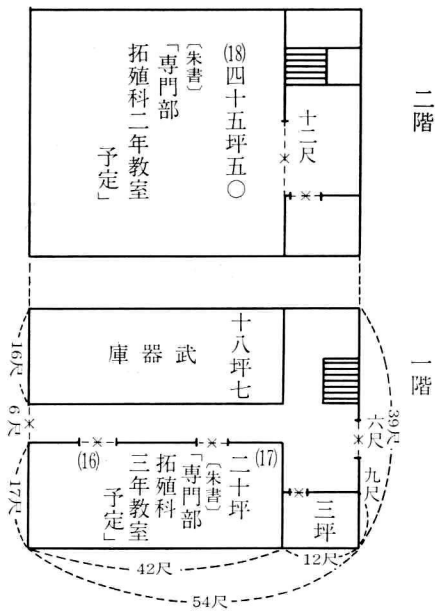
東洋大学専門部拓殖科(東亞)及拓殖(東亞)専修科教室平面図 (縮尺二百分ノ一)



()内数字ハ教室番号トス

備考

総坪数六十七坪七五



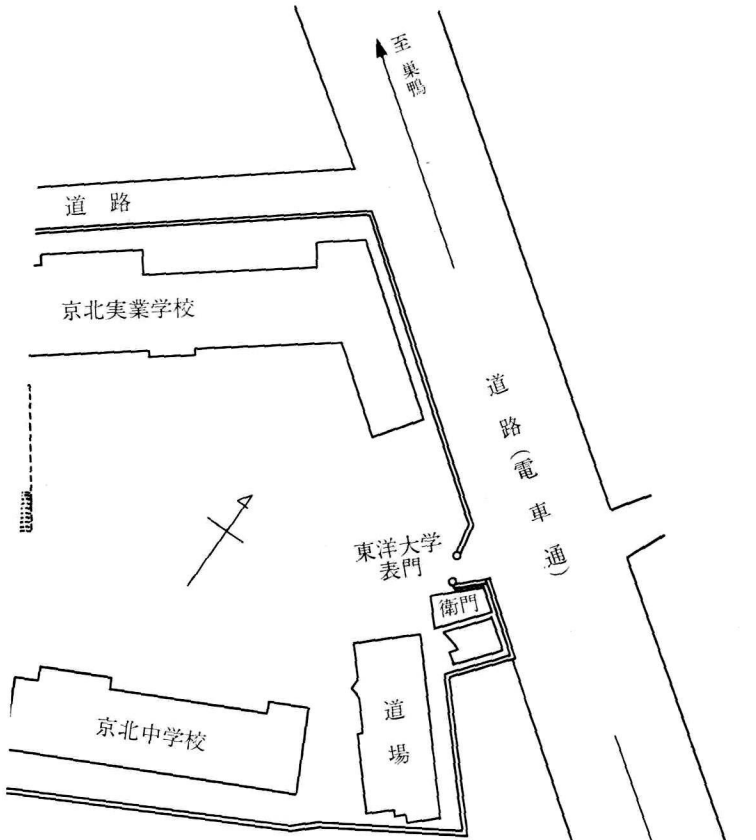
()内数字ハ教室番号トス

備考

総坪数五十八坪二五 (縮尺二百分ノ一)

[編者注 判型の制約で原図より小さくなっている]

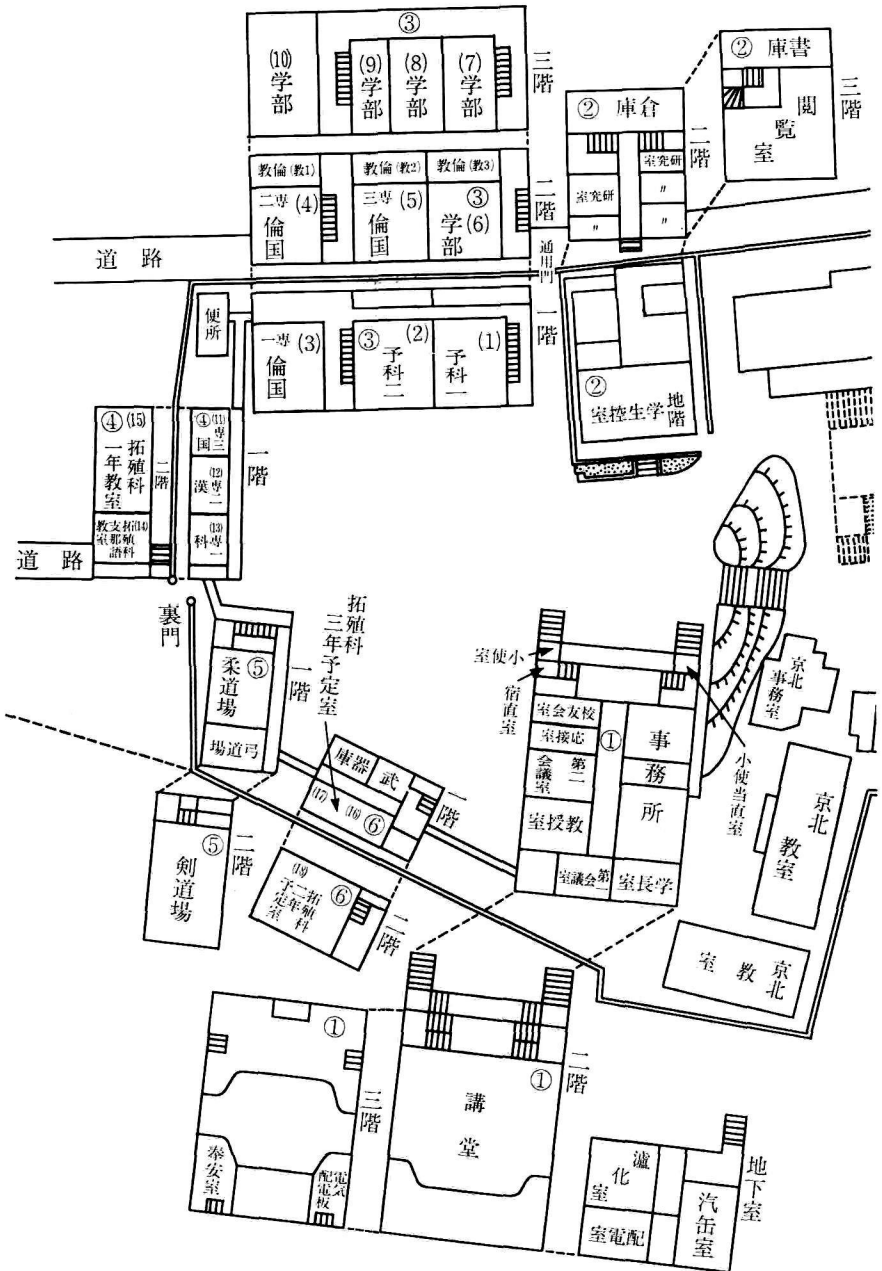
東洋大学校舎配置図



建物一覽

- ① 一階 事務室、教授室、校友會室、食堂
二階、三階 講堂
 - ② 地階 學生控室、食堂、小使室
二階 各研究室
 - ③ 三階 圖書館、閱覽室、書庫
各階共教室
 - ④ 教室
 - ⑤ 一階 武道場、二階 劍道場
 - ⑥ 一階 武器庫、教室
- () 内ノ数字ハ教室番号トス

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付属専門部



昭和十四年四月開講専門部拓殖科（東亜経営科）第一学年及拓殖（東亜経営）専修科開講科目並担任者

拓殖科（東亜経営科）

*4 必須科目

計	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
担任学科目	修身	日本精神論	憲法	法学通論	財政学	経済学概論	日本産業論	産業地理	商業概論	農業概論	支那語	体操教練			
每週授業時數	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇	二			
専任兼任ノ別	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任	兼任			
学位称号			法学士	法学士		経済学士				農学士		陸軍歩兵大佐 予備陸軍工兵中尉			
氏名	柴田甚五郎	宮西一積	早川清	犬丸巖	未定	小出孝三	未定	川西正鑑	村瀬玄	千葉善雄	魚返善雄	曹欽源	宮原民平	森脇治太郎	吉田博治

*5 選択科目

担任学科目	每週授業時數	専任兼任ノ別	学位称号	氏名
日本倫理史	二	兼任	文学博士	井上哲次郎
東洋倫理史	二	同	文学士	鈴木直治
東洋哲学史	二	同	同	布施欽吾
アジヤ宗教事情	二	同	文学博士	小野玄妙
国際経済事情	一	専任	経済学博士	木村増太郎
支那社会経済組織論	一			未定
産業組合論	一			未定
保険論	一			未定
東亜経済論	一	専任	経済学博士	木村増太郎
英語會話	二	兼任		ブリンクリー
武道	二	同	柔道（師範） 九段 劍道（師範） 六段	三船久藏 小野十生
スペイン語	二	同	劍道（師範） 六段	未定

但シ昭和十五年四月ヨリ開講スベキ拓殖科ノ学科担任教員氏名ハ追テ申請ノ予定
尚未定ノ教員ハ決定次第報告スベシ

拓殖科（東亜経営科）並拓殖（東亜経営）専修科新設収支予算

拓殖科（東亜経営科）

昭和十四年度

收 入 之 部		支 出 之 部	
種 目	金 額	種 目	金 額
授 業 料	一〇、〇〇〇・〇〇	教 員 給	八、〇〇〇・〇〇
入 学 金	五〇〇・〇〇	図 書 費	一、〇〇〇・〇〇
入 学 検 定 料	六五〇・〇〇	設 備 費	一、〇〇〇・〇〇
教 練 費	五〇〇・〇〇	教 務 費	一、〇〇〇・〇〇
雑 収 入	二〇・〇〇	剩 余 金	一七〇・〇〇
計	一一、六七〇・〇〇	計	一一、六七〇・〇〇
			備 考
			二十五人

右剰余金ハ雑給及校費ニ繰入ルルモノトス

拓殖科（東亜経営科）

昭和十五年度

收 入 之 部		支 出 之 部	
種 目	金 額	種 目	金 額
授 業 料（一年）	一〇、〇〇〇・〇〇	教 員 給	一四、〇〇〇・〇〇
授 業 料（二年）	九、〇〇〇・〇〇	図 書 費	一、〇〇〇・〇〇
入 学 金	五〇〇・〇〇	設 備 費	七〇〇・〇〇
			備 考
			四十人

入学検定料	六五〇・〇〇	一人五円 入学志願者百三十人予定	教練費	九五〇・〇〇	一人年額五円 一年百人
雑収入	三〇・〇〇	二人九十九人予定	事務費	一、九八〇・〇〇	
計	二二、一三〇・〇〇		計	二二、一三〇・〇〇	

右剰余金ハ雑給及校費ニ繰入ルルモノトス
 拓殖科(東亜経営科)

昭和十六年度

授業料(一年)	一〇、〇〇〇・〇〇	一人年額百円 百人入学予定	教員給	二二、〇〇〇・〇〇	
同(二年)	九、〇〇〇・〇〇	一人年額百円 九十人(学後十人減予定)	図書費	一、〇〇〇・〇〇	
同(三年)	八、〇〇〇・〇〇	一人年額百円 八十人(入学後二十人減予定)	設備費	五〇〇・〇〇	
入学金	五〇〇・〇〇	一人五円 百人入学予定	教練費	一、三五〇・〇〇	
入学検定料	七五〇・〇〇	一人五円 入学志願者百五十人予定	事務費	三、五〇〇・〇〇	
教練費	一、三五〇・〇〇	二人年額五円 一年百人	剰余金	二、二九〇・〇〇	
雑収入	四〇・〇〇	二年九十九人 三年八十八人	計	二九、六四〇・〇〇	

右剰余金ハ雑給及校費ニ繰入ルルモノトス

履歴書〔略〕

* 1 ↓ * 2

〔朱書〕

* 3 〔欄外〕

学則外トス

* 4 〔本表朱書〕

* 5 〔本表朱書〕

『自大13年4月 東洋大学専門部 宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七五—二 東洋大学専門部学則變更認可書

〔昭和十四年三月一日〕

東專六六号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十三年十二月二十一日附庶第二九五号申請学則中變更ノ件認可ス

昭和十四年三月十八日

文部大臣 男爵荒木貞夫

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所藏

一七六一— 東洋大学専門部学則變更認可申請書

〔昭和十五年八月二日〕

庶第一三八号

昭和十五年八月二日

東洋大学財団理事 大倉邦彦

文部大臣 橋田邦彦

専門部学則變更認可ノ件申請

今般本学専門部倫理教育科ノ科名並各学科ノ学科課程授業時数及試験ノ条項並専修科ノ学科課程ヲ變更シ且ツ之ニ伴フ学則一部ノ改正ヲ施シ明十六年度ヨリ実施致度候条別紙理由書並改正条項書等相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学専門部学則變更理由

一、第二条及第五条中倫理教育科ノ科名並学科課程變更ノ理由、

近來社会教育社会事業方面ノ施設漸ク整備セルモソノ指導運営ニ当ルベキ人物ニ至リテハ極メテ稀ニシテソノ要求頗ル大ナルモノアリ、又現今産業界ニ於テ最モ強調サレツツアル産業報國運動並商店工場ノ青年学徒等ニ於テ指導者、教育者タルベキ人物ヲ需ムルコト極メテ切ナルモノアリ、本学ハ之ガ対策トシテ三年前ヨリ科外講座ニ福利教養講座ヲ設ケ文科の教養ノ上ニ産業経営ノ知識ヲ授ケ以テ時代ノ要求ニ応ジ、既ニ二百名内外ノ卒業生ヲ送りテ斯界ニ貢献スルトコロアリ、社会教育界、産業界モ亦極メテ好評ヲ以テ本学ノ卒業生ヲ迎ヘソノ需要益々多キヲ加ヘツツアリ、然レドモ從來ノ福利教養講座ヲ以テシテハ尚ホソノ教養ノ

点ニ於テ十全ヲ期スルコト能ハズ茲ニ於テ必要ナル学科目ヲ増設シテソノ内容ヲ拡充シ以テ時代ニ即応スル真摯ナル人物ヲ養成スルハ独リ從來最モ疎ンゼラレタル社会教育界社会事業界産業教育界ノ為ノミナラズ方ニ刻下国策遂行上喫緊ノ要事ナリト言ハザルベカラズ、偶々本学専門部ニ於テハ修身公民教育ヲ講授スル倫理教育科アリ、

ソノ学科課程中哲学ニ関スル学科目ハ倫理ニ関スル学科目ト極メテ近似セルモノアルノミナラズ往々ソノ講義内容ニ於テ重複スルモノアルノ嫌ヒ

アリ、依リテ哲学ニ関スル学科目ヲ適宜減少シテフルニ法制經濟ノ学科目ヲ増置セバ本科ハ同時ニ前述ノ要求ニ応ジ得ベキモノナリト信ズ 然レドモ之ガタメニ倫理教育ニ関スル学力ノ低下ヲ来タスモノニアラズ、

次ニ本科ハ從來専ラ中等教員ノ養成ヲ目的トセルモノナレドモソノ学科課程中ニ法制經濟ニ関スル学科目ヲ増設シ以テ社会教育界社会事業界産業教育界ニ於ケル指導者ノ養成ヲモ目的トスルニ至リタルヲ以テ倫理教育科ナル科名ハ聊カ妥当ヲ欠クノ憾アリ 依リテ科名ヲ變更シテ經濟教育科トシ名実相応ナラシメントス、

二、第五條中倫理國漢科ノ学科課程及授業時數變更理由

本科学科課程中芸術論ニ代フルニ日本教育学ヲ以テセル所以ハ本来倫理國漢ノ教育者ヲ養成スルヲ以テソノ主ナル目的トスル立場上特ニ日本固有ノ教育学ニ精通スルノ要切実ナルモノアルヲ以テナリ、又語学ヲ増置セルハ從來本科ノ卒業生ハ学部へ入学ノ資格ナキヲ以テ進ンデ学ノ蘊奥ヲ窮メントスルモノハ極メテ不便ナル現状ニアリ從ツテコノ不便ヲ除去シ今後学部へノ連絡ヲ可能ナラシメントスルニアリ、

三、第五條中國漢科ノ学科課程變更理由、

本科学科課程中芸術論ニ代フルニ日本教育学ヲ以テセル所以ハ既ニ前項ニ於テ述ベタルトコロニシテ茲ニ再述ヲ省略ス、

四、第五條中拓殖科ノ学科課程及授業時數其他變更理由

本科学科課程中、ソノ必修科目ニ属スルアジア産業事情東洋史交通論ヲ除去シテ之ヲ選択科目ニ属セシメタル所以ハ必修科目ノ授業時數多キヲ以テ選択科目履修上種々ノ不便アリ且ツ學生ノ學習上過重負擔ヲ免レシメントスルノ趣旨ニ基ク選択科目中スペイン語ヲマレー語ニ變更スル所以ハ現今南洋ニ於テ使用セル言語中最モ一般的ナルハマレ

一語ナルヲ以テナリ、

又選択科目中東洋哲学史日本史ヲ除去シ代フルニ
 教育学教授法ヲ以テシタル所以ハ将来支那語ノ中
 等教員資格ヲ得ントスル者ノ選択履修ニ便セント
 スル趣旨ニ基ク、本来本科ノ卒業生ハ海外ニ進出
 シテ東亞経営ノ事ニ当ルヲ以テ本旨トスレドモ支
 那語ノ授業時数ハ極メテ多クソノ実力ハ専門ノ外
 国語学校ノ夫ニ比シ決シテ遜色ナキヲ以テ中等教
 員資格ヲ得ントスル者モ亦多ク從ツテ之ニ関スル
 条文ヲ第五条中ニ挿入セリ、

五、第二十二條變更理由、

従来専門部ノ試験ハ一期制ナリシモ之ヲ以テシテ
 八十分学生ノ学力ヲ試験スルコトヲ得ズ依リテ昭
 和十四年度教授会ノ決議ニ基キ同年度ヨリ前学期
 後学期ノ二期ニ於テ試験ヲ行フ事ヲ決定シタルヲ
 以テコノ条文ヲ變更シソノ趣旨ヲ明示セリ、

六、第二十四條變更理由、

前述ノ如ク専門部試験二期制実施ニ伴ヒ試験評点
 算出ノ基準ヲ明示セルモノナリ

七、第二十九條變更理由、

専修科ノ倫理教育科ハ専門部倫理教育科ノ科名並
 学科課程變更ニ伴ヒソノ科名並学科課程ヲ變更セ

ルモノナリ国漢科亦之ニ準ズ、

東洋大学専門部學則中左ノ通改正ス

一、第二條ヲ左ノ如ク改ム

〔(朱書)
 第二條 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理国漢科

二、国漢科

三、經濟教育科

四、拓殖(東亞經營)科

(参照)

第二條 専門部ニ左ノ学科ヲ置ク

一、倫理教育科

二、倫理国漢科

三、国漢科

四、拓殖科(東亞經營科)

二、第五條ノ学科課程中左ノ如ク改ム

一、^{*1}倫理国漢科

学科	学年	
	第一学年	第二学年
倫理	実践道徳	実践道徳
	東洋倫理史	東洋倫理史
日本学	西洋倫理史	西洋倫理史
	日本精神論	日本儒学
業時数	一	一
	二	二
業時数	一	一
	二	二
業時数	一	一
	二	二

二、国漢科

学科		学年	
倫理	第一学年	二	一
日本学	第二学年	二	二
教育	第三学年	二	二
哲学	第四学年	二	二
国語	第五学年	二	二
論	第六学年	二	二

学科		学年	
教育	第一学年	二	二
哲学	第二学年	二	二
国語	第三学年	二	二
漢文	第四学年	二	二
語学	第五学年	二	二
体育	第六学年	二	二

三、經濟教育科

学科		学年	
倫理	第一学年	二	一
日本学	第二学年	二	二
教育	第三学年	二	二
哲学	第四学年	二	二
法制	第五学年	二	二
經濟	第六学年	二	二

学科		学年	
教育	第一学年	二	二
哲学	第二学年	二	二
漢文	第三学年	二	二
語学	第四学年	二	二
体育	第五学年	二	二

計	第一学年	修身 日本精神論 憲法 法学通論 日本海外發 展史 經濟学原論 産業地理 商業概論 農業概論 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	計	第二学年	修身 儒教概論 行政法總論 民法總則 商法 經濟政策 東亞資源論 日本産業論 殖民政策 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	計	第三学年	修身 仏教概論 行政法各論 民法各論 國際法 刑法 政治学 社会政策 財政学 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
	二九	計	三二	二九		計	三二	二九	計		三二			
	二九	計	三二	二九		計	三二	二九	計		三二			
	二九	計	三二	二九		計	三二	二九	計		三二			

四、拓殖(東亞經營)科
法制專攻必修科目

計	第一学年	修身 日本精神論 憲法 法学通論 日本海外發 展史 經濟学原論	業時數	一 二 二 二 二 二	計	第二学年	修身 儒教概論 民法總則 貿易論 簿記 經濟政策 東亞資源論	業時數	一 二 二 二 二 二	計	第三学年	修身 仏教概論 國際法 外國為替 関稅及倉庫 海上保險 會計学	業時數	一 二 二 二 二 二
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			

貿易專攻必修科目

計	第一学年	修身 日本精神論 憲法 法学通論 日本海外發 展史 經濟学原論 産業地理 商業概論 農業概論 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	計	第二学年	修身 儒教概論 民法總則 産業經營論 簿記 經濟政策 東亞資源論 日本産業論 殖民政策 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	計	第三学年	修身 仏教概論 國際法 農業畜産經營 工業鉅業經營 二工業銀行金融 會計学 二貨幣銀行金融 人事管理學 財政学 支那語 体操教練	業時數	一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			
	二九	計	二九	二九		計	二九	二九	計		二九			

經營專攻必修科目

第三類	第二類	第一類	学 科
英語会話	珠算 原価計算論 外地衛生論 情 國際經濟事 濟組織論 支那社会經 商品学	民族心理学 研究 支那民族性 教育学	日本倫理史 アジア宗教 事情 教育学
マレー語	一 一 一 一 一 事情 アジア産業 統計学 海外投資論 タイブライ チング	二 一 二 国防事情	二 二 二 東洋倫理史 教育行政 支那最近世 史
二 武道	一 一 一 一 一 交通論 商業外国語 工場簿記 配給論 東亜經濟論	一 一 二 社会学	二 二 二 支那文学史 教授法 近世アジア 外交史
二	一 一 一 一 一	二 一 二	二 二 二 業時数

共通選択科目

計	二九	計	二九	計	二九
産業地理	二 日本産業論	支那語	一〇 支那語	二 貨幣銀行金融	二
商業概論	二 殖民政策	体操教練	二 体操教練	二 財政学	二
農業概論	二 商業数学	支那語	一〇 支那語	二 貿易実務	一
支那語	一〇 支那語	体操教練	二 体操教練	二 支那語	一
体操教練	二 体操教練	二九	二九	二九	二

学 科	第一学年	第二学年	第三学年	業時数
倫理	国民道徳 東洋倫理史 西洋倫理史	一 国民道徳 一 東洋倫理史 二 西洋倫理史	一 実践道徳 一 日本倫理史 二 倫理学	一 二 二
日本学	日本精神論	二 日本儒学	二 日本仏教	二
教育	教育学 教育史	二 教育学 二 教育史 二 日本教育学	二 社会教育 二 教育行政 二 教授法	二 二 二
哲学	心理学 哲学概説 東洋哲学史 西洋哲学史	二 応用心理学 二 東洋哲学史 二 西洋哲学史	二 論理学 二 政治学 二 社会学	二 二 二
経済学	憲法 経済学原論 民法総則	二 行政法総論 二 經濟政策 二 民法各論	二 行政法各論 二 社会政策 二 國際法	二 二 二

一、倫理教育科

(参照)

選択科目ハ毎学年各類中各々一科目以上ヲ選択履修スヘシ但シ第三類ノ選択科目ハ三学年間同一科目ヲ履修スルモノトス、
支那語ノ中等教員資格ヲ得ントスル者ハ教育学、教授法ヲ選択履修スルヲ要ス、
↓*2

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部

漢文	国語	哲学	教育	日本学	倫理	学科/学年	
						第一学年	第二学年
支那語時文	漢文講読 漢文典作詩	有職故実 論	国文講読 国文典作文 日本文学概	国文講読 国文典作文 日本精神論	哲学概説 心理学	心理學	実践道徳 東洋倫理史 西洋倫理史
二支那語時文	六漢文講読 一漢文典作詩	二日本文学史	一國語学 一國文典作文	二日本儒学	二論理学	二教育学	一実践道徳 一東洋倫理史 二西洋倫理史
二支那語時文	五漢文講読 一漢文典作詩	二日本文学史	二言語学 一國文典作文	二日本仏教	二芸術論	二教授法	一実践道徳 一日本倫理史 二倫理学
二一五	二二一五	二二一五	二二一五	二二	二二	二二	一

二、倫理国漢科

計	二	三	二
三二	二	三	二
計	二	三	二
三二	二	三	二
計	二	三	二
三二	二	三	二

語学	漢文	国語	哲学	教育	日本学	倫理	学科/学年	
							第一学年	第二学年
英語又ハ支那語	漢文講読 漢文典作詩 支那語時文 支那文学概論	有職故実 論	国文講読 国文典作文 日本文学概	国文講読 国文典作文 日本精神論	哲学概説 心理学	心理學	実践道徳 日本精神論	
三英語又ハ支那語	六漢文講読 一漢文典作詩 二支那語時文 一支那文学史	二日本文学史	一國語学 一國文典作文	二論理学	二教育学	二日本儒学	一実践道徳 二日本儒学	
三英語又ハ支那語	五漢文講読 一漢文典作詩 二支那語時文 一支那文学史	二日本文学史	二言語学 一國文典作文	二芸術論	二教授法	二日本仏教	一実践道徳	
三	二二一五	二二一五	二二一五	二二	二二	二二	一	

三、国漢科

計	二	三	二
三二	二	三	二
計	二	三	二
三二	二	三	二
計	二	三	二
三二	二	三	二

体育	体操教練	二	二	二	二
計	三二	計	三二	計	三一

四、拓殖科(東亞經營科)
法制專攻必修科目

第一學年	修身	一	第二學年	修身	一	第三學年	修身	一
	日本精神論	二		儒教概論	二		仏教概論	二
	憲法	二		行政法總論	二		行政法各論	二
	法学通論	二		民法總則	二		民法各論	二
	財政学	二		商法	二		國際法	二
	經濟学概論	二		經濟政策	二		刑法	二
	日本産業論	二		東亞資源論	二		政治学	二
	産業地理	二		アジヤ産業事情	二		社会政策	二
	商業概論	二		日本海外發	二		殖民政策	二
	農業概論	二		展史	二		交通論	二
	支那語	一〇		東洋史	二		支那語	一〇
計	三二	計	三一	計	三一	計	三一	計

經營專攻必修科目

第一學年	修身	一	第二學年	修身	一	第三學年	修身	一
	日本精神論	二		儒教概論	二		仏教概論	二
	憲法	二		民法總則	二		國際法	二
	法学通論	二		産業經營論	二		農業畜産經營	二
	財政学	二		簿記	二		工業鉅業經營	二
	經濟学概論	二		經濟政策	二		會計学	二
	日本産業論	二		東亞資源論	二		貨幣銀行金融	二
	産業地理	二		アジヤ産業事情	二		人事管理學	二
	商業概論	二		日本海外發	二		殖民政策	二
	農業概論	二		展史	二		交通論	二
	支那語	一〇		東洋史	二		支那語	一〇
計	三一	計	三一	計	三一	計	三一	計

貿易專攻必修科目

第一學年	修身	一	第二學年	修身	一	第三學年	修身	一
	日本精神論	二		儒教概論	二		仏教概論	二
	憲法	二		民法總則	二		國際法	二
	法学通論	二		貿易論	二		外國為替	二
	財政学	二		簿記	二		關稅及倉庫	二
計	三一	計	三一	計	三一	計	三一	計

五、第二十九条中学科学科課程ヲ左ノ如ク改ム、

*3 ↓
一、倫理国漢科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計		二四		二四	

二、国漢科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計		二四		二四	

三、経済教育科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	教育学	二
教授法	二	教育行政	一	社会教育	一
社会学	二	法制経済	六		
授業時數合計		二四		二四	

授業時數合計

(参照)

↓*4
二二

倫理教育科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	倫理学	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲学史	二
西洋哲学	二	教育学	二	教授法	二
教育行政	一	社会教育	一	社会学	二
法制経済	二				
授業時數合計		二二		二二	

倫理国漢科

学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	西洋倫理史	二	倫理学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	一
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計		二四		二四	

国		漢		科	
学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數	学 科	業一週授 業時數
実践道徳	一	教育行政	一	教育学	二
国語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲学史	二
国語学	二	言語学	二	日本文学史	二
支那文学史	二	国文学演習	四	漢文学演習	四
授業時數合計					
二四					

六、第三十八條ヲ左ノ如ク改ム

〔朱書〕
第三十八條 本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

第三十八條 本學則ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ昭和十四年三月現ニ在學スル者ニハ入学當時施行ノ學則ヲ適用ス、

〔添付書類〕

東洋大学一覽抜萃〔略〕

* 1 ↓ * 2 (朱書)

* 3 ↓ * 4 (朱書)

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七六一二 東洋大学専門部學則變更認可書

〔昭和一六年一月二日〕

學專六二八号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十五年八月二日附庶第一三八号申請學則中變更ノ件認可ス

昭和十六年一月二十一日

文部大臣 橋田邦彦 印

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七七一一 東洋大学専門部臨時補習科學則認可

申請書〔昭和一七年二月二日〕

庶第一二七号

昭和十七年二月二十一日

東洋大学財団理事 大倉邦彦 印

文部大臣 橋田邦彦 殿

専門部臨時補習科学則認可ノ件申請

客年十月十六日發專一九五号通牒ニ依リ昨年末本学専門部卒業ノ者ニシテ更ニ上級学校ニ進学希望ノ者ノタメ別紙ノ通臨時補習科学則ヲ定メ実施致度候間御認可相成度此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学臨時補習科学則

第一条 専門部ニ臨時補習科ヲ置ク

第二条 補習科ノ期間ハ昭和十七年一月十五日ヨリ三月十四日終ル

第三条 補習科ニ收容スル者ハ昭和十六年度ノ専門部卒業者ニシテ上級学校進学者ニ限ル

第四条 補習科ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ

学 科	毎週授業時数	学 科	毎週授業時数
修身	一	東洋史	一
国語	六	独逸語 (第二外國語)	二
漢文	六	支那語 (第二外國語)	二
英語	六	勤勞奉仕	不定時
日本史	一		

第五条 補習科ノ授業料ハ之ヲ徴収セズ

第六条 所定ノ学科ヲ修了シタル者ニハ修了証書ヲ授与ス

第七条 本学則ニ規定スルモノノ外凡テ専門部学則ヲ準

用ス

〔添付書類〕

東洋大学学則（昭和十六年十一月印刷）〔略〕

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗教大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一七七—二 東洋大学専門部臨時補習科学則

認可書（昭和一七年三月一三日）

東專一三五号

東洋大学専門部設立者

財団法人 東洋大学

昭和十七年二月二十一日附庶第一二七号申請臨時補習科学則ヲ定ムルノ件認可ス

昭和十七年三月十三日

文部大臣 橋田邦彦印

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七八―一 東洋大学専門部学則改正認可書

〔昭和一八年九月七日〕

東專二六二号

東洋大学専門部設立者

東洋大学財団

昭和十八年六月十二日附庶第三〇号申請学則中変更ノ件認可ス

昭和十八年九月七日

文部大臣 子爵岡部長景印

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

一七八―二 経済教育科を経国科に改称

〔昭和一八年九月七日〕

経済教育科経国科に改称さる

本学専門部倫理教育科は大倉前学長の時、之を経済教育科に改設され今日に及んだが、今回高島新学長は学園改善の第一着手として之を現下時局の要請に更に即応さ

すべく経国科の名称に改めるべく文部大臣の認可を申請中であつたがこの程、九月七日附東專二六二号を以つて大臣より認可あり直ちに公表された。尚同科の内容も名称の改称に俱ひ近く改革の具体的な発表がある筈である。

『東洋大学護国会々報』第一号(昭和一八年九月)

一七九―一 東洋大学専門部経済科別科存続許可

申請書〔昭和二四年五月一八日〕

庶發第一七号

昭和廿四年五月十八日

東洋大学財団理事

加藤虎之亮印

文部大臣 高瀬荘太郎殿

東洋大学専門部経済科別科の存続許可申請の件
首題の件に関し別紙の通り昭和廿四年度のみ存続方御許可願ひます

記

一、理由書

二、学則(抜萃)

三、維持員会決議録

〔別紙〕 理由書

本学専門部経済科は昭和廿一年文部大臣の認可を受け新設し昭和廿四年度を以て本学を全面的に新制大学に移行せしめる計画の下に諸準備をすゝめ文学部と共に経済学部の認可申請を致しました。但し経済学部は不合格となり本年度は旧制度の専門部一年予科一年の募集はできない。為学生定員数の激減をきたし学校経営上甚だ困難を感じるばかりでなく新制経済学部認可後一年の定員に不足をきたす恐ある為従来附設して居りました経済科別科の存続方を本年度に限り御許可願ひ度申請致します。

東洋大学学則抜萃

第九章専修科及別科

第三十条 専門部経済科に別科を置く事を得其の入学資格は専門部入学資格者と同等とし特に経済学を速修せしめ修業年限を一ケ年とす

其の定員は一〇〇名とする

第三十一条 別科の学科課程左の如し

学 科 目	業一週授 時数	学 科 目	業一週授 時数	学 科 目	業一週授 時数
文化史	二	商業経済	二	交通論	二
国語	二	経済原論	四	商業簿記	三
英語	六	経済史	二	実務実習	二

独乙語又は 中国語	二	経済地理	二
法学通論	二	亞米利加經 濟事情	二
		計	三五

第三十二条 生徒に関する規定は専門部生徒に準用す
第三十四条 別科の修了試験に合格したる者は専門部經濟科修了証書を授与す

東洋大学財団維持員会決議録(写)

一、専門部経済科別科存続承認の件
昭和廿四年度専門部経済科別科の存続に關し学校経営上止むを得ない事情にある事を認め之が存続方を本年度に限り認可申請する事を承認する

昭和廿四年五月十七日

東洋大学財団維持員会議長 加藤虎之亮

維持員

理事 加藤虎之亮◎

維持員 田中治五平◎

同 朝原 梅一◎

同 田部 重治◎

同 毛塚栄五郎◎

同 西 義雄◎

同 加藤 精神◎

『自大13年4月 東洋大学専門部

維持員	高盛	義雄 [㊦]
同	橋高	倫一 [㊦]
同	柳井	正夫 [㊦]
同	伊藤	清 [㊦]

宗教大学 第5・6冊』
国立公文書館所蔵

一七九—二 東洋大学専門部学則変更認可書

〔昭和二四年六月一四日〕

校学三一一号

東洋大学財団

昭和二十四年五月十八日附庶発第一七号で申請のあつた
東洋大学専門部学則中変更のことを認可する。

昭和二十四年六月十四日

文部大臣 高瀬莊太郎[㊦]

『認可書等級 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵

第三節 戦後処理

一八〇—一 東洋大学専門部学則変更認可申請書

〔昭和二十一年三月三〇日〕

庶第七二号

昭和二十一年三月三十日

東洋大学財団理事 東洋大学長橋本増吉[㊦]

文部大臣 安倍能成[㊦]

東洋大学専門部学則変更認可ノ件申請

今般終戦ニ伴フ政府ノ教育ノ戦前復帰ノ指令ヲ楔機トシ
且ツ今後ノ我カ国及世界ノ情勢ニ鑑ミ「年限短縮」並ニ
「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ニ順応シテ制定サレ
タル臨時学則ノ改正ヲ断行シ就中専門部ノ学則中経国科
ヲ改名シテ経済科ト為シ此等ノ学科過程ヲ變更スルト共
ニ更ニ英語科、地歴科ノ二科ヲ増設シ之ニ在来ノ国漢科
ヲ加ヘテ四科制ト為シ専門部ノ組織ヲ全面的ニ改変シテ
昭和二十一年度第一学年ヨリ実施致度別紙理由書及改正

条項並ニ学科増設ニ要スル収支予算書等ノ書類相添ヘ此段及申請候也

〔別紙〕

東洋大学専門部学則變更理由

一、専門部ノ学科過程〔課〕ノ變更、經国科ノ科名變更、並ニ

英語科、歴史科増設ノ理由

(1) 国漢科ニハ特ニ仏教ノ科目ヲ課シ国漢トノ関聯研究ニ留意セル外、国漢ニ対スル一般の常識ノ養成ニ努メ且ツ特殊ナル国漢ノ要点ニ重キヲ置キテ之カ理解力ノ向上ニ考慮ヲ払ヒタリ

(2) 經国科ヲ經濟科ト改名セルハ元來本学ノ經国科ハ元經濟教育科ト称シ地方又ハ各会社等ニ存スル青年学校ノ道義指導ヲ目標トシテ設立セラレタルカ如キモ其ノ設立趣旨必スシモ明白ナラス今後ハ寧ロ文化的思想的深ミヲ持ツ經濟学高等常識ヲ有スル学徒ノ出現ヲ必要トスルモノアリト認メラレ且ツハ現經国科生徒ノ切実ナル要望ニモ応センカ為ナリ、故ニ特ニ法律經濟学の学科目ニ重点ヲ置キ外国語トシテノ英語学習ノ時間ヲ増シ社会学、宗教学ノ科目ヲモ導入セリ

(3) 英語科ノ増設ハ主トシテ本学ノ經濟面ヲモ考慮シ且ツハ時後ノ世ノ要望ニ応センカ為ナリ

(4) 歴史科ノ増設ハ終戦後過去ノ歴史ノ概念ヲ去リ新シク且ツ科学的歴史科ノ研究切ナルモノアリ依テ緊急ニ新研究ニ拠ル中等学校程度ノ教員ノ補充ニ應センカ為ナリ

以上ハ専門部学科過程〔課〕ト科名ノ變更及ヒ新学科増設ノ理由ナリトス

二、四科設置ニ伴フ諸施設

以上専門部ノ四科設置ニ伴フ教室其他諸施設ニ関シテハ戦災ヲ受ケタル鉄筋「コンクリート」建物ヲ速急ニ修繕ヲ加ヘテ復旧セシメ之ヲ全面的ニ使用シテ充分ナル配置ヲ為シタリ(別紙図面参照)

三、授業料増額ニ関スル理由

今般政府ニ於テ經濟危機緊急対策ニ関スル諸法令ヲ制定シ之カ実施ニ因リテ今ヤ加速度ヲ加ヘツツアル「インフレ」ノ昂進ヲ抑制シ民生安定ノ道ヲ開クコトトナリタルモ今マテノ情性ノ進行ハ尙相当期間継続スヘク仮令将来進行ヲ停止スルコトアリトスルモ旧物価ニ復帰スルコトハ夢想タモ出来サル所ニシテ本学ノ維持經營ニ影響スル処誠ニ少カラサルモノアルヘシ

本学ニ於テモ之カ対策ニ関シ從來鋭意考慮ヲ払ヒ来リタル処ナルモ如何セン財源ニ限りアリ教授ノ待遇

改善事務方面ノ進歩向上ヲ期スル為メ且又学科増設等ニ依ル諸施設ノ増備ハ勿論教授及講師ノ増員ヲモ必至トスル現状ニ於テ他ニ財産の援助ヲ受クヘキモノナキ本学トシテハ唯授業料ニ之ヲ求ムルノ外途ナキヲ以テ現下ノ經濟情勢ニ適合シタル授業料ノ増額ヲ行ヒ之ヲ是等ノ諸費ニ充當シ以テ本学ノ維持發展ニ資セントス

即チ年額ニ於テ二百四十円ヲ増額シ旧学則ニ依ル二百四十円ヲ四百八十円ニ新学則ニ於テ變更セリ

四、臨時学則各箇条ノ變更ニハ一々其ノ理由ヲ明記セサルモ總シテ此ヲ言ヘハ一ハ今後国家ノミナラス世界文化向上ニ須要ナル智識ヲ教育シ是ニ由テ有用ナル人格識見ヲ有スル人物ヲ多ク社会ニ送り出サントスルコト、二ニハ「年限短縮」及ヒ「教育ニ関スル戦時非常措置方策」ニ順応センカタメ種々不自然ナル制定アルヲ是正センカ為ニ外ナラス

東洋大学専門部学則中黒書ヲ朱書ノ通り改正ス

東洋大学専門部学則

第一章 総 則

〔朱書〕
第一条 専門部ハ哲学、宗教、文学、政治、經濟其他高等ナル学術ヲ教授シ国家及世界ノ文化向上ニ有用ナ

ル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

(参 照)

第一条 専門部ハ哲学文学政治經濟其他高等ナル学術ヲ教授シ国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

〔朱書〕
第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置キ第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ左ノ通トス

〔朱書〕
一、国漢科 百名

二、經濟科 五十名

三、英語科 五十名

四、歴史科 五十名

(参 照)

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置キ第一学年ニ入学セシムヘキ定員ハ左ノ通トス

一、国漢科 百名

二、經国科 五十名

第三条中「修業年限二年六ヶ月」トアルヲ〔朱書〕
「修業年限三ヶ月」ニ改ム

*1
第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

〔次頁につづく〕

専門部 国漢科

備考	漢文		国語		外国語		教育		歴史		哲学		公民		倫理		学科/学年	
	漢文学史	漢文法	講読	国文学概論	国文学法	講読	英語	支那語	教育学	日本文化史	論理学	心理学	公民	西洋倫理史	第一学年	時間数	第二学年	時間数
合計	二	一	一	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	一	二	一	二	二
三四	二	一	五	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	一	二	一	二	二
三三	二	一	五	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	一	二	一	二	二
三二	二	一	五	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	一	二	一	二	二

専門部 英語科

備考	英語		漢文		国語		教育		歴史		哲学		公民		倫理		学科/学年	
	英文学史	會話	英文法	講読演習	唐詩選	孟子	和歌俳句	隨筆	教育学	日本文化史	論理学	心理学	公民	西洋倫理史	第一学年	時間数	第二学年	時間数
二	四	四	二	五	一	一	一	二	二	一	一	二	一	二	二	一	二	二
二	四	四	二	八	一	一	一	二	二	一	一	一	一	二	二	一	二	二
四	四	二	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	二	二	一	二	二

一、作文歌作句作詩漢作文ハ時間外ニ於テ課スルモノトス
 一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

第五章 (旧制大学令) 東洋大学付置専門部

英語	漢文	国語	教育	哲学	公民	倫理	学科/学年	
							第一学年	第二学年
講読	孟子史記	増鏡、大鏡 和歌、俳句	教育学	心理学 論理学	公民	西洋倫理史	数時間	第一学年
四	一一	一一	二	一一	二	一	数時間	第二学年
講読	荀子 韓非子	漢書 日記	教育史	哲学概論		東洋倫理史	数時間	第三学年
四	一一	二二	二	一		一	数時間	第三学年
講読	左伝 大学、中庸	古事記 万葉集	教授法 学校衛生	社会学概論		倫理学概論	数時間	
四	一一	一一	一一	二		一	数時間	

専門部 歴史科

備考

一、教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

第二外国語	言語学	音声学
独逸語	四	二
三六	四	二
独逸語	四	二
三六	四	二

第二外国語	第一外国語	理数	国語	公民	学科/学年	
					第一学年	第二学年
支那語 又ハ 獨逸語	講読		永代蔵 奥の細道	文化史	第一学年	数時間
二	二	六	一一	二	第二学年	数時間
支那語 又ハ 獨逸語	講読	数学一般 商業		倫理哲学	第二学年	数時間
二	二	四		二	第三学年	数時間
支那語 又ハ 獨逸語	講読			思想史 政治社会	第三学年	数時間
二	二	六		二		数時間

専門部 経済科

備考 教育実習ハ不定時ニ於テ課スルモノトス

地理	歴史						
		国史概説 東洋史概説 西洋史概説 国史学 東洋史学 西洋史概説 古文書学 史学概論	二 二 二 二 二 二 二 二				
地理学通論 地誌	国史学 東洋史学 西洋史学 史学研究法	二 二 二 二 二 二 二 二					
二	二	二	二	二	二	二	二
三六	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二
三六	二	二	二	二	二	二	二

(参照)
 第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

	教育	演習	経営		經濟			法律
合計	教育学		實務実習	簿記 商業	交通論	經營總論	商業經濟 經濟原論及 經濟学史 經濟史 經濟地理 亞米利加經 濟事情	法学通論
三七	二		二	三	二	二	二	二
	青年心理	演習	簿記 工業	倉庫論	保險論	工業概論	國際經濟 商業政策 農業政策 經濟政策	民法
三七	一	二	二	一	一	二	二	三
	教授法 学校衛生	演習	原価計算	會計監查	組合經營論	工業經營論	社會政策 財政學 金融論 統計學 國際經濟書 講讀	商法
三七	一	二	二	二	二	二	二	三

↓*2

		外国語		歴史	漢文	國語	哲学	教育	文皇 化民	道義	学科/学年
体鍊	体鍊	支那語又ハ	英語又ハ	国史	漢文講読 漢文学概説 漢文法	有職故実 国文学概説 国文学法	心理学	教育学	国体学	国民道德 公民	第一学年 毎週授 業時數
二体鍊	二体鍊	五支那語	英語又ハ	三東洋史	一漢文学史 漢文法	二国語学 一国文学法	一論理学	二教育史	二日本儒学史	一国民道德	第二学年 毎週授 業時數
二体鍊	二体鍊	五支那語	英語又ハ	三欧米史	一漢文学史 一漢文法	二国語学 一話方及作文	一哲学概説	二教授法	二日本仏教史	一国民道德	第三学年 毎週授 業時數
二	二	五	五	二	一	二	二	不定	二	一	毎週授 業時數

一、国漢科（国民科国語）

政治 憲法 法学通論 経済学原論 日本経済史 農業概論	皇室典範 民法總則 行政法各論 二行政法各論 二民法各論 二政治学 二社会学	東亞思想史 歐米思想史 心理学 一論理学 二社会学	教育史 二教育史 二教授法 二教育実習 不定	国体学 二日本儒学史 二日本仏教史 二	道義 東亞道德史 二歐米道德史 二演習 一道德原論 二	国民道德 一国民道德 一国民道德 一国民道德 一	学年 第一学年 第二学年 第三学年 業時數 每週 業時數 每週 業時數 每週				
							二	二	二	二	二
							二	二	二	二	二
							二	二	二	二	二

二、經国科 (国民科修身)

備考 戦時非常措置中ノ教練時數ハ一学年一週七時間 二、三学年四時間トス

計	四〇	四一	四〇
修練 作業	二 一	二 一	二 一
研修 作業	二 一	二 一	二 一

備考 非常措置中ノ教練時數ハ一年七時間 二、三、四年四時間トス

修練	作業	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一	二 一
計	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
古典	国語及漢文	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
歴史	国史	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
外国語	英語	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五	五 五
体鍊	体鍊	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
教練	教練	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
産業地理	二	二	二	二	二	二	二	二
国防国家論	二	二	二	二	二	二	二	二

〔朱書〕 第三章 学年学期及休日

〔朱書〕 第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月十五日ニ至ル

(参照)

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日、大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

〔朱書〕第十條第一項第三号ノ次ニ左ノ第四号ヲ加フ

四、高等女学校卒業者ニシテ本学ニ於テ入学資格ア

リト認定シタル者

〔朱書〕第十三条中「入学検定料金十円」トアルヲ「入学検

定料金二十円」ニ改ム

〔朱書〕第十三条ノ二ヲ「第十四条」ニ改メ以下順次条項ヲ

繰下ク

〔朱書〕第十五条中「入学料金十円」トアルヲ「入学料金二

十円」ニ改ム

〔朱書〕第十五条第二項ヲ削除ス

(参 照)

第十五条第二項

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ

其服役又ハ召集ノ期間休学トス

〔朱書〕第十八条ノ二ヲ「第二十條」ニ改メ以下順次条項ヲ

繰下ク

〔朱書〕第七章 授業料

〔朱書〕第二十一条 授業料八年額金四百八十円トス

(参 照)

〔朱書〕第十九條 授業料八年額金二百四十円トス

〔朱書〕第二十三條 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴

收ス

(参 照)

第二十一条 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ

徴收ス但シ第五章第十五条第二項ニヨリ休学シタ

ル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴收セス

〔朱書〕附 則

〔朱書〕第四十条 本学則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施

行ス

(参 照)

第三十八条 本学則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス

学部及予科三ヶ年収支予算書〔略〕

専門部（四科）三ヶ年収支予算書〔略〕

東洋大学西校舎平面図〔略〕

東洋大学講堂平面図〔略〕

東洋大学図書館平面図〔略〕

決議録写〔略〕

同意書

昭和二十一年三月二十五日東洋大学教授室ニ於テ東洋大学専門部父兄会ヲ開催シ左ノ通り決定ス

一、専門部授業料増額ニ関スル件

經濟事情ノ急激ナル變化ニ伴ヒ東洋大学財団ノ事業經營上授業料ノ増額ハ当然ノ事ニ属スルヲ以テ昭和二十一年度ヨリ専門部授業料ヲ式百四拾円ヲ四百八拾円ニ増額スルコトニ同意ス

昭和二十一年三月二十五日

東洋大学専門部

父兄会代表

茨城県新治郡石岡町宮下三番地

東洋大学専門部国漢科二年生石崎亨

保証人 石崎弘◎

東京都滝野川区田端町四〇四番地

東洋大学専門部国漢科三年生渡辺昭

保証人 渡辺忠義◎

東洋大学戦災復興事業計画報告〔略〕

〔添付書類〕

東洋大学専門部臨時学則

第一章 総 則

第一条 専門部ハ皇国ノ道ニ則リ哲学文学政治經濟其他高等ナル學術ヲ教授シ国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ左ノ学科ヲ置キ第一学年ニ入学セシム

ヘキ定員ハ左ノ通トス

一、国漢科 百 名

二、經国科 五十名

第三条 専門部ノ修業年限ハ二年六月トス

第四条 第二条列記ノ学科ノ外別ニ修業年限一ケ年ノ專修科ヲ置ク

專修科ニ関シテハ第九章ニ規定ス

第二章 学科課程

第五条 専門部ノ学科課程左ノ如シ

〔次頁につづく〕

一、国漢科（国文科国語）

体 鍊	外 国 語	歴 史	漢 文	国 語	哲 学	教 育	皇 民 文 化	道 義	学 科 学 年
体 鍊	英語又ハ支那語	国 史	漢 文 法 漢 文 學 概 説	有 職 故 實 国 文 法 国 文 學 概 説 国 語 講 説	心 理 学	教 育 学	国 体 学	公 民 道 徳	第 一 学 年
二	五	三	一一五	二一一六	一	二	二	二一	業 時 數 每 週 授
体 鍊	英語又ハ支那語	東 洋 史	漢 文 法 漢 文 學 史 支 那 語 時 文	国 語 學 国 文 法 国 文 學 史 国 語 講 説	論 理 学	学 校 衛 生 教 育 史	日 本 儒 学 史	国 民 道 徳	第 二 学 年
二	五	三	一二一五	二一二五	一	一二	二	一	業 時 數 每 週 授
体 鍊	英語又ハ支那語	欧 米 史	漢 文 法 漢 文 學 史 支 那 語 時 文	国 語 學 国 語 及 作 文 国 文 學 史 国 語 講 説	哲 学 概 説	教 育 實 習 教 授 法	日 本 仏 教 史	国 民 道 徳	第 三 学 年
二	五	二	一二一五	二一二五	二	不定 二	二	一	業 時 數 每 週 授

政治		哲学	教育	皇民文化	道義	学科/学年	計	修練										
産業地理	農業概論	日本經濟史	經濟學原論	法學通論	憲法典範	皇室典範			心學	歐米思想史	東亞思想史	教育學	國體學	公東國民	國民道德史	第一学年	業時數	二二二二二二
産業經營論	工商概論	經濟政策	行政法總論	民法總則	行政法各論	行政法各論	論理學	歐米思想史	東亞思想史	學校衛生	日本儒學史	演習	國民道德史	第二学年	業時數	二二二二二二	四一	作研體 業修鍊
國防國家論	勞務管理學	社會政策	財政學	政治學	民法各論	行政法各論	社會學	哲學概論	教育實習	教授法	日本仏教史	道徳原論	國民道德史	第三学年	業時數	二二二二二二	四〇	作研體 業修鍊

二、經國科(國民科修身)

備考 戰時非常措置中ノ教練時數ハ一学年一週七時間 二、三学年四時間トス

合	修	教	体	外	歴	古
計	練	練	鍊	国	史	典
	作	体	体	英	国	国
	研	教	体	語	史	語
	業	練	鍊	語	史	及
	修	練	鍊	語	史	漢
四	一	二	二	五	二	二
四	二	二	二	五	二	二
	作	体	体	英	大	国
	研	教	体	語	東	語
	業	練	鍊	語	亞	及
	修	練	鍊	語	史	漢
四	一	二	二	五	二	二
四	二	二	二	五	二	二
	作	体	体	英	欧	国
	研	教	体	語	米	語
	業	練	鍊	語	史	及
	修	練	鍊	語	史	漢
四	一	二	二	五	二	二
四	二	二	二	五	二	二

備考 非常措置中ノ教練時數ハ一年七時間 二、三年四時間トス

第三章 学年学期及休日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後学期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休日左ノ如シ

日曜日、祝日大祭日及本学記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入学

第九条 入学期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第一種生徒トシ

テ第一学年ニ入学セシム

一、中学校第四学年以上ヲ修了シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニヨル試験検定ニ合格

シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ

受ケタル者

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第二種生徒トシ

于第一学年ニ入学セシム但シ第二号ニヨル入学者ハ
教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

一、教員檢定ニ関スル規程第五條第五号、第六号及
第七号ニ該当スル者

二、本学ニ於テ専門部ニ入学シ得ヘキ学力アリト認
定シタル者

第十二條 第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ第十條又
ハ第十一條ノ資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ課程ニヨル
試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス但シ本条ノ入
学者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ス

第十三條 入学志願者ハ規定ノ書式ニヨル入学願書ヲ差
出シ別ニ入学檢定料金拾円ヲ納ムベシ但シ檢定料ハ
受檢ノ如何ニ拘ラズ返付セズ

第十三條ノ二 志願者ハ考査ノ上入学ヲ許可ス

第十四條 入学ヲ許サレタル者ハ入学料金拾五円ヲ添ヘ
規定ノ書式ニヨル在学証書ヲ差出スヘシ

第五章 休学、退学及除籍

第十五條 生徒三ヶ月以上修学スルコト能ハスト認メタ
ルトキハ許可ヲ得テ其学年休学スルコトヲ得

陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ応スル者ハ其
服役又ハ召集ノ期間休学ス

第十六條 生徒退学セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツ

ヘシ

第十七條 生徒欠席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若
クハ授業料ヲ納付セサルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ
得

第六章 賞 罰

第十八條 生徒ニシテ品行方正學術優秀ナル者ハ之ヲ特
待生トス

第十八條ノ二 生徒ニシテ本学則ニ違背シソノ本分ニ背
反セル行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス
懲戒ハ譴責停学及退学トス

第七章 授業料

第十九條 授業料ハ年額金式百四拾円トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 生徒退学シ除籍セラレ又ハ退学ヲ命セラレタ
ルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第二十一條 生徒休学ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴収
ス但シ第五章第十五條第二項ニヨリ休学シタル者ハ
此期間月割ヲ以テ之ヲ徴収セス

第八章 試験及卒業

第二十二條 試験ハ每学期之ヲ行フ

第二十三條 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能
ハサル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フ事アルヘシ 追

試験ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四条 試験評点ハ一科目一百点ヲ以テ満点トス

各学期試験評点ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ学年試

験評点トス

第二十五条 学年試験評点ニ於テ各科目五十点平均六十

点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六条 第三学年ノ全試験ニ合格シタルモノハ卒業

者トシ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第二十七条 第二種生徒ニシテ各学年ノ学科ヲ選修シタ

ル者ニハ選科修業証書ヲ授与ス

第九章 専修科

第二十八条 専修科ハ東洋大学専門部各科卒業者ヲ入学

セシメ当該学科ニ付更ニ研究セシム

但シ卒業後三ケ年ヲ経過シタル者ハ此限ニ在ラス

国 漢 科

学 科	業一 時週 数授	学 科	業一 時週 数授
国民道徳	一	教 育 学	二
英文教授法	一	国 語 学 史	二
日本文学史	二	支那文学史	二
漢文学演習	五	国 史	二
授業時数合計	二五	国文学演習	五

經 国 科

学 科	業一 時週 数授	学 科	業一 時週 数授
国民道徳	一	国 体 学	二
日本道徳	二	東亜道徳史	二
欧米思想史	二	教 育 学	二
政治経済	六	国 史	二
授業時数合計	二五	欧米道徳史	二
		道徳原論	二
		教授法	二

第二十九条 専修科ノ学科並学科課程左ノ如シ

第三十条 生徒ニ関スル規程ハ之ヲ専修科生徒ニ準用ス

第三十一条 専修科ノ卒業試験ニ合格シタル者ハ之ニ専修科卒業証書ヲ授与ス

第九章 選科生及聴講生

第三十二条 専門部ノ学科ニツキ選修セントスル者ハ相当ノ学力アル者ニ限り選科生トシテ入学ヲ許スコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス

第三十三条 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

第三十四条 選科生ニシテ専門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ第十一条第二号ノ規程ニ準シテ相当学年ニ編入スルコトアルヘシ但シ本条ニヨル編入者ハ教員無試験検定ヲ受クルヲ得ス

第三十五条 専門部ノ学科ニツキ聴講セムトスル者ハ相当学力アル者ニ限り聴講生トシテ許可スルコトアルヘシ

生徒ニ関スル規程ハ之ヲ聴講生ニ準用ス

第三十六条 聴講生其聴講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ証書ヲ授与ス

附 則

第三十七条 本学則実施ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八条 本学則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和廿一年度 新制学科目担当予定表〔略〕

専門部教授数調

東洋大学 函

計 二九	昭和二十一年度	専任	兼任	計 四六	昭和二十三年度	専任	兼任	備考
	昭和二十二年度	専任	兼任	計 五七				
		一七	一一	二六	二〇	三三	二五	

昭和二十一年度収支予算〔略〕

* 1 ↓ * 2 [朱書]

『自大13年4月 東洋大学専門部

宗敎大学 第5・6冊』

国立公文書館所蔵

一八〇—二 東洋大学専門部學則變更認可書

〔昭和二十一年六月二十七日〕

校学三五九号

東洋大学財団

昭和二十一年三月三十日附庶第七二号申請東洋大学専門部學則中變更の件はこれを認可する

昭和二十一年六月二十七日

文部大臣 田中耕太郎 印

『認可書等綴 大学

自明治四十年四月至昭和五十年三月』

東洋大学企画室所蔵